

令和 7 年第 1 回定例会会議録

令和7年第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期29日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月19日	水	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・副議長の選挙・菊池広域連合議会議員の選挙・議案上程・提案理由説明
2月20日	木	休 会	議案調査
2月21日	金	休 会	議案調査
2月22日	土	休 会	（市の休日）
2月23日	日	休 会	（市の休日）
2月24日	月	休 会	（市の休日）
2月25日	火	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
2月26日	水	本会議	一般質問
2月27日	木	本会議	一般質問
2月28日	金	本会議	一般質問
3月 1日	土	休 会	（市の休日）
3月 2日	日	休 会	（市の休日）
3月 3日	月	休 会	議案調査
3月 4日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 5日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 6日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 7日	金	休 会	議事整理
3月 8日	土	休 会	（市の休日）
3月 9日	日	休 会	（市の休日）
3月10日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月11日	火	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
3月12日	水	休 会	議事整理
3月13日	木	休 会	議事整理
3月14日	金	委員会	予算決算常任委員会
3月15日	土	休 会	(市の休日)
3月16日	日	休 会	(市の休日)
3月17日	月	休 会	議事整理
3月18日	火	休 会	議事整理
3月19日	水	本会議	委員会報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和 7 年 第 1 回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月19日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号……………	21
2. 本日の会議に付した事件……………	22
3. 出席議員氏名……………	24
4. 欠席議員氏名……………	25
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	25
6. 事務局職員出席者……………	25
7. 開 会……………	26
8. 開 議……………	26
9. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	27
10. 日程第2 会期の決定……………	27
休 憩……………	27
開 議……………	27
11. 日程第3 議事第1号 菊池市議会副議長の選挙……………	27
休 憩……………	29
開 議……………	29
12. 日程第4 議事第2号 菊池広域連合議会議員の選挙……………	29
13. 日程第5 議案第13号及び議案第14号一括上程・説明……………	30
休 憩……………	32
開 議……………	32
質疑・討論・採決……………	33
14. 日程第6 議案第1号から議案第12号及び議案第15号から議案第33号 一括上程・説明……………	33
15. 日程第7 報告第1号及び報告第2号一括上程・報告・質疑……………	49
16. 日程通告 散会……………	50
 2月20日（木曜日） 休 会	
2月21日（金曜日） 休 会	
2月22日（土曜日） 休 会	
2月23日（日曜日） 休 会	
2月24日（月曜日） 休 会	

2月25日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	53
2. 本日の会議に付した事件	53
3. 出席議員氏名	53
4. 欠席議員氏名	54
5. 説明のため出席した者の職氏名	54
6. 事務局職員出席者	54
7. 開 議	55
8. 日程第1 質疑（議案第27号）	55
東奈津子議員質疑	55
○前川幸輝教育部長答弁	55
安武睦夫議員質疑	56
○北島悠子政策企画部長答弁	56
9. 日程第2 委員会付託	57
10. 日程通告 散会	58

2月25日（火曜日） 予算決算常任委員会

2月26日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	61
2. 本日の会議に付した事件	61
3. 出席議員氏名	61
4. 欠席議員氏名	61
5. 説明のため出席した者の職氏名	62
6. 事務局職員出席者	62
7. 開 議	63
8. 日程第1 一般質問	63
(1) 泉田栄一郎議員質問	63
「国際交流について」	63
○北島悠子政策企画部長答弁	64
泉田栄一郎議員質問	64
○北島悠子政策企画部長答弁	65
泉田栄一郎議員質問	66
○江頭実市長答弁	66

(2) 泉田栄一郎議員質問	66
「投票率の向上について」	68
○安武昭二選挙管理委員会委員長答弁	69
泉田栄一郎議員質問	70
○安武昭二選挙管理委員会委員長答弁	70
泉田栄一郎議員質問	71
○安武昭二選挙管理委員会委員長答弁	71
(3) 泉田栄一郎議員質問	72
「洒水西小学校付近の市道拡幅及び計画について」	72
○久川知己建設部長答弁	72
泉田栄一郎議員質問	73
○久川知己建設部長答弁	73
泉田栄一郎議員質問	73
○久川知己建設部長答弁	73
休 憩	74
開 議	74
(1) 島春代議員質問	74
「带状疱疹ワクチン接種への費用助成について」	74
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	74
島春代議員質問	75
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	76
(2) 島春代議員質問	77
「AED設置状況について」	77
○開田智浩総務部長答弁	78
島春代議員質問	78
○開田智浩総務部長答弁	80
島春代議員質問	80
○開田智浩総務部長答弁	81
(3) 島春代議員質問	81
「道路の安全管理について」	82
○久川知己建設部長答弁	82
島春代議員質問	83
○久川知己建設部長答弁	83
昼食休憩	84

開 議	84
(1) 稲継智康議員質問	84
「まちなかデザイン会議について」	84
○北島悠子政策企画部長答弁	85
稲継智康議員質問	85
○北島悠子政策企画部長答弁	86
稲継智康議員質問	86
○前川幸輝教育部長答弁	87
稲継智康議員質問	87
○前川幸輝教育部長答弁	88
稲継智康議員質問	88
○北島悠子政策企画部長答弁	89
稲継智康議員質問	89
○北島悠子政策企画部長答弁	89
(2) 稲継智康議員質問	90
「菊池温泉街リブランディング事業について」	90
○三池克徳経済部長答弁	90
稲継智康議員質問	91
○三池克徳経済部長答弁	91
稲継智康議員質問	92
○三池克徳経済部長答弁	93
稲継智康議員質問	94
○三池克徳経済部長答弁	94
稲継智康議員質問	95
○三池克徳経済部長答弁	95
稲継智康議員質問	95
○江頭実市長答弁	96
(3) 稲継智康議員質問	97
「ふるさと菊池応援大使について」	97
○三池克徳経済部長答弁	97
稲継智康議員質問	98
○三池克徳経済部長答弁	98
稲継智康議員質問	98
○三池克徳経済部長答弁	99

稲継智康議員質問	99
○三池克徳経済部長答弁	99
稲継智康議員質問	99
○江頭実市長答弁	100
休 憩	102
開 議	102
(1) 本藤潔議員質問	102
「ふるさと納税について」	102
○北島悠子政策企画部長答弁・訂正	102
本藤潔議員質問	104
○北島悠子政策企画部長答弁	104
本藤潔議員質問	105
○北島悠子政策企画部長答弁	106
本藤潔議員質問	106
○北島悠子政策企画部長答弁・訂正	106
(2) 本藤潔議員質問	107
「移住定住促進策について」	107
○北島悠子政策企画部長答弁	108
本藤潔議員質問	109
○北島悠子政策企画部長答弁	110
本藤潔議員質問	111
○江頭実市長答弁	111
(3) 本藤潔議員質問	112
「こども計画について」	112
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	112
本藤潔議員質問	113
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	114
本藤潔議員質問	114
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	115
本藤潔議員質問	116
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	116
9. 日程通告 散会	117

2月27日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	121
2. 本日の会議に付した事件	121
3. 出席議員氏名	121
4. 欠席議員氏名	121
5. 説明のため出席した者の職氏名	122
6. 事務局職員出席者	122
7. 開 議	123
泉田栄一郎議員発言取消し申出	123
8. 日程第1 一般質問	123
(1) 安武睦夫議員質問	123
「歴史文化基本構想について」	123
○前川幸輝教育部長答弁	124
安武睦夫議員質問	126
○前川幸輝教育部長答弁	126
安武睦夫議員質問	127
○江頭実市長答弁	128
(2) 安武睦夫議員質問	129
「シビックプライドの醸成について」	130
○北島悠子政策企画部長答弁	131
○前川幸輝教育部長答弁	132
安武睦夫議員質問	132
○北島悠子政策企画部長答弁	133
安武睦夫議員質問	133
○北島悠子政策企画部長答弁	134
安武睦夫議員質問	134
○音光寺以章教育長答弁	135
安武睦夫議員質問	136
○江頭実市長答弁	137
休 憩	140
開 議	140
(1) 荒木崇之議員質問	140
「地域おこし協力隊について」	140
休 憩	141

開 議	142
○北島悠子政策企画部長答弁	142
荒木崇之議員質問	142
○北島悠子政策企画部長答弁	143
荒木崇之議員質問	143
○北島悠子政策企画部長答弁	144
荒木崇之議員質問	145
○北島悠子政策企画部長答弁	145
休 憩	145
開 議	145
○北島悠子政策企画部長答弁	146
荒木崇之議員質問	146
○北島悠子政策企画部長答弁	147
休 憩	147
開 議	147
○音光寺以章教育長答弁	147
(2) 荒木崇之議員質問	147
「水道局の工事の設計について」	148
○財津裕一水道局長答弁	148
荒木崇之議員質問	148
○財津裕一水道局長答弁	149
荒木崇之議員質問	150
○財津裕一水道局長答弁	150
荒木崇之議員質問	150
○江頭実市長答弁	151
荒木崇之議員質問	152
○財津裕一水道局長答弁	153
荒木崇之議員質問	153
○財津裕一水道局長答弁	154
荒木崇之議員質問	154
○財津裕一水道局長答弁	154
荒木崇之議員質問	155
○江頭実市長答弁	156
荒木崇之議員質問	156

○江頭実市長答弁	157
荒木崇之議員質問	157
○財津裕一水道局長答弁	157
昼食休憩	158
開 議	158
荒木崇之議員発言取消し申出	158
(1) 猿渡美智子議員質問	159
「不登校の子どもたちへの支援について」	159
○前川幸輝教育部長答弁	159
猿渡美智子議員質問	160
○前川幸輝教育部長答弁	160
猿渡美智子議員質問	161
○前川幸輝教育部長答弁	162
猿渡美智子議員質問	162
○前川幸輝教育部長答弁	162
猿渡美智子議員質問	163
○前川幸輝教育部長答弁	163
猿渡美智子議員質問	163
○前川幸輝教育部長答弁	164
(2) 猿渡美智子議員質問	164
「高齢者の生活支援について」	165
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	166
猿渡美智子議員質問	167
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	167
猿渡美智子議員質問	168
○宇野木浩二市民環境部長答弁	168
猿渡美智子議員質問	169
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	170
休 憩	171
開 議	171
(1) 田中教之議員質問	171
「消費者行政について」	171
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	172
田中教之議員質問	173

○中尾孝浩健康福祉部長答弁	176
(2) 田中教之議員質問	176
「公共交通政策について」	177
○北島悠子政策企画部長	178
田中教之議員質問	179
○北島悠子政策企画部長	181
(3) 田中教之議員質問	182
「文化施設について」	182
○前川幸輝教育部長答弁	183
田中教之議員質問	184
○音光寺以章教育長答弁	185
9. 日程通告 散会	186

2月28日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	189
2. 本日の会議に付した事件	189
3. 出席議員氏名	189
4. 欠席議員氏名	190
5. 説明のため出席した者の職氏名	190
6. 事務局職員出席者	190
7. 開 議	191
8. 日程第1 一般質問	191
(1) 福島英徳議員質問	191
「複式学級が見込まれる学校の現状と課題について」	191
○北島悠子政策企画部長答弁	193
○前川幸輝教育部長答弁・訂正	193
○音光寺以章教育長答弁・訂正	194
福島英徳議員質問	195
○前川幸輝教育部長答弁	196
福島英徳議員質問	196
○音光寺以章教育長答弁	196
福島英徳議員質問	197
○江頭実市長答弁	197
福島英徳議員質問	197

○江頭実市長答弁	198
(2) 福島英徳議員質問	198
「既存の市の施設活用について」	199
○久川知己 建設部長答弁	199
福島英徳議員質問	200
○久川知己 建設部長答弁	200
福島英徳議員質問	200
○久川知己 建設部長答弁	200
福島英徳議員質問	201
○久川知己 建設部長答弁	201
福島英徳議員質問	201
○久川知己 建設部長答弁	202
福島英徳議員質問	202
○江頭実市長答弁	202
休憩	203
開議	203
(1) 東奈津子議員質問	203
「地下水問題について」	203
○宇野木浩二市民環境部長答弁	204
東奈津子議員質問	205
○宇野木浩二市民環境部長答弁	206
東奈津子議員質問	206
○宇野木浩二市民環境部長答弁	207
東奈津子議員質問	208
○江頭実市長答弁	209
(2) 東奈津子議員質問	209
「生活保護行政について」	210
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	211
東奈津子議員質問	211
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	213
東奈津子議員質問	213
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	214
昼食休憩	215
開議	215

(1) 二ノ文伸元議員質問	215
「ラブベンチについて」	215
○江頭実市長答弁	216
二ノ文伸元議員質問	217
○江頭実市長答弁	217
二ノ文伸元議員質問	217
○江頭実市長答弁	218
二ノ文伸元議員質問	218
○江頭実市長答弁	218
(2) 二ノ文伸元議員質問	220
「水道検針について」	220
○江頭実市長答弁	222
二ノ文伸元議員質問	222
○江頭実市長答弁	222
二ノ文伸元議員質問	222
○江頭実市長答弁	224
休 憩	224
開 議	224
(1) 木下雄二議員質問	224
「小川基金を活用した給付型奨学金の状況について」	224
○前川幸輝教育部長答弁	225
木下雄二議員質問	225
○音光寺以章教育長答弁	226
(2) 木下雄二議員質問	226
「竜門ダム市町村交付金の龍門地域振興基金設立について」	226
○江頭実市長答弁	227
木下雄二議員質問	228
○江頭実市長答弁	229
(3) 木下雄二議員質問	229
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	229
○前川幸輝教育部長答弁	230
木下雄二議員質問	231
○前川幸輝教育部長答弁	231
木下雄二議員質問	231

○江頭実市長答弁	232
(4) 木下雄二議員質問	233
「九州産廃菊池事業所廃止後の水迫地区への対応について」	233
○宇野木浩二市民環境部長答弁	234
(5) 木下雄二議員質問	234
「国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業について」	235
○宇野木浩二市民環境部長答弁	236
木下雄二議員質問	236
○江頭実市長答弁	237
9. 日程第2 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会行政視察報告	238
・総務文教常任委員長報告	238
・福祉厚生常任委員長報告	241
10. 日程通告 散会	244

3月 1日(土曜日)	休 会
3月 2日(日曜日)	休 会
3月 3日(月曜日)	休 会
3月 4日(火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 5日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 6日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 7日(金曜日)	休 会
3月 8日(土曜日)	休 会
3月 9日(日曜日)	休 会
3月10日(月曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月11日(火曜日)	休 会
3月12日(水曜日)	休 会

3月13日（木曜日） 休 会
 3月14日（金曜日） 予算決算常任委員会
 3月15日（土曜日） 休 会
 3月16日（日曜日） 休 会
 3月17日（月曜日） 休 会
 3月18日（火曜日） 休 会

3月19日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	247
2. 本日の会議に付した事件	247
3. 出席議員氏名	248
4. 欠席議員氏名	248
5. 説明のため出席した者の職氏名	248
6. 事務局職員出席者	249
7. 開 議	250
8. 日程第1 各常任委員長報告	250
・総務文教常任委員長報告	250
・福祉厚生常任委員長報告	253
・経済建設常任委員長報告	254
・予算決算常任委員長報告	255
質疑	258
討論（議案第21号～議案第24号、議案第27号）	258
東奈津子議員討論	258
採決（議案第1号～議案第12号、議案第15号～ 議案第20号、議案第25号、議案第26号、 議案第28号～議案第33号）	261
採決（議案第21号）	261
採決（議案第22号）	262
採決（議案第23号）	262
採決（議案第24号）	262
採決（議案第27号）	262
9. 日程第2 議案第34号 上程・説明	262
休 憩	264
開 議	264

	質疑	264
	荒木崇之議員質疑	264
	○中尾孝浩健康福祉部長答弁	264
	荒木崇之議員質疑	265
	○中尾孝浩健康福祉部長答弁	265
	討論	266
	採決	266
10. 日程第3	議会改革検討特別委員会の報告・質疑	266
11. 日程第4	議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	270
12. 日程第5	議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	271
13. 日程第6	議員提出議案第3号 上程・説明・質疑	272
	討論	273
	(1) 安武睦夫議員討論	273
	(2) 大山宝治議員討論	274
	(3) 東奈津子議員討論	274
	(4) 稲継智康議員討論	275
	(5) 本藤潔議員討論	276
	(6) 木下雄二議員討論	277
	(7) 荒木崇之議員討論	277
	採決	278
14. 日程第7	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	278
15. 閉会		280

第 1 号

2 月 1 9 日

令和 7 年第 1 回菊池市議会定例会

議事日程 第 1 号

令和 7 年 2 月 1 9 日（水曜日）午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議事第 1 号 菊池市議会副議長の選挙

第 4 議事第 2 号 菊池広域連合議会議員の選挙

第 5 議案第 1 3 号 令和 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 1 4 号 令和 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 0 号）

一括上程・説明・質疑・討論・採決

第 6 議案第 1 号 菊池市公共交通会議条例の制定について

議案第 2 号 菊池市中学校部活動地域展開検討協議会条例の制定について

議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 菊池市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

議案第 9 号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 0 号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 2 号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 15 号 令和 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 11 号）
議案第 16 号 令和 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 17 号 令和 6 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 18 号 令和 6 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 19 号 令和 6 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 20 号 令和 6 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 21 号 令和 7 年度菊池市一般会計予算
議案第 22 号 令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 23 号 令和 7 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 24 号 令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
議案第 25 号 令和 7 年度菊池市水道事業会計予算
議案第 26 号 令和 7 年度菊池市下水道事業会計予算
議案第 27 号 第五次菊池市行政改革大綱の策定について
議案第 28 号 財産の無償譲渡について
議案第 29 号 財産の無償譲渡について
議案第 30 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市市民会館）
議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市総合体育館）
議案第 32 号 市道路線の廃止について
議案第 33 号 市道路線の認定について

一括上程・説明

- 第 7 報告第 1 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第 2 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

一括上程・報告・質疑



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議事第 1 号 菊池市議会副議長の選挙
日程第 4 議事第 2 号 菊池広域連合議会議員の選挙
日程第 5 議案第 13 号 令和 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 14 号 令和 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）
一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 6 議案第 1 号 菊池市公共交通会議条例の制定について
- 議案第 2 号 菊池市中学校部活動地域展開検討協議会条例の制定について
- 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 菊池市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 令和 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 16 号 令和 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 17 号 令和 6 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 18 号 令和 6 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 令和 6 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 20 号 令和 6 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 21 号 令和 7 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 22 号 令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 7 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計予算

- 議案第25号 令和7年度菊池市水道事業会計予算
議案第26号 令和7年度菊池市下水道事業会計予算
議案第27号 第五次菊池市行政改革大綱の策定について
議案第28号 財産の無償譲渡について
議案第29号 財産の無償譲渡について
議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市市民会館）
議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市総合体育館）
議案第32号 市道路線の廃止について
議案第33号 市道路線の認定について

一括上程・説明

- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第2号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

一括上程・報告・質疑



出席議員（19名）

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 本 藤 潔 |
| 2番 | 安 武 睦 夫 |
| 3番 | 稲 継 智 康 |
| 4番 | 古 田 浩 敏 |
| 5番 | 島 春 代 |
| 6番 | 大 山 宝 治 |
| 7番 | 田 中 教 之 |
| 8番 | 福 島 英 徳 |
| 9番 | 緒 方 哲 郎 |
| 10番 | 後 藤 英 夫 |
| 12番 | 東 奈津子 |
| 13番 | 水 上 隆 光 |
| 14番 | 猿 渡 美智子 |
| 15番 | 荒 木 崇 之 |
| 16番 | 工 藤 圭一郎 |
| 17番 | 二ノ文 伸 元 |
| 18番 | 泉 田 栄一郎 |

19番 木下雄二

20番 山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	北島悠子
総務部長	開田智浩
市民環境部長	宇野木浩二
健康福祉部長	中尾孝浩
経済部長	三池克徳
建設部長	久川知己
七城支所長	古田十咲
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	高島英輔
財政課長	上野重智
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	中原親弘
水道局長	財津裕一
監査委員事務局長	高木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	高山賢一
議会係	志水利貞
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

午前１０時００分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は１９名です。定足数に達していますので、ただいまから令和７年第１回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

平直樹前議員から令和７年１月３１日付で、議員を辞職したい旨の願いが提出されました。

地方自治法第１２６条の規定によって、同日、これを許可しましたので、会議規則第１４６条第３項の規定によってご報告をいたします。

また、平直樹前議員の辞職に伴い、議会広報特別委員会に欠員が生じ、委員長が不在となりましたので、議会広報特別委員会委員の後任に、島春代議員を指名し、その後、委員長の互選が行われ、泉田栄一郎副委員長が議会広報特別委員長に就任されました。引き続き副委員長の互選が行われ、大山宝治委員が議会広報特別副委員長に就任されていますので、ご報告いたします。

同じく、平直樹前議員の辞職に伴い、政治倫理条例検討特別委員会の委員長が不在となりましたので、委員長の互選が行われ、田中教之委員が政治倫理条例検討特別委員長に就任されていますので、ご報告いたします。

次に、２月７日に、市議会議員共済会第１２９回代議員会が東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

また、監査委員から令和６年１２月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前１０時０２分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第 1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、本藤潔議員及び安武睦夫議員を指名します。

○

日程第 2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から 3 月 19 日までの 29 日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 19 日までの 29 日間と決定しました。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前 10 時 03 分

開議 午前 10 時 11 分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第 3 議事第 1 号 菊池市議会副議長の選挙

○水上隆光 議長 次に、日程第 3、議事第 1 号、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○水上隆光 議長 ただいまの出席議員数は 19 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に田中教之議員及び福島英徳議員を指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○水上隆光 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○水上隆光 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○水上隆光 議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。副議長の選挙は、議長を除く全員が候補者です。投票は単記無記名です。白票については無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票用紙に記載をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

[登壇]

○松原憲一 議会事務局長 それでは、命によりまして、お名前を読み上げます。

1 番、本藤潔議員。2 番、安武睦夫議員。3 番、稲継智康議員。4 番、古田浩敏議員。5 番、島春代議員。6 番、大山宝治議員。7 番、田中教之議員。8 番、福島英徳議員。9 番、緒方哲郎議員。10 番、後藤英夫議員。12 番、東奈津子議員。14 番、猿渡美智子議員。15 番、荒木崇之議員。16 番、工藤圭一郎議員。17 番、二ノ文伸元議員。18 番、泉田栄一朗議員。19 番、木下雄二議員。20 番、山瀬義也議員。それでは、最後に水上議長、お願いします。

○水上隆光 議長 以上、19 名です。

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○水上隆光 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○水上隆光 議長 開票を行います。田中教之議員及び福島英徳議員は、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○水上隆光 議長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 19 票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票数 19 票。

無効投票数 0 票です。

有効投票中、泉田栄一朗議員 19 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5 票です。よって、泉田栄一朗議員が副議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ご承諾をお願いします。

ただいまから、副議長のご挨拶があります。

[登壇]

○**泉田栄一郎 副議長** まずは、議員の皆様、ご支持をいただきましてありがとうございます。身の引き締まる思いでございます。

全員の方から支持をいただき、さらにさらに頑張れというご声援だったと思います。これから議員の皆様のいろんな声を聞きながら、また、職員の皆様の声を聞きながら、水上議長を支えていって、頑張っていきたいと思います。

市民の負託に応えるよう、これから残す任期を全力で頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

○**水上隆光 議長** ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時24分

開議 午前10時32分
○

○**水上隆光 議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議事第2号 菊池広域連合議会議員の選挙

○**水上隆光 議長** 次に、日程第4、議事第2号、菊池広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**水上隆光 議長** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことで決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**水上隆光 議長** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、後藤英夫議員を指名します。

お諮りします。後藤英夫議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました後藤英夫議員が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された後藤英夫議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。



日程第5 議案第13号及び議案第14号 一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議案第13号及び議案第14号の2案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から3月19日までの29日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第13号、令和6年度一般会計補正予算（第9号）につきましては、予算の総額に2億1,819万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ310億7,330万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金でございます。

本議案につきましては、今後、給付を進めるに当たり、システム改修などの準備を早急に進める必要があるものでございます。

次に、議案第14号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、予算の総額に425万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ310億7,755万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、市議会議員補欠選挙となっております。

本議案につきましては、市議会議員補欠選挙の実施に当たり、事務手続を早急に進める必要があるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第13号及び議案第14号につきまして、一括してご説明をいたします。

議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の3ページでございます。

議案第13号、令和6年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2億1,819万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ310億7,330万1,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金による増額でございます。

なお、物価高騰対応重点支援給付金については、令和6年度中の給付開始を予定しており、早急にシステム改修を行い、対象者の抽出、申請受付等を行う必要があることから、議決をお願いするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

目2総務費国庫補助金2億1,819万6,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、物価高騰対応重点支援給付金の財源でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

目1社会福祉総務費2億1,819万6,000円の増額は、物価高騰対応重点支援給付金及び事務費でございます。

4段目の節12委託料481万円の増額は、システム改修や文書発送等の委託料でございます。

最下段の節19扶助費2億900万円の増額は、物価高騰対応重点支援給付金でございまして、住民税非課税世帯への給付金や、住民税非課税世帯のこども加算分の給付金でございます。

本給付金事業の実施に当たっては、全額国費で賄われるため、市の持ち出しはございません。

それでは、6 ページに戻っていただくようお願いをいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

本給付金事業の年度内での完了が困難であるため、今回、繰越明許費の設定を行うものでございます。

続きまして、13 ページをお願いいたします。

議案第14号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

14 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に425万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ310億7,755万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、市議会議員補欠選挙に係るポスター掲示場設置等の本年度中に実施する作業による増額でございます。

なお、市議会議員補欠選挙の実施に当たり、ポスター掲示場の設置等の事務手続を早急に行う必要があることから、議決をお願いするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明をいたします。

19 ページをお願いいたします。

目1財政調整基金繰入金425万1,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

20 ページをお願いします。

目4市議会議員選挙費425万1,000円の増額は、市議会議員補欠選挙の準備に係る職員手当等、投票用紙の印刷費用、ポスター掲示場設置等委託料などが主な内容となっております。

それでは、16 ページに戻っていただくようお願いします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

内容といたしましては、ポスター掲示場の設置等について、令和7年度にかけて年度をまたいで委託を行うため、今回1件の債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上、議案第13号及び議案第14号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時42分

開議 午前10時56分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号及び議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第13号及び議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第13号及び議案第14号については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第1号から議案第12号及び議案15号から議案第33号
一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議案第1号から議案第12まで、及び議案第15号から議案第33号までの31案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

〔登壇〕

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和7年度の予算編成方針につきまして述べさせていただきます。

来る4月に市長選挙が行われることに伴いまして、令和7年度当初予算につきましては、政策的経費を極力抑え、義務的な経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成したところでございます。

まず、国の令和7年度予算編成の基本方針によりますと、我が国経済が緩やかな

回復を続けると見込まれる中、経済全体の需給バランスは、今後、需要不足から供給制約の局面に入ると見られ、官民が連携する形で成長分野における投資を促進するとともに、地方の中堅・中小企業の人手不足対策を含めた生産性向上の取組を支援するなど、日本経済及び地方経済の中長期的な成長力を強化することが必要となるとされております。

また、それらの取組と人への投資及び労働市場改革を合わせ、賃上げの流れを構造的・持続的なものとすると同時に、現下の物価高の下、誰一人取り残されない形で成長型経済に移行するためには、特に物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援や、地域の実情に応じたきめ細かい物価高対策など、当面の措置を講ずる必要があるとされております。

加えて、東日本大震災や令和6年能登半島地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興、外交・安全保障環境の変化への適切な対応、防犯・治安対策の強化、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進を含め、「誰一人取り残されない社会」の実現に向けた取組を推進し、成長型経済への移行の礎となる、国民の安心・安全の確保に万全を期すことも必要であるとされております。

そのため、経済財政運営に当たっては、デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政をつくっていくとされております。

次に、本市の財政状況を見ますと、本市の令和5年度一般会計の決算では、財政構造のいわゆる弾力性を判断する指標であります経常収支比率は、前年度から1.4%上昇し、90.2%と高い水準にあることから、これ以上、財政の硬直化が進まないよう、経常経費の増加には十分留意する必要があります。

また、深刻化する少子高齢化を踏まえた子育て支援施策や、社会保障関連施策の充実などに伴い、扶助費は今後も一層の増加が見込まれ、公共施設の更新や防災対策、さらには物価や人件費の高騰のあおりもあり、本市の財政状況は、より一層厳しさを増していくものと考えられます。

このような状況の中、令和7年度一般会計の歳入予算のうち、主なものを申しますと、まず市税につきましては、市民税は個人、法人ともに増額、固定資産税は減額を見込み、前年度比0.6%の減、国庫支出金につきましては、児童手当に係る負担金及び各種事業の補助金の増などにより、20.4%の増、繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金の減により、0.6%の減などを見込んでおります。

次に、歳出予算につきましては、新規事業や投資的事業等の政策的経費につま

しては、計上しないことを原則としておりますが、緊急性が高いもの、継続事業、災害関連事業、特に、市民生活に影響を及ぼすと思われるものにつきましては、当初予算として計上いたしております。

このような基本的な考えに沿って編成した令和7年度の予算規模は、一般会計296億400万円、対前年度比3.1%の増、特別会計133億4,002万円、対前年度比0.3%の減、企業会計45億8,235万7,000円、対前年度比3.7%の増となっております。

それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、地方自治法の規定により、執行機関の附属機関を設置する菊池市公共交通会議条例、及び菊池市中学校部活動地域展開検討協議会条例の新規制定、議案第3号は、議案第1号及び議案第2号の条例制定に伴う、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第4号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に伴う、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正、議案第5号及び議案第6号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う、菊池市職員の育児休業等に関する条例及び菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第7号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正、議案第8号は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るための、菊池市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の新規制定、議案第9号は、厚生労働省令の改正に伴う、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第10号は、迫間川つなぎ石公園の設置に伴う、菊池市都市公園条例の一部改正、議案第11号は、小木グラウンドの廃止に伴う、菊池市営グラウンド条例の一部改正、議案第12号は、七城北地区ゲートボール場の廃止に伴う菊池市営ゲートボール場条例の一部改正でございます。

次に、議案第15号から議案第20号までは、それぞれ、令和6年度の一般会計、各特別会計及び上下水道事業会計の補正予算でございます。

また、別冊となっております、議案第21号から議案第26号までは、令和7年度の当初予算でございます。

次に、議案第27号、第五次菊池市行政改革大綱の策定については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第 28 号及び議案第 29 号は、地方自治法の規定による財産の無償譲渡でございます。

次に、議案第 30 号及び議案第 31 号は、地方自治法の規定による公の施設の指定管理者の指定でございます。

次に、議案第 32 号及び議案第 33 号は、道路法の規定による市道路線の廃止及び認定でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第 1 号から議案第 12 号まで、及び議案第 15 号から議案第 33 号までにつきまして、一括してご説明をいたします。

議案書その 1 をお願いいたします。

議案書その 1 の 5 ページになります。

画面のほうは表示されておりますでしょうか。

議案第 1 号、菊池市公共交通会議条例の制定については、6 ページ及び 7 ページが改正する条例案で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地域公共交通計画の作成並びに道路運送法に規定する地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保に関する協議を行う、菊池市公共交通会議の設置に伴い、新たに条例を制定するもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

9 ページをお願いします。

議案第 2 号、菊池市中学校部活動地域展開検討協議会条例の制定については、10 ページ及び 11 ページが制定する条例案で、菊池市立中学校の部活動の地域展開について調査審議し、望ましい中学校部活動の環境整備を推進するための、菊池市中学校部活動地域展開検討協議会の設置に伴い、新たに条例を制定するもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

13 ページをお願いします。

議案第 3 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、14 ページが改正する条例案で、公共交通会議及び中学校部活動地域展開検討協議会の設置に伴い、条例を改正するもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

15ページをお願いします。

議案第4号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、16ページから20ページまでが改正する条例案で、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく給与改定に準じて、本市一般職の職員の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

21ページをお願いいたします。

議案第5号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、22ページが改正する条例案で、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例における法の引用条項等を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

23ページをお願いいたします。

議案第6号、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、24ページが改正する条例案で、同じく、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除規定の見直しや、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うため、条例の一部を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

25ページをお願いします。

議案第7号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、26ページが改正する条例案で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例における法の引用条項を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

27ページをお願いします。

議案第8号、菊池市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定については、28ページから30ページまでが制定する条例案で、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の推進施策を定めることにより、共生社会を実現するため、新たに条例を制定するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

31ページをお願いします。

議案第9号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、32ページが改正する条例案で、厚生労

働省令の一部改正に伴い、栄養士の配置等を求めている部分について、管理栄養士を追加するため、条例の一部を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

33ページをお願いします。

議案第10号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、34ページが改正する条例案で、菊池市かわまちづくり事業により設置した迫間川つなぎ石公園を都市公園に追加するため、条例の一部を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

35ページをお願いいたします。

議案第11号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定については、36ページが改正する条例案で、社会体育施設としての小木グラウンドを利用廃止するため、条例の一部を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

37ページをお願いします。

議案第12号、菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定については、38ページが改正する条例案で、社会体育施設としての七城北地区ゲートボール場を利用廃止するため、条例の一部を改正するもので、令和7年4月1日から施行することとしております。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の23ページでございます。

議案第15号、令和6年度一般会計補正予算（第11号）でございます。

25ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から2億5,704万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ308億2,050万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、道路運送事業者、中小企業・小規模事業者、農業経営者への物価高騰に対する支援事業、国の補正予算に伴う、学校体育館及び体育施設の照明改修工事、地籍調査事業、農地・農業用施設整備等のほか、職員人件費、各種事業費の執行見込みによる減額補正などが主なものとなっております。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明をいたします。

36ページをお願いします。

1 枠目の項1 市民税、目1 個人1,508万8,000円の増額及び目2 法人4,577万6,000円の減額は、税收の収入実績見込みによるものでございます。

2 枠目の目 1 固定資産税 6, 6 7 9 万 8, 0 0 0 円の減額は、税収の収入実績見込みによるものでございます。

3 7 ページをお願いします。

2 枠目の目 1 地方交付税 2 億 4, 9 2 5 万 9, 0 0 0 円の増額は、普通交付税の追加交付による増でございまして、うち 8, 3 4 0 万 2, 0 0 0 円は、臨時財政対策債の令和 7 年度及び令和 8 年度の償還財源として前倒しで交付されたものでございます。

4 1 ページをお願いします。

2 枠目の目 3 民生費国庫負担金、節 3 児童福祉費負担金のうち、3 段目の子どものための教育・保育給付費交付金 9, 3 4 6 万 7, 0 0 0 円の増額は、私立保育園等の運営補助に対する国の負担金でございます。

次に、目 4 衛生費国庫負担金 4, 4 4 5 万 3, 0 0 0 円の増額は、新型コロナ予防接種健康被害に対する国の負担金でございます。

4 2 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 総務費国庫補助金のうち、2 段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6, 0 9 1 万 1, 0 0 0 円の減額は、物価高騰対策として新たに実施する道路運送事業者、中小企業・小規模事業者、農業経営者への支援事業による増、及び本年度実施をいたしました新たに住民税非課税となった世帯等への給付や、定額減税に対する調整給付事業、畜産農家に対する補助事業の事業費確定による減でございます。

3 段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（過年度事業分）7, 4 5 4 万 2, 0 0 0 円の増額は、昨年度実施をしました物価高騰対応重点支援事業に対して、精算により追加交付されたものでございます。

4 3 ページをお願いいたします。

目 9 教育費国庫補助金 5, 9 5 5 万 8, 0 0 0 円の増額のうち、節 2 小学校費補助金、節 3 中学校費補助金、節 6 保健体育費補助金の学校施設環境改善交付金は、花房小、七城小、泗水小、泗水西小の学校体育館、菊池南中学校、旭志体育館及び総合体育館アリーナの照明改修工事の財源でございます。

4 4 ページをお願いします。

2 枠目の目 3 民生費県負担金、節 3 児童福祉費負担金のうち、3 段目の子どものための教育・保育給付費負担金 3, 3 5 8 万 2, 0 0 0 円の増額は、私立保育園等の運営補助に対する県の負担金でございます。

3 枠目の目 2 総務費県補助金、節 1 総務管理費補助金のうち、最下段の物価高騰対応生活者支援交付金（過年度事業分）2, 2 2 9 万 7, 0 0 0 円の増額は、昨年

度実施をいたしましたＬＰガス使用世帯への物価高騰対応生活者支援交付金事業に対して交付されたものでございます。

４５ページをお願いいたします。

最下段の目５農林水産業費県補助金、節１農業費補助金のうち、開けて４６ページ、５段目の担い手確保・経営強化支援事業補助金３，０００万円の増額は、農業担い手の機械導入に対する補助でございます。

同じく、節３農地費補助金のうち、１段目の地籍調査費補助金５，０６２万３，０００円の増額は、地籍調査補助事業に対する補助金でございます。国の補正予算により前倒しで交付決定されるものでございます。

４９ページをお願いいたします。

１枠目の目１財政調整基金繰入金７億１，５０４万９，０００円の減額につきましては、補正予算の財源調整でございます。

５２ページをお願いします。

２枠目から次の５３ページにかけての款２２市債につきましては、国の補正予算による農地・農業用施設整備に伴う防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や、公共事業等債、各体育館の照明改修工事に伴う学校教育施設等整備事業債などの増額、各種事業費の執行見込みによる減額により、市債全体では１億３，８００万円の増となっております。

続きまして、歳出をご説明いたします。

５９ページをお願いします。

目４財政管理費のうち、２段目の減債基金８，３４０万２，０００円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債の令和７年度及び令和８年度の償還財源として前倒しで交付されたものを、減債基金へ積み立てるものでございます。

７５ページをお願いします。

目１社会福祉総務費のうち、物価高騰対応重点支援事業１億７，９８０万３，０００円の減額は、本年度、新たに住民税非課税となった世帯等への給付や、定額減税に対する調整給付事業の事業費確定によるものでございます。

７８ページをお願いします。

目３障がい者福祉費のうち、事業最上段の障がい児通所給付費等支援事業３，４０３万８，０００円の増額は、サービス利用者の増によるものでございます。

８６ページをお願いします。

目５児童福祉施設費のうち、事業下から２つ目の私立保育園経費１億８，２７８万８，０００円の増額は、主に人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公

定価格の人件費見直しによる私立保育園等の運営補助に対する補助額の増でございます。

８９ページをお願いします。

目２予防費のうち、予防接種事業３，０９０万３，０００円の減額は、実績見込みによる予防接種業務委託料７，３４３万８，０００円の減や、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金４，４４５万３，０００円の増が主な要因でございます。

９８ページをお願いします。

目３農業振興費のうち、事業上から３つ目の担い手確保・経営強化支援事業３，０００万円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、農業担い手の機械導入に対する補助でございまして、国の補正予算による増でございます。

同じく、最下段の物価高騰対応重点支援事業９，９５１万７，０００円の増額は、物価高騰に対する農業経営者への物価高騰対応農業者支援金による増でございまして、主な財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

１００ページをお願いします。

目６畜産業費のうち、３段目の物価高騰対応重点支援事業２５５万４，０００円の減額は、畜産農家に対する飼料価格高騰に係る補助の事業費確定による減でございます。

１０２ページをお願いします。

目８農地費のうち、事業最上段の農業競争力強化基盤整備事業３，１７０万５，０００円の増額及び１０３ページ、１段目の農業水利施設保全高度化事業１，８２１万３，０００円の増額は、主に、国の補正予算に伴う、県営の農地・農業用施設整備事業の負担金による増でございます。

同じく、目９地籍調査費６，６７３万９，０００円の増額は、主に国の補正予算による増でございます。

１０７ページをお願いいたします。

目２商工業振興費のうち、最下段の物価高騰対応重点支援事業７，０６９万４，０００円の増額は、物価高騰に対する中小企業・小規模事業者や道路運送事業者への支援でございまして、主な財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

１１２ページをお願いいたします。

目１河川総務費のうち、３段目の単県事業負担金経費４００万円の増額は、国の補正予算に伴う、県の急傾斜地崩壊対策事業への負担金でございます。

１２５ページをお願いします。

目１学校管理費のうち、３段目の小学校営繕工事４，６０３万円の増額は、花房

小、七城小、泗水小、泗水西小の学校体育館照明改修工事による増でございます。

同じく、最下段の小学校増築事業5,658万3,000円の減額は、泗水小学校増築工事の事業費減によるものでございます。

128ページをお願いいたします。

同じく、目1学校管理費のうち、2段目の中学校営繕工事1,273万6,000円の増額は、菊池南中学校の体育館照明改修工事による増でございます。

140ページをお願いいたします。

目2体育施設費のうち、最下段の体育施設整備事業1,016万円の増額は、旭志体育館の照明改修工事による増でございます。

141ページをお願いします。

同じく、3段目の総合体育館施設整備事業1億232万6,000円の増額は、総合体育館アリーナの照明改修工事による増でございます。

なお、ただいま説明しました小中学校体育館、旭志体育館及び総合体育館の照明改修工事は、いずれも国の補正予算によるものでございます。

それでは、恐れ入ります、30ページに戻っていただくようお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

資材の調達や、関係機関との調整に不測の日数を要していることや、国の補正予算による事業実施などにより、今年度中に事業完了が難しいと判断されたものにつきまして、今回18件の繰越明許費の追加を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、市民会館及び総合体育館の指定管理について、令和7年度当初より業務を開始しなければならないため、債務負担行為を2件追加するものでございます。

33ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

内容は、歳入でもご説明いたしましたとおり、国の補正予算に伴う増額、各種事業費の執行見込みによる減額等により、市債全体では1億3,800万円の増となっております。

次に、151ページをお願いいたします。

議案第16号、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

153ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から5,810万6,000円を減額し、補正後の予

算の総額を歳入歳出それぞれ６５億３，０７１万３，０００円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、県への一般被保険者医療給付費分の負担金の執行見込みによる減となっております。

１６９ページをお願いいたします。

議案第１７号、令和６年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

１７０ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から１，４８５万６，０００円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ８億２，８９５万６，０００円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、保険料負担金及び保険基盤安定負担金の執行見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の減となっております。

次に、１７７ページをお願いします。

議案第１８号、令和６年度介護保険事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

１７９ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から２億２，１５１万８，０００円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ５８億７，２２９万９，０００円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、介護サービス給付負担金の執行見込みによる減となっております。

次に、１９７ページをお願いします。

議案第１９号、令和６年度水道事業会計補正予算（第５号）でございます。

１９８ページをお願いします。

今回の補正は、第２条におきまして、水道事業収益を１，４７４万２，０００円増額し、水道事業費用を１６３万４，０００円減額するもので、補正の主な内容としましては、給水収益の増額及び総係費の減額によるものでございます。

次に、第３条におきまして、資本的収入を３，０７０万４，０００円増額し、資本的支出を３３万９，０００円増額するものでございます。

補正の主な内容としましては、加入金の増額及び営業設備費の増額によるものでございます。

次に、第４条におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としております職員給与費につきまして、３４４万７，０００円減額し、６，５

50万7,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当の減額でございます。

次に、207ページをお願いいたします。

議案第20号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

208ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条の業務の予定量におきまして、特定環境保全公共下水道事業を2,200万円減額し、公共浄化槽等整備推進事業を2,584万6,000円減額するものでございまして、補正の主な内容につきましては、特定環境保全公共下水道事業及び公共浄化槽等整備推進事業における予定事業量の減によります工事請負費及び委託料の減額によるものでございます。

次に、第3条におきまして、下水道事業収益を2,795万1,000円減額し、下水道事業費用を1,142万円減額するものでございまして、収入につきましては、主に他会計補助金の減額、支出につきましては、主に施設委託料の減額によるものでございます。

次に、第4条におきまして、資本的収入を7,902万4,000円減額し、資本的支出を4,784万6,000円減額するものでございまして、補正の内容は、建設改良費の減額に伴う企業債借入額、他会計出資金の減額が主なものでございます。

次に、別冊となっております、議案第21号から議案第26号までの一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和7年度当初予算につきまして、予算に関する説明資料により概要を説明いたします。

説明資料の3ページをお願いいたします。

令和7年度菊池市の財政規模でございます。

まず、一般会計につきましては、予算総額296億400万円、前年度比8億8,600万円、3.1%の増で、令和7年度は、4月に市長選挙が行われるため、骨格予算となっております。

主な事業内容としましては、中学校長寿命化改良事業6億1,541万6,000円、小中学校の学校ICT教育推進事業3億8,070万8,000円、総合体育館施設整備事業3億3,236万3,000円、企業誘致等推進事業2億5,854万円などとなっております。

続きまして、特別会計でございます。

まず、国民健康保険事業会計につきましては、予算総額63億3,517万7,000円、前年度比マイナス2億4,205万2,000円、3.7%の減で、主

に県への一般被保険者医療給付費分の負担金の減によるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額8億7,595万9,000円、前年度比3,669万4,000円、4.4%の増で、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、介護保険事業会計につきましては、予算総額61億2,888万4,000円、前年度比1億6,504万円、2.8%の増で、主に居宅介護サービス給付負担金の増によるものでございます。

以上、特別会計全体では133億4,002万円、前年度比マイナス4,031万8,000円、0.3%の減となっております。

続きまして、水道事業会計につきましては、予算総額10億9,794万6,000円、前年度比マイナス1,250万5,000円、1.1%の減となっております。

最後に、下水道事業会計につきましては、予算総額34億8,441万1,000円、前年度比1億7,632万6,000円、5.3%の増となっております。

4ページをお願いいたします。

令和7年度目的別歳入予算の状況でございます。

表中の主なものを説明させていただきます。

最上段の市税につきましては、59億8,666万2,000円、前年度比マイナス3,806万円、0.6%の減で、市民税につきましては、個人、法人ともに増額、固定資産税は減額を見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を精査した上で、見込額を計上いたしております。

そのうち、地方交付税につきましては、前年度比3億円、3.6%の増となっており、これは普通交付税3億円の増によるものでございまして、これまでの交付実績や、国の地方財政計画による伸び率などから算出を行いまして、普通交付税76億円及び特別交付税10億5,000万円の計86億5,000万円を見込んでおります。

次に、国庫支出金は49億6,417万円、前年度比8億4,035万円、20.4%の増となっており、主な要因は、児童手当負担金4億1,672万3,000円や、私立保育園等への補助に対する子どものための教育・保育給付費交付金2億301万5,000円、小中学校1人1台タブレット更新に対する公立学校情報機器整備費補助金1億5,440万3,000円の増によるものでございます。

次に、県支出金は27億7,152万1,000円、前年度比9,534万8,000円の3.6%の増となっており、増減の主なものとしましては、増のものが、

畜産競争力強化対策整備事業補助金 7, 200 万円や、子どものための教育・保育給付費負担金 6, 570 万 5, 000 円の増、減のものが、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 1 億 1, 486 万 3, 000 円の減でございます。

次に、繰入金は 21 億 9, 163 万 7, 000 円、前年度比マイナス 1, 377 万 8, 000 円、0.6%の減となっており、主なものは、財政調整基金繰入金 1 億 9, 700 万円や、減債基金繰入金 3 億 7, 403 万 4, 000 円でございます。

最後に、市債は 17 億 1, 530 万円、前年度比マイナス 4 億 110 万円、19%の減となっており、主なものは、総合体育館施設整備事業に伴う緊急防災・減災事業債 2 億 80 万円と、脱炭素化推進事業債 1 億 1, 830 万円、菊池南中学校長寿命化工事に伴う学校教育施設等整備事業債 3 億 6, 180 万円となっております。

次に、5 ページをお願いいたします。

令和 7 年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中の主なものを説明させていただきます。

まず、議会費は 1 億 9, 652 万 3, 000 円、前年度比マイナス 1, 031 万 7, 000 円、5%の減で、主にタブレット端末更新 477 万 1, 000 円の減によるものでございます。

次に、総務費は 31 億 9, 471 万 9, 000 円、前年度比 3, 565 万 3, 000 円、1.1%の増で、増減の主なものとしまして、増のものが、ふるさと納税促進事業 1 億 25 万 2, 000 円や、参議院議員通常選挙費 2, 943 万 3, 000 円、国勢調査費 2, 280 万 7, 000 円の増、減のものが、退職手当組合負担金 1 億 6, 570 万 5, 000 円の減でございます。

次に、民生費は 115 億 1, 390 万 9, 000 円、前年度比 10 億 9, 279 万 9, 000 円、10.5%の増で、主に児童手当給付費 4 億 17 万円や、私立保育園経費の子どものための教育・保育給付費負担金 3 億 3, 799 万 9, 000 円の増によるものでございます。

次に、衛生費は 15 億 4, 307 万 1, 000 円、前年度比マイナス 1 億 5, 681 万 5, 000 円、9.2%の減で、増減の主なものとしまして、増のものが、環境整備基金事業 7, 040 万 4, 000 円の増、減のものが、エコヴィレッジ旭解体事業 2 億 4, 667 万 3, 000 円の減でございます。

次に、農林水産業費は 16 億 4, 591 万 2, 000 円、前年度比マイナス 4, 471 万 2, 000 円、2.6%の減で、増減の主なものとしまして、増のものが、畜産経営者の施設整備を補助する畜産競争力強化対策緊急整備事業 7, 200 万円

や、中山間地域等直接支払制度事業５，８８５万３，０００円の増、減のものが、園芸作物等の生産基盤強化を補助する産地パワーアップ事業１億１，４８６万３，０００円の減でございます。

次に、商工費は６億２，７３０万６，０００円、前年度比１億６，９５４万５，０００円、３７％の増で、増減の主なものとしまして、増のものが、本市に立地を図る企業を補助する企業誘致等推進事業２億５，４３３万４，０００円の増、減のものが、市民広場整備事業７，０４３万１，０００円の減でございます。

次に、土木費は２６億３，８６２万９，０００円、前年度比４，３６９万８，０００円、１．７％の増で、増減の主なものとしまして、下水道事業会計繰出経費１億９，３６０万円の増、道路改良事業費等については、国庫補助事業を除き、６月の肉付け予算で計上するため減となっております。

次に、消防費は８億６，０９０万９，０００円、前年度比マイナス１億９，３２２万５，０００円、１８．３％の減で、主に防災行政無線等整備事業が完了したことによる減でございます。

次に、教育費は３９億３，５０２万５，０００円、前年度比３億３，４３６万７，０００円、９．３％の増で、増減の主なものとしまして、増のものが、総合体育館施設整備事業３億３，２３６万３，０００円、児童・生徒の１人１台タブレット更新を実施します学校ＩＣＴ教育推進事業の小学校分が２億８２万２，０００円、同じく中学校分が１億６１８万３，０００円の増、減のものが、小学校増築事業３億３，２４７万６，０００円の減でございます。

次に、災害復旧費は１，４４７万７，０００円、前年度比マイナス５２２万３，０００円、２６．５％の減で、主に地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金の減によるものでございます。

次に、公債費は３４億３５２万円、前年度比マイナス３億７，９７７万円、１０％の減で、昨年度は一部の市債について、３月３１日が償還日であったものが、日曜日と重なったことにより、翌営業日の４月１日の償還となっていた影響による減でございます。

なお、６ページから１０ページにかけまして、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフを記載しております。

また、別冊の一般会計の主要事業につきましても、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上が、一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和７年度当初予算の概要でございます。

それでは、恐れ入ります、議案書その１に戻っていただくようお願いいたします。

議案書その１の３９ページをお願いします。

議案第２７号、第五次菊池市行政改革大綱の策定についてでございます。

地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本大綱は、「変化に迅速かつ柔軟に対応する行財政運営」をテーマとして、令和７年度から令和１１年度までの５年間を実施期間とした大綱となっております。

次に、６５ページをお願いいたします。

議案第２８号、財産の無償譲渡については、花房台区の公民館、消防車庫及び公園の土地の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市木柑子の土地でございまして、土地の地番・地目は、記載のとおり、土地の面積は２，４０７．０２平方メートル、譲渡の相手方は、認可地縁団体である花房台区でございます。

次に、６７ページをお願いいたします。

議案第２９号、財産の無償譲渡については、福本二区の消防団詰所用地の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町福本の土地２筆でございます。土地の地番・地目は、記載のとおり、土地の面積は７３平方メートル及び４５平方メートル、計１１８平方メートル、譲渡の相手方は、認可地縁団体である福本二区でございます。

次に、６９ページをお願いします。

議案第３０号及び７１ページの議案第３１号の２議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてございまして、まず、議案第３０号が菊池市市民会館、７１ページの議案第３１号が菊池市総合体育館、以上、２施設につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、７３ページをお願いいたします。

議案第３２号、市道路線の廃止については、市道路線の見直しによる終点の変更に伴い、道路法の規定により、市道路線の廃止について、議会の議決をお願いするもので、７４ページ及び７５ページが廃止する路線及び位置図でございます。

次に、７７ページをお願いします。

議案第３３号、市道路線の認定については、同じく、市道路線の見直しによる終点の変更に伴い、先ほどの廃止と関連します道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするもので、７８ページ及び７９ページが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第1号から議案第12号まで及び議案第15号から議案第33号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第7 報告第1号及び報告第2号一括上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第7、報告第1号及び報告第2号の2案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、報告第1号及び報告第2号について、一括してご説明をいたします。

議案書その1の81ページをお願いいたします。

報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

報告第1号、専決処分の報告については、82ページが専決第26号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和6年12月20日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和6年9月17日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道広瀬花房線において、市有地の樹木が倒れ、相手方所有のフェンスを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、18万1,500円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告については、84ページが専決第1号専決処分書で、同じく、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和7年1月21日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和6年6月29日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道小野崎森北線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、車体下部等を損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、29万1,522円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第1号及び報告第2号の報告とさせていただきます。（発言する者あ

り)

大変失礼しました。

再度、報告第1号及び報告第2号について説明をいたします。

皆さん、画面の表示はよろしいでしょうか。（発言する者あり）

それでは、84ページの専決第1号、専決処分書のほうをご説明させていただきます。

先ほどと同じく、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和7年1月21日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和6年6月29日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道小野崎森北線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、車体下部等を損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、29万1,522円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第1号及び報告第2号の報告とさせていただきます。

大変失礼しました。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る2月25日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、2月20日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
散会 午前11時59分

第 2 号

2 月 2 5 日

令和7年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和7年2月25日（火曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（19名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	上 野 重 智
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	財 津 裕 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係	志 水 利 貞
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をたずぬるものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があつておりますので、質疑を許します。

初めに、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第27号、第五次行政改革大綱の策定について質問を行います。

1点目は、基本方針1、持続可能な行財政運営の推進では、実施項目の中に、「学校給食運営のあり方検討」と書かれてあるが、その内容は具体的に何でしょうか。

2点目は、学校給食運営の在り方を検討する理由は何でしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、改めまして、おはようございます。それでは、東議員の質疑にお答えいたします。

現在、学校給食は市の直営方式で運営しております。

退職などに伴う調理員の募集は、会計年度任用職員を補充しておりますが、応募に満たない状況でございます。

このような状況の中、今後、学校給食調理員の退職に伴う適正な人員確保と並行

して、市直営方式や他市町村が取り組まれている調理業務委託などを比較しながら、メリット・デメリットを含め様々な角度から、今後の学校給食の運営形態の在り方を検討していくものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 次に、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、おはようございます。議席番号2番、安武睦夫です。通告に従いまして、質疑をしたいと思います。

議案第27号、第五次菊池市行政改革大綱の策定について質疑いたします。

提出された第五次菊池市行政改革大綱（案）の基本方針4、外郭団体の見直し・経営の健全化において、「土地開発公社については、前大綱での取り組みを引き継ぎ、早期解散を目指します。」とありますが、また、（2）推進体制では、行政改革推進本部は「社会経済情勢・事業施策方針の変化や大規模災害の発生等による実施項目の追加・休止を審議します。」とあります。

これまで、議会においては、TSMCの進出などにより社会経済情勢が大きく変化しており、現段階では、土地開発公社の必要性があるのではないかとの意見を執行部に対して述べてきましたが、どのように検討されたのか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、おはようございます。ただいまの質疑にお答えいたします。

土地開発公社は、用地の先行取得による迅速な事業の推進が可能ですが、議会の審議を経ることなく用地取得を行えることから規律が緩み、いわゆる塩漬けの土地の発生など負の側面が問題となり、全国的にも整理、解散されてきております。

県内においても、水俣市、宇土市、宇城市、益城町、本市の5自治体しか存続しておらず、ほとんどの自治体は、公共用地取得事業特別会計の活用などにより各自治体による先行取得を行っているところでございます。本市公社につきましても、数年にわたる議論を経た上で、令和2年度策定の第四次菊池市行政改革大綱において、令和6年度に解散することとしておりましたが、代行用地の処分が解散の障害となっておりました。

令和6年11月、関係地権者のご理解により、代行用地の処分を行うことができ、解散できる段階となりましたが、TSMCの進出により、地価高騰が続いているため、土地開発公社及び市にて検討した結果、今の経済状況の継続期間について予測不能であり、今後の経済状況を見ながら、解散の時期を見極めることといたします

が、解散できる時期に到達している点を踏まえ、早期解散を目指すといった記載を存続させることといたしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 これで質疑を終わります。

○

日程第２ 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第２、委員会付託を行います。

議案第１号から議案第１２号まで、及び議案第１５号から議案第３３号までについては、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和７年第１回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常任委員会	議案第 １ 号	菊池市公共交通会議条例の制定について
	議案第 ２ 号	菊池市中学校部活動地域展開検討協議会条例の制定について
	議案第 ３ 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 ４ 号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第 ５ 号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 ６ 号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 ７ 号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 11 号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 12 号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 27 号	第五次菊池市行政改革大綱の策定について
	議案第 28 号	財産の無償譲渡について
	議案第 30 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市市民会館)
	議案第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市総合体育館)

付託委員会	議案番号	件 名
福祉厚生 常任委員会	議案第 8 号	菊池市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
	議案第 9 号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第 10 号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 29 号	財産の無償譲渡について
	議案第 32 号	市道路線の廃止について
	議案第 33 号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第 15 号	令和 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 1 号）
	議案第 16 号	令和 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
	議案第 17 号	令和 6 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 18 号	令和 6 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 19 号	令和 6 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 5 号）
	議案第 20 号	令和 6 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
	議案第 21 号	令和 7 年度菊池市一般会計予算
	議案第 22 号	令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 23 号	令和 7 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第 24 号	令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第 25 号	令和 7 年度菊池市水道事業会計予算
	議案第 26 号	令和 7 年度菊池市下水道事業会計予算

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日 2 月 26 日の午前 10 時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。



散会 午前 10 時 08 分

第 3 号

2 月 2 6 日

令和7年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和7年2月26日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	上 野 重 智
選挙管理委員会委員長	安 武 昭 二
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	財 津 裕 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係	志 水 利 貞
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一郎でございます。このたび、副議長に就任をさせていただきました。皆様とともに、菊池市の発展のために寄与していきたいと思っております。

それでは、質問を始めたいと思います。

まず最初に、国際交流についてでございます。

昨年9月26日、菊池市と台湾宜蘭市、鹿児島県龍郷町、鹿児島県さつま町と観光や教育などにおける交流や、物産の交流などを行うことで一致し、国際交流促進覚書(MOU)を締結しました。このことは、私が議員になった当初からの願いであり、訴えていたことであり、大変うれしく思っております。

また、その間、議員の皆様と一緒に台湾と交流をさせていただきました。おのおのお互いの地域振興や、人材育成に向けて、これから交流が始まるものと期待しております。

また、TSMCの盛り上がりから、時間軸がちょうど台湾台南市東区から友好交流の依頼があり、その後、意見交換会や、また、10月、台南市東区の区長、議員団が菊池市訪問等を経て、11月11日、台南市東区をこちらから訪問し、友好交流協定を結びました。

本年度、2つの国際交流締結を行ったわけですが、まず初めに、その後のこの2つの地域との交流がどのように進んでいるのか、状況を質問します。

続けて、2つ目の質問であります。本市は、以前より清州市または金堤市、中国泗水県と友好都市を締結していますが、今、どのようなになっているのか。

この2つをまず質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、皆様、おはようございます。ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、台湾との交流ということでございますが、台湾の宜蘭市との交流についてお答えいたします。

昨年9月に宜蘭市と鹿児島県さつま町及び龍郷町と国際交流促進覚書（MOU）を締結しております。その後、宜蘭市訪問を計画いたしましたが、日程が合いませんでしたので、具体的な交流につきましましては、今後協議を進めてまいりたいと思っております。

また、台南市東区との交流につきましましては、昨年11月に友好交流協定を締結したところでございますが、その後、台南市東区から数回の訪問がございまして、交流事業に関する協議を現在進めているところでございます。先週の2月21日には、学校・観光・物産関係者の訪問団が本市を訪問され、中学生のスポーツによる交流や、観光や特産品PRなどに関する意見交換会を開催して、それぞれの分野で具体的な協議を行っているところでございます。

続きまして、中国、韓国との友好状況はということでございますが、中国との交流につきましましては、合併前の旧泗水町において友好都市を結んでおりました泗水県と、合併後に改めて友好都市を結んでおります。その後、中国をめぐる国際情勢や新型コロナウイルスの影響などにより、平成24年の日中友好都市中学生卓球交歓大会派遣を最後に交流が、今、中断している状況でございます。なお、交流が中断している間も毎年新年の挨拶として事務レベルでの連絡を取っておりますが、泗水県からの反応が今はないような状況でございます。

また、韓国につきましましては、合併前の旧菊池市において友好都市を結んでおりました清州市及び、旧泗水町において友好都市を結んでおりました金堤市とも合併後に改めて友好都市を結んでいるところでございます。

韓国の2都市につきましましては、新型コロナウイルスや家畜伝染病などの影響により中断した事業もございましたが、令和4年度以降は金堤市とは中学生同士によるオンライン交流の実施や市内中学校への訪問、清州市とは本市の桜マラソンに参加いただくなど、徐々に交流事業を再開している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 宜蘭市とは、今後、さらに協議をしていくということ

が分かりました。

また、台南市東区については、いろいろとこれから協議をされると思いますけど、後でまた質問しますけども、今後の内容をお聞きしたいと思っております。

また、中国泗水県とは、新年の挨拶をするけども、ほとんど連絡がないということであります。今後の課題であると思っております。

韓国については、いろいろな政治情勢があると思いますけども、引き続き内容を深めていっていただきたいと思っております。

今週24日月曜日に、菊池地域観光推進協議会主催で菊陽町総合体育館において、台湾友好祭がありました。そこに私も参加してまいりましたが、台湾グルメコーナーあり、菊池地域と台湾の文化体験コーナー、豪華景品の抽せんなど、大変盛況な取組をされておりました。菊池市のブースでは、甲冑体験や和菓子作り、また、菊池女子高校の日本式お茶会、着物着つけなどが彩りを添えて、大変うれしく思っておりました。台湾文化公演会も台湾の文化を知ることができ、とてもためになっておりました。

先日、友好協定を結んだ台南市東区の一行が来られて、実務的な協議というのをされたと、今、お伺いしましたけれども、その中で、その協議の内容は、実際にどのような内容であったのか。

そして、今後、宜蘭市との交流はどのように進めていかれるのか。

そして、3つ目、韓国についても、議員団の交流はあっているということですが、新型コロナウイルスや政治的な影響で民間レベルの交流がストップしているという現状でございます。そういうことも含めて、この3点を再度お聞きしたいと思えます。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、台南市東区につきましては、先ほどの答弁にもありましたが、今月の21日、具体的な交流事業の一環で訪問団が菊池市のほうに訪れております。その際、物産の交流ですとか、あと、学校関係の交流ですとか、そういったところを菊池市内の関係の団体等と内容を協議しているというところでございます。今後も関係団体等と連携しながら交流事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

また、宜蘭市との交流につきましては、台南市東区との交流事業も参考としながら、一緒にMOUを締結した鹿児島県さつま町、龍郷町とも連携して、今後の交流事業の推進に努めてまいりたいと思えます。

3点目につきまして、韓国との交流でございますが、コロナ禍、先ほど申し上げ

ましたように、徐々に交流が復活しておりますけれども、今後、こういった交流の在り方が理想なのかというところを韓国のほうとも協議をして、今後の在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 特に台湾との交流ができましたので、商工団体の方々のお話を聞きますと、できるだけ早くこの交流を進めていっていただきたいというご希望もありました。そういう中で、一つ一つ、今、台南市東区とこういう事業をされているということをお聞きしましたので、少し安心しました。ぜひ実際に実のある交流にしていいただきたいと思っております。

江頭市長は、今回の締結を契機として、学生や市民レベルでのつながりを強化し、グローバルな人財育成をはじめ、関係団体とも連携しながら交流を進めていきたいと言われております。改めて、市長の国際交流におけるお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。国際交流の取組についての考えを述べよということでございます。

国際交流を図ることで、今まで自分たちの気づかなかった足元の自分たちのよさ、あるいは、まだ足りないところ、そうしたことに気づく大きなきっかけとなると思いますし、やはり新しい異なる考え方に触れるということは、菊池市民にとっても大変大きな意義深いことであるというふうに考えております。

特に、小・中・高校生をはじめとする市民の交流によりまして、今後は市民レベルのつながりを強化しながら、グローバルな人財育成につなげたいというのは、まず大きな狙いでございます。また併せまして、関係団体とも連携して観光、経済等の様々な分野で活性化につなげながら、双方の発展につなげていきたいというふうに思っております。今後とも交流を積極的に進めることで、今申し上げたような狙いを具体化していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 菊池市のために、これから交流をしっかりと頑張っていきたいと思っております。

最後に、私の3つの提案をさせていただきます。

1つ目は、2月16日、17日と、まだ2週間ほど前ですが、市長、議長をはじめ、5人の有志の議員で研修をさせていただき、奄美大島龍郷町の町制施行50周年式典に行ってみいました。その中で感銘を受けたことは、子どもたちによるミュージカルでありました。そのことを少し紹介をさせていただきます。

西郷隆盛が奄美大島の龍郷町に身を隠し菊池源吾と名乗っていたときに、島の娘愛加那との間の子どもが菊次郎であります。このことは皆さんも周知のことと思いますが、その菊次郎が後に台湾宜蘭市で市長をしたという縁で、2018年に劇団青少年ミュージカル「K I K U J I R O」を結成し、台湾宜蘭市と交流を始めておられます。昨年12月には、中学生また高校生9名で台湾宜蘭市を訪問し、宜蘭市の高校生との交流も行われ、記念館の見学、西郷堤防の記念碑の前でミュージカルを躍ったそうであります。さらに、さつま町20周年記念の式典でミュージカルを披露する予定だと聞いておりました。龍郷町では、これらの活動の目的は、これからの国際社会で活躍する人材の育成と、菊次郎を輩出した郷土への誇りと、愛着を持った人材を育成するということであります。

私は、菊池市でも今後どのような交流ができるかと考えたときに、例えば菊池一族をテーマにしたミュージカルができないか、そういうことを思いました。

2つ目ですけれども、真の国際人とは、言葉がしゃべれるとかではなく、まずはお互いの歴史、生活、文化、経済を知ることが真の国際交流であると思っております。それを知る方法の1つで、前回も言いましたが、映画祭をぜひしてほしいという考えであります。

お薦めの映画は、日本統治時代に甲子園への出場を果たした野球チームの通称「KANO（嘉農）」という名前です。その映画が1つ。それと、もう一つ、「オールド・フォックス11歳の選択」という映画です。これは1989年、バブル期が訪れ、貧富の差が激しくなった社会現象の中、2人の大人の影響を受けながら成長していく少年の話であります。それともう一つは、「青春18×2 君へと続く道」ということで、日本と台湾を舞台に、男女の恋を描く映画でございます。そういう非常に感動的な映画がありますので、それもぜひ進めてもらいたいと思っております。

最後に、3つ目ですけれども、今後、菊池市で国際交流のイベントをする場合、菊池市在住の外国人が1,400人おられると聞いております。菊池市なら市民広場や商店街があります。また、泗水町には孔子公園があります。七城町にはリバーサイドパーク等あります。旭志には四季の里があります。こういうそれぞれの特徴のある地域を生かして活性化にもつながると思いますので、いろいろな場所でこの

開催をしていただければという、3つの提案をさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

投票率の向上についてであります。

質問に入る前に、近年の投票率が低くなっていることに少し言及します。このことは誰もが感じていることと思います。近々では山鹿市議会議員選挙、阿蘇市長選挙も投票率が下がっております。国政選挙の投票率はその推移を見ると徐々に下がっていることが分かります。

総務省の資料によりますと、全年齢の平均ですけれども、昭和42年には投票率が約77%あったのが、昭和58年では68%、平成15年では60%、令和3年には約56%と確実に下がっております。20代にかけて見ると、昭和42年に約67%だったのが、昭和58年には約54%、平成15年からは約36%と、3人に1人が行かないという傾向になっております。

総務省では、いずれの選挙でも、ほかの年代と比べて、若者層の投票率が低い水準にとどまっていることから、特に若者層への選挙啓発や、主権者教育に取り組むという方針をされております。

そこで、北海道の大学生がなぜ投票率が低いのか考えた資料によると、その理由として、住民票を移していないため、今、住んでいる市町村で投票できなかった。2つ目に、選挙に関心がない。3つ目に、投票に行くことが面倒である。4つ目に、家庭の中で投票に行くことの大切さを親から言われていない。親にも責任がある。

現代では児童手当や医療費の無料化など社会保障が整っているから、当たり前過ぎて、政治に関心が持てないという傾向もあります等々、いろいろな考えがあると思いますけれども、私は投票率の向上のために、1つは、期日前投票の推進が有効であると考えております。期日前投票の利用者は年々増加して、2021年の国政選挙では2,000万人を超えております。期日前投票は、投票日ではなくても、自分の都合のよいときに投票できるので、期間中、毎日が投票日であるとの認識でよいと思います。以前はどうしても投票日に行けない人がするという意識があったと思うのですが、最近では行けるときに行くという気軽さから、利用する人が増加しているようです。

そこで、質問に入ります。

菊池市では、告示の日に入場券はがきを発送しています。翌日の期日前投票開始に間に合えばよいのですが、現実には翌々日に到着しております。洒水に限っては一度山鹿郵便局に行くので、さらに一日、二日遅くなっております。入場券はがきがなくても、投票所で宣誓書を書けば投票できるのですが、入場券はがきが自宅に届くことによって、投票の権利があることを自覚し、投票しようという意識が芽生え

るものであります。また、入場券はがきが来るまで行かないという市民もおられます。せっかくの期日前投票期間が二、三日短くなるのは、投票率に影響があるのではないのでしょうか。期日前投票前日までに入場券はがきが届いていれば安心感があり、初日から投票に拍車がかかると思っております。投票率アップにつながると思います。菊池市でも期日前投票前に入場券はがきが届くようにできないのでしょうか。まず、その質問であります。

続けて、もう一つ、質問をさせていただきます。

前回も質問したことですが、18歳から投票できるようになった今、主権者教育を兼ねた意味でも、高校内で投票ができないかということです。菊池市にも3つの高校がございます。

例えば、大津町では、大津高校と翔陽高校の2校で期日前投票期間の1日だけやったそうです。また、ショッピングセンターイオンでも投票所を設けたそうです。すぐに効果が出たかどうかは分かりませんが、利便性がよかったことは間違いのないと思います。

熊本市内のイオンでは毎回投票所を設けていることは周知のとおりだと思います。また、青森県平川市の例ですが、ショッピングセンターに設置したことで、投票率が10%上がったという実績もあります。初めはすぐに効果が上がるとは思いますが、継続は力です。続けていくことで必ず結果が出てくると思っております。

前回に続けて質問しますが、菊池市内の高校内、ショッピングセンター内で投票所を設ける考えがないか、質問をさせていただきます。

以上です。

○水上隆光 議長 安武選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○安武昭二 選挙管理委員会委員長 皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

投票所入場券につきましては、公職選挙法施行令第31条に「特別の事情がない限り、選挙の期日の公示または告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付するように努めなければならない」と定められております。

選挙管理委員会としましても、早く届くことで選挙の啓発にもつながるとの考えから、なるべく早くお手元に配付できるよう、各選挙時において、郵便局と協議を行っておりますが、入場券全てを告示日の翌日に確実にお届けすることは困難ということでありまして、現在は遅くとも告示日の翌日から3日以内には配達を完了していただくよう、調整を図っているところでございます。

続きまして、市内高校やショッピングセンター等の商業施設への期日前投票所の

設置につきましては、議員ご発言のとおり、県内でも幾つか設置の実績があるようです。

本市でも過去に検討を行いました、高校や商業施設に新たに投票所を設置する場合、まず施設内での投票スペースの確保が必要となるほか、本庁や各期日前投票所をオンラインで結ぶインフラ整備や事務従事者、投票立会人などの人的確保が必要となりますので、クリアすべき課題が多くございます。

また、本市では、市役所本庁及び各支所の計4か所に期日前投票所を設置しており、どこでも投票ができ、投票期間も一定期間設けておりますので、投票の機会は確保されていると考えております。

以上のことから、新たに高校や商業施設への設置は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 高校、ショッピングセンター等に関しては、特にこの主権者教育や利便性を考えていただきたいと。いろいろな問題はあると思いますけれども、その今言われた幾つかの問題点をクリアしながら、努力していただければと思います。

2つ目ですけれども、選挙用入場券はがきに関しては、期日前投票の前にいただくように発送している市が現実にあるようです。その市がどのような工夫をされているのか分かりませんが、期日前に発送するという原則はあるかもしれませんが、それは各市の考えでできるのではないのでしょうか。再度質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 安武選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○安武昭二 選挙管理委員会委員長 お答えいたします。

入場券の全てを告示日の翌日にお届けできていないことにより、入場券はいつ届くのか、選挙権がないのかといった選挙人の方々のご心配も推察されますので、現在は、入場券が未着であっても投票ができる旨、市広報紙やホームページ、防災行政無線、防災・行政ナビ等により、周知を行っているところでございます。

今後も、より早く選挙人の皆様のお手元に届けられるよう、他市の状況等を参考に、郵便局との協議を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 ぜひ、他市も検証していただきながら、菊池市ができるだけ期日前に届くようお願いしたいと思っております。

ほかにも、投票率を上げるための工夫を考える必要があると思っております。幾つかその例をいろいろ全国のを見ていると、今、スマホの普及から、SNSで選挙運動をして当選するという傾向に変わってきているようであります。それならば、SNSを使って選挙の周知、推進、・・・をしていくことも必要ではないかと思っております。

また、近年、オンライン投票や、電子投票システムの導入も議論に上がっていると伺っております。これらのデジタル化されたシステムは、恐らく若者や忙しい働き世代には便利で受け入れられるのではないのでしょうか。また、将来的にコンビニで投票できるような時代が来るかもしれません。そういうことも検討していく必要があると思います。

また、埼玉県熊谷市では、小中学生は保護者とともに投票所に訪れることで、景品が当たるキャンペーンをしたそうです。何かをもらえるから投票に行くというのはいかがなものかと思う反面、このやり方を菊池市で考えるならば、投票に来たら温泉券を1枚もらえるという、こういう考えもあるのではないかと思います。いずれにしても、投票は市民の義務であるという社会的認識を広めることが大事です。投票することが自然なものとして受け入れられるために、本市として工夫していく考えがあるか、質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 安武選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○安武昭二 選挙管理委員会委員長 お答えいたします。

まず、選挙管理委員会において行っている選挙の周知・啓発としましては、市のホームページや防災・行政ナビなどによる情報発信のほか、防災行政無線放送や広報車巡回による広報、選挙期間中における市内商業施設での啓発物資配布などにより、周知に努めているところです。

さらに、本庁、泗水支所でのエアバルーンの設置による期日前投票所の視認性の確保や、べんりカーの休日増便による、選挙人の利便性の向上にも努めております。

また、小・中・高校生を対象に選挙への関心を高めていただくことを目的に、各学校を通して、選挙啓発コンクールへのポスターの出展を促しているほか、出前授業を実施しております。

今後も、投票率の向上につなげるため、他の自治体の先進的事例等を参考にしながら、より多くの方が政治に参加していただく機会につながりますよう、啓発に取

り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今後とも菊池市の投票率アップに頑張っていたきたいと思っております。ぜひ、4月にあります菊池市長選挙の投票率が上がるように、頑張っていたきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

泗水西小学校付近の市道拡幅及び計画についてであります。

泗水町の田島地域は大きな転換期を迎えております。田島工業団地も全て埋まり、1件まだ来ていない企業もありますけれども、大型物流センターもできつつあります。そして、泗水西小学校の東側の田園地帯が一変して、商業施設、また住宅85件の開発が始まります。活性化することはよいのですが、心配されることが交通量増加による渋滞や交通事故の心配であります。

そこで、質問ですが、泗水の中心部にある孔子公園付近から田島に向かって、高江橋までは県道として整備されているのですが、その先、泗水西小学校前のコンビニまでが市道で、道路の幅が一定しておりません。この線の名称が正式には田島住吉線と言われております。最近では工業団地があるため、大型ダンプや観光バス等の通行が増えてきております。田島住宅が完成すれば、さらに増えることは予想されます。田島住吉線を県道から先の高江橋のところから小学校付近の信号まで拡幅工事ができないか、このことについて質問をします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの泉田議員の質問にお答えいたします。

市道田島住吉線の田島付近につきましては、合志川の河川管理者である国から道路占用許可を受け、菊池市道として利用していますので、道路工事を行う際には国土交通省の許可が必要になります。

また、本路線には菊池台地国営パイプライン、通称水管橋も横断しているため、農林水産省との協議も必要になってきます。

田島地区に宅地開発が計画されており、市道田島住吉線の交通量が増加されると思われますが、現道が約5メートルありますので、現時点での道路拡幅は計画しておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今すぐにはできないという理由が幾つかあったと思います。市道ののり面に光ケーブルが走っているということも、私もこの質問をして初めて分かりました。国土交通省や農水省との関係があるということも分かりました。しかし、田島地域住民の思いですけれども、将来的には拡幅していただきたいという長期的な考えにのっとり、住民、また区長さんたちの願いをしていきたいと思っております。

そこで、熊本菊鹿線と県道329号原植木線が交わるセブン-イレブンのすぐ近くですけれども、信号があります。その信号から田島住吉線の堤防までのところが非常にクランクという形で、大型車が曲がると非常に危なくなっております。その長い区間は難しいかもしれませんが、その部分だけは改修ができないか、そういう質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの泉田議員の質問にお答えいたします。

田島住吉線と県道熊本菊鹿線の交差点から堤防までの約100メートルの区間につきましては、交差点部の警察協議及び用地買収が必要となってきますが、スムーズな通行ができるように、今後検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 ぜひ検討していただき、そこからまずは出発しながら進めていくと。非常にそこは重要なところなので、よろしくお願いしたいと思います。

さらに、もう1か所改修してもらいたいところがあります。岡、猪の目から下りて、護岸に向かう道の押しボタン信号があるところでもありますけれども、そこから護岸に行くところですが、そこが少しくランクになって、非常に道路拡幅が必要だと思っております。その開発が計画できないか、その計画が市としても少し考えているということをお聞きしたんですけれども、その点を再度質問させていただきます。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの泉田議員の質問にお答えいたします。

宅地開発計画がある区域内の市道につきましては、安全面等を考慮し、必要な箇所においては拡幅等の計画をしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、宅地計画内のところは拡幅の計画があるということですので、これもぜひ進めていただきたいと思います。

農村地帯の開発の転換期には、子どもや地域住民の安全確保が欠かせません。道路の整備は地域発展のために重要なことと思いますので、私もこれから頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時49分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 皆さん、おはようございます。議席番号5番、島春代です。

本日は3題ほど質問したいと思います。

まず初めに、带状疱疹ワクチン接種への費用助成についてお伺いします。

このワクチンについては、市からの助成をしてほしいという声が多く聞かれていますので、再度質問したいと思います。

带状疱疹ワクチン接種の助成については、これまで私も2回ほど質問させていただきました。費用の助成につきましては、国の動向や、他自治体の動向を注視していくとのご答弁をいただいております。令和7年度より定期接種化され、国が費用の一部を公費助成する方針が決定したところでございます。定期接種化となり、国の助成がされることに対してどのように考えておられますか、お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。島議員のご質問にお答えいたします。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱が現れる皮膚の病気でございます。

議員から先ほどございましたとおり、令和7年4月より、带状疱疹ワクチンの定期接種化が決定されたことに伴いまして、本市におきましても、ワクチン接種を実施する方向で準備を進めておるところでございます。

国が示しております定期接種の対象者につきましては、令和7年度内に65歳を迎える方及び60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方が対象となるということでございます。

また、70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方に対しましては、今後5年間、また100歳以上の方につきましては令和7年度のみ、全年齢の方を接種の対象とするという経過措置が設けられております。

本市では、ただいまご説明しました国が示しております対象者に対して助成を行う方向で考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 带状疱疹につきましては、今、部長からご説明ありましたように、国の意向に沿った形でされるということですが、带状疱疹につきましては、多くの皆様に情報が届くようになりました。また同時に、ワクチン接種が有効であるということも知られ、皆様に認識されるようになりまして、带状疱疹発症の経験者の方の話が聞かれた方から、ワクチン接種をしようかと思っているとの声も多く聞かれていますし、ワクチン接種を受けられた方もお聞きしているところでございます。

带状疱疹は、加齢によって発症するということはもう皆さん認識されておられることと思います。先ほど部長から説明いただきましたように、子どものときに感染し発病した水ぼうそうのウイルスが治った後に、生涯体内に潜んでいたものが、加齢により免疫力の低下したときにウイルスが再活性化して、水痘・带状疱疹ウイルスとなって発症するということでございます。加齢、ストレス、疲労、また、がん、糖尿病など免疫の働きが低下する病気にかかっている方、また免疫の働きを抑える薬を服用されている方など、発症する危険性があると言われております。また、伴った神経痛に長く苦しむ方もおられます。そのことで、日常生活動作の低下、また合併症の悪化など弊害が大きくなることもあります。

前回も申しましたが、50歳以上の带状疱疹患者さんの中で、この神経痛に移行

するリスクというものは約20%ぐらいおられるという日本疫学調査で推計されております。ワクチン接種をすることで重症化を抑えることや、家族への感染も避けられる可能性があります。

これまで、地域のワクチン接種希望をされている方からは、効果はあるのに、高額な費用のため、接種することを踏みとどまっておられることをお聞きしています。ご存じのように、ワクチンは2種類ありますが、接種回数1回で持続期間が数年から10年程度の生ワクチン、これが大体1万円ぐらいですね。もう一つの不活化ワクチンは、間隔を空けて2回接種で、持続期間が10年以上ということで、これは2回分で約4万円するものでございます。今回、国からの一部助成は、それぞれ3割程度の公費助成ということをお聞きしていますが、それでも、費用は安くはないように思います。

先ほど部長からご説明ありました年齢、65歳からということで、5年刻みということでございます。加齢により発症リスクが大きくて、費用面を考えますと、そういう制限も仕方ないのかもしれませんが、その間の方々は自費ということになります。

これまでに全国の多くの自治体が独自に公費助成を開始しておりまして、本年1月時点で助成している自治体は全国で738か所に拡大しているところです。これまで多くの自治体は50歳以上を対象に、これは免疫が低下して、50歳以上が発症しやすいということで、50歳以上を対象に費用の約半額助成する自治体が多く見られております。高齢化が加速する日本において、疾患の予防と健康増進を通した健康寿命の延伸は重要政策の1つではないかと思えます。より多くの方々が带状疱疹にかからないようにするためには、一人でも多くの方がワクチン接種をする必要があります、国の定期接種化となったのではないかと考えます。

それでは、再質問ですが、国の助成は65歳から5歳刻み間隔となっていますが、対象外で発症しやすくなる50歳から64歳までの世代、それから定期接種対象以外の年齢の方への対応策は何か考えはあるでしょうか。

前回の一般質問では、市独自の公費助成制度を導入することで、年間医療費削減ができるのではないかとということを質問いたしましたが、国の決めた対象者以外の方にも、必要とする方々に助成されると医療費の削減につながるのではないかとありますが、市独自に助成する考えはないのでしょうか。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、再質問にお答えいたします。

接種の対象者につきましては、近隣の2市2町で構成しております菊池郡市保健

協議会において、国の基準に合わせて実施することを決定し、現在準備のほうを進めているところでございます。

対象年齢以外の方への対応につきましては、引き続き、国や他市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 2市2町の保健協議会で決定しているということでお聞きしましたが、現在738自治体、独自に補助をしているという観点を考えますと、本市も、2市2町との話合いでも、やはりこれまでの考えではなくて、皆さんの健康を考えたところでは、市の補助を考える時期に来ているのではないかと思います。

国の助成があるのはありますが、その間、自費の方の接種を促すという点では必要ではないかと思います。健康寿命が延びている状況の中で、医療費を削減することと、市民の健康を守る観点からも、さらに要望の多いワクチンの助成は必要であると思いますので、ぜひともワクチン接種を希望される方々の後押しをしていただけるよう要望いたしたいと思います。

定期接種化ができる体制になりましたら、市民の皆様には、分かりやすい情報提供をする必要があるかと思います。特にご高齢の方々へは分かりやすく、正しい知識の周知が必要です。一人でも多くの市民の方々が受けやすくなるように、また、そして接種率の向上につながるように、今後も検討いただきまして、周知徹底と推進を何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、AED設置状況についてお伺いします。

AEDにつきましては、以前、令和5年、田中議員からも一般質問されておりますが、再度、重複する点もあるかと思いますが、お聞きしたいと思います。

人が倒れて意識がなく、ふだんの呼吸がないときに心肺蘇生しなければならない場合の救命処置で、胸骨圧迫とともに、このAED（自動体外式除細動器）、これを使ったときは、AEDを使わなかったときに比べて、生存率は2倍から3倍に上がる可能性があると言われております。また、脳へのダメージも減らし、社会復帰も早くなることが分かっています。AEDは救命現場では誰でも使える非常に重要な医療機器であります。

そこで、質問ですが、現在の公共施設や学校、保育園などのAED設置数と、ここでの使用状況はどのような状況になっていますか、お聞きします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、島議員のご質問にお答えをいたします。

公共施設、学校等のAEDの設置状況、使用状況ということでございます。

まず、設置台数についてお答えをいたしたいと思います。

本庁舎や支所庁舎、公民館等の文化施設、市営体育館等の体育施設、物産館や観光関連施設などの公共施設につきましては、現在58台のAEDを設置いたしております。

また、市内小中学校の校舎内には全体で19台、小中学校の体育館に計15台、加えて公立保育園に2台を常備しているところでございます。

市内全域の市有施設で合わせまして、94台のAEDを設置しているところでございます。

次に、これまでの使用状況でございます。令和4年度からの過去3年間で申し上げますと、公共施設及び教育施設でAEDを使用した実績は計3件でございます。

内訳は、昨年度に市役所本庁舎で1件、令和5年度に観光関連の第三セクター施設で1件、同じく令和5年度に小学校で1件でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 ありがとうございます。

市有で94台ということで、以前より少し増えているのかなと思っております。使用状況では、数が多いというのがいいんじゃないかと、やっぱり何もなかったことが安心なんです、いざ使うときに使用されているということで、設置されたのを使われたということで、いいかと思います。

2023年にAEDなどの救急医療機器を取り扱っている会社が、二十歳以上の一般市民500人に対する意識調査を行った資料によりますと、一次救命処置・AED使用に関する調査ですが、これによりますと、目の前で突然人が倒れた場合の救命処置ができるかどうかの質問に対しまして、できると回答した人は21.1%、できない、分からないと回答した人は78.9%という結果でした。救命処置ができない、またはできるか分からないと回答した人の理由として、約半分、42.9%の方が、救命処置の内容や方法を知らないからを挙げています。また、33.9%の人が、救命処置の内容や方法は知っているけれども、実際に人に処置を行うのは抵抗があるからと回答していることから、免許取得時や、消防の救命講習の受講経験者であっても、突然の出来事に対して、いざ実践するとなると、少なからず不安や抵抗を感じる人が少なくないことがうかがえます。

そのほかの回答には、AEDの電気ショックをすることに不安があるからとか、救命処置をした結果に対し責任を問われたくないから、あと、救急隊を待ったほうが確実だと思うから、そのほか、衣服を脱がしたり、肌に触れることに抵抗があるからという結果が、それぞれ15%から20%の結果が出ております。

そのほか、AEDがどこにあるか分からない、パニックに陥る可能性があるという回答も複数ありまして、不慣れな状況で実際に救命処置ができるのか懸念を持つ人は少なくないそうです。

救命に関する知識を十分に持っているという仮定の下で、目の前で倒れている人が女性だった場合、これは胸骨圧迫、またAEDの使用、これに対して救命処置は約半数の54%の人が救命処置をしたいが抵抗がある、あと、できない、したくないと答えております。抵抗がある、できない、したくない、また、分からないと回答した人のうち、その理由として、半数以上は衣服を脱がせたり、肌に触れることに抵抗があるため、3割の人はセクシュアルハラスメントで訴えられないか心配なためと回答しております。

一刻を争う救命処置の場面であっても、服を脱がす、肌に触れるという行為に少なからず抵抗感がある人の割合が高いことが分かります。救命処置を行う際に、下着を脱がせたほうがよいかどうかの判断や、女性に対するAEDのパッドの貼り方などへの不安も推察されます。

電気ショックを自分が行うことや、間違えてショックボタンを押してしまったらと不安を覚える人も多いかもしれません。しかし、AEDは必ず電気ショックを行うとは限りません。AEDは傷病者の心電図を解析し、電気ショックが必要な場合にのみ、電気が流れる仕組みになっております。電気ショックが不要な場合には、ショックボタンを押しても電気は流れないような仕組みになっています。傷病者が女性や子どもの場合の救命処置に対して、抵抗や不安を抱かれる人が多いことが改めて確認されました。

度々SNS上などでデマが拡散され話題になりますが、救命処置のために、男性が女性の衣服を脱がせてAEDを使用したとしても、セクハラとなることはありません。ちゅうちょせず、胸骨圧迫とAEDを使用するべきと言えます。しかし、不安や抵抗感があることは理解できますし、否定することはできません。

このように、女性に対してAEDを使うことに抵抗があるとの意見があるため、その場に胸を覆うものが一緒に設置されていれば、抵抗があっても多少でもちゅうちょせずAEDを使えるのではないかと思います。

そこで、提案ですが、胸を覆うバスタオルのようなものがセットで置いてあればどうでしょうか。AEDパッドを装着し、胸骨圧迫をするときに、胸にかけるもの

で、さらにそのバスタオルにＡＥＤパッドの位置と、胸骨圧迫部位がプリントされているものであれば、そのプリントの絵を見れば一目で分かり、そのとおりに誰でも使うことがきると考えます。最初、三角巾の設置はどうかと考えましたが、三角巾の使い方がやっぱりすぐに分られない方も多いかと思うしますので、バスタオルのようなものを胸にかけて、ここにパッドの絵と胸骨圧迫の部位がプリントされてあるものが一緒に置いてあれば、即座に使えるのではないかと思います。そして、調べましたら、大阪府の河内長野市ではそのようなものをＡＥＤ設置とともに配備されております。

ここで、再質問ですが、女性の救命処置に対しての抵抗を少しでも減らし、救命率が上がるのではないかと思います。ＡＥＤとともにプリントされたバスタオルのようなものを配置することはできないでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

市といたしましても、ＡＥＤによる救命処置の際に、肌に直接触れたり見たりすることへの抵抗感が障壁となって、適切な処置が迅速に行われない、そのような場合があるというものについては認識をしているところでございます。

議員からご紹介がございました、バスタオルのようなものというご提案ですけれども、市販のものについても、そういったポリエステル製の体を覆ってプライバシー保護をする「ＡＥＤシート」というものもございますので、そういったものもあるということも認識をしております。様々な救急処置への声を基に、今後もプライバシーの保護に配慮した、また開発された製品でございますので、救命処置には有益なものであると認識しているところでございます。

今後、関係部署で各施設のＡＥＤに添えるなどのそういった導入に向けて、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○５番 島春代 議員 今後検討するということでお答えいただきました。緊急時の女性への救命向上、それとプライバシーの保護のためにも、ぜひいろいろな他市の状況とか見ながら、ぜひとも導入をお願いしたいと思います。

３回目の質問ですが、ＡＥＤがいざというときにどこにあるのか分からなければなりません。ＡＥＤ設置場所、全国ＡＥＤマップというものがありますが、これの更新というか、市のホームページでも出されていますが、マップが見やすく、や

はりAEDとなったときには、皆さん、グーグルでAEDマップを見られるんじゃないかと思いますが、このAEDマップ、更新というのがどのようにされているのかがちょっと分からなくて、先ほど言われました道の駅とか、民間の温泉施設とか、多分置いてあるのだらうと思ったりするんですが、この表示にはちょっと見たところないので、更新をどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

今、議員のほうから紹介がございました全国AEDマップ、これ、日本救急医療財団が提供されているものであります。これにはスーパー、また店舗等の民間施設を含めた設置場所が載っているというところでございますが、この掲載に関しては、購入先のメーカー側からの依頼によって、掲載されているというふうに聞いております。

また、そのほか、市有施設におけるAEDの設置施設や設置場所の詳細については、先ほどありましたように、市の公式ホームページで情報を公開しておりまして、このAEDマップについても、そのホームページの中にリンクを貼り付けているという状況です。

そのほか、GPSと連動したスマートフォンアプリを配信されていると聞いております。

これら情報につきましては、市ホームページの市有施設におけるAEDの設置状況のページからも閲覧ができるものですが、「きくち防災・行政ナビ」からも、その情報を検索できるよう現在手続を進めているところでございます。

日頃からの的確な情報を確実に広く伝達し、迅速な救命処置につなげることができるよう今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 様々なAEDに対するツールがあると、皆さん安心できるのかなと思います。特にやっぱり温泉施設とか、そういう発生しやすい場所というのはやっぱり設置されているかもしれませんが、必要かなと思っております。

また、今後は人の出入りが多いコンビニとかにも、民間でありますから難しいかもしれませんが、設置していただけるような働きかけなどをご検討いただけたらありがたいなと思っております。今後も市民の命を守る政策をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、道路の安全管理についてお伺いします。

道路は、日常生活をしている上で、特に何もなければ気にも留めないで歩いたり、車で走行していて不安に感じたことはありませんでしたが、埼玉県で起きた陥没事故は衝撃的なニュースでございました。不運にも事故に巻き込まれた方の懸命な救出が現在も続いていると思われませんが、一日も早く救出されることを願っております。

今回のそのような大きな道路の陥没は、下水管の老朽化で腐食して起こったものと考えられています。道路を含めた橋やトンネルなど直接目にするとところと違い、道路下にある様々な配管は通常目にしないだけに安心してはいますが、生活する上でなくてはならないインフラ整備の1つであります。この事故は道路に障害が影響を与えることを改めて知らされた思いです。しかし、今回の埼玉県の陥没は、ほかに類を見ない規模だと言われています。あれほどの大きな陥没はなくても、全国での道路陥没発生が時々ニュースに上げられています。

そこで、質問ですが、本市市道の、国道、県道は管轄が違うので、市のことでお聞きしますが、市道の主な陥没の補修状況はどのようなになっていますか。また、埼玉県の陥没事故を受けて、本市としての現在の対応など何かありましたらお願いします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの島議員の質問にお答えいたします。

市道における道路陥没の補修状況についてご説明いたします。

まず、現状につきましては、道路の経年劣化による老朽化のため、突発的な道路陥没、主に舗装の穴ぼこが日々発生しており、その都度補修を実施しているところ です。

穴ぼこの対応件数に関しては、大小様々あり正確な数は把握できておりませんが、穴ぼこに伴う道路管理瑕疵の件数につきましては、令和4年度が0件、令和5年度が2件、令和6年度は現時点で4件となっております。

道路陥没等の危険箇所への対応につきましては、職員による道路パトロール及び通行者や市民の方からの通報、さらに包括協定を結んでいる日本郵便やヤマト運輸からの情報提供により発見次第、迅速に対応することで、引き続き道路の安全確保に努めているところです。

また、舗装の個別施設計画による定期的な点検や舗装の長寿命化にも取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 道路も劣化するということで、令和4年度から現在まで6件ですか、大きなもので6件、陥没補修がされたということで、また、パトロール、定期定検、市民の通報、輸送関係で情報を得ているということでした。

国交省が発表した2022年度の全国の道路陥没発生件数は1万548件ということを知っています。直轄国道では127件、都道府県道で1,362件、市町村道では9,059件の報告があるということです。陥没の13.1%が下水道管の老朽化が原因ということを知っています。下水道管の標準的な耐用年数は設置後約50年と言われていますが、本市も例外なく老朽化は進んでいるということでございます。ふだんのメンテナンスは最も重要なことですが、菊池市内中でも膨大な長さの配管、これに要する予算や点検に係る人材の確保など、安全確保のためのご苦労もあるかと思います。

全国の自治体の中では、異常箇所や漏水をドローンやAIを使ってしているところも少なくないようです。大分県や、以前、博多駅前で陥没の報道がありました福岡市などでは、調査員が現場で音を聞いて判断する手法、加えて、人工衛星からマイクロ波を照射した画像を解析し、漏水の可能性が高いエリアを抽出し、AIを使って水道管内に伝わる音、そういう音の範囲で絞り込み、早期発見につなげているということを知っています。

現在の管の調査というのは、人間の目視、配管の中を音で聞いたりとか、そういうことということをお聞きしておりますが、再質問ですが、道路下の下水道管の耐久性とか、腐食の可能性など、老朽化に対して、今後の対策とか計画などあれば教えてくださいませんか。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの島議員の質問にお答えいたします。

本市に埋設している下水道管はコンクリート製と塩ビ製の2種類ありますが、先ほど議員のほうからおっしゃられましたけども、標準耐用年数は、ともに50年になります。本市の下水道管で、50年を経過している管はありませんが、口径が大きい下水道幹線について、本年度末までに自走式のテレビカメラによる詳細な内部調査を実施する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 ありがとうございます。

ああいう埼玉県であったような大きな配管は菊池市にはないということでございますが、やはり老朽化している以上は、道路の安全というものが、通行者、市民のためには重要なことかと思えます。

今後、テレビカメラを使われるということで、調査も進んでいくかと思いますが、やはり現状、人材不足、またこういうデジタル技術が今後も事故とかの機会にどんどん進化していくのではないかと想像しておりますが、道路と水道管はなくてはならないものでございますし、防災・減災の観点からも、安心・安全の担保をしなければなりません。見えないところの安全というものが今回の陥没事故で私たちは思い知らされたように感じます。インフラの老朽化に対応されることは大変な作業で、この道路もですが、下水道管、水道管も大変なご苦労だと思いますが、改めて安心できる市民生活の確保をよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

—————○—————

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、こんにちは。議席番号3番、稲継智康です。本日は、前回、議員の皆さんにお祝いで頂きましたネクタイを締めてまいりましたので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

現在、隈府のまちなかの温泉街に関して、いろんな議員さんが質問されてまいりました。しかし、私もこの10年で何か大きな変化があったのかなというのは、ないようにしかやっぱり感じません。このたび、この温泉街、隈府街をどうにかしたいということで、2つの事業が昨年度から行われることとなりました。この2つの事業の成果、今後の方向性について、質問していきたいと思えます。

それでは、まず、一番初めに質問していきたいと思えます。

まちなかデザイン会議の件についてご質問させていただきます。

まちなかデザイン会議がこの2年間に行った事柄、詳細の予算を教えてください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まちなかデザイン会議の2年間の成果と予算ということだったかと思いますが、まず初めに、令和5年第3回定例会の一般質問におきまして、稲継議員からまちなかデザイン会議の趣旨についてご質問をいただいておりますが、これまでの経緯を含めて、改めてご説明させていただきます。

まちなかデザイン会議につきましては、交流拠点であるふるさと創生市民広場を起点として、菊池神社からつながる御所通り、それに続く街並みを周遊するまちなかづくりを官民連携で進めることにより、まちなかの活性化を図ることを目的として、令和4年度から設置しております。

構成のメンバーとしましては、熊本大学の田中尚人准教授を中心として、大学のほか、景観や交通、公共空間などの専門的な有識者、市民、庁内関係課で構成しております。

予算額としましては、熊本大学に会議やワークショップの開催、運営及びまちづくりに関する調査研究として委託料を令和5年度に95万円、令和6年度に85万円計上しております。

次に、2年間の活動内容について説明いたします。

これまでデザイン会議につきましては、半年に1回程度開催しておりまして、その間も地域住民を中心としたワーキンググループによる会議などを月1回程度、ワークショップを菊池高校とキクロス、市役所内で3回開催したところでございます。

2年間の成果としましては、これまでのまちなかの活性化や人々をまちなかに呼び込むため、大きいもので言えば、能場の菊池のしらべや將軍木のライトアップなどを行ってまいりました。一方では、温泉街リブランディング事業、かわまちづくり、もりまちはなまちづくりなどの事業も別のプロジェクトとして進行していたことから、より効果的なまちづくりにつなげていくため、今回これらの事業もデザイン会議に取り込み、事業の整理と今後の方向性の確認、庁内の意思統一、地域の方や有識者との意見交換を行った上で、まちなかウォークブルシティ基本構想（案）をただいま策定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございました。

私が令和5年第3回定例会において一般質問させていただきました。この際には、まちなかデザイン会議が始まる前に一般質問させていただいて、ある程度、やっぱり形を早急につくってくださいというような趣旨で質問させていただきました。また、その中の答弁にも、まちなかデザイン会議については、わいふ一番館・能場・空き家の利用や、にぎわいを呼ぶイベントなどを検討していくということの趣旨の答弁をいただいております。

今回、能場での菊池のしらべ、私も何回か行かせていただきましたけれども、地域の方が、初めは若干少なかつたんですけども、2回、3回やることによって、地域の方が少しずつ出られてきて、なかなかそこそこにぎわっていたなという感は私もあります、実際。

その中で、やはり根本的な問題としては、いわゆる限府のまちなかをもう一回見直して、どういうふうなまち歩きができるかというようなところは争点だったと思うんですけども、その中で、問題点とか、そういうことの把握はどのようにされていたんでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問に回答いたします。

やはり問題点としましては、先ほど申し上げましたけれども、個々にほかのプロジェクトが同時並行的に進んでいたということもございましたので、今回そこら辺を整理して、まちなかウォークアブルシティ基本構想（案）というものを現在策定して、今後、ウォークアブルシティの実現に向けて、今、一体的に動いていくということで考えております。

今後、課題としては、ただいま申し上げました基本構想（案）の段階まで進めることができましたので、今後関係団体などと情報共有や連携を進めながら、実際にスピーディーに今後は事業を具体化していくことではないかというふうに課題も捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 今後、次年度以降は事業化等を考えていかれるということなんですけども、私個人としては、やはりあそこのわいふ一番館、能場、松倉邸、將軍木があると思うんですけども、やはりあそこが一番起点になると思うんですよね。

それで、前回の総務文教常任委員会の中でも出ましたけれども、この一番核とな

るわいふ一番館をどう活用していくかということが一番肝になってくるところじゃないかと思うんですよね。実際、私たち見ても、わいふ一番館がなかなか活用されていないというふうに思うんですけども、わいふ一番館の件についてお伺いします。

今、わいふ一番館は、令和3年度の決算で521万円で委託をされていました。令和4年度から委託が外れて555万円の決算ですね。令和5年度も484万円の決算、約500万円が支出されているわけですけども、この実際のわいふ一番館の収入とか、その辺の収支はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、わいふ一番館の令和4年度と令和5年度の利用者数、それと利用料金の総額についてお答えしたいと思います。

まず、わいふ一番館は、まちづくり寄合所とまちかど資料館の2施設から成る複合施設でございますので、令和4年度、令和5年度のそれぞれの年間利用者総数と年間利用料総額をお答えしたいと思います。

まちづくり寄合所につきましては、令和4年度、5,625名のご利用でございました。利用料の総額が10万9,970円。令和5年度が4,185人、10万730円の収入でございます。

続きまして、まちかど資料館につきましては、令和4年度、438人、利用料総額が7万8,980円でございます。令和5年度が304人、5万5,550円でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 今、わいふ一番館の利用者数が、令和4年度が5,625人、約11万円ぐらいですね。令和5年度が4,185人、同じく10万円ぐらい。まちかど資料館のほうも、令和4年度が431人、令和5年度が304人の利用と。全く利用はされていないというような形を言ってもおかしくないような形を2年間も続けられていると思うんですよね。

特に前回、私がわいふ一番館のほうでちょっと別の会合があったんで、会議をさせていただきました。1時間、私と6人か7人で会議したんですけども、1時間半ぐらいの会議でした。そのときに職員の方が終わるまでついておられました。私たちの利用料よりも、職員の方の時給のほうが高くなるという、全くいれられても赤字というような状況ですよね。私たちも、いやいや、帰ってもいいですよ、もったいないんでと言ったんですけども、いや、職員として、やっぱりちゃんと閉めな

きやいけないんでということではありましたけども、何かこういう施設が2年間ほったらかしであっていいのかなと。もう非常に考えます。

この令和3年度が最後に委託されているところもありましたけども、その以前から、NPOなんかはちょっと委託をしてみらんですかというような、正式じゃないですけども、そういう打診もあっていましたけども、なかなかこのわいふ一番館の利用ができる要綱がちょっと狭過ぎるんですよね。飲食は駄目とか、いろいろ物販は駄目とか、いろいろなことがあるんですけども、以前、NPOのときに、そういうお話もさせてもらっています。いろいろ範囲を広げてもらったら、もうちょっと利用できるんじゃないかと。収支が取れるんじゃないかなというような話も前回しておりますけども、昨年度、総務文教常任委員会委員でしたので、総務文教常任委員会の中でも発言をさせていただいていますけども、今後、この形であると、何でわいふ一番館だけ税金入れて置いとくのかという話にもなってきます。私たち、公民館なんかは何年後かに地区のほうに委託になっていきます。わいふ一番館だけ何で残していくんだという疑問は各地区の方からも言われます。廃止する、廃止しないは行政のほうで決められるんですけども、廃止しないように用途を広げていかないと、なかなか進まないと思うんですけども、その辺の用途を広げていくという方向性はないんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 まず、議員ご紹介のわいふ一番館の条例施行等、このあたりの改正、販売行為とか、飲食店に係る条例・規則等の改正につきまして、まず、令和5年9月にわいふ一番館の施行規則の一部改正で、販売行為の禁止において、「教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない」という追記をし、市が関与し、まちなか活性化のため利用する場合に限り、特別に認めた経緯がございます。

また、飲食の取扱いについても、条例、施行規則改正は行っておりませんが、今後につきましては、現状は文化施設でございますので、今後、利用しやすい施設となるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 わいふ一番館に関しては、ぜひ利用の用途を広げていただいて、もう行政でやらずに、どなたかが、委託で手を挙げてもらうような施設にさせていただくと、その中から、わいふ一番館を中心として、能場、將軍木、松倉邸と、

あそこの一体化が活性化されていくと思います。

少し本筋へ戻りますけども、まちなかデザイン会議のいろんな参加されている方に、私はいろいろな話を聞きます。いろいろ話されている方たちの意見を聞きますと、本来、まちづくりを決める会議ではなかったのかなと。何かイベントをするような団体になっていってしまっているということも言われています。

今後、次年度以降、このまちなかデザイン会議をどうされていくつもりでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたまちなかウォークブルシティ基本構想というのを今策定中でございまして、その中で、わいふ一番館等も中心となる、核となる施設ということで今位置づけて、構想のほうをつくっております。今後はこの基本構想を、今は案の段階でございしますが、議員の皆様にもご説明をさせていただいた後、可能な部分から社会実験とか、実施可能な事業を進めていって、まちなかの活性につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 今、答弁いただきましたけど、このまちなかデザイン会議のメンバーの人たちが、これいつまでやるんですかと、いつまでという区切りにするんですかというような意見も言われています。大体どれぐらいの時点で、この基本構想をやったというので、まちなかデザイン会議というのを終わってもいいんじゃないかなと。それから菊池のしらべとか、そういうのはまた違うNPOとか、そういう方たちにさせていただくと。あくまでも会議をするような、もちろん名前のとおり、まちなかデザイン会議ですから、会議をする団体ではなかったんだろうかというようなことも結構言われています。

最終的に、いついつまでに大体これを終わらすということはお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

一応先ほどの基本構想の中では、5年間のロードマップを今作っておるところでございします。それぞれの事業ごとにスケジューリングをしながら、今後進めていきたいと思っているところではございます。

会議自体は、先ほど稲継議員がおっしゃったのは、ワーキンググループの方のご意見かなと思っているんですけども、ワーキンググループも、昨年度、一昨年度、テーマをそれぞれ決めて、例えばわいふ一番館の利活用とか、イベントのグループももちろんワーキングの中でありますので、それぞれにアイデアを出していただいたりとかいう形で今まで関わっていただいております。

今後、そういった会議体というのをちょっと整理を今しておりますので、その中で、一応一旦5年間のロードマップを、今、基本構想の中で策定をして進めていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。5年間で決めていくというような答弁をいただきました。

このまちなかデザイン会議は、今、担当課は市長公室と文化課というふうになっていますので、今後、1つにしていく必要があるんじゃないかなと。いろんな課が混ざっていますので、なかなか情報共有ができていないという部分もあると思うので、その辺はお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は、昨年度から始まりました菊池温泉街リブランディング事業です。今回この菊池温泉街リブランディング事業ということをされていますけども、名前だけは皆さん知っていますけども、実際、何をやっているのかなと。どういうふうに進んでいるのかというのがなかなか分かりにくい事業です。

特に菊池温泉街は昭和29年度に湧出しました。美肌の湯として知られていますが、やはり近年では個人旅行の増加、旅行ニーズの変化に対応が遅れてしまい、宿泊人数の減少、人材不足ですね。施設の老朽化、後継者不在といったような課題に直面していると思います。やはりこれらの課題を対処するために、今回のリブランディング事業はできたと思いますけども、それでは、まず1つ目、ご質問いたします。菊池温泉街のこのリブランディング事業の概要と、2年間の成果をお示ください。お願いします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

菊池温泉街リブランディング事業につきましては、菊池温泉街の再生と魅力向上を目的とした事業で、旅館・ホテル、飲食店、菊池観光協会、商工会、県や市など

の関係者が一体となりまして、菊池温泉街の活性化に取り組んでいるところです。

2年間の取組の成果としましては、菊池温泉街リブランディング基本構想を策定したほか、旅館・ホテルの経営基盤強化、食を通じた温泉街の魅力化、景観まちづくりの推進の3つのプロジェクトチームを立ち上げております。

また、リーディングプロジェクト、これにつきましては先行して行う試行的な企画となりますけれども、菊池の食の魅力を生かした泊食分離事業、歩きたくなる温泉街の景観づくりを目的としました温泉街ライトアップ事業に取り組みましたほか、令和10年度までの前期5年間分の実行計画を策定したところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 2年間の中で、一部イベント等もされてきたという答弁でしたが、ライトアップ事業も私も見に行きました。一緒にお酒を回るイベントと一体化していましたけれども、私もライトアップしますよということをちょっと聞きましたけれども、ちょっと言い方は悪いですが、ライトアップということがどこでも多いです。ライトアップしなかったのかなというような懸念もしましたが、正観寺のところの全部を通してきれいはいきれいでしたけれども、やはりちょっと日程的に多い日、少ない日があったかとは思われます。

この2年間の成果の中で、この会議の中で、ちょっと関連しますので、2つ一緒に聞きますけれども、コロナ禍前と現在の市の全体の宿泊数と、温泉街の宿泊数の割合を教えてください。

また、この2年間やった中で、温泉街の問題点が出ていると思うんですが、その辺はどのように把握されているか、お示してください。お願いします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年の市全体の宿泊者数につきまして17万5,613人で、温泉街宿泊者数の割合としましては51.1%でした。

次に、5類移行後となる令和5年の市全体の宿泊者数が17万6,933人で、温泉街の宿泊者の割合が38.7%となっております。

なお、令和元年と令和5年を比較しますと、市全体の宿泊者数は約5,000人の減少で、割合では2.8%の減となっております。それに対しまして、温泉街宿泊者の割合は12.4%の減ということになっているところです。

次に、温泉街の問題点ということですが、菊池温泉街におきましては、これまで滞在時間の延伸、観光消費額の増加を目指しまして、様々な取組がなされてきましたけども、観光入込客数や宿泊者数の増加といたしました効果が現れているとは言い難い状況が続いております。

こうした状況に陥った要因としましては、観光の中核を担う旅館・ホテルが、団体客の減少と個人客の増加といった旅行ニーズの変化に対応できず、さらに人材不足や後継者不足の要因も重なり、抜本的な立て直しが図れていないことが挙げられると考えております。

また、観光産業の需要が新型コロナウイルス感染拡大等の外的要因に左右されやすく、行政依存体質に陥りやすいこと、旅館・ホテル、飲食店等の事業者間の連携意識の低下が考えられます。

さらに、行政や商工会などの経済団体におきましても、目指すべき将来像を関係者に提示し、議論を喚起すべき役割を十分に果たせていなかったことも挙げられます。

これらの要因を踏まえまして、課題解決に向けて官民一体で菊池温泉街のリブランディングに取り組んでいるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

まず、宿泊数に関しては、あまり変わっていないけども、温泉街のほうは12%減っていると。実際、あれからビジネス関係のコンテナホテルとか、いろいろできていますので、ビジネス関係はやはり増えているようにも思います。なので、宿泊数は変わらないということだと思います。

また、温泉街の問題点も、この機会なので、いろいろやはり課題点が出たと思うんですけども、私、いろんな旅館の方にお話を聞きました。すると、宴会が主力な旅館さん、もう少し一品単価を上げて高付加価値をつけたい旅館さん、ある程度、合宿とか、そういう薄利多売でお客さんを入れていきたいという旅館の方、また、先ほど出ましたけれども、泊食分離をされているところの旅館、なかなか菊池市に関してはこの旅館の形態がちょっとばらばらなので、求めるお客さんの層というのがなかなか一定してこないと思うんですよね。逆に私は、このリブランディング事業をして、温泉街の方たちがやっと本気で話して、その辺のことも問題点として出たのかなとも思っております。

ただ、やはり稼げる、もうかる観光を目指さなければいけないと思います。もう

かる観光を目指すには、やはり何かをコンセプトにして、やはり誰を、どこをターゲットにするかということをはっきりしていかないと、何でもありますよというような温泉街ではいけないと思うんですね。特に菊池市に関しては、今ありましたかわまちづくりもあります。まちなかデザイン会議もあります。その中のまちなかウォークブルシティとかいうのもありますし、以前言われていました新湯治の湯とか、その辺も何かはっきりしない。

また、白龍もあります。菊池一族というのがありますし、西郷隆盛とか、いろいろあります。なかなかコンテンツが多過ぎて、何かまとまり感が見られないと思うんですけども、今回のそのリブランディング事業における菊池温泉街というのは、どの辺をターゲットにして、どういうコンテンツでいかれるのかというのは大体決まっていると思うんですけども、そこをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、コンセプトについてお答えいたします。

本市では、第2期菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、「自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現を目指しております。

この戦略では、本市の魅力発信とファンを増やすために、自然・食・歴史文化・温泉など、本市の強みである地域資源を活用した施策に取り組むこととしております。

この戦略に基づきまして、菊池温泉街リブランディング事業においても、強みとなる地域資源を取り入れ、目指す将来像を「菊池溪谷の恵みと白龍が宿る温泉街」と定め、共通コンセプトを「白龍が宿る特別な温泉地で、訪れる人々の心を癒す、温泉・食・人が交わる温泉街」としており、ほかのプロジェクトと同様に、一貫して“癒しの里”戦略に沿って進めているところです。

なお、菊池温泉には温泉湧出にまつわります白龍伝説が語り継がれており、白龍は幸せを呼ぶ吉兆龍とも言われております。菊池温泉イコール白龍が宿る特別な温泉地としまして、街並み、建物、おもてなしを通じて視覚的に白龍の露出を増やすことで、ほかの地域にはない菊池温泉ならではの具体的なイメージを発信し、菊池温泉のブランド化を目指したいと考えております。

次に、ターゲットにつきましては、国内は福岡・熊本都市圏の夫婦・パートナー及び家族・親族としておりまして、国外につきましては台湾の夫婦・パートナー及び家族・親族と定められているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 一応白龍が宿る温泉街ということで、温泉街に関しては白龍で通していくというようなお考えで決められたというふうにお聞きしました。

また、ターゲットに関しても、熊本・福岡の夫婦・パートナー、また、台湾関係の夫婦・パートナーという方で、そこをターゲットにしてされるということで答弁いただきました。

これをやっぱり今後、ハード的にやっていかなきゃいけないと思います。今、菊池温泉街を見ても、白龍が宿る温泉街なのかなというような感じですね。じゃあ、入り口に白龍があるとか、例えば、今、各温泉のお湯の出るところ、あそこが全部白龍の口になっているとか、そういうのでも白龍のまとまり感があると思うんですけども、また、この一部、台湾関係の方にも誘致をしていくということですけども、なかなかああいう台湾関係ののぼりとか、そういうのありませんし、旅館関係で台湾用のメニューとか、台湾用の旅館の紹介とかいうのもなかなかできてきていないのが現状だと思います。この辺が、今後、次年度以降にハード事業などを組み込んでいかなきゃいけないと思うんですけども、今後のハード事業の予定はありますか。

また、今回県の補助金をいただいてリブランディング事業というのを行ってきましたけども、今後この県の補助金はいつぐらいまであって、この補助事業をされるのか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、温泉街のハード事業につきましては、菊池温泉街リブランディング実行計画に基づきまして、令和7年度から景観計画の策定に着手をいたします。この計画に基づきまして、魅力ある温泉街の景観の実現に向けたハード整備及び改修を推進したいと考えております。

また、基本構想の共通ターゲットに定める台湾をはじめ、インバウンドの誘客促進及び満足度向上のために、市内観光案内看板の多言語化整備にも取り組んでいく予定としております。

次に、補助金の活用等につきましては、まず、令和5年度のリブランディング事業につきましては、県の温泉街リブランディング事業モデル地域に選定されまして、県の委託事業として実施されております。令和6年度は、議員がおっしゃったとお

り、県の補助事業を活用しているところです。

今後、どのくらいの期間、県の補助事業が続くかということなのですが、こちらにつきましては、ちょっと今の現段階で分からないところですけども、令和7年度以降につきましても、国や県の補助金など、有利な財源を活用していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 県の補助事業ということですけども、ソフト面しか使えなかったということもありますし、ある程度、ソフト面に関しては、ほぼ70%ぐらいはやり切っているんじゃないかと思います。いかにハード事業を予算で持つてくるかだということだと思います。

また、私、先日、京都のほうに日帰りで観光の勉強会があったんで、観光の勉強会のほうに行ってきましたけども、プレミアムの人材不足の対策事業とか、高付加価値化の建物の事業とか、観光庁のほうから事業者さんに直接行くような補助金もあります。私も実際にこれを見て、ちょっとびっくりしたぐらいだったんですね。こんなに補正予算で観光庁予算が上がるんだということで、これを今の事業者さんに情報発信していくということは、今はなかなか少ないんですよ。こんな補助金は知らなかったとかというような話が結構多いので、こういう観光庁の予算というのも、行政のほうから事業者さんに教えていただくことしかできないと思うんですよ。自分でなかなかいろんなネットを探してやることは難しいと思うので、もちろんハードの予算も取っていただきたいですし、こういう直接取っていただく予算に関しての事業者さんに紹介などをしていっていただきたいんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問ですけども、観光庁側の補助金等、内容につきまして、また今後、改めて検証したいと考えておりますけども、様々な要件もあると思います。そちらにつきましては、事業者に適宜情報をお知らせしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ぜひ観光協会さんもありますし、旅館組合さんもあります

ので、そういうところに随時いろんな情報を発信していただきたいと思います。

私、まちなかデザイン会議と、今、リブランディング事業と質問させていただきましたけども、これにもう一つ、かわまちづくりの事業がありますよね。かわまち、まちなかデザイン会議、リブランディング事業というのは、大まかに見ると1つの事業だと思うんですよね。今、ばらばらの課でやられています。担当がばらばらで、まちの構想自体が一本化されていないように感じるんですけども、事業自体は別々の課でやらなければいけないんですけども、窓口をやっぱ一本にしていくことはできないでしょうか。

また、職員の方が、今、3年で替わるですよね、結構三、四年で。観光は観光の方で、やはり6年ぐらいいはいていただきたいんですよね。また一から入って、1年目、いろんなことを覚えて、2年目、やっと成果ができるなと思ったら、異動になるんですよね。1名の方でもいいので、やっぱ6年ぐらいは専門的にいていただきたいという希望があるんですけども、そのあたりは市長はどうお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問は、複数のプロジェクトを1人の担当ですか、窓口を一本化できないかということ、それから、長在化を考えられないかということであったと思います。

例えば、かわまちが、今、例に出ましたけども、かわまちは土木課が入って、それから、国交省のかわまちづくりという事業をいただきながらやっている話でございますので、例えばこれを1つの部署で、旅館街の再生とまちなかのデザイン会議と一体的にやるというのは、なかなか難しいものがありますので、今のところは個々に進めていますけども、それぞれ横連携を庁内で取りながら、各プロジェクトの進捗状況等も共有しながら行っておりますので、全体的には、当然そういったふうな統制連携を図りながら進めているものだというをまずご承知おきたいというふうに思います。

これから、今まで手がけておりました幾つものプロジェクトが、言うならば、部品がだんだん完成してきましたので、これを全体的な視点からつなぎ合わせていくというのがこれからになりますので、その大きな中心になるのがまちなかウォークブルシティ基本構想でありますので、そこに当然温泉街からのまち歩きというのもつないでいくことになりますので、こうしたものは、今後、庁内連携をさらに深めまして、現時点ではまだ窓口の一本化までは考えておりませんけども、将来的に各プロジェクトのめどがついた時点で、改めて検討したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。ぜひどなたかを主にして、横のつながりをしっかりして、1つのものにしていただかないと、単独でやって、隣の課は知りませんよということがないように、トップの方がしっかり見てやっていただきたいと思います。

それで、ちょっとご紹介しますけども、長門市の湯本温泉が同じような感じで行きました。菊池市のほうからも行政の方が2名ほど研修に行かれていますと思います。ここは2014年に地元の方たちが集まって、2016年に温泉街再生計画がスタートして、2017年度にまちづくりデザイン会議が開かれて、その後、もちろん星野リゾートさんの誘致もありました。約8年ぐらいで復活を遂げたまちです。特に今は海外からも、山口県ですけども、山口県は全国で2番目の行きたい都道府県になっております。ぜひ、こういうふうな10年かからずに再生したまちもありますので、何とか、一応基本構想は10年となっていますけども、10年かからないぐらいで再生するような形を取っていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

本市では、ふるさと菊池応援大使というものがあります。まず、ふるさと菊池観光大使の概要と任命基準をお答えください。

また、以前にも同様な制度があったと思いますけども、江頭市長就任後、どのような方を任命したのか、答弁をお願いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと菊池応援大使につきましては、本市の自然、歴史や文化、豊富な農林畜産物などの魅力を広く効果的にPRすることにより、地域活性化に資することを目的に設置をしております。

任命基準としましては、人格識見ともに優れ、社会の様々な分野で活躍しており、本市のまち・ひと・自然環境・風土をこよなく愛する者の中から、本人の同意を得まして、市長が任命するということになっております。

次に、以前の制度につきましては、菊池ふるさと親善大使というものがあって、スイス在住で菊池一族の末裔に当たります画家の節子・クロソフスカ・ド・ローラ氏と、フランス在住で料理店のオーナーシェフである泗水町出身の中山豊光氏の2名を任命した経緯があります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

平成28年3月30日に新しくふるさと菊池応援大使というのが設置されております。要綱もこの間いただきました。私の感覚としては、観光大使とは、特定の地域や観光地の力を広める人で、任命する目的は、地元の特産品、文化・歴史、自然などの魅力を伝えて、地域のイメージアップを図り、観光地として認知度を向上させる方だと思っております。地域の観光業を活性化させ、経済振興などに寄与する役割だと思っておりますが、現在新しく大使に2名の方が任命されたと聞いていますけれども、その方と活動内容をお示してください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

大使に任命した方につきましては、現在、一般社団法人花童と、作曲家でピアニストの松本俊明氏の2名となっております。

活動内容につきましては、一般社団法人花童は、国内外で公演会やイベント等に出演され、日本の伝統文化の魅力を発信されております。本市内におきましては、自主事業としまして、能場や松倉邸等の文化施設で定期公演会を開催され、来場者と交流しながら本市のPRに取り組んでおられます。

松本氏につきましては、被災地の復興チャリティーコンサートや全国ツアー、作曲活動、テレビ出演等で活躍しておられます。本市内におきましては、保育園や幼稚園、小中学校でピアノコンサートを開催され、子どもたちに音楽の魅力と感動をもたらされているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

実はこれを私も知ってびっくりしたというような感じです。議員の方でも知らない方も結構いらっしゃるんですね。全員協議会とかある中でも、住みたい田舎のランキングとかいうのはありますけれども、この辺の報告はしなくてもいいということだったんで、なかったんでしょうけれども、やはり観光大使ぐらい、紹介でもいいですけど、こういう方になりましたよというのを議員の方にも伝えてほしかったです。私もこの話を聞きまして、うんという感じは皆さん思われていると思います。

では、この2名の方は、今後どのように活動されていくのか。今後、活動に対して本市からはどういう費用が出ていくのかというのをお示してください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと菊池応援大使であります、このお二人の方につきましては、今後、公演会やコンサート等、大使の活動分野における様々な場面で本市をPRしていただきたいと考えております。

次に、費用面についてですが、ふるさと菊池応援大使設置要綱に基づきまして、報酬は支給しませんが、大使の活動の職務遂行のために必要な費用については支給できるものと定めております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 いろいろこれからPRしながらされるということですが、この費用ですが、出演料という形も無料だということですか。イベントに関して出演料は出演料で払われるんですか。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと菊池応援大使設置要綱の第5条におきまして、大使に対する報酬は支給しないということになっております。大使の職務遂行のために必要な交通にかかる費用であったり、宿泊にかかる費用、その他市長が大使の活動を行うに際し必要と認める経費、専用の名刺や各種パンフレット、そちらのほうの費用については支給できるとしておりますが、報酬については支給はしないということになっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 あくまでも出演料は要らないと。ただ、交通費とか、宿泊費とか、それにかかる費用に関してはお支払いしますというような答弁とお受け止めしました。

それでは、このほかの自治体を見ますと、合志市のふるさと大使は、皆さん、この間、新聞に出ていましたけども、女子プロゴルファーの竹田選手ですね。賞金ラ

ンキングを取られた。それと、もう1人、キックボクシングの谷山さんという方もいらっしゃる。その方はボクシングのトランクスに合志市の市章をつけて、ボクシングをされています。

山鹿市に関しては、オムロンのハンドボール部、ほか、山鹿市出身の方、携わった方4名。

玉名市に関しては、玉名満美さんというアニメのキャラクターなんですけど、「温泉むすめ」ってあるんですけども、その温泉むすめの方がなっています。

荒尾市は、歌手とか、タレントとか、AKB48の人もいますので、その辺がなられています。

菊陽町はPR大使ですね。菊陽町は結構多いです。16名いらっしゃいました。プロサッカー選手、落語家、バレエ講師、プロ選手、タレント、ユーチューバー、車椅子テニスの選手など、16名いらっしゃいました。

それでは、あくまでもこれは市長に任命権がありますので、市長にお聞きしますが、花童さんは熊本市のPR特命大使にも任命されております。天草市の生誕400年記念事業PR特命大使にも任命されています。松本さんは石川県観光大使も任命されています。両方、菊池市出身の方とか、何かそういう方ではないんですよね。ほかのところに比べると、ちょっと菊池市出身で、逆にふさわしい方はいなかったのかなと。なぜこうだったのかなということをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ふるさと菊池応援大使の考え方を述べよという趣旨のご質問であらうかと思います。

その前に、今までございました菊池ふるさと親善大使、これは菊池市出身あるいはその末裔である方ということで、先ほどの節子・クロソフスカ・ド・ローラさん、それから、泗水出身のシェフであります中山さん、お二人であったわけですが、こちらのほうは様々な会合等で菊池市をPRしていただくわけではありますが、海外にお住まいだということで、なかなかこちらのタイミングでご出馬いただくということは難しゅうございますので、もっと頻繁に菊池市のことをPRしていただくという趣旨で、今回新たなジャンルをつくったわけでありまして、先ほどから観光大使という言葉をお使いですけども、どちらにもあえて観光という言葉は入れておりません。それは何となれば、観光地といういかにも集客が前面に出てきますけども、そうではなくて、私どもが考えているのは、特にふるさと菊池応援大使は、常々の文化活動を通じて、文化力であるとか、まちの品格であるとか、そうしたイメージ、菊池市のイメージにつながるような狙いを持っているわけでございます。

言うならば、一見の観光客ではなくて、もっと深いファンづくりを狙っているものであります。ですから、当然その中から観光客としてつながってくる方もいらっしゃるでしょうし、もっと深い菊池ファンになっていただいて、ふるさと納税、その他、様々なつながりを持って、長くお付き合いいただける。あるいは、そういう菊池市の評価をあちこちでお伝えいただける。そうした狙いを込めたものでございます。

花童さんにしましても、やっぱり今、熊本県を代表する文化力といいましょうか、そのアイコンになっておりまして、だからこそ、熊本市でも天草市でもお使いになっているわけでございます。

実は、こちらを創設されております中村さんという先生が、実は菊池市ともう何十年來のご縁がございまして、そのことを大変中村先生が恩義に感じていらっしゃる、ぜひ菊池市の役に立ちたいと。こちらから見たときに、花童の持っているかわいくて、かつ上品なイメージというものは、菊池市の目指しているものにもぴったしであるということで、ご出馬いただいたわけでありまして、実際に早速、「菊池のしらべ」等において、能場の中で、非常に雰囲気とマッチした踊りを披露する形で、ファンづくりに貢献していると思いますし、また、せんだって台湾からお客様がいらっしゃる際には、ふるさと菊池応援大使ということで、実際にご出馬をいただいて、台湾の皆さんの前で座敷で踊って、大変大好評であったわけであります。

また、松本さんにおかれましては、大変日本の中でも、全国的にピアニストとして有名でありますけれども、この方も、菊池市との関わりができて、熊本地震でコンサートの際に被災されたということで、大変心のつながりを感じていらっしゃるということでございますので、そうしたふうな文化を通じた紹介で、菊池市のイメージ、知名度とともにイメージも上げていただく。そういう戦略でございます。そのことをぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

私たちが思っている観光大使と、応援大使というのが違うというような捉え方であるというような方だと思います。ただ、やはり本市にもいろんな方がいらっしゃいます。アイドルの方とか、いろんな方がいらっしゃいますので、ぜひそういう本市出身の方の人たちも宣伝になると思いますので、ぜひそういう方たちも捉えてし

ていただきたいと思います。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 これで、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時08分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 皆さん、こんにちは。議席番号1番、本藤でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきますと思います。

今定例会は、新年度へ向けて、骨格予算ではありますが、当初予算を審議する重要な会議であります。どれぐらい入って、何にどれぐらい使うのか、私たちも市民の皆さんにしっかり分かりやすく伝えることができるよう、議会と執行部の皆さんとで議論を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくご答弁を賜りたいと思っております。

今回は3点お尋ねをいたします。

今回の定例会でも示されましたが、大きな収入源の1つでもありますふるさと納税について、まずお聞きいたします。

ふるさと納税につきましては、令和5年第2回定例会で稲継議員が詳しく質問をされていますが、今回は少し深掘りをしてお尋ねをしたいと思っております。

まず、直近のふるさと納税の受入額及び寄附件数の推移を教えてください。また、返礼品のラインアップや、寄附者の傾向や、ランキング、そこからの本市の強みや課題は何かをお尋ねいたします。

2点目は、ふるさと納税の納税戦略についてであります。

本市の納税額というのは、県内のどのくらいのどのような位置にあるのか。また、本市民が他自治体に寄附することで、市民税の一定額が減収となる寄附金税額控除額、つまり、本市が流出している税収額はどれぐらいあるのか。また、流出を防ぐための施策は何か講じているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの本藤議員のご質問にお答えいたし

ます。

質問としましては4点あったかと思いますが、まず、直近のふるさと納税の寄附件数、寄附額の推移についてでございますが、過去3年間の寄附実績としましては、令和3年度2億529万9,000円、令和4年度2億9,579万2,000円、昨年対比9,049万3,000円の増額、令和5年度3億7,630万1,000円、昨年対比8,050万9,000円の増額となっております。また、令和6年度につきましては、12月末時点で4億3,542万3,500円となっております。

2点目で、本市の返礼品についてのお尋ねでございましたが、本市の返礼品は、お肉やお魚（後に発言の申出があり、「お肉やお魚」を「お肉やお米」へ訂正）、野菜、果物の食品を中心に出品しております。令和7年2月現在では、6,818品を出品しているということでございます。また、本市における人気返礼品ランキングについては、菊池市産のお米の定期便や本市乳牛の原材料を使用したカフェオレやアイス、大容量の鶏肉や牛肉、豚肉などが上位を占めているところでございます。

また、本市の強みとしましては、西日本有数の産出額を誇る畜産業や、高品質なお米やお野菜といった農産物が豊富であるといった点がございます。

一方で、寄附者のニーズが高い、大容量返礼品における小分けパックなどの対応ができる加工業者が少ないことや、一般消費者向けの日用品の加工製造業者が少ないこと、また十分な在庫確保をできる事業者が少ないこと、さらに柱となる返礼品が不足していることが、本市にとって現在の課題かと思っております。

3点目の熊本県内のふるさと納税ランキングの順位、本市がどの順位なのかということですが、熊本県内における令和5年度の本市の順位については、45自治体中26位となっております。また、14市においては11位ということになっております。

最後、本市在住者から他市町村に流出したふるさと納税額というお尋ねでございますが、令和5年度に本市市民が他自治体へふるさと納税により寄附をし、本市市民税の控除を受けた額、他市町村に流出した額というのは6,636万1,600円となっております。この流出を防ぐ対策としては、特にっておりません。

以上でございます。

すみません、ただいまの2点目の質問の本市の返礼品のところでございますが、「お肉やお米」と申し上げるところを、私が「お肉やお魚」と申し上げたということでございます。すみません。おわびして、修正いたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

現状と課題の把握のために質問をさせていただきましたが、納税額は4億円を超えたということで、納税額は年々増えていると。これは市の担当職員の方々、それから中間事業者、何より地元の返礼品事業者または生産者の方々の知恵や努力の成果によって、ふるさと納税額が伸びているものと思っております。

ただ、今、どれくらいの位置にあるかとか、いろいろお話の答弁があったんですけども、どうしても数字が出てきますので、順位づけはしたくはないんですけども、順位づけで示されるように、他市町村と比較してしまいがちなんです。もちろん単純に比較できないのでありますが、このふるさと力というのを通知表で見ているような感じがして、腑に落ちないところが数年前からありました。

例えば、学校の通知表ですと、数学の点数が悪かったら、集中して勉強するとか、英語が得意ならば、それを伸ばす努力をすれば結果が出るようになるんですが、このふるさと納税力というのは、どうもそれとは違う要因で、納税額のランキングの結果が出ているような気がしております。

そこで、再質問ですが、ふるさと納税額が増加している自治体と比較をして、本市に足りない要素、先ほど少し回答はあったんですけど、改めて本市に足りない要素は何なのか、それをどう分析しているのか、お聞かせください。また、これで競争が激化する中で、他自治体との差別化を図るための戦略は何かあるのでしょうか。あわせて、地元産業の活性化に資する返礼品の開発であったり、新規事業者の参入促進についての具体的な取組があればお聞かせください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

ふるさと納税が増加している他市町村と比較して、不足している要素ということでございますが、当方で分析しているところでは、令和5年度に、総務省よりふるさと納税のルール of 厳格化が実施され、その当該ルールに対して当市も遵守してまいりましたが、その際に寄附額の見直しによる寄附の低下というのが見られております。繁忙期における在庫確保不足、先ほどちょっと答弁でも申し上げましたけれども、あと柱となる返礼品が不足していることなどが、本市における他市と比較したところの不足している要素なのかなということで考えております。

来年度に向けて、プロポーザルを通して、新しく業者選定をしておりますので、その辺は対応の強化をしておきたいと思っております。

2点目のふるさと納税の他市町村とのどのような差別化を図っているのかとか、

地元が活性化するための返礼品、新規事業者の参入の取組などについてということですが、今申し上げましたように、今年度入札を行って、来年度から運営を行う代行業者が変更になります。当該代行業者は、これまで、玉東町や荒尾市など、32自治体の運営代行の実績がございます。新しい取組としましては、これまで登録のなかった地元業者と代行業者及び本市において、内容量の充実や安価で高品質な返礼品の開発、さらに繁忙期における在庫不足の解消などを行う予定でございます。

また、これまで食料品を中心とした返礼品を多く登録しておりましたが、新たに本市の特産品を活用した石けんや、市内で加工しているサウナ関連グッズなどの日用品、さらに、お食事券や温泉入浴券、宿泊券などの体験型返礼品を登録することにより、幅広い市内事業者の参入を進めていきたいと考えております。

他市町村との差別化を図るため、本市においては、小学校跡地に進出されている熊本県菊池エミュー観光牧場のエミューの卵ですとか、あと、龍門地域活性化支援センターで制作されているアーティストの作品などを出品することにより、話題性のある返礼品を増やし、それが他の返礼品へ波及するということを期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

中間業者が替わるということで、内容もバージョンアップされるというような答弁だったと思いますが、それによって、返礼品の開発、それから新規の参入促進を促すというような答弁だったと思います。

お隣の山鹿市の知り合いと、先日、このふるさと納税の話をしたときに、山鹿市は、昨年7億円を超える寄附金を集めたんだと、私に話をされました。いろいろ話を聞いて、昨年反響があった映画、これ私も見たんですが、「骨なし灯籠」という映画の撮影と上映があったことがとても大きいと彼は分析をしていました。なるほど。ひょっとすると、もちろん品目であつたりとか、味のクオリティーの高さ、または嗜好とかも含めてですけれども、とても大事なんですが、あわせて、この自治体のいい意味での知名度といいますか、PR、人、文化、芸術等の要因も大きいのかなと思うところであります。

先ほど稲継議員がふるさと菊池応援大使の話をしていましたが、ふるさと納税大使のたすきをかけて、菊池市のPRをどんどんやってもらうのも有効かなと思うところであります。

そこで、再質問ですが、ふるさと納税寄附者の約6割はリピーターであるとのデータもございます。このふるさと納税寄附者への継続的な関係構築、またはリピーター獲得やファンづくりの取組はどう進めているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

リピーターの方に関しては、継続的にPRをするような形、あとは菊池ファンとか、菊池ファンクラブとか、そういったところにもPRをしながら、リピーターの確保に努めていこうと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

では最後に、主要な寄附の使途についてお尋ねをいたしますが、これはホームページでも公表してあるんですけれども、改めてどのような事業に活用されて、市民にどのような影響を与えているのか、教えてください。

また、市民にとってのメリットを高めるための取組であったり、寄附額の今後の目標額も含めた今後の展望をお聞かせください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、寄附者が「産業と経済」、「教育と文化」、「子育てと健康福祉」、「自然と暮らしの基盤」（後に発言の申出があり、「自然と暮らしの基盤」を「自然環境と暮らしの基盤」へ訂正）、「その他市長が必要と認める事業」の5分野から寄附者自身が寄附を選ぶことができるようになっております。

具体的な充当事業としては、就学支援事業や学校ICT教育推進事業、地域子育て支援拠点事業、防犯対策事業や交通コミュニティ対策事業など、児童生徒や子育て世代、高齢者など幅広い市民が利用でき、国庫支出金などの特定財源が少ない事業を中心に充当しているところでございます。

2点目、本市の寄附目標額とふるさと納税が増えることでのメリットはというようなお尋ねだったかと思いますが、今年度の寄附目標額は5億円でございます。来年度が6億円となっております。毎年度1億円増加する目標額としており、毎年度目標に近い寄附を受け入れている状況でございます。

また、寄附が増えることにより、特定財源の確保による市財政の軽減や、施策の

充実ですとか、さらに菊池ファン等、関係人口の拡大というのを期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

すみません。ただいまの答弁の1点目でございますが、ふるさと納税の寄附先のところの一番最後で、「自然と暮らしの基盤」と申し上げましたけれども、「自然環境と暮らしの基盤」でございました。おわびして、修正いたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

用途は5つの分野で、有効的に使われているとの説明でしたが、確かに市民にとって大変有益な使い方をされているのかなと思うところであります。菊池市を思っていたいただいた大事な寄附金でありますから、菊池市のメリットを高めるという観点から、より市民の方の目に見えるような活用を検討していただければと思うところであります。

大変厳しい状況にある基幹産業の農業支援や、地元経済発展のための活性化事業や、人口減少に歯止めをかけるための移住定住策や、婚活イベント、または単年度の対応でも私はいいと思うんですが、第2子以降の保育料の無償化、または学校給食の無償化など、より確実に市民の皆さんの目に見えるような活用をぜひ取り入れていただければと思うところであります。

そのためには、先ほど答弁がありました特定財源に充てられると言われているんですが、であれば、目標額は5億円ではなくて、20億円ぐらいであれば、魚も売れるんじゃないかと思うんですけれども、そこを目指してやれば、政策経費として、より市民への還元もできると思いますので、よろしくお願い申し上げます、次の質問へ移ります。

次に、移住定住策について伺いをいたします。

少子高齢化の中で、人口減少に歯止めをかけるためには、市外への流出を防止すること、本市への移住定住促進をさらに図ること、出生者を増やすことが肝腎だと常々思っております。

移住定住策につきましては、住んでみたい菊池市、選ばれる自治体として、本市においても約10年前から移住誘致策を進めており、その成果もあってでしょうか、または、TSMC効果、TSMC進出の影響もあるのかもしれませんが、令和4年以降、転入者が転出者を上回る社会人口増が続いているとの報告がありました。

また、市長のほうからは、先日、田舎暮らしの本の住みたい田舎ベストランキングの人口同規模の市で、世代別3部門全てにおいて、2年連続のベストテン入りを

果たしたという、うれしいニュースの報告もありましたが、今回は実際に移住された方からいただいた声と、現状の課題と今後の展開についてお尋ねをしたいと思います。

まず、空き家バンク等を利用した取組について、この件につきましては、以前にも議会でのこの一般質問で、私も含めた多くの議員さんが政策提言をされておりますが、まず取組の現状と成果をお聞かせください。

2点目に、移住定住促進策の1つとして、令和5年第2回定例会の一般質問で、関係人口創出のための保育園留学の提案をさせていただきました。保育園留学とは、一、二週間ほど家族で地域に滞在する、子ども主役の暮らし体験のプログラムであります。子どもたちは地域の保育園に通いながら、家族で滞在することができるのですが、実は今では全国約50の地域で滞在可能となっており、これまでに1,800家族、6,000名以上の方々が利用しているとのことでありました。

移住定住促進策としての保育園留学について、その後、どう検討されたのか。また、導入の考えも含めて、改めてお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、移住定住促進策について、今のご質問にお答えいたします。

まず1点目の移住定住促進策、特に空き家バンク等を活用した現状の取組と課題ということだったかと思います。

これまでの移住定住促進策の現状につきましては、移住定住希望者向けに情報提供する空き家バンクがございます。令和4年度の新規登録物件数が5件、契約件数は3件、令和5年度の新規登録件数が11件、契約件数が6件となっております。同バンクを利用し、土地や建物の購入に際し交付する移住定住推進事業奨励金は、令和5年度は6件、改修・補修に係る一部を補助する菊池市定住促進空き家改修補助金に関しては、令和5年度1件となっております。さらに、令和5年度からは、未就学児を伴って転入し、市内に住居を新築または購入等した世帯に対し補助する子育て世帯移住支援事業補助金をスタートし、令和5年度には22件、本年度については、今のところ、昨年度を上回る申請があっております。

課題としましては、特に空き家バンクでございますが、移住希望者より多くの関心をいただいているものの、需要と供給のバランスが取れていないということが課題の1つと考えております。

議員がご提案いただきました保育園留学についてでございますが、これまでの検討経緯としましては、各自治体に調査をしましたところ、各自治体の多くが専門会

社へ委託して実施しているところでございますが、経費としましては、年間200万円から700万円程度の経費で、参加人数は、少ないところで2人程度、多いところで50人程度ということでございます。また、多くの自治体が令和4年度から開始しておりますが、3か年の移住者数実績が多くて7人ということでございまして、費用対効果について、十分な効果を得ているということが、今、言い難く、現時点での事業実施は困難というふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 まず、空き家バンクに関してですけれども、需要と供給のバランスが取れていないという答弁だったんですけれども、一昨年もお話ししましたが、圧倒的に登録物件数が少ないと思っております。もちろん民間と個人間で契約されるケースが多いと思いますが、ある移住者の方は、今の住まいの経緯をお尋ねをしたところ、市内各地を歩いて、たまたま探し当てて、地元の方に直談判して決めたと言われました。物件としての空き家の実態調査を令和4年度に旭志地区で行われたということなんです、その後、実態調査は進んでいないとの話を受けました。

例えば、また隣の山鹿市なんですけれども、山鹿市空き家の手引きというのが公開されております。これなかなか分かりやすく、丁寧に作られておって、地元の関係業者、それから宅建等の協力もあり、物件もそこそこあって、オープンに作られてあるんですね。

先ほど空き家バンクの調査や、登録依頼にしても、もちろん担当課内の業務でやるのもいいんですけれども、どうでしょうね、専属の別組織をつくるとか、官民協働による地方創生支援事業を展開している団体もありますので、いい意味で民間委託して進めるということも有効かと思っておりますので、提言をしておきたいと思っております。

それから、保育園留学の件は幾つか調べていただいたようで、ありがとうございました。まだ本市においては時期尚早であるというふうに受け止めました。その理由として、費用対効果が見通せないということなんですけれども、そうなんです。費用対効果を考えると、私もいろいろ調べたんですけれども、難しい部分があるかと思っております。理由は今から述べますけれども、そこで、いろいろ私も調べました。自治体が独自で取り組んでいる事例を1つ紹介いたします。

これは秋田県の由利本荘市が独自で取り組んでいるゆりほん保育園遊学、留学ではなくて、遊学ですね。ゆりほん保育園遊学というものがあります。これはホームページでも公開してあるんですけれども、内容は、保育園留学と大きく変わるもので

はなくて、ただ、企画、運営、調整、周知からフォローも含めて、全て自分たちで行っている事業なんですね。

移住定住策の1つとしてのこのゆりほん保育園遊学という試みは、実は全国でも唯一、ここだけでありまして、非常に興味深い取組をされておりましたので、由利本荘市と受入れ保育園に電話で取材をさせていただきました。決定的な違いが幾つかありまして、1つは、当然その保育園留学と比べて経費が抑えられているという点であります。先ほど部長の答弁がありました保育園留学というのは、当然民間企業がプログラムをして、準備をするものですから、自治体としては、その委託費、かかる経費が全て自治体を持つものですから、汗はかかなくて、金だけ払えばできるようなものなんですね。ところが、この自前でやる保育園遊学というのは単独事業なので、企画、運営から、利用者の宿泊場所も、例えばレンタカー代も一部補助で行い、受入先の保育園も法人の公益事業として行ってもらい、それを協力費で払うと。対外的な周知はホームページと、都内の保育園のつてを頼って、チラシを配布していると。だから、広告費も抑えられているんですと担当者は話されていました。

そして、令和4年度より実施されている事業を紹介しようと思ったのは、実際、保育園遊学を体験された方が、たしか3組だったと思いますが、3家族、4家族がリピーターとして、再度体験に訪れていらっしゃって、なおかつ、1家族4名が既に移住されているという実績があるんですね。費用対効果をどう見るかは別に置いて、こういった自分たちの知恵と企画力で移住定住者を呼び込んでいるという事例を紹介したいと思った次第です。

移住定住促進策は、支援体制であったりとか、仕組みづくりが重要だと思いますが、この地域特性を生かした本市の独自のプログラムを民間団体やNPO法人とも連携しながら推進することができると考えますが、本市の見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいま保育園留学ではなくて、保育園遊学という新たなご提案をいただいたんですけれども、その点については、ちょっとこちらのほうも、今日初めてご提案いただいたので、研究等してまいりたいと思いますけれども、先ほども申しましたとおり、まずは、今、子育て世帯移住支援事業というのも昨年度から始めてございますし、菊池市在住の方への支援策というのも改めて考えているところがございますので、そちらの施策というのをまずは優先的に考えてまいりたいと思っているところがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1 番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

在住者の支援策も併せて取り組んでいただければと思います。移住定住支援策として、住んでみたい菊池市、選ばれる菊池市に注力されている市長の見解を最後にお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、移住定住施策に関わる考えを述べよという趣旨のご質問でございました。

まずもって、今、議員のほうがこのテーマをお出しになった狙いというのは、当然ながら、移住者あるいは定住者をどうやって増やしていくかと、こういうことにあろうかと思います。その意味では、もう目指すところは全く私も同じでございます。そういう文脈の中で、保育園留学というご提案につきましては、大変ありがたいご提案ではありますが、先ほども政策企画部長が答弁しましたとおり、先行自治体の状況等を見る範囲では、費用対効果が今のところはまだ確認できていないということで、現時点では少し難しさを感じておるところでございます。

一方で、移住定住者を増やすという意味では、特に本市におきまして、移住定住促進策ということの一環として、令和5年度からTSMCの進出状況の動き等も踏まえまして、新しい子育て世帯の移住支援事業をスタートしておりまして、これまで2年弱で48世帯169名の方が実際に移住をされまして、いまだに多くの問合せをいただいているということで、こちらのほうは確実に成果につながっているところでございます。

さらには、高校生までの医療費の無償化であるとか、お試し住宅でのきくち暮らしの体験、あるいは、オンライン移住ツアー等々、様々な取組を全庁的に重ねてまいりましたけれども、そうしたことが、先般、宝島社という会社がお出しになっている田舎暮らしの本という専門誌で、年に1回の住みたい田舎ベストランキングの子育て世代部門、同規模の市の中で第3位という評価をいただいておりますし、若者・単身者世代でも5位、シニア世代部門でも8位ということで、3つの分野で2年連続トップテン入りをしているということで、これまで積み重ねてきた総合的な事業の評価は一定程度得ているのかなというふうに思っております。

今後につきましては、移住のみならず、菊池市在住の子育て世代の方への支援策も検討しておりますので、さらなる移住定住促進策を一生懸命取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

菊池ファンを増やす施策をこれからも推進して、人口増につなげていていただきたいと切に願うところであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

こども計画についての質問です。

こども計画についてお伺いいたします。

質問の趣旨は、本市において、待機児童がいない状況で、子どもの数も年々減少し、2015年（平成27年）には400人の出生数だったのが、2024年（令和6年）には263人となり、約10年前と比べると約35%減、約35%の子どもの数が減っているということになります。

そのような中で、新たなこども計画の策定が進められていますが、国が掲げるこどもまんなか社会の理念を踏まえて、本市として、どのような施策を重点に進めていくのかを確認し、より実効性のある計画とするための課題について議論したいと思っております。今回は少し総花的になるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思っております。

まず、現状としては、昨年、全国での出生数が70万人を割り込んだというショッキングなニュースがあったんですが、様々な課題、問題が、都会、それから地方、身近なところでも多く起こっております。不登校、いじめ、子どもの自殺の増加から、ちなみに、いずれも過去最多なんですね。子どもの貧困、いろんな負担感、子育てにおける負担感など、状況は深刻化しているんですけども、それを社会全体で支援するために、令和5年にこども家庭庁が創設され、今回のこども計画は、こども大綱を勘案して市独自のこども計画を策定するものとあります。

そこで、お尋ねをいたします。

まず1点目は、現在のこども計画策定の進捗状況と、地域の実情の1つでもあります年少人口の推移、本市の0歳から14歳までの年少人口は、過去10年間でどのように推移しているのか。

2点目に、今回の計画で重視している点は何なのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、本藤議員の質問にお答えいたします。

まず、こども計画策定の進捗状況ということでございます。

令和5年4月に施行されましたこども基本法におきまして、市町村は「こども大綱」を勘案したこども計画を策定することが努力義務になったということでございます。

それらを踏まえまして、現在本市におきましては、子ども・子育て支援事業計画をはじめとする、こどもや若者に関する各計画を含む菊池市こども計画として策定中でございます。

進捗状況としましては、令和7年1月上旬から2月上旬まで実施しましたパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえまして、本年度内の計画策定に向けて、最終案を作成中であるというところでございます。

次に、年少人口の推移ということでございますが、本市の0歳から14歳までの年少人口の推移につきましては、国勢調査の結果でございますが、平成22年が6,749人、平成27年が6,374人、令和2年が6,100人となっており、減少傾向にあるというところでございます。

そういったところを踏まえまして、今回の計画で本市が特に重視している点はということでございますが、この計画につきましては、こどもまんなか社会の実現のための施策につきまして、こども、それから若者の権利の保障や、こども・若者、子育て当事者の意見を反映させるということございまして、その点を重視しているというところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

この本計画の対象となるのが、本市で暮らす0歳からおおむね18歳ということも含めてあったので、お聞きしたところですが、予想どおり、年少人口というのは減少しておりますが、その分、しっかりとした計画を立てていただきたいと願っておるところであります。

それでは、本市計画の主力となる施策についてお聞きいたします。

今、部長の答弁もありましたが、こどもまんなか社会の実現というのは理念でありまして、あるべき論や精神論で終わらせてはなりません。理念は実行を伴って、初めて本物に会えるものでありますから、こどもを社会の中心に据えて、こどもにとって最善の利益を優先する社会を目指すという考え方を、特に少子化対策や子育て支援の充実を図るために、何をどう実行するかが自治体に問われているものと思っております。

質問は、こども家庭庁が推進するこども大綱に沿って、このこども計画が策定さ

れると思いますが、こどもまんなか社会の実現の理念を本市の計画にどのように反映させるのか。また、少子化が進む中で、特に重点を置く施策は何か、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

こどもまんなか社会の理念をどのように反映させるのかということですが、こども大綱が目指すこどもまんなか社会とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会であるというふうにされているというところでございます。

本計画では、このこどもまんなか社会の実現に向けまして、こども・若者の権利の保障、こども・若者、それから子育て当事者の意見、ライフステージに応じた支援などについての6つの基本目標や、こども・若者に関する施策について反映させているところでございます。

特に少子化が進む中で、重点を置く施策はということですが、まず少子化に関する施策につきましては、先ほども述べましたが、こどもまんなか社会の実現に向けては、庁内の関連部署がそれぞれの施策において、こども・若者や子育て当事者の意見を取り入れた施策になるように取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

特に重点を置く施策としましては、計画策定時にアンケート調査を実施しておりますが、父親、母親ともに就労率が高く、共働き世帯が多いといえることから、本市では仕事と子育ての両立支援が重要であるというふうに考えております。その中でも、子育て当事者から要望が多い、病児・病後児保育事業の拡充につきまして、仕事と子育ての両立支援の中でも重点を置く施策として進めていくべきであるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 こどもに関わる、子育てに関わるこの施策というのは、全庁を挙げて関わりがあると思いますので、今おっしゃられた関係部署でいろいろ取組をなされると思いますが、今、お話がありましたように、働き方の両立ということで、病後児保育をまずやるということでしたが、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

実は、本計画の策定に当たりましては、この基礎資料として、小学生や保護者、若者、就学前児童の保護者のアンケート調査を実施したデータが示されております。この調査で大事なものは、どのようなニーズがどの程度あって、そのニーズをどの程度満たすのか、ニーズを満たすための施策をいつ実施するのかだと思っておりますが、この中の幾つかを紹介しようと思いましたが、時間がないので割愛しますが、例えば、あなたが今後も菊池市に住み続けるために重要なことは何ですかの問いに、一番多かったのは、就職先の選択肢が豊富であること、これは18.7%。次に、子育ての環境が整っていること、17.8%とあります。ほかにも交通機関が便利であることや、自然環境が豊かであることとの回答がありました。今、住んでいる方々が、今後もここに住み続けるために重要なことは、仕事も職業もそうですが、子育て施策の充実と交通機関の拡充を求めているというのがよく分かりました。

安心できる子育て環境が整っているということが、住み続けるための重要なこととの回答を受けて、今後、少子化が進む中で、子育ての環境であり、社会的インフラでもあります保育・教育環境の整備についてはどのように見ておられるのか。これは保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、それから学童施設などの施設があるんですけど、今後、どのような環境整備として進めていくおつもりなのか、お尋ねをいたします。

あわせて、今後子どもが減るといっているのは分かっていますので、子どもの支援施設や、利用定員等の見直しの必要も出てくるかと思っておりますが、利用する市民に対しての需給バランス、需要と供給のバランスを今後どのように計画を立てて進めていくのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、保育所などの保育・教育施設や、放課後児童クラブなどの施設整備につきましては、施設運営者へヒアリング等を実施し、状況を把握しながら、必要に応じて施設整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、この計画は、期間が令和7年度から令和11年度までということでございますが、子育て支援施設については、まず、保育所などにつきましては、利用見込み数を人口推計やニーズに応じて算出し、利用定員数を過去の実績や、保育所などのヒアリング結果から算出しておりまして、待機児童が発生しないよう調整をしているというところでございます。

次に、つどいの広場や、子育て支援センターなどの地域子育て支援拠点事業につ

きましては、過去の実績などから利用見込み数を算出し、施設数としては現状を維持するようにしておるところでございます。

次に、病児・病後児保育事業につきましては、先ほど申したとおりでございますが、重点施策として考えておりますので、施設数を1か所増やすように計画をしているところでございます。

最後に、放課後児童クラブにつきましては、過去の実績及び高学年の利用見込みなどを考慮して、児童の受入れ可能数を算出し、待機児童が発生しないように考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 今後5年間の計画の中での丁寧な答弁ありがとうございます。

この子育てに関わる課題というのは、少子化だけではなくて、核家族化の進展であつたりとか、子育て家族の孤立だったり、家族の形態にも関わることだと思っておりますが、最後に、やはりどうしても子育て世帯が住みやすいまちづくりのために、どのような施策が求められて、本市のこども計画の中で実施していく予定なのかを教えてください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、市役所内でもそれぞれの課が子育て支援の視点に立ったところで進めていく必要があるというところでございます。

また、先ほど市長のほうも申されましたが、宝島社が発行する田舎暮らしの本2025年2月号で、「第13回住みたい田舎ベストランキング」を発表され、人口3万人以上5万人未満のまちランキングにおきまして、本市が子育て世代部門で全国第3位にランクインしたところでございます。

これは、専門誌のほうで各施策を点数化して評価したものというところございまして、先ほど申し上げたような、本市の子育て施策が高い評価をいただいているというところかと思えます。引き続き、状況の変化等に柔軟に対応し、子育て世帯に選ばれる住みやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

先ほど部長のほうからも、こどもたちの、若者の意見を取り入れるという内容の答弁があったと思いますが、このこどもの意見を尊重する社会と私どもも期待しましたが、先日、年末に、実は菊池北中学校で、もし北中生徒が菊池市長ならという政策案発表会がありました。これは新聞にも載ったので、ご覧になられた方もいらっしゃると思いますが、地域の活性化であったり、観光振興に向けた策など、中学生の視点で市の課題を深掘りして意見を出し合い、尊重する取組をされて、もちろん予算は度外視なんですけれども、各陣営とも、お互いに多くの気づきがあって、職員にとっても、地域の方にとっても、とても好評であったようなんです。

例えが違ふかもしれませんが、こどもや若者の意見や当事者の声を聞くことで、この計画を作成するときだけでなく、常に保護者や若者、地域の意見を取り入れて政策を進めてもらいたいと思っております。本市のこのこども計画が、こども・若者にとって、誰一人取り残さない社会の手引きになることを期待をして、質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、本藤潔議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日2月27日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後3時00分

第 4 号

2 月 2 7 日

令和7年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和7年2月27日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一朗
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	上 野 重 智
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	財 津 裕 一
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係	志 水 利 貞
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

○水上隆光 議長 ここで、発言の申出がありますので、発言を許します。

泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。

昨日の私の一般質問で、一部不適切発言がありましたので、それを訂正させていただきます。議長にお任せします。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 ただいま泉田栄一朗議員から、発言中に一部不適切発言があったので、取消しの申出がありました。

泉田栄一朗議員の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不適切発言があった場合は善処したいと思います。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、おはようございます。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」をスローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、大きく2つのことについて質問したいと思います。

1つ目が、歴史文化基本構想について、2つ目が、シビックプライドの醸成についてであります。今回も頑張って政策提言をしていきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の歴史文化基本構想について質問いたします。

今回の質問をするきっかけは、昨年10月に友好都市である岩手県遠野市に、政

務活動費を活用させていただいて、山瀬議員、本藤議員とともに、遠野市の歴史文化の保存と活用について視察研修をさせていただき、体験型の博物館をはじめ、様々な有形・無形文化財の保存と活用について、感心させられたことにあります。観光、経済の中心に文化財を捉えられた地域エリアごとの市民協働型のグランドデザインはすばらしいものでありました。帰りまして、遠野市歴史文化基本構想を見させていただき、その必要性を強く感じたところでございます。

また、市民相談において、地元岩本区の皆さんから、円通寺の８８か所の修行道が崩落してきて危ないので、修復できないのかとの相談を受けたところです。既に文化財の担当部署に相談をしましたが、この修行道は、明治期において、岩本区の住民の皆様が作られていて、歴史的に若く、重要度も低いので、対応は難しいとのことでした。

さらに、別の市民相談では、御所通り近くの住民の方から、景観や街並みを保存するのは大変で、景観保全は難しい。景観保全を言うならば、何らかの支援をしてほしいということでした。

そのような中、昨年、菊池氏遺跡が国指定文化財の認定もあったことから、歴史文化の保存と活用について、お尋ねしていきたいと思います。

今回は、２つの観点から質問を深めていきたいと思います。

１つ目が、文化財の保存と活用に対する基本構想とグランドデザインの考えは、２つ目が、歴史的風致維持向上計画の考えはについてであります。

文化庁のホームページで調べてみますと、文化財の保存活用については、大きく２つの方法があるということでございます。１つが、市町村による歴史文化基本構想の策定と、歴史まちづくり法と呼ばれる、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画であります。もう一つが、文化財保護法に基づく県文化財保存活用大綱と文化財保存活用地域計画の策定であります。

それでは、１回目の質問をしたいと思います。

１点目、ただいま申し上げた大きく２つの法律による文化財の保存と活用について、どのような違いがあるのか、教えてください。併せて近隣自治体の計画策定の状況を教えてください。

２点目、本市の国・県・市指定文化財並びに本市独自の菊池遺産の指定数の状況を教えてください。

以上、２点について、１回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ご質問の各計

画についてご説明をいたします。

最初に、歴史文化基本構想は、平成19年に文化庁審議会で提言した、地域に存在する文化財を、指定、未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存活用するため、平成30年の文化財保護法改正が行われるまで、策定が推奨されてきた構想となります。

次に、熊本県文化財保存活用大綱は、平成30年の法改正に伴い、文化財の保存活用の基本的な方向性を示すため、歴史文化基本構想に代わって、熊本県において令和3年に策定されたものでございます。

次に、文化財保存活用地域計画は、同じく平成30年の法改正により、歴史文化基本構想に代わって、県の大綱を勘案して、市町村が策定する計画となります。

この文化財保存活用地域計画は、文化庁長官の認定を受ける制度であり、中・長期の方向性を示すマスタープランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン両方の役割を担う計画となっております。

現在は、平成30年の法改正に伴い、歴史文化基本構想に代わり、文化財保存活用地域計画の策定が推奨されております。

次に、文化的風致維持向上計画（後に発言の申出があり、「文化的風致維持向上計画」を「歴史的風致維持向上計画」へ訂正）は、平成20年に文化庁、農林水産省、国土交通省共管の法律で（通称）歴史まちづくり法に基づいて策定されるもので、文化財の保護と一体となった、特に歴史的な街並み等の保全に特化した計画となります。

次に、近隣自治体の計画策定状況についてでございますけれども、歴史文化基本構想は、平成30年の法改正以前に、人吉市、多良木町、湯前町、八代市が策定しております。文化財保存活用地域計画は、水俣市、多良木町が策定しております。歴史的風致維持向上計画は、山鹿市、湯前町、熊本市が策定をしております。

最後に、本市における指定文化財は、令和6年5月15日の時点で、国指定文化財5件、県指定文化財23件、市指定文化財119件、国登録有形文化財8件になります。

菊池遺産につきましては、令和6年12月18日時点で160件の登録となっております。

以上、お答えいたします。

今、私の発言で「歴史的風致維持向上計画」と申しますところを「文化的風致維持向上計画」と申しました。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。今のご答弁だと、国指定、県指定、市指定、それから国登録まで入れて、合計155件もの文化財があるということでございますし、また、市独自の菊池遺産につきましては160件ということで、この12月に認定されたのは、恐らく私どもの地元であります伊萩区の二宮神社を登録をいただいたというふうに思っております。これも地元のほうから、山の雨水が流れ込んで、崩落の危険性があるということから、何らかの支援ができないかということで、私のほうがそういった補助制度があるのでというお話をさせていただいた上で、登録をいただいたものだというふうに認識しております。

今、ご答弁いただきましたとおり、本市においては、数多くの有形・無形文化財などが菊池市全体に有しており、それ以外にも、民俗文化財や、文化的景観、伝統的建造物群、さらには、指定されていない様々な文化財を地域住民の皆さんが大切に守ってきているところであります。

先ほど部長が答弁されたように、歴史文化基本構想の中には、地域に存在する文化財を指定、未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存活用するための構想ということでございますので、やはりこういった考えが大切なのではないかと思うところでございます。しかしながら、法の改正等もありながら、様々なやり方があるのかなというふうに認識しております。

それでは、2回目の質問を行います。

1点目、菊池市全体に保有する様々な文化財について、今後どのように文化財を保存し活用していくのか、行動計画であるアクションプランの考えについて示してください。

2点目、先ほど申し上げました御所通りは、本市においては、菊池市景観計画を策定して指定してありますが、景観保全については、紳士協定的な保存でしかなく、補助金等の支援も難しいと聞いていますが、先ほど部長が言われた国指定の歴史的風致維持計画を策定して、歴史まちづくりに関する支援措置を受けて、電線の地中化や、歴史的風致建造物の修理・復原、復原とは、現在あるものを元の状態に戻すことということで、復原というふうに書きますが、そういった修理・復原など街並み環境を整備して、観光誘致に活用する考えはないか、お尋ねします。

以上、2点、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、まず、アクションプランの考えはとのご質問でございますが、まず、本市の現状を申し上げたいと思います。

本市では、第3次菊池市総合計画、菊池市教育大綱、第3期菊池市教育振興基本計画に基づき、文化財の施策に取り組んでおり、国史跡となりました菊池氏遺跡の保存活用計画の策定を現在進めているところでございます。

先ほど答弁しましたとおり、本市といたしましても、文化財の施策を進めていく上での総合的な計画として、文化財保存活用地域計画の策定を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、歴史的風致維持向上計画の策定についてでございますが、議員ご紹介のとおり、歴史的風致維持向上計画策定により、社会資本整備総合交付金事業における補助メニューの拡充などの支援が期待されるところでございます。

しかしながら、歴史的風致維持向上計画は、平成30年の法改正により、文化財保存活用地域計画を踏まえて策定することが望ましいとされていることから、まずは文化財保存活用地域計画の策定を、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 菊池市としては、遠野市のように歴史文化基本構想を作成するのではなく、文化財保存活用地域計画の中でやっていきたいと。また、歴史的風致維持計画については、文化財保存活用地域計画をまずは策定して、しっかり検証しながら検討していくということによろしかったのかなというふうに思いますが、今おっしゃられたように、総合計画、教育振興基本計画を上位計画として策定するのが文化財保存活用地域計画でございます。

しかしながら、歴史文化基本構想については、策定いたしますと、これが最上位計画となり、その基本構想を基に総合計画や教育振興基本計画等を検討する。または各種都市計画とか、景観計画等もそれに向けて変更していくというものが、本来の考え方でございますが、これは手法でございますので、様々な手法があるのかなというふうに思います。

大切なのは、菊池一族や菊池氏遺跡を中心に捉えながらも、市全域に広がる数多くの様々な文化財をしっかりと把握し、それを守り続けてきた市民の声をしっかりと聞きながら、市民に寄り添った支援体制や活用方法を見いだすことであるというふうに思います。

先ほど来から言いますように、歴史文化基本構想は、指定、未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めてということでございます。

私が言いたいのは、歴史は様々な調査、探求等があつて、変わってきます。教科

書の年表も新たな文献が出れば変わるというものでございまして、今あるものをただ守ればいいということではなくして、今ある文化財が、果たしてどういったものなのかというものを常にローリング的に調査していくものではないかというふうに思うところでございます。

それでは最後に、市長に質問したいと思います。

視察研修させていただきました遠野市の歴史文化基本構想の中で、その課題は、膨大な文化遺産の保存、整備、活用であり、文化財の公開活用と観光振興のさらなる連携、そして、文化財の継承と担い手不足とあります。

膨大な数の遠野市歴史文化基本構想を手元に持っておりますが、この中で、やっぱり大事なものは、第5章である歴史文化保存活用区域のゾーニングというものではないかというふうに思っております。この百数十ページに上るこの構想を遠野市の文化課が自ら編さんしたというふうにも書いてあります。一度皆様方も読んでいただければというふうに思います。

そして、その保存活用方針は、地道な調査と整理の計画的継続、市民協働による文化財の保存活用、文化的景観の視点による総合的な保存活用、そして、多様な対象への情報発信です。まさに、本市が取り組むべき歴史文化の保存と活用の姿ではないかと思うところでございます。

私は以前から中学校区ごとに特色があると申し上げてきたところです。それは歴史文化の在り方も同じではないかと思います。その歴史文化群ごとに市民の思い入れがあり、未来へ伝える財産であると思います。今後その文化財を保存し活用するためには、国の支援なくしては難しく、また、歴史文化のグランドデザインをそれぞれの地域の市民の声をしっかりと聞きながら、全市的なものとして作成していくことが大切だと思いますが、今後求められる歴史文化の保存と活用について、総括して市長の見解をお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま安武議員より、文化財の保存活用についての総括的な意見を述べよということでございました。

本市には、先ほど教育部長より説明いたしましたとおり、指定文化財あるいは菊池遺産などの大変たくさんの文化財がございます。

こうした文化財は、それぞれの地域で大切に守られ、現在まで継承されてきておりまして、これこそ地域の方々の郷土に対しての愛着あるいは誇りの現れだというふうに感じております。

しかしながら、今後、文化財を生かしたまちづくりを進めていく上で、文化財施

策の核となる計画が今はないために、まずはこうした計画が必要であるというふう
に考えております。

今後は、本市全域における文化財の実態把握、地域の歴史、地域ごとの特色など
を踏まえながら、市全体の文化財の総合的な計画としまして、文化財保存活用地域
計画を一番の上位計画と位置づけまして、地域住民の皆さん、関係部署と連携を図
りながら、策定を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、遠野市の文化財行政につきましても、今後とも謙虚に学んでいきたいとい
うふうに考えておりまして、また、学校と連携して、子どもたちの地域学習である
とか、観光への活用等も検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 市長のほうからは、遠野市あたりの例も見ながら、しっか
りとデザインしていきたいということでした。

大切なのは、先ほど来から言いますように、市全体のことでないかなというふ
うに思っておりますし、まずは地域に出かけることかなというふうに思います。

先ほど少し申し上げましたが、私の地域であります伊萩区の二宮神社、菊池遺産
に登録をさせていただきました。これは棟札、いわゆるお宮さんに掲げてあるもの
でございますが、これを見ますと、応永11年（1404年）に勧請したと。勧請
とは、分霊を迎えたということで、社殿を建造されたというふうに言われておりま
す。この二宮神社は、二宮尊徳さんではなくして、阿蘇都比咩命を祭られておりま
す。この阿蘇都比咩命は五穀豊穡の神様ということで、神殿は違い鷹、そして、拝
殿は揃い鷹ということで、菊池一族が大切に守られてきたようなお宮さんでござい
ますし、ということで、一度市長にもご覧いただきたいということで、担当課を通
じて申し上げておりますが、なかなか来てはいただけてないのかなというふうにも
思っております。

この二宮神社から見ます合志川の田園風景を見ますと、当時の皆様がやはり五穀
豊穡を願って祭られたのかなと。この1404年という勧請につきましては、北宮
神社が1378年と言われております。僅か26年しか違いません。しかしながら、
文献等では出てこず、文化財としての位置づけではまだ指定等もされていないとい
うような文化財でございます。

このように、文化財は指定、未指定に関係なく、様々な文化財がございます。そ
ういう文化財一つ一つを取り上げて、しっかりと見ていただきたいなという
ふうに思います。

先ほど言いました岩本区の円通寺についても同じでございます。シャクナゲの花を皆さん方が丁寧に栽培されておりますし、ハスの花が咲く池については、以前は自噴をしていたものが、今は水が自噴しないことから、ポンプをつけて、区民の皆様一人一人が年間1,000円の電気代を負担していると。どうにかならないかという声も上がっております。

そういった修行道の整備については、合併前の旧旭志村において、昭和53年頃でございますが、農業構造改善事業で整備をされております。それを市民で修復をしるというのも酷な話でございまして、ぜひ、こういう声はまだ数多くございますので、市長もできれば現地のほうに赴いていただいて、様子を見ていただければ、市民の思いが伝わるのかなというふうに思います。

私は遠野市を視察研修させていただいて、体験型の歴史ミュージアム、博物館の建設も今後必要であると思っています。文化会館の建て替えも検討する時期に来ていて、MICE事業などを含めた複合施設での整備が必要だと感じています。しかしながら、そのビジョンである基本構想なくしては、文化会館や博物館の建設も難しいのではないかと感じているところです。

歴史文化の保存や活用には、その歴史のストーリー性が大切だと思っています。今後も市全体のことを視野に入れた歴史文化の保存や活用をお願い申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

それでは、2つ目、シビックプライドの醸成について質問したいと思います。

皆さんは、シビックプライドという言葉をご存じでしょうか。市民の皆様は、また難しい横文字を使って、難しいことを言い出したと思われているのではないのでしょうか。私は、あえてシビックプライドという言葉や、考え方を皆様と一緒に共有することが大切だと思い、使わせていただいたところでございます。

皆様は郷土という言葉や郷土愛という言葉はご存じだと思います。郷土とは、生まれ育った地域を指す言葉ですし、郷土愛はそれを愛する、または誇りに思う気持ちのことです。果たして、まちを誇りに思ったり愛したりしているのは生まれ育った人だけでしょうか。菊池市には生まれ育っていなくても、居住している人や、居住していなくても、通勤する人、通学する人、市と何らかのつながりがある人、または菊池市に関心がある人など、全ての人々が対象となって、まちを誇りに思う気持ち、それがシビックプライドといえます。

そういうこの私も熊本市で生まれ、小学校1年生のときに父の実家に移り住んで来た者です。では、私には郷土愛がないのか。そうではなく、私は誰よりもまちを誇りに思う気持ちや、愛する気持ちを持っているからこそ、今、こうして市議会議員になっているのだと思います。

昨年6月定例会において、移住定住策について質問させていただいたときに、近年の社会動態の推移が右肩に上がってきており、転出者の数より転入者の数が上回ったという話をしました。

また、先日行われました以前の成人式であります「二十歳を祝う集い」に参加しまして、対象者が545人でしたが、そのうち、お名前から95人、約2割の人が外国人の方ではないかとの話を聞いて、少し驚いたところでございます。TSMCをはじめ、様々な企業進出、働き手不足の影響かとも思いますが、菊池市の多様性も高まってきたと感じたところでございます。

また、地元地域での空き家バンクの登録状況をお尋ねしたときに、空き家は増えてきているが、登録者数は思うように増えない。それはよそから来る方に貸したくないのが理由とのことでございました。

さらには、以前、過疎地域となった旭志地域において、地域活性化目的で手作りのある夏祭りなどのイベントを行わないかと質問し、市長は協力していきたいとの答弁をいただきましたが、いまだ実現できていない状況でございます。

なぜ実現できないか、まちを誇りに思い、何かしてあげたい、このまちをよりよい場所にするために、自分自身が関わっているという、ある種の当事者意識を伴う自負心が必要であると学識者の方には言われています。そのことがシビックプライドの醸成であり、シビックプライドの醸成でまちは変わるそうでございます。

シビックプライドというものでまちは変わりますかというような本も多数出てきております。各自治体の取組が詳しく書いてあるところでございます。

以上のことを踏まえて、1回目の質問をしたいと思います。

1点目、ただいま申し上げましたシビックプライドについて、市はどのように認識しているのか、また、本市の様々な計画に対して、シビックプライドの考え方は盛り込まれているのか、お尋ねします。

2点目、菊池市の教育理念は、「郷土が人を育み 人は郷土を育む 文教のまち菊池」であります。この教育理念と教育振興基本計画策定には、在職中、私も携わってきていて、とてもよい教育理念だと思いますが、移住者や外国人の方が増えてきている現状において、多様性のある社会に対応するためには、シビックプライドの醸成が必要だと考えますが、どのように対応しているのか、お尋ねします。

以上、2点について、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本市のシビックプライドについての認識ということでございますが、市民のみならず、市と関わりのある全ての方が、本市に対して、誇りや愛着を持ち、市のために自ら関わっていかうという意識を持つことであるというふうに認識しております。

各種計画におきましては、シビックプライドを言葉としては使っておりませんが、それぞれの計画において、同様の考え方を中心に位置づけて取り組んでいるところでございます。

以上、答弁いたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、議員のご質問にお答えいたします。

市のまず教育行政としての推進状況としましてお答えいたします。

現在、第3期の菊池市教育振興基本計画に基づく施策において、まちづくりや人材育成に関わる取組を行っております。

シビックプライドとしての言葉は使用しておりませんが、市の教育理念に、郷土を愛する心や、まちを誇りに思う心を育むという表現で盛り込んでおります。また、市の魅力を伝えるとともに、外国籍の方々と住民との交流などの橋渡し等も行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

シビックプライドについては認識していますが、各種計画には言葉は出てきていないというようなことでございました。

私がこのシビックプライドの醸成について質問するに当たり、様々な部署についてお尋ねをしながら、いろんなことを聞いてきました。しかしながら、市は認識しているということでございますが、職員の皆様は、このシビックプライドという言葉は何ですかと言われる方が大多数でございました。やっぱりシビックプライドという言葉自体は伝わっていないのかなというふうに思っております。ただ、今、各種計画をやりながら進められていることは、まさにシビックプライドの醸成ということは私も認識しているところでございます。

それでは、2回目の質問をしたいと思います。

故事に「隗より始めよ」とありますが、シビックプライドの醸成を進めるに当たっては、まずは職員の意識改革の必要性があると思いますが、職員研修を実施する

考えはあるか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

職員の意識改革は重要であると考えております。

本市では、日頃より職員が誇りや愛着を持って行政事務に携われるよう、研修や会議などで職員の意識改革に取り組んでおります。

特に、地域活性化センターへの職員派遣や、早稲田大学の人材育成マネジメント部会、プラチナ構想スクールへの職員参加については、全国の自治体職員との交流や研修を通じて、ほかの地域のことを知り、自分の地域を見詰め直すことで、意識を変える機会として積極的に活用しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

シビックプライドの醸成については重要だと考えて、今までも様々な研修をしている。では、なぜシビックプライドという言葉は職員の皆さんは知らないのでしょうか。やっぱりそれについては、しっかりとした研修が今後必要だと思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは、3回目の質問をしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、T SMCの進出も相まって、多様性が高まってきている本市において、居住する住民もさることながら、居住していない、通勤、通学する人や、市と何らかのつながりのある人、または市に関心がある人などがまちを誇りに思う気持ちであるシビックプライドの醸成に対して、先進市の例を申し上げますと、観光分野における市の魅力を再発見、再認識し、市への愛着が深まるよう促すとともに、シティプロモーションの分野では、地域資源など市の魅力を市内外へPRを通じて市外から評価を得ることで、市に対する愛着や誇りの醸成を図り、育まれた地域愛を大型商業施設内や公共施設などに市民向けのシビックプライドの拠点や、移住者向けの拠点を設置して、市民の手によるシビックプライドをコンテンツとした情報発信により追求することで、そこに集う他の市民が共感し、市民であることを肯定的に意識し、確かめることのできる全市的コミュニケーションポイントとしてのシビックプライドに見える化した情報集積のシンボルエリアとなる空間づくりを実現している先進市もあるようでございます。

シビックプライドを醸成すると何が変わるのか、地方創生という言葉があります

が、これは首都圏から地方へ、移住や仕事に来る方など、様々な関係人口をデジタルなどを活用して増やしていこうという考えであります。このように、関係人口にシビックプライドを掛け合わせたものが新しい地方創生の形であるという学者の方もいます。また、人口減少が進む中に、活動人口の割合を増やすことがまちを豊かにし、地域が活性化することであるとも言われます。

そこで、お尋ねします。

今までシビックプライドという言葉では表現していなかったと思いますが、まちを誇りに思う気持ちの醸成は本市でも様々な取組を行ってきたと思います。市は今後どのようにまちを誇りに思う気持ちであるシビックプライドを醸成していくのか、お尋ねします。

以上、3回目の質問とします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、各種計画にはシビックプライドの言葉としては使っておりませんが、同様の考え方の取組として、例えば総合計画の横断的取組である「市民協働の推進」として、市民が市を誇りに思い、ふるさとを盛り上げたいと、主体的に取り組んでもらうことに重きを置いています。

その最も顕著な例が白龍まつりであり、若い市民が企画から運営まで自分たちで行い、市内外から多数の観客を集める人気の祭りに育っています。

また、きくち未来創造塾等の人財育成塾の卒業生により定期的にマルシェが開催されたり、市民広場でのイルミネーションなど市民が主体となった活動が広がりをを見せているところでございます。

そのほか、市外の方へにも菊池一族の歴史を前面に押し出したプロモーション活動により、菊池ファンクラブを増やす取組を進めております。

このような取組が、本市に対して、誇りや愛着を持ち、市のために自ら関わっていこうという意識の醸成につながるものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 今、おっしゃられたように、本市において、シビックプライドの醸成というのは、本当いろんなことをされているということも認識しておりますし、先日、ある市民の方から、ホタルフェスタがなくなったから、自分の手で手作りで行いたいという言葉いただきました。本当に涙が出るような思いでござ

いました。何か県の補助金とかありませんかというようなお尋ねがありまして、担当課につないだところでございます。

それから、地域活性化のイベントという意味では、旭志一周駅伝がなくなったということで、モルック大会、KURADAKE SPORTS DAY（クラダケスポーツデー）というものを社会体育課で行われております。これはスポーツ推進委員の皆様方が、旭志一周駅伝がなくなった代わりにということで実施されておまして、100名を超える市民の皆様方がそこに集い、小さい子どもさん方からお年寄りまで、楽しそうにやられている姿を見て、本当にいいなというふうに思っております。これは皆様方が今やられている様々な計画の中で実施されていることが結実してきているのかなというふうに思うところでございます。

それでは、4回目の質問をします。

シビックプライドを醸成していくための市民の意識改革には、生涯学習や学校教育、市内高校に対する働きかけなど、教育委員会の役割は大きいものと思いますが、教育長の見解を教えてください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、おはようございます。先ほどの教育委員会の考えはというご質問でございます。

教育委員会としまして、人財育成に当たり、シビックプライドという言葉は使っておりませんが、同様の考え方を中心に位置づけて取組を行っております。

例えば、菊之池小学校では、総合的な学習の時間において、市の歴史を学ぶことで、児童自らが「龍伝説」の紙芝居やリーフレットを作成し、市役所や図書館などに配布しております。

旭志中学校では、伝統文化の掘り起こしをし、自ら進んで、神楽や、伝統的な踊りに取り組んでいるところでございます。また、ほかの学校でも、同じような取組がなされております。

その成果としまして、令和6年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問では、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」という割合が、県や全国の平均を上回っております。

また、市内の3高校におきましても、授業や部活動により、まちづくりに関わり、成果を上げているところでございます。

さらに、生涯学習においても、市民劇で菊池一族や、七城の富田甚平氏、泗水の増田敬太郎氏などの、ふるさとの誇るべき偉人の生涯も紹介しているところでございます。

このように、本市のすばらしさに気づき、よりよくするために、自ら行動する児童生徒が増えていることを大変うれしく思っているところでございます。

今後も、本市に誇りを持ち、本市を愛する児童生徒の育成に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

様々な取組をされていて、実際にアンケート調査では、何かまちのためにしてみたいという思いが、県、全国を上回っていると。とてもいいことだというふうに思います。

高校のことも少し言いましたが、実は、私が菊池高校の学科改編のときに、在職中に学科改編の委員会の委員のメンバーとしておりました。その中で提案したのは、島前高校の例を取りまして、いわゆる地域探究コースというものの必要性というものを言ったところでございます。これは、やはり高校というところが、もう地元の人がその高校に行くというものではなくして、もう大学とか、短大とか、同じように、地域外の人たちが、たくさんの方が来られている。じゃあ、その地域外のたくさんの方々と、それが存在しますまちがどう関わりを持っていくのかというのが大事なのではないかと。

つまり、先日、大津町で行われました県立高校の在り方という検討会に参加しましたが、これにつきまして、私、大津高校の同窓会の副会長という立場で参加をさせていただきました。その中で、話をする中には、高校生も、翔陽高校、大津高校の高校生の皆さんもたくさん入っていて、そして、ワークショップをしながら語り合ったわけなんですけど、どこから来ましたというと、神戸から来ました、佐賀から来ましたという話。まちをどう思いますかと言ったら、大津町が大好きですと言われる。何ですかと言ったら、一生懸命応援していただけるというような言葉がありました。このように、まちがどう受け入れていくのか、どうやって子どもたちと接していくのかというのが大事なのかなというふうに思いますので、やっぱりそういった市内高校の在り方ということに対しても、シビックプライドの醸成というのは大切なのではないかとこのように思うところでございます。

最後に、市長にお尋ねしたいと思います。

市長は、これまでも菊池ファンを増やす取組など、癒しの里構想の中で、まちを誇りに思う気持ちや、愛する気持ちの醸成は行ってこられたとっております。それは郷土愛を超えたものであったように思うところでございます。

今回は、社会情勢の変化から、さらにとの思いで政策提言をさせていただいているところでございます。私は政治家を目指したときに、菊池市がSDGs未来都市宣言を行う前に、今も胸につけておりますが、SDGsの記章を常に身につけているところでございます。これはSDGsが目指す17の持続可能な開発目標はどれも当たり前のことで、誰もが必要であると思うものばかりでございます。しかしながら、意識して行動することが大切であると思うからです。無意識下の行動と有意識下の行動では、その成果はまるで違います。

学識者の方に言わせると、人は誰かを好きになるとラブレターを送りたくなったり、親友に打ち明けたくなったり、やみくもに海辺を走りたくなることと同じで、人は思いを思いだけにとどめておくのは苦手だそうでございます。今、言いました誰かを菊池市に置き換えてみてください。一人一人のアクションとその連鎖がまちを大きく変えていくことになります。

私は、移住者や関係人口が増えていく中、多様性が進む本市において、全市的にシビックプライドの醸成を意識して行動することが、本市における活動人口が増えることであり、そのことが地域活性化につながるのだと思います。

先進自治体では、総合計画をはじめ各種計画に明確に記載し、窓口や組織整備など、戦略的に働きかけているところでございます。

そこで、市長にお尋ねします。

先進市の1つである相模原市では、さがみはらみんなのシビックプライド条例といった理念条例を策定していますが、本市においても、意識改革から行動へと考えたときに、理念条例を制定する考えはないか、お尋ねします。併せて総括的にシビックプライドの醸成に対する市長の考えをお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 シビックプライドに関して、条例化についての考え、また、総括的な考えを述べよということでございました。

まず、総括的な私の考えを述べたいというふうに思います。

先ほどより議員のほうから、シビックプライドの醸成が市の発展にとり大変重要であるという趣旨のご発言がございました。もう全く同感でございます。シビックプライドという場合、郷土愛と同義語に近くありますけども、シビックプライドのほうには、さらに何か貢献したいと、そういう意思や、あるいは意識が込められているのではないかなというふうに感じております。

特に、地方創生の本質というものが、地域の資源を生かして、自分たちの地域の知恵と工夫で自ら課題解決を図っていくと。そういう趣旨でございますので、シビ

ックプライドというのは、その上でも欠かせない推進力になるというふうに考えております。

実は、そういうことで、私のほうは意識してこのシビックプライドの醸成を図ってきたわけであります。その例を今まで関係部長が述べてくれました。そしてまた、意図的にシビックプライドという言葉が極力使わないようにして、分かりやすい施策の中に溶け込ませてきた次第でございます。といいますのは、言葉単独になりますと、どうしてもシビックプライドというのは片仮名英語でありますし、もともとが抽象的な概念であるからであります。

ただ、このことは、今、議員のほうからも、いろいろな施策の中にかいま見えると言っていたことは、シビックプライドの考えが自然に政策に溶け込んでいく証左ではないかなというふうにうれしく感じた次第であります。

私の就任当初から、癒しの里きくち基本戦略の中で、菊池市は宝の山というふうに言い続けてまいりました。それは菊池溪谷、菊池温泉あるいは鞍岳などの自然に加えまして、食、歴史文化など、一流の素材がそろっているからでありまして、しかも、今の時代がこうした素材の持つ癒やし効果を本当に求めているという考えから、やはり菊池市は観光を基幹産業とした経済活性化を中心に据えようということで考えたわけですが、実は、もう一つの狙いがありまして、これは基本戦略の中でもうたっておりますけれども、それは観光というのは、市民にとりまして、外のお客さんに対する究極のお国自慢であるわけであります。このことは市民に自信と誇りを取り戻すプロセスであるわけであります。これこそ、シビックプライドにはほかならないわけでありまして、このことが人口減少が続く社会の中でも、市を発展させる永続的な推進エネルギーになるというふうに訴えてきたわけでございます。

ちなみに、この癒しの里戦略のサブタイトルとしてきたのが「共創社会」、共に作り上げる社会ということですが、まさにこの考えを表しているわけでございます。

また、総合計画の中にも、わざわざ横断的取組として、市民協働の推進と銘打って、様々な市民参画方式を取り入れていますのも、この考え方によるものでありまして、例えば、市民広場やキクロス図書館などは、じつくりと市民参画型で取り組みましたけれども、時間はかかりましたけれども、大変よいものにつながって、キクロス等は新たな誇りにもつながっているということであろうと思います。

また、部長答弁にもあったとおり、シビックプライドが、ある意味、理想的な形で昇華されつつあるものは白龍まつりではないかなというふうに思っておりまして、主体が若い市民であって、近隣でも人気の祭りとして評価が高まっているというふうに思います。

また、人財塾の卒塾生に対しては、このようなシビックプライドに基づく考えをずっと説いてまいりまして、卒塾生による各種マルシェや、あるいは高齢者の方々によるはなまちづくりなども同様でありまして、市民による任意のまちづくりやまちおこし活動が広がっているのは、まさにシビックプライドというものが行動につながっている好事例であろうというふうに考えております。

学校教育や生涯学習の場においても同様の成果が出てきているのは、先ほどの部長、教育長の答弁のとおりであります。

このように、市の持続的発展のためには、こうした自立自走の精神を持った市民力がもう大変重要であるというふうに考えておりまして、癒しの里基本戦略の最後に、一番の地域資源は人財であると。すなわち、それは市民力であるというふうに強調しているわけでありまして。これを具現化するために、世代別にたくさんの人財塾を開いて、シビックプライドを持った人財育成に力を入れてきているところでございます。

また、ご指摘のあった関係人口の拡大も大変重要でありまして、これに対しましては、歴史ガイドで、多くのネットワークで、たくさんの人とつないだり、その人たちを今度は菊池ファンクラブにとどめて、ますます菊池を好きになってもらう。こうした戦略を取ってきているわけでありまして。

そういう背景の下で、シビックプライドの条例化をどうするんだという、どう考えるんだというご質問でございました。

るる申し上げましたように、シビックプライドを浸透させるということは、何かに書き込むことで実現するものではないというふうに思っておりまして、やはり時間はかかりますけれども、市民の心に植え付けていくものではないかというふうに思っております。

冒頭にお話ししましたように、意図的にこの言葉は使わずにきましたけれども、その狙いとするところは着実に具体化されて、浸透してきているのではないかというふうに考えておりますので、当面は今のやり方で進めてまいりまして、参考までに、ご意見をいただいたような他市の状況等も謙虚に研究をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ご答弁ありがとうございます。

今まで行われてきたことは、まさに今まで私が言ってきたシビックプライドの醸成と同じであると。しかしながら、言葉的には出てきていないということでございます。

ました。

各種計画の中の行動とすれば、アクションとすれば、やってきていることではありますが、では、この概念が本当に市民の皆様伝わっているのかというと、そうではないのではないかと。やはり広報によるものとか、いろんなPR活動も必要で、様々なことを今後やっていくべきではないかと。私はやっぱり理念条例の制定は必要であるというふうに思っております。

他市においては、いわゆるこのシビックプライドの醸成というものを掲げた行動に対して、補助金制度をつくっているところもあります。それは住民基本台帳に掲載された人ではなくてもやっていると。例えば企業が何らかのことをやりたいということになれば、市民ではなくても、そういったところに対しては補助金が出る。プロポーザル方式でどういうふうなことをやるのかということを見定めた上で、シビックプライドの醸成につながるということになれば、そういったこともやっているというふうに聞いております。

研究していくということでございますので、ぜひぜひ研究を深めていただいて、理念条例の制定に向けて頑張ってくださいというふうに思いますし、理念条例は議員提案条例でもできますので、本日の私の考え、こういった考え方というものを議員の皆様とも熟議しながら、議員提案条例という方向性でも私も考えていきたいというふうに思います。

最後に、本年度末で退職される方や、役職定年される皆様に対して、長い間、本市の地方自治振興にご尽力いただきましたことに対して敬意を表しますとともに、感謝申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 おはようございます。議席番号15番、荒木崇之です。

今日もたくさんの傍聴、本当にお忙しい中、ありがとうございます。もう頭が下がる思いです。一生懸命やりますので、どうぞ最後までご清聴ください。

初めに、地域おこし協力隊について質問いたします。

この質問は、昨年１２月議会において質問するところでしたが、１１月２６日に江頭市長、芳野副市長、原田地域振興課長、古庄総務課長から、質問を取りやめてほしいと懇願されたことで、前回の一般質問の直前に取り下げました。４人のうち３人はこの議場におられるから、そんなことはなかったとは言わせませんし、１１月２６日のやり取りは、許可を得た上で、私のスマートフォンで録音をしております。そのときのやり取りとして、１２月議会に今回の質問を通告したところ、当該地域おこし協力隊員が・・・・・・・・・・とのことでした。

さらに、そのとき、今回質問される件につきましては、調査をして、荒木議員に全てご報告しますとのことでしたが、綾小路きみまろではありませんけど、あれから３か月、一切報告はありません。このことは、同僚議員にも取り上げるべきか相談しました。ある議員は、職員が・・・・・・・・・・のと、不正行為を追及することは別問題との意見や、市長や副市長から質問を取り下げてくださいと言って、取り下げたなら、議会としてあしき前例ができるといった意見もありましたが、心優しい荒木崇之は、執行部の報告をただただ信じて待っていました。しかし、誠意ある対応はされませんでしたので、この議場の場において、全てをつまびらかにします。

それでは、質問に入ります。

菊高ジャックという菊池高校の生徒が主催した婚活イベントのことでありますが、令和４年度から始まり、昨年で３回目となります。菊池市は協力という立場で補助金を出しております。

１０月１１日に１通のお手紙が届きました、令和６年の。封筒には差出人がありませんでしたので、また怪文書の類いかと開封をしたところ、市内高校に通学する子を持つ親よりと書かれていました。私は差出人が記載されていないお手紙は、基本、調査しない方針ですが、内容があまりにも詳細で具体的でしたので、市の職員でも知らないようなことが書かれていましたので、執行部にその手紙を渡しました。そこには菊高ジャックに対して支出された市からの補助金が、このイベントの仕掛け人である地域おこし協力隊員、もう名前を出してもいいんですが、本人のことを考えて、Ｈ氏が経営する会社に流れているとの内容でした。

では、単刀直入にお聞きします。

市の職員であるＨ地域おこし協力隊員の会社に、本年を含め市の補助金が流れているのは事実でしょうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前１１時０８分

再開 午前11時10分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの荒木議員の1回目のご質問にお答えいたします。

菊高ジャック内の婚活イベントの補助金が協力隊H氏の会社に流れていないかということでございますが、今回の補助金の支出に関しましては、市のほかの補助金も同様でございますけれども、本市の補助金等交付規則等に基づいて、補助事業者から提出された事業実績書や領収書を添付した支出精算書等により、育友会が行った事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものかどうかという審査を行いまして、適合すると判断し支出したものでございます。本補助事業者の支出先については、本市で関与する立場にはございません。

ただ、今回、このようなご指摘を受けて、当該本人へのヒアリングを行いました。が、そのような事実は確認できておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私はその育友会の云々とか聞いているんじゃないくて、このH氏が経営する会社に流れているか、流れていないかというのを聞いただけなんです、長たらしい答弁は要らないので、流れていませんと言っていただければ結構です。

答弁では、H隊員の会社に補助金が流れていないということで安心しました。これで質問を終わりますとはなりません。

私は、昨今の市の答弁の信憑性を疑っていますので、情報公開請求をして、会社を割り出し、法務局でその会社の全部事項証明、いわゆる登記簿を取ってきました。

では、表を使って説明をしたいと思います。

[パネルを示す]

菊高ジャックの婚活事業の発案者であるH隊員は、Aという会社を経営しており、令和3年の菊高ジャックの補助金は、このAという会社に流れているんですよ。でも、このとき、まだH氏は地域おこし協力隊員ではなかったということを覚えてってください。

登記簿では、その代表理事、共同経営者、代表理事がN氏という方がおられまして、菊高ジャックの婚活事業者に対して、菊池市から菊池高校育友会を経て、Bという会社、このBという会社が、令和4年11月30日に補助金が支出されてあります。Bという会社の登記簿謄本を確認したところ、H隊員が経営する会社の理事N氏の名前がありました。

お尋ねします。

H隊員が自ら婚活事業を発案し、それに係る補助金を自身が経営する会社の理事がつくった会社に流入させることは、公務員による利益誘導に当たると考えますが、社会通念上も含めて適切な支出であったのか、執行部の見解を問います。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

H協力隊員が、育友会に対して補助をした分というのをH協力隊員の会社に流入しているかということですよね。（「聞いてましたか」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。流入しているというのについて、適切だったかということの市の見解ということではよろしかったでしょうか。（「H隊員の」と呼ぶ者あり）

○水上隆光 議長 発言は挙手をお願いします。（「止めてもらっていいですか。答弁にならない」と呼ぶ者あり）

北島政策企画部長、どうぞ。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 菊高ジャックへのイベントの補助金が、H隊員の会社のほうに、結果的に流入しているんじゃないかという、そういう支出の在り方というのが、本市の補助金の交付で、そういう支出の在り方というのが妥当なのかということかなと思いますけれども、その辺に関しては、顧問弁護士とも、今回の支出に関しては、先ほど申し上げましたように、本市の補助金等交付規則に基づいて、補助事業者から提出された実績報告や領収書を添付した支出精算書等により、育友会が行った事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するかどうかという審査を行って、適合すると支出しており、適正に支出しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 北島政策企画部長、しっかり聞いとってくださいね、私が言っているのを。H氏の会社の理事に、私は流入させているんじゃないかという

ふうに言っているわけですよ。それは弁護士の見解は私も聞いています、打合せのときに。そのとき、弁護士は社会通念上は不適切と言っているんですよ、ちゃんと。いいところばかり取らないでくださいよ、市は。市民に疑念を持たれるような補助金の支出はやめるべきと弁護士も言っているはずなんです。そこは理解しているでしょう、執行部。

おおむね私も、この公務員の利益誘導に当たるか、弁護士の方に相談してきました。私の弁護士も、直接の利益誘導とはならないけども、やっぱり市民に疑念を持たれるような補助金の支出については、改めるべきだというのがうちの弁護士の見解であります。

ただ、1点、どうしても腑に落ちないのがありますので、お尋ねします。

菊池高校で行われた婚活事業は令和3年度も開催されていまして、そのときはまだ地域おこし協力隊員ではなかったH氏の会社に補助金が支出されています。令和4年度の婚活事業は、先ほども言いましたように、H氏が経営する会社の理事N氏がつくった会社Bに補助金が支出されていますが、この会社Bは、H氏が地域おこし協力隊員に就任直後の令和4年4月5日につくっているわけなんです。もういきなり急につくっているわけなんですよ。これ登記簿から確認していますので、間違いないです。

さらに、設立されて何の実績もないのに婚活事業を受注しています。会社Aと会社Bの登記簿から、両者の定款、目的を見比べてみますと、イベントの企画というところだけが一致しているだけです。

そこで、お尋ねします。

なぜ令和4年4月に設立したばかりの何も実績のない会社に婚活事業を菊池高校育友会は依頼されたのか。市として補助金を支出するに当たり、調査を行った上で支出をしたのか。これについては、調査をしたと言っているのもう答えは要らないですけど、地域おこし協力隊員であるH氏の口利きやあっせんがあったのか、お尋ねをいたします。2点です。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目が、育友会がB社に払った選定理由というのが妥当であるかということだと思いますけれども、業者の選定に関しては、補助事業である育友会が独自に選定しているものでございますので、本市において関与する立場にはございません。当該本人に確認をいたしました、口利き、あっせんをしたという事実は、先ほど申し上げましたけれども、ございませんでした。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 口利きやあっせんは行っていなかったとのことですが、私が打ち合わせしたときは、部長に上がってないかもしれないけど、H氏が紹介したと。この会社Bを紹介したと私は聞いていますよ。その辺の答弁、ちょっと違うんじゃないですか。紹介というのは口利き、あっせんと一緒にですよ。言い方が違うだけで、県ではそれは違うというんですかね。まあいいですけど、ここは法廷ではありませんから、議場で白黒つけられるとは思っていません。しかし、市民から疑念や疑惑を抱かれるような補助金の支出については、市議会議員として指摘して、やめさせるのが務めであります。

では、再度、私に届いた告発文を読んでいきます。

補助金が隊員の関係する会社に出ていたことが事実であったことで、この告発文の信憑性が増したということになります。私は真実じゃないかなというふうに思っておりますが、それを考えると、もう一つ、書いてあることもお聞きしなければなりません。

このH隊員が菊池高校の生徒の前で、先生の悪口を言うとか、お気に入りの生徒にだけ資料を渡すなど、目に余る行為があり、生徒も不快に思っているなどの記載があります。が、その中で、これちょっと看過できないのが、あの生徒は障がいがあるよねと。生徒の人格を否定するようなことをほかの生徒の前で度々発言しているとのことですよ。

江頭市長は、よく人権、人権と言われていますが、市長が選定した地域おこし協力隊員がこのような差別的発言をしたというのは事実か、本人からの聞き取りは行ったのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 ただいまのご質問に関しては、今回の通告には入っていませんというふうに認識しておりますけれども（「打合せで言っています」と呼ぶ者あり）打合せでですか。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 今、執行部に確認しましたが、先ほどの件につきましては、今回の通告においては、特に聞き取ってはいないということで回答を得ております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私、冒頭で言いましたように、この届いた告発文については、副市長にもお渡ししているし、地域振興課長にもお渡しをしているわけなんですよ。市長は5分ぐらいで退席されたけど、そのときに、私、内容を全部見せて、これは調査して報告しますからという言葉ももらっているわけなんですよ。それを通告してないとか、もうそういうのは、こういう逃げ口上はやめてくださいよ。本人から聞き取りして、言ったか、言わんかでいいじゃないですか。聞き取りはしてないということですけど、私は聞き取りはしていると聞いてますよ。

その中で、地方公務員法第13条には、「全ての国民は、平等に取り扱わなければならない」とありまして、これは地方公務員ですから、皆さんご存じと思いますが、これに違反した職員は、もちろん会計年度任用職員も懲戒処分を受けることは、私が申すまでもないと思います。

では、もう2点お尋ねしなければならないことがあります。

今、言っていないけど、これは関連質問ですから、関連というか、ちゃんとした質問ですから答えていただきたいと思うんですけど、先月、1月27日に名前を記載したメールが届きました。こちらへは名前がありました。ただ、名前は伏せますが、これまでさんざん問題を起こしてきたH隊員が、最近、・・・・・・・・勤務状態にあるとのことですが、自席に座っている形跡がないとの内容でした。さらに菊池女子高校や、菊池高校、菊池農業高校にも行かれてないとのことです。誰先生から聞いたとかはもちろん言いません。もし自宅で仕事をしているのを勤務扱いされていることはありませんか。

2点目、そのメールには、本人が7月から教育委員会に勤務することが決まっていると、親しい職員に触れ回っているとありますが、教育長にお尋ねします。まだ4月の市長選挙も終わっておらず、令和7年度一般会計予算では骨格予算のみです。そのような中に、もし仮に7月からの雇用が決まっているとすれば、不正採用では

ありませんか。

そこで、教育長にお尋ねします。

7月からH隊員を教育委員会で雇用するというのは本当でしょうか。

この2点についてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、1点目につきましては、私から答弁させていただきます。

協力隊H氏の勤務態度及び勤怠管理については、個別職員ということで、職員個人の評価などに関する個人情報となりますので、この場では回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの質問につきましては、私のほうに通告はあっておりませんので、お答えすることはできません。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 北島部長、私、これね、打合せのときに聞いてて、私が聞いているのは、もし自宅で仕事をして、それを勤務扱いしているかどうかというのを聞いているわけだから、職員のどうのこうのじゃないんですよ。自宅で勤務しているのを勤務扱いになるかならないかと聞いているんですよ。ならないでしょ、それ。皆さん、職員さんが自宅で今日何時から勤務してますなんて言って、誰もそれは勤務扱いなんかしないわけですよ。これ年休扱いなんですよ、やっぱりね。でも、地域おこし協力隊だけ許されるのかということを聞いているので、もういいです、答弁とかみ合わないの。

教育長についても、お答えできないじゃなくて、お答えしたくないということだと思えますよね。でも、教育長、先生だったと思うんですけど、先生のときには

子どもにうそをつくな、素直に何でも言わなきゃいけないぞとおっしゃられていたと多分思うんですけど、立場が変わると、そうやってお答えできないということになるのは非常に残念でなりません。私は、7月にこの職員が本当に採用されるのか、そしたら、やっぱり本当だったなというふうに思うので、そのときは9月の質問でもしたいというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

次の質問のほうでは私は重きを置いておりまして、市内の業者さんに迷惑をかけている行為ですから、これは厳しくいきたいというふうに思っていますけども、1月28日に埼玉県八潮市において、下水道の破裂に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック1台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど、大きな影響が出ました。

この陥没事故を発端として、全国では上下水道の老朽化により、年間1万件を超える道路陥没が起きていることも判明しました。そのことをきっかけとして、市民の生命を守る重要なライフラインである上下水道の工事が適正に設計されているかを問いたいと思います。

令和5年と令和6年の水道局が発注した水道管工事の仕様書、設計書、内訳書を情報公開請求をして、4つの水道管工事について精査をしました。令和5年水工第6号津留川辺線、同じく水工第1号富の原山の上線、令和6年水工第5号小ヶ原線、同じく水工第10号大琳寺線についてでありますがお聞きします。

この水道局が発注した4つの工事について、適正に設計をされていたのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 財津水道局長。

[登壇]

○財津裕一 水道局長 改めまして、おはようございます。議員の質問にお答えいたします。

今回のご質問を受け、調査いたしましたところ、一部適正に設計されていないものがございました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 大変素直に適正に設計がされてなかったと認められるのは結構なんですけど、やっぱり行政として、1回目は適正に設計してましたと言ってほしかったですね、私。適正に工事設計がなされていなかったのに、竣工検査をして完了されているということで間違いはないですよね。そういうことになりますね。

では、素直に間違いを認めざるを得ない件について、質問を続けます。

菊池市は、令和4年10月24日付で菊池市週休2日工事実施要綱というものを定め、建設、建築工事のあらゆる工事について、週休2日に取り組めるように義務づけています。もちろん水道局の工事についても例外ではありません。特記仕様書というものが情報公開請求をしてありますけども、これが入札の前に示されます、業者にですね。その中に、第15条に週休2日工事と明記されていまして、「本工事は週休2日工事の対象工事であり、要綱に基づき取り組むものとする。入札公告に示した予定価格は、4週8休の実施による補正を行った金額である。なお、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、請負代金を減額変更するもの」とあります。

これは分かりやすく説明しますと、例えば水道業者が1,000万円で工事を落札したとします。それには週休2日を行ってもらうために補正、つまりは、工事金額に3%とか2%を上乗せしますよというふうに書いてあるわけなんですよ。1,000万円の3%なら30万円の補正ということになります。しかし、週休2日を達成しなかったときは、上乗せした金額を減額しますと特記仕様書で定めています。これは市側が定めているわけですね。

なので、週休2日に補正した金額になっているかを、仕様書というのを金入りのやつを取って、それに諸経費計算確認書というのを見れば、補正を行ったか行っていないか分かるんですが、水道局から取り寄せて調べてみました。令和5年水工6号津留川辺線は、4週6休の補正がかけられ、2%上乗せがされてありました。しかし、水工第1号の富の原山の上線、令和6年水工第5号小ヶ原線、水工第10号大琳寺線は、補正なしと記載されています。

お尋ねします。

本来、この3工事については、菊池市週休2日工事実施要綱に基づき補正をしなければならなかったのではないですか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 財津水道局長。

[登壇]

○財津裕一 水道局長 荒木議員の再質問にお答えいたします。

今回、議員指摘のとおり、令和5年度、令和6年度について、再度精査しましたところ、先ほど申されました工事について、週休2日工事の補正が行われていないということが見受けられました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 補正を行っていなかったという、本来、市がその上乗せしなきゃいけない部分を上乗せしていなかったということなんですが、週休2日、何かやってくれ、やってくれという割には、お金を払わんって、何かおかしい話なんですけど、本当に週休2日を進めたいんですか。補正を怠っていたとの答弁ですが、菊池市が工事に対して週休2日を義務づけたのは令和5年からですが、私が4つ調べた中で3つがしてなかったということは、ほかのもあると思うんですよね。

それで、お聞きしますが、令和5年と令和6年の水道局の発注工事の中で、補正をしていなかったのは何件あるのか、お尋ねします。

答え方としては、例えば令和5年が工事件数30件に対して、補正忘れ10件というような答弁をお願いいたします。この答弁については、水道局と打合せの中で質問することを事前に伝えておりますので、お答えできると思います。併せて、補正を怠っていた分の差額、本来お支払いしなきゃいけない、水道業者さんにお支払いしなければいけない差額については、遡って当然お支払いすべきと考えますが、今後どのように対処されるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 財津水道局長。

[登壇]

○財津裕一 水道局長 荒木議員の再々質問にお答えいたします。

令和5年度が対象工事13件のうち、補正を行っていなかった件数が7件でございます。続きまして、令和6年度が対象工事10件、補正を行っていなかった件数が7件でございます。

当然払うべきかという件でございますが、現在工事を行っているものにつきましては、契約約款の規定によりまして、設計図書の変更内容を受注者に通知して、協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、完了した工事につきましては、契約約款の設計図書の変更規定が実施中の工事に限られること、また、請負契約に基づいて、受注者からの請求により、工事代金の支払いが完了していることから、遡って追加を払うのは困難でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁で、令和5年が13件中7件、約半分ですよね、55%。令和6年が10件中7件、これほとんどじゃないですか。それで、合わせると金額は1,000万円ぐらいになると思うんですけど、これ、私が質問しなければ、本来市が業者さんにお支払いすべきお金1,000万円、これを業者に払ってなかったということになるんですよね、要はですね。だって、自分たちで補正しま

すって、達成できなかったら、それ減額しますと言っているのに、そもそもが補正をしてないというのが1,000万円ぐらいあったということですけど、これ、市長、誰が見ても明白な事務処理ミスであることは、市長、自覚してください。なかなか事務処理ミスを公表されないけども、しかも、今年度分はお支払いするけど、令和5年度分は支払わないとか、それって市役所のご都合主義じゃないですか。

私、打合せのときはもっと真摯に対応すると言われましたが、どこで変節されたんでしょうか。まあ、いいですか、契約約款に書いてある云々の前に、市が業者に対して、入札前に出した特記仕様書、これには「入札公告に示した予定価格は、4週8休の実施により補正を行った金額である。なお、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、請負代金を減額する」とうたってありますが、実際、補正は入ってない。この特記仕様書自体がうそじゃないですか、じゃあ。特記仕様書に明記されてある菊池市週休2日工事実施要綱を市は遵守せず、契約約款は遵守するとか、もうこれ、公的な詐欺ですよ、これ。自分たちで定めた要綱は遵守せず、都合のいい契約約款は遵守する。

では、市長にお尋ねします。

今回、前年度の補正金額の積算ミスを支払わないとする決定は江頭市長の判断ですか。いろいろ答弁が長くなると結構ですので、はいか、いいえでお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 まず、今回、工事の設計に関しまして、担当部署において間違いがあったということについては、大変申し訳なく思っております。

したがって、今、進行中、まだ終わってない今年度の工事につきましては、設計図書の変更内容を受注者に通知して、追加分をお支払いするような手続を進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、完了した工事につきましては、先ほど水道局長より申し上げましたとおり、契約約款の問題でございますので、全てこの工事が完了しておりまして、支払いも完了していると。

それから、そもそも入札の際にも、私どもが積算根拠を示して、それが間違っていたわけでありまして、それを事業者のほうで自ら計算されて、それで応札をされて、工事が始まって、最終代金支払いも終わっているということでございますので、これ以上、遡って追加分を支払うのは困難というのが、庁内で協議した結果でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今の市長の言い方で、じゃあ、積算した業者が悪いというような言い方ですけど、これね、補正がかかっているか、補正がかかっていないか、業者じゃ分からないんですよ。見積りでいろんな管工事とか、そういうのの管の材料とか、そういうのは業者さんが見積りしますよ。でも、週休2日の補正が2%、3%なのかというのは、市役所しか分からないんですよ。だから私は言っているんですよ。業者の見積りが今のはいかんだったから、金返さんって言っているのと一緒じゃないですか、しかも全庁で協議したって。市長が払えって言えば、払える金なんです、これは。払わなきゃいけないお金、これは市の詐欺ですよ、これ。詐欺と言われても仕方がない。

では、市長、確認ですけど、今回の市長選挙に当たり、市の建設業協会から推薦状もらっていますよね。私、前回の10年間で塗装業者に分離発注したのが6件とか、そういう発注のおかしなこととかを質問しましたが、今回の水道局のこの工事発注についてもそうですけど、何かよう建設業協会も推薦状出したなと思いますよ。もう一度考えていただきたいと思いますね、こういうことをやっているのに。

さらに、私、市側に不都合な質問を続けていきますけども、先ほどの4つの工事の仕様書をさらに精査しましたが、なかなか見きれないながらに図面を見させていただいて、いろんな方にもご相談して、私、図面を見させていただいたんですけども、水道管を布設して、その埋め戻しについてであります。水道管の下を10センチ、砂で埋め戻していた。水道管を入れたとすれば、それをこの下に、今までは何も入ってなかった水道管を入れたら、この下に砂を敷くわけですね。これ敷砂というんですね。そして、これをまた、例えば泥で埋めると、石とかで当たって破裂しちゃうので、この管の上の30センチを同じく砂で埋め戻すようになっているんです。これを保護砂といいますけども、仕様書の単価表を見ますと、発生土、すなわちその現場から出た土の埋め戻し用の山砂、さっきの敷砂とか保護砂の単価が1立方メートル当たり3,075円というふうに同額なんです。これ、何でおかしいかというと、発生土は現場から出た土ですから、これの埋め戻しの経費に3,075円という単価が記載してありますけど、これはユンボで埋め戻したりとか、その作業員さんの賃金というか、手間賃代で3,075円というんですけど、埋め戻し用の山砂というのは、水道業者さんが買ってきて、砂屋さんから買ってきて埋め戻すわけですから、単価が同じなはずがないんですよ。

熊本市の水道局の埋め戻し用の単価を調べたところ、6,282円でした。そのうち材料代である山砂は2,100円と記載されてあります。これ、2,100円というのは単価表に載っているから、材料代2,100円というのは、大体どこの

自治体でも一緒なんですけど、それに経費を乗せるから、各自治体で違ってくるということなんですけど、そのことを考えますと、本来であれば3,075円に材料代である山砂代2,100円を足しても、少なくとも5,000円以上の単価になるはずですよ。

なお、本市の下水道課の埋め戻しの山砂の単価、これは手間賃も入れて6,107円です。

そこで、お尋ねします。

なぜ発生土と埋め戻し用の山砂が同じ単価なのか。単純に2,100円の山砂代を積算のときに入力し忘れているんじゃないですか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 財津水道局長。

[登壇]

○財津裕一 水道局長 荒木議員の質問にお答えいたします。

今回、週休2日工事と併せまして精査をいたしましたところ、埋め戻し用の山砂についても、計上がなされていない案件が見受けられました。

以上、答弁させていただきます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 素直に山砂の材料代も見えていなかったということでありますが、私、これ、もう見ればもっと出てくるんじゃないかなと思って、見るのが怖くなったんですけど、答弁では山砂の材料代を積算してなかったとのことあります。

傍聴されている方も、議員の方も、たかだか2,100円と思われるかもしれませんが、これ1立方メートル当たりですからね、1立方メートル当たり。水道って、ほとんど砂で埋め戻すんですよ。砂で埋め戻して、発生土ちょっとで、クラッシャーラン入れて舗装をするわけですから、ほぼほぼ砂で埋め戻すんですよ。だから、工事延長、つまりは、工事区間が長いところは結構な金額になります。私がこの4つの中で1つの工事代金、それを熊本市並みに6,100円ぐらいで計算したら、100万円くらい違ってくる場所の工事もありました。

では、お尋ねします。

水道局の単価入力ミスで、単価入力ミスというか、そもそも入力をしてなかった状態ですが、山砂の材料代を水道業者に負担させている状態に今現在はあります。市としては、この不正な事実をどのように是正されるつもりなのか、今後も業者に山砂代を負担させるといった便宜を図らせている状態を続けるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 財津水道局長。

[登壇]

○財津裕一 水道局長 荒木議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の山砂の工事代金の差額の支払いにつきましては、先ほど週休2日工事同様の取扱いとさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、今回、週休2日工事、埋め戻し用の山砂の設計時の計上誤りの案件が発生しましたことを深くおわび申し上げます。

また、今後、職員のスキルアップに向けまして、講習会への参加や、定期的なシステム操作研修を実施するとともに、チェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 少なくとも私が調べたところによりますと、この山砂代の材料代を入れてなかったのは令和2年度からであります。2、3、4、5、6、5年間、業者さんに山砂代を市が負担させていた。便宜を図らせていたということになります。水道局、黒字が出るはずですよ。そらこんだけのお金払ってなかったわけですから。

水道局長の答弁では、現在工事中の案件については、契約変更等を業者と協議すると。しかし、完了した工事については、令和2年度からありますけども、相当な金額になると思いますよ。これ、1,000万円どころじゃない。うん千万円になると思いますけども、工事について、山砂の材料費の差額は払わないということです。この方針については、市の顧問弁護士の見解でしょうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 財津水道局長。

[登壇]

○財津裕一 水道局長 荒木議員の質問にお答えいたします。

弁護士の見解といたしまして、対応できるものは対応したほうがよいという考えを示されております。その中で、契約約款等を踏まえまして、対応していきたいというふうに考えているところでございますが、完了工事分につきましては、先ほど申し上げたとおり、契約約款等にかいま見まして、そういった回答とさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私もこのようなことが近隣の自治体であっているんじゃないかと思って、過去の新聞をちょっと20年ぐらい遡ったら、2007年12月28日に同様のことが熊本市で行われていまして、これは熊本市の圃場整備なんですけども、1工事で2度積算ミスというのがありまして、結局、コンクリートを1個5,820円とすべきところを2,820円として、3,000円を要は間違っていたと。さらに、その数も間違っていたということで、うちの水道局よりまだましかなと思うんですけど、こういうことをやっぱり熊本市もやっとして、でかでかと新聞に載っております。これ、熊日新聞に載っております。2007年12月28日に載っておりますけども、私は、たとえその判例、最高裁の判例とか、そういう弁護士の見解が、過去のどんな判例を示されても、自治体も違うし、起きた事件の内容も違いますから、一概にそれで過去の分はお支払いしないという方針には納得できません。完全にこれは職員のミスです。ですから、言わば市長が払えと言えれば払える、私は裁量があるというふうに思っています。議会も恐らくそれは認めると思いますよ、補正予算で上げてくれればね。

例えば、市が税金の誤徴収や、水道料金の計算間違いがあったときは、5年分を遡ってお支払いすることはあります。今回の場合も、水道業者さんは、市の積算は間違っていないとの信頼関係の下、入札され落札し、工事を請け負っておられます。水道局が仕様書で山砂で埋め戻しなさいと指定をしているのに、山砂代を見てないというのは詐欺的行為ではないですか、何回も言いますけども。市が工事代金を安く上げるために、業者に便宜を図らせていると言われても仕方ありません。

私が一般質問でこの質問をしなかったら、この山砂の質問をしなかったら、令和2年からずっとこの状態を続けていたということは間違いないでしょう、ご自分たちで気づかれなかったわけだから。私は、過去の分を対応されないなら、業者は今後、市の仕様書を疑い、1つ1つ仕様書についてチェックされ、質問するようになるのではないかと思います。なぜかといいますと、今回、私が情報公開請求したこの金入りの単価とか、そういうような金入りの仕様書については、これは工事が終わったから出てくるわけで、工事が終わる前は数量とかしか書いてないじゃないですか。業者さんがそれを1個1個自分たちで単価を見て、これ、単価は間違っていないかと。今後、1個1個質問するようになったら、水道局の職員さん、これ対応できますか。今日、水道業者さん来られていますけど、恐らくそう思うと思いますよ、私。私だったらするもん。そんなもう、山砂代2,100円入れ忘れてまして、何が抜けとるか分かんのですよ。そうすると、今度、建築とか、土木とか、土木はまだいいですよ、職員も設計できるから。建築は職員は設計できませんでしょう。鉄筋の数量から、くぎ1本から拾ってくれと言われたときに、鉄筋の数量が間違っ

ているよと言われたときに、職員さんは絶対にこれは答えられないですよ。それを公告して、入札までの間に答えなきゃいけない。これが私はできなくなるから、今回、業者さんをお願いをして、どうかすみませんけども、遡って返させてくださいというのがいいんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。

今回の事務処理ミスについては、担当職員だけでなく、上司も仕様書をちょっと見るだけで、単価が同じ、あれ、何で発生土と買ってきた山砂が単価が同じだというのは、これ、簡単に気づくはずなんですよ。何でかという、実際に土木課や水道局など、事業課に行ったことがない私が気づいたくらいですから。それが令和2年から続いていたということは、決裁時に仕様書をチェックしていなかった。もしくは知ってて、あえて業者に負担をさせていたのかのどちらかではないですか。どっちかだと私は思っていますよ。もう、これ気づかんかった、もう何も見らんで、はいと印鑑を押して回してたというのか、もしくは、知ってたけども、ああ安く上がるならええたいと言って回してたか、この2つに1つだと私は思っているんですけど、私は約款云々よりも、職員の事務処理ミスで発生した事案については、首長判断で対応すべきと考えますが、市のミスにより、資金負担をかけた業者に対しては、令和2年度から遡って、差額をお支払いするのが筋ではないかと思いますが、江頭市長はどう判断されるのか、市長としてですよ。庁内で協議したんじゃないくて、あなたが市長ですから、どう判断するのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 2点目のご指摘による水道局での間違いの件がございました。この件につきましても、大変心からおわび申し上げたいと思いますし、まだ今年度中に進んでおります案件につきましては、大至急設計図書を変更する形で、差額分をきちんとお支払いをしたいというふうに思っております。

ただ、完了した工事につきましては、契約約款の設計図書の変更の規定というものが実施中の工事に限られております。また、請負契約に基づいて、受注者からの請求により、工事代金の支払いが完了しているということもございますので、遡って追加分を支払うのは困難というふうに考えている次第です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 同じ内容の繰り返しの答弁ありがとうございました。

契約約款自体が私は間違っていると思うんですよ。契約約款に発注者側の過失は問わないように書いてあるわけですね、受注者側の過失は問うても。これ、平等な

契約じゃないですよ。契約約款を市で見直せばいいじゃないですか。

再度お尋ねしますが、契約約款を市長として見直す考えはあるのか。これ、完全に発注者側の過失でしょう、誰がどう見ても。皆さん、違います。そうでしょう。だったら、発注者側にもペナルティーを与える契約約款にしなければいけない。じゃないと、たとえ請負といっても、請け負けじゃないですか、これ。だから、契約約款の見直しも、今後含めてやらないといけないと思っているんですけど、市長、これどう考えますか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 約款につきましては、近隣の市町村あるいは県、そしてまた、法律の専門家等の意見を聞きながら、見直しを図っていきたいというふうに思います。現状、どういった部分をどういうふうに変更するかということはまだ分かりませんので、内容を見直すということについては進めていききたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私、さっき、もうこれ、議場の場で明らかにしたいと思っているんですけど、令和2年度からこの山砂代を見てなかったということでありますが、この金額については、幾らかを聞いていないんですよね。私が見ただけ、この4つのうちの1つを見ただけでも、大体100万円ぐらいあると。業者さんの中には、実際、赤字を打っているところもあるんですよ。それって、やっぱり山砂代があったら黒字になったんじゃないかなというふうに思いますけど、令和2年から山砂代を見ていなかったというのをもう仮に計算しているのであれば、大体お幾らぐらいになるのか。これ、やっぱり新聞に書いてほしいですから、大体お幾らぐらいになるのか、はっきり議事録に載せたいと思っていますので、分かっていたら教えてください。令和5年度、令和6年度分が分かっていたら、それでも結構です。

○水上隆光 議長 財津水道局長。

[登壇]

○財津裕一 水道局長 荒木議員の質問にお答えいたします。

令和5年度、令和6年度の合計額でございます。1,283万9,608円でございます。それから、令和2年度から令和4年度の合計でございます。607万7,663円でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 分かったとおり、令和2年から令和6年まで、約2,000万円ぐらい業者さんに便宜を図らせていたということですね、水道局はですね。何回も言いますが、それなら黒字が出るはずですよ。本来はお支払いしなきゃいけなかった分を支払わないわけですから、これは、私、一概に返さないと決めてしまう前に、一応業者さんにも打診をして、やっぱり協議するべきと思いますよ。これだけのことをやっているわけですから、ちゃんとやらないと、今後いろんなところに波及してくるというふうに思いますので、しっかり今後の対応を業者さんともめないようにやっていただきたいというふうに思っております。

最後に、議会でこのような重大な事務処理ミスを公にしても報道されないなら、市民はこのミスすら知らないわけでありです。権力を監視するのは議員もそうですが、マスコミもその一端を担っております。しかし、ある新聞では、菊池市の記事がほとんど掲載されず、載っていても、執行部が流す情報しか書かず、菊池市の御用聞き新聞になっていると市民の間でも専らのうわさです。私もそう思います。もし権力のおごりや誤りを正して、追及することがジャーナリズムの使命であるという思いが残っているのなら、ぜひ今回の一般質問を記事にされることを期待して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○
休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申出がっておりますので、発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私の一般質問の中で、一部不適切な表現があったとこのことですので、議長のほうで精査をお願いいたします。

○水上隆光 議長 ただいま、荒木崇之議員から、発言中に一部不適切発言があったので、取消しの申出がありました。

荒木崇之議員の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不適切発言があっ

た場合は善処したいと思います。

続けて、一般質問を行います。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って質問します。

初めに、不登校の子どもたちへの支援について、居場所づくりを念頭に質問します。

昨年10月、文科省は、2023年度不登校の小中学生は全国で34万6,482人、11年連続増加し、過去最多となったと発表しました。遡って見てみますと、2019年の不登校の小中学生は16万4,000人ですから、5年間で2倍以上に増えております。不登校の子どもたちへの支援は重要な教育課題です。

まず、本市の現状について、3点質問します。

1点目に、本市においても、不登校の児童生徒が増えていることは認識しておりますが、直近の状況をお尋ねします。今年度12月時点における不登校の児童生徒の数をお示してください。比較のため、昨年度12月時点での数も併せてお願いします。

2点目に、その不登校の子どもたちの日中の居場所はどうか、お尋ねします。

3点目に、今年度から教室に入ることが難しい子どもたちの学びの場として、泗水中学校に校内教育支援センターが設置されています。この利用状況はどうかをお示してください。

以上、3点についてお願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは最初に、今年度と昨年度の12月末の不登校児童生徒数についてお答えいたします。

令和6年12月末現在の不登校児童生徒数は188名でありまして、令和5年12月末の不登校児童生徒数175名より13名増加しております。

次に、不登校児童生徒188名の日中の主な居場所でございますけども、校内教育支援センターや保健室、別室を含む学校が98名、家庭が81名、校外の教育支援センターが5名、フリースクール等の民間施設が4名となっております。

次に、泗水中学校校内教育支援センターの利用者は、7月末時点で6名、12月末時点で8名となっております。この8名の内訳としましては、中学1年生が1名、

2年生が2名、3年生が5名となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 令和6年12月の段階で188名の子どもたちが不登校の状態であり、昨年より13人増えているという答弁でありました。

また、それでも学校を主な居場所としている子どもが98人ということでありますから、半分以上の子どもは学校を主な居場所としている。保健室であったり、その他の教室であったり、校内支援センターであったり。けれども、休みがちであって、登校が常なる状態ではないというふうに理解しました。

文科省は、不登校支援の基本的な考え方の1つとして、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると述べています。学校に登校することが全てではない。この点はきちんと認識しておくべきですが、先ほどの答弁で、本市における不登校の子どもたちの半数以上、98名が何らかの形で学校につながっていることも大切にしなければならないと思いますし、学校の中に安心して通える居場所をつくることは重要だと考えます。

文科省は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCO-COLOプランを掲げております。その具体策の1つが校内教育支援センターの設置を促進すること、言い換えれば、学校内に居場所をつくることであり、本市においても今年度、泗水中に設置されています。先ほどの答弁では、12月の段階で8名の子どもたちが利用しているということでありました。

ここで、校内教育支援センターについて再質問いたします。

まず、校内教育支援センターでの学習には、普通の教室とは違うどのような特徴があるのかということをお尋ねいたします。

加えて、1年近く取り組んでこられて、どのような成果を感じておられるのか、また、どのような課題を捉えておられるのか、併せてお尋ねいたします。

また、今年度からの取組であり、決して早計に結果を求めているわけではないのですが、校内教育支援センターの設置によって、泗水中学校の不登校の生徒は減少したのかもお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、まず最初に、校内教育支援センターについての学

習の仕方の特徴についてお答えをいたします。

生徒の個々の状況に合わせて、所属するクラスの時間割に沿って、授業に参加するのか、センターで自習をするのかなど、指導員が支援をしながら生徒自身が計画を立て学習を進めております。

次に、成果と課題でございますが、これまで全く学校に登校できなかった生徒が、校内教育支援センターに登校し、学習をはじめ進路決定につながるなど、教室外の生徒の居場所として機能しており、学校復帰への第一歩として成果を上げております。

一方、課題としましては、教育支援センター指導員と、教職員や関係専門機関等が生徒の個別の状況に応じて連携を図り、連携体制の構築や情報の共有をより一層円滑にしていくことが必要であると捉えております。

最後に、不登校生徒数が減少しているのかについてでございますけれども、泗水中学校の校内教育支援センターにおいてですね。令和6年12月末現在の泗水中学校の不登校生徒数が55名であり、昨年度同月は59名で4名減少しております。また、令和6年12月末現在の新規不登校生徒数が9名であり、昨年度同月の22名より13名減少しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今の答弁から、泗水中学校に設置された校内教育支援センターが、子どもの居場所として機能してきているという状況をお聞きして、ほっとしたというか、よかったなと心から思います。

課題に、ほかの部署との連携や情報の共有ということが挙げられましたが、不可欠なことだと思いますので、今後も一層の取組を望むところです。何より全く登校できなかった子が、学校とつながりを持つことができたというのはうれしいなと思います。

先日の熊日新聞に、不登校の子どもたちの支援に取り組むNPO法人理事の今村久美さんのお話が掲載されていました。その中で、今村さんは、不登校の子は心のエネルギーが減っている状態ですと語っておられました。エネルギーが減っている状態のときに、元気な子どもと同じ活動はできません。

かつて教員をしていたときに、担任していた不登校傾向だった子どものことを思い出します。まだ隔週で土曜日に授業をしていた時代であります。彼は土曜日には必ず登校して、欠席することはありませんでした。私が土曜日はなぜ欠席しないのかと問いますと、昼までだと思うと気持ちが軽いからと答えました。当時の彼の心

のエネルギーは午前中で切れる状態だったのだと今思います。今にして思えば、もっと彼の状態に合ったスケジュールを組めばよかったと悔やまれます。

先ほど聞きました校内教育支援センターにおける一人一人の子の状態に合わせた学び、自分で選んだ学びがこれからも広がるように期待するところであります。

文科省が発表した不登校の児童生徒の前年度からの増加率は15.9%であります。一方、今年度、泗水中学校では、先ほど答弁がありましたとおり、不登校の生徒が減少しているとの答弁がありました。今の段階で校内教育支援センターの効果であると直接的に結びつけるわけにはいかないかもしれません。しかし、心のエネルギーの減った状態の生徒にとって、自分のペースで、自分で選んで過ごせる居場所があることが、不登校の生徒の減少に結びついているのであれば、何よりだと思います。

文科省は、全ての公立小中学校に校内教育支援センターを広げたい考えです。文科省の調査では、昨年7月時点における全国での設置率は46.1%、熊本県は16.3%、菊池市は15校中1校ですから、およそ7%にしかありません。本市においても設置を広げるべきではないかと考えますが、今後の校内教育支援センターの設置について、どのような方針を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、今後の計画についてでございますが、校内教育支援センター設置の成果と学校の現状を踏まえ、教育委員会としましては、今後全ての市内中学校に校内教育支援センターを段階的に設置していく考えでございます。

また、これに伴いまして、これまでの校外の教育支援センターを段階的に集約し拠点化する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 全ての中学校に段階的に広げていきたいという答弁でございましたが、新年度、2025年度については、具体的にどのような考えがございでしょうか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 2025年度の一応計画でございますけども、現在は増やす方向で検討をしているところでございます。

以上でございます。（「具体的にはなっていない」と呼ぶ者あり）ただいま検討

中でございます。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 小学校に比べて、たしか中学校は倍近くの不登校の子どもたちがいると認識しています。ですから、まずは中学校から進めていきたいという、その方針には賛同するところでもあります。しかし、2025年からの具体的な計画はまだ今のところなく、検討を進めるということでしたが、2025年から始めるのであれば、予算も当然あるのだと思います。だとすれば、何か少しゆっくりしていないかなと。なるべく早急に進めていただきたいというふうに考えるところです。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 すみません。先ほどの答弁に少し追加をさせていただきます。具体的にということでしたので、2025年は菊池南中学校のほうに予定をしております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 2025年は菊池南中学校にという改めて答弁をいただいて、ほっとしました。よかったと思います。ほかの3中学校についても、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

不登校の子どもたちの居場所づくりに関して、別の観点から質問をいたします。

もう1年以上も前になりますが、東議員と一緒に不登校の子どもさんをお持ちのお母さんの話を聞いたことがあります。その中で、お母さんが、学校以外の場所で給食を食べられるようにすることはできないだろうかという話をされました。子どもは給食が好きだし、給食が食べられないので、親の負担も大きいということでありました。そのときに東議員と給食センターで食べられたらいいかもという話はしましたが、内心難しいだろうという気持ちもあり、実はそれきりになっていました。

それがこの頃になって、東京都の八王子市では、2023年2月から不登校の小中学生に給食センターで給食を提供していることを知り、できることだったのだと認識を新たにしました。

八王子市のホームページには、本市における不登校支援の1つとして、学校給食センターの中で作った給食を提供し、第2の居場所として給食センターを活用しています。給食を食べる機会を提供するとともに、給食センターに来所することで、

社会とつながるきっかけづくりになることを目指していますとありました。

八王子市内の５か所の給食センター、どこでも食べることができ、提供する時間は１１時半から１３時まで、小学生は付添いが必要で、当日の１０時半までの連絡が必要、中学生は生徒だけで利用でき、連絡も不要、ただし、付添いの方が食べる場合は１０時半までの連絡が必要であるとなっています。子どもは無料で、付添いの方は３６０円です。

八王子市の取組を紹介する２０２４年３月の東京新聞の記事によると、２０２３年２月から始まったこの取組は、市民向けの給食試食会で、教育長が学校に来られない子どもも給食が食べたいのではないかと思ったことがきっかけだったそうです。取組開始からおよそ１年、記事が出た段階で６７人の子どもたちが利用していました。給食の献立表は学校などを通して届けられるとのことで、ふだんは家からほとんど出ないという中１男子生徒のメニューを見て来る日を決める、好きな給食のためなら外出できるという話が紹介されていました。不登校の子どもたちが、給食センターという安心できる場所で、栄養バランスの取れた温かい給食を食べることには大きな意味があると思います。

文科省のＣＯＣＯＬＯプランにも、学校や家庭以外の居場所づくりを広げることが掲げられています。不登校の子どもたちの居場所づくりの１つとして、菊池市においても給食センターでの給食提供に取り組む考えがないかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、給食センターでの給食の提供についてでございますが、議員ご紹介の東京都八王子市では、学校給食の無償化が行われており、児童生徒が給食を食べられる部屋が完備されております。

現在、本市には共同調理場が３か所と旭志小学校１か所の合計４か所ございますが、子どもたちを集めて給食を提供するスペースがないため、実施することは難しいと考えております。

また、本市は保護者からの給食費で運営していることから、事前申込みや費用の徴収問題等も発生してまいります。

今後は他市町の様々な取組を参考に、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○１４番 猿渡美智子 議員 給食センターでの給食提供については、スペースがな

いので難しいというお答えもありましたが、隈府小学校隣の共同調理場には会議室があって、ある程度のスペースが取れるのではないかと思います。

八王子市においても、給食センターで給食を食べる子どもの数は、少ない日はゼロ、多い日で10人くらいというふうに別の記事で読みました。本市の大きさであれば、もう少し数も少なくなるのではないかと思います。その共同調理場の会議室は10人ぐらい、余裕を持って座れるスペースがあったと認識しているところです。まず、できるところからでも始めてみてはどうかというふうに思います。

確かに、後で述べますが、今の段階では菊池市では給食費を集めています。それであれば、その子どもの分も給食費の1日分をその都度いただくという形にしたり、いろいろな工夫のしどころはあるのではないかと思いますというふうに考えているところです。

教育部長のほうから、東京都は給食費が既は無償化されているというお話がありました。そのとおりですね。しかし、現在開かれている国会において、石破首相は給食費無償化について、まずは小学校を念頭に、2026年度以降、できる限り早期の制度化を目指す。中学校給食についても、可能な限り速やかに実現したいと述べておられます。本市においても、給食費が無償化される日はそう遠くないのではないかと私は思っています。

現在、本市において、学校が主な居場所になっている不登校の子どもたちが、たしかさっきの答弁では80人余りいたと思います。給食費が無償化された場合、学校に来られない子どもたちも給食を食べられる場所を用意しておくということは、制度を利用する公平さの観点からも意味があると思います。今から備えていってもよいのではないのでしょうか。

また、教育機会確保法やCOCOLOプランで、フリースクールなど民間との連携が必要とされています。フリースクールと連携すれば、フリースクールを利用している子どもたちが給食センターで給食を食べることも可能になります。泗水中学校のフリースクールと給食センターはとても近距離です。しかし、すみません、確認不足で、泗水の給食センターに子どもたちが食べるスペースがあるかどうかは認識できておりません。そこも工夫が必要ではないかと思います。

私は根本的に不登校の子どもたちを減らすには、学習指導要領の思い切った削減が必要だと考えています。けれど、今すぐにでも居場所づくりの対策は必要です。不登校の子どもたちの居場所づくりの1つとして、給食センターを活用することを調査・研究すると言われましたが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

高齢者の生活支援について、今回は特にごみ出しのサポートについて質問いたします。

この件については、令和５年１２月議会において安武議員が質問されております。そのときも関心を持って聞いたのですが、今回、高齢者の方からごみ出しについて相談の電話をいただいたことをきっかけに、私も考えるところがありまして、安武議員にもお話しした上で、質問させていただきます。

高齢者の生活支援について、市の総合計画を見ますと、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括センターの機能を強化し、ニーズに合った適切なサービスを提供しますということと、有償ボランティア活動との連携を強化し、生活支援サービスの利用を促進しますということが述べられています。

そこで、質問します。

高齢者のごみ出しサポートに関するニーズをどのように捉えておられるでしょうか。また、有償ボランティアによるごみ出しの利用状況はどうなっているか、実情をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。猿渡議員の質問にお答えいたします。

まず、１点目の高齢者のごみ出しのサービスのニーズをどのように捉えているかという点でございます。

先ほど議員からもご紹介がございましたが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、ごみ出しに限らず、買物ですとか、通院などの移動を含めた様々な生活支援が必要であり、一人暮らし高齢者や、高齢者のみで生活される世帯の増加に伴い、そのような生活支援の必要性も高まっていると認識をしているところでございます。

また、日常生活に関する支援は大変重要であると考えておりますので、ごみ出しに関する支援につきましても、その中の１つであるというふうに考えているところでございます。

次に、有償ボランティアの利用状況ということでございますが、ごみ出しに関する有償のボランティアサービスとしましては、社会福祉協議会のにこにこサービスと、シルバー人材センターのワンコインサービスがございます。

利用状況としましては、社会福祉協議会のにこにこサービスは、１回３０分、３５０円の利用料で、令和５年度の利用者数が１１０人、利用件数が２５４件、令和６年度は１月末までの利用者数が１１０人、利用件数が３７５件というところでございます。

シルバー人材センターのワンコインサービスにつきましては、１回３０分、５０

0 円の利用料で、令和 5 年度の利用者数が 3 人、利用件数が 4 2 件、令和 6 年度が 1 月末までの利用者数が 1 人、利用件数が 1 件となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14 番 猿渡美智子 議員 今年度の利用状況で言えば、料金 5 0 0 円のシルバー人材センターのサービスについては 1 件、お一人。料金 3 5 0 円の社会福祉協議会のサービスについては 1 1 0 人で 3 7 5 件という答弁でした。数が大きかったにここサービスで見ても、1 人当たりは 3 件くらいに、単純に割り算するととなります。どちらも日常的な支援にはなっていないと言ってよいと思います。

再質問します。

1 点目に、ごみ出しに料金を払うことについて、高齢者の負担感をどのように認識しておられるでしょうか。

2 点目に、高齢者が費用をかけずに利用できるサポートの必要性については、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 まず、1 点目のごみ出しの料金についての負担ということでございますが、現在の社会情勢としましては物価高騰などがあり、限られた収入の中から、ごみ出しのために支出を続けていくことを負担に感じられている高齢者の方もいらっしゃるのではないかとこのように考えられるところでございます。

次に、無償でできるサービスに関してでございますけれども、現在、生活援助関連サービスの中で紹介をしております無償のサービスとしましては、老人クラブ連合会で実施しておりますシルバー友愛見守り訪問事業や、社会福祉協議会のボランティアセンターによる活動もございます。

シルバー友愛見守り訪問事業につきましては、老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブの活動になります。お住まいの行政区に活動されている老人クラブがあることが利用の条件ということでございます。

ボランティアセンターによるサービスにつきましては、無償で支援をしていただける登録ボランティアの方と、希望する支援内容や時間が折り合うことが条件となります。

現在の状況としましては、希望される全ての方が利用できるサービスではないため、ニーズに合った支援を充実させていく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 無償のボランティアの方々もおられるけれども、なかなか広いところでの利用にはつながっていない。だから、何らかのサービスが必要であろうという答弁であったと理解します。

昨年、年末の寒い時期に80代と言われる男性の方から、ごみ出しについて相談の電話をいただきました。80歳を過ぎて、前のように身体が動かなくなった。朝8時までにごみを出すのがルールだが、寒いときに外に出るのはヒートショックの心配もある。前の日にごみを出してもいいように何とかならないだろうか。環境課とも話したが、聞き入れてもらえなかったというような内容でした。電話をいただいて、私も環境課に出向きましたので、環境課が時間をかけて、とても丁寧に対応していただいたことは十分に承知をしております。

電話の主がヒートショックについて言われました。私はヒートショックイコール入浴といった捉え方をしておりましたので、調べてみました。順天堂大学心臓血管外科の天野教授が次のように言っておられました。基本的には、寒さは心臓にとって大敵です。気温が低い環境では、人間は血管を縮めて血流を減らし、熱を外に逃がさないようにします。血管が縮んで血液が流れにくくなると、心臓は血液を送り出すため、大きな力が必要となります。つまり、血圧が上昇し、心臓にかかる負荷も大きくなります。とりわけ暖かい室内から屋外に移動したときは、血圧の急激な上下動が起こり、心臓血管障害を引き起こす危険があります。これがいわゆるヒートショックです。心臓にトラブルを抱えている人、高血圧の人、加齢で心臓機能が低下している高齢者は特に注意が必要です。このように言っておられました。80代の電話の主の心配は取り越し苦労ではありませんでした。寒い朝ではなく、前日のうちにごみを出しておきたいのだというお気持ちも分かります。

そこで、再質問をします。

ごみステーションが整備されている地域で、前日にごみを出すことについては、どのような不都合があると考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、こんにちは。ごみステーションにおけるごみ出しの対応状況につきましてお答えいたします。

ごみ出しにつきましては、ごみの散乱を防ぎ、周辺環境の悪化を防止することや、円滑かつ確実な収集運搬を行うため、収集日の決められた時間までに出していただくよう周知を図っているところでございます。

なお、ごみステーションに関しましては、条例に基づき、ごみを出される市民や各行政区等により管理されている点も踏まえ、先ほど申しあげました本市からの周知事項と併せまして、各管理者で決められたルールを遵守していただくこととなります。

このことから、議員ご質問のごみ出しの時間帯に関する対応につきましては、各ごみステーションにおける維持管理上の支障の有無等を踏まえ、ごみステーションの管理者において個別に対応されるものと考えており、市としましては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りながら、適正なごみ出しにつながるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今の答弁でありますと、各行政区で決めることだという内容であったと思います。

実際にケアマネージャーさんが区長と話をして、ごみ出し時の前日にヘルパーさんが訪問したときに、ごみを出すことを了解してもらったというケースがあるということを高齢支援課からお聞きいたしました。しかし、ごみ出しにサポートが必要だと感じるようになった高齢者が、自ら区長に交渉したり、区の総会に出向いてお願いしたりすることは、とてもハードルが高いのではないのでしょうか。

交通弱者対策が市の課題であるのと同様に、ごみ出し弱者対策も市の課題であります。高齢者福祉の観点から、高齢者が利用しやすいサポートシステムをつくっていただきたいと考えます。

令和5年12月議会で安武議員は、ごみ出しに困難を抱えておられる近所の高齢者の実態から、市がごみ出しサポートのステッカーを作って、必要な人に提供し、ステッカーを貼ったごみについては、ルールを緩和できるようにしてはどうかという提案をされました。

実際に、東京都の立川市、三鷹市、多摩市などでは、市がごみ出しサポートシールを作り、高齢者のみの世帯や、要介護認定を受けた方だけの世帯などでは、このシールを貼った容器で出せば、いつでもごみ出しができるように支援をしております。

環境省がつくった高齢者ごみ出し支援制度導入の手引きには、高齢者のごみ出し支援制度の恩恵は、高齢者本人だけでなく、高齢者の支援者である家族、近隣住民、ホームヘルパーにも広がると述べています。そのとおりだと思います。

そこで、菊池市においても、ごみステーションが整備された地域においては、前

日ごみ出しオーケーのサポートシールを作り、必要性が認められる方々に提供する考えはないか、お尋ねをいたします。

せめて前日オーケーになれば、さきに紹介した電話の主のような方も、冷え込む朝ではなく、日中にゆっくりごみ出しができます。ケアマネージャーさんはごみ出しの前日にホームヘルパーが入れるようにケアプランを立てることができます。離れて暮らす家族や親戚が支援者であれば、朝からばたばたせず、落ち着いた支援ができます。

ちなみに、ごみ出し前日オーケーのサポートシールは、環境省が出している、先ほども触れましたが、ごみ出し支援制度導入の手引きにおいても、支援例の1つとして紹介されております。

もちろん導入に当たっては、行政区や地域住民の理解が必要だと私も思います。高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための支援ですと行政のほうから啓発と仕組みづくりをお願いしたいのです。高齢者の生活支援のために、ごみ出し前日オーケーのサポートシールの導入について、市の見解をお尋ねします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 ごみ出しのルールについてということでございますが、先ほど市民環境部長の答弁にもございましたとおり、ごみ出しのルール等は、区やステーションごとの管理者で決められているルールでございます。市から緩和を求めるといいますよりは、高齢者福祉の観点から、ちょっとしたお手伝いや声かけ、見守りができるような地域づくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

高齢者の方が安心安全に地域で暮らし続けるためには、ごみ出しの支援に限らず、買物支援や移動支援など、高齢者の抱える課題の軽減や、解決に向けた取組が必要であるというふうに考えております。

そのようなことを踏まえまして、お互いが支え合えるような仕組みづくりと、地域の理解を深めるための支援を高齢者福祉の観点から進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 市が何か仕組みを、ルールを変えるということよりも、地域での助け合い、地域づくりでという答弁でございました。

環境省のごみ出し支援制度導入の手引きには、なぜ支援制度が必要かということ

に関わって、今、中尾部長が言われたような地域での助け合いが困難になってきているという状況が述べられています。それは支える側のほうも一緒に高齢化しているからであります。それが1つ。

それから、それぞれの区でも抱えられていると思いますが、行政区にも入らないというような方々も増えている現状があり、地域の力は弱くなっているという現状をきちんと認識していただかないと、誤った方向に考えが行ってしまうのではないのでしょうか。

ごみは極めてプライベートなものです。なかなか隣の人に出しといてねっていうのも難しいという気持ちもぜひ理解していただきたいと思います。

電話相談をいただいた方は80代であります。でも、きちんと自分でごみを出しておられます。そして、これからも自分でごみを出すという前提で支援を求めています。

近所の方は、ごみ出しでお会いすると、ごみステーションからちょっと離れた方ですので、一輪車に乗せてごみを持ってこられます。私の知り合いは、ごみを出すために一輪車を押すのは不安定だからといって、手押しの二輪車を特注でこしらえて、それにごみを入れて、ごみステーションまで運んでおられます。高齢者の方々も自分でできる限りごみを出したい、そういうお気持ちをしっかりとお持ちです。それを前提で求められている支援がそれほど困難でしょうか。

この男性の例も、安武議員が前回話された女性の例も、冰山の一角と考えるべきで、ニーズはたくさんあると思います。男性は電話の最後に、誰か死なんと変わらんとだろうと言われました。高齢者の不安やニーズにもっと寄り添うべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩　午後1時52分

再開　午後1時59分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員　皆さん、こんにちは。田中教之でございます。本日は、3つ質問のほうをさせていただきます。

まず、消費者行政について質問させていただきます。

これまで、多くの消費者トラブルといわれることに対して、行政がそれに対して保護をしていくという、支えていくという政策が行われてきました。まさに、市民の生活のそのものを支える重要な政策だと考えております。その政策が充実することが、いわゆる安心安全のまちづくりの実現の鍵というふうに考えております。

全国のこの消費者トラブルの被害額は、2023年度は8兆8,000億円、かなりの経済損失だと考えております。また、このトラブルの件数は、2023年度は2,000万件を超えているというところでございます。そういう状況ですので、本市においても、安心・安全のまちづくりを目指しておりますので、しっかりとした消費者保護行政を進める必要があると考えます。

近年、特に消費者トラブルにおいて大きいのは、やっぱりインターネットを使った通販あるいはスマートフォンを利用したサービスのトラブルが、新たな消費者トラブルとして増加しているようにお聞きしております。

具体的には、高齢者や若年層を狙った詐欺的商法で、高齢者をターゲットとした訪問販売や、SNSを通じて若者を巻き込む詐欺的行為が増えていると。これによって、家計への大きな負担や、心理的ストレスが発生しているという状況でございます。

2点目に、デジタル化による契約トラブルということで、定期契約、サブスクリプションというんですか、サブスクということですが、この定期契約の自動更新の問題や、説明不足のままに電子契約が行えることによって、特に高齢者にとってデジタル技術への対応が難しく、被害が拡大する傾向にあるというふうに聞いております。

3つ目、行政窓口の対応力が限界にきていると。消費者相談窓口には多種多様な相談が寄せられますが、人手不足だったり、専門的対応が十分ではない場合があることが課題になっており、迅速な対応が難しいケースがあるというふうに聞いております。

それでは、1回目の質問です。

現在の消費者被害の特徴や課題をお示してください。

2番目に、消費生活センターの概要と事業内容を説明いただき、その対応状況をお示してください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在の消費者被害の特徴や課題はということでございます。

議員のほうからもご紹介がございましたけれども、近年の消費者被害の特徴とし

ましては、スマートフォンの普及によるトラブルが増加傾向にあるというところでございます。

例を挙げますと、通信販売でお試し1回の認識で購入した商品が、説明が分かりにくかったため、実際は定期購入であったというようなケースもございます。

また、副業詐欺ではないかと思われたので、相手先に連絡を取りたいが、SNSや交渉先を特定できない秘匿性の高いメッセージアプリが使われていたため、相手先との連絡が取れなくなり、返金を求めることができないといったケースもございました。

このように、手口が巧妙化・複雑化していることで、個人での対応や交渉が難しく、被害回復が困難であることが課題でございます。

次に、消費生活センターの概要、それから事業内容、対応状況ということでございますが、本市におきましては、消費生活センターを福祉課内に設置し、国家資格でございます消費生活相談専門員資格を有する相談員を2名配置し、対応に当たっているところでございます。

相談件数につきましては、令和5年度においては年間279件でございましたが、本年度は増加傾向にあり、年間で300件を超える見込みでございます。

本市における相談の特徴としましては、70代以上の高齢者の方の相談が多く、その要因としましては、スマートフォンやインターネット通販に慣れていないことが考えられます。

また、多重債務や数百万円を超える高額被害の相談も多く、問題解決のための助言だけではなく、消費生活センターが相談者と事業者の間に入り、問題解決を図る対応も行っているところでございます。

一方で、警察に通報を要する案件や、早急に弁護士に相談が必要なケースもあり、相談員は外部機関とも綿密な連携を取って対応に当たっているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 まず、現状としては、やはりネットを使った、あるいはSNSを使った部分のトラブルが多いというところでした。

そして、福祉課の中に消費生活センターが設置されているということで、相談員の方が2名ということでした。

恐らくですけど、令和の初めの頃はそこまで、200件を超すような相談件数はなかったように思っております。

定期的にアプリのほうで、防災・行政ナビのほうで、定期的に消費生活センター

のほうから訪問販売のトラブルが増えていますとか、いろいろ、昨日も市役所をかたたつたトラブルに気をつけてくださいというよう発信もあったというように、恐らく毎日毎日、どこかでこういった被害にはつながっていないですけど、誘われているようなたくさんの偽メールだったり、怪しいメールというのは、菊池市民の方、何通も受けているんじゃないかなというふうに予想されます。

特に最近、ネットによくあるのが還付金、特に新型コロナウイルスのときの助成金だったり、補助金だったり、いろんなところでかたつて、還付金がありますとか、こういう補助金がありますというところで、口座情報や自宅あるいはマイナンバーカードの番号とか、そういう情報を聞き取るような広報がたくさんありましたよね。皆さんのほうにも届いてきたと思いますけど、あとSNSだとメッセージに、あなたの掲載している写真は権利侵害がありますので、今すぐお金払ってくださいとかというような、どうも日本語じゃないような形の変な翻訳ソフトを使った日本語で連絡するというようなこともあると思います。

相談員の皆さん、お2人で300件となると、その対応するのに限界かなというふうに、ちょっと聞いて思いました。場合によっては、事業者との間に入って、和解じゃないですけど、被害回復に努めてされているということで、一件一件多分結構重たい内容を抱えていらっしゃるんだろうと思います。

国民生活センター、消費者庁の外郭団体ですけど、そこが認める形で、この国家資格である相談員の方が一生懸命対応されていると思います。これまで多重債務者の方の生活再建だったり、あとクーリングオフというのを1つ取り入れ、この消費生活センターから国民生活センターに集められて、法改正の動きになったり、あと、ここはいろんな商品のチェックもしているところでして、例えば一時期、銀イオンが消臭に役立つとあって、いろんな形で銀イオンを使った、例えば服だったり、消臭スプレーだったり、いろんなものや商品が開発されたんですけど、実はこの銀イオンにはそういう効果はなかったというふうに、やはりその事業者に対して適切な科学的根拠に基づいたことをやってくださいというふうに、非常に私たちの生活に密接する、こういった指摘をしていただける機関でございます。

私は、所属している子どもの事故予防地方議員連盟でも、この国民生活センターの役員の方と一緒に、豆会社の卸業者の団体に申入れをして、節分の豆まきのときに、5歳未満の方にはなるべく、誤飲で亡くなる場合がありますので、そういうふうに注意してくださいという注意書きを申入れしたところ、業界として取り上げて、節分の豆にはそういった表記がされるようになりました。

また、皆さんお忘れかもしれませんが、100円ライターが簡単に着火できないようになったのは、多分覚えていらっしゃる方はいらっしゃると思いますが、

2段階にしないと、その100円ライターが使えなくなったというところですが、これによって大分、昔、ぼよとか火事になると、必ず原因が子どもの火遊びというのが結構報じられたんですが、最近、なかなか子どもの火遊びでというところが減ったのは、恐らくこういった消費者センター、相談員の方が聞き取って、こういったメーカーに対して、こういった形で商品開発できないかというところを提案してきた成果でございます。ですので、大切なこの市民の本当に暮らしと安全を守っていただいている相談員の皆さんがいらっしゃって、いろんな提案ができ、法律が変わり、企業の商品が変わっていくというところで、非常にこれは重要なことだと思っております。

その国民生活センターは消費者庁の外郭団体なんですけど、そこが今後に向けて、どうしたらいいかというところで提案がありまして、地域密着型の啓発活動の強化というところで、消費者教育を行ってはどうかと。

あと、デジタル化の対応、先ほど申した電子契約や定期契約というところの情報提供をメーカー側がしっかりやっていくと。契約の前にネット上であろうとしっかりやらせていく、そこをやっていくと。

あと、先ほど申したとおりに、やはり菊池市では2名の相談員ということで、なかなか対応が、今、取れなくなっているんじゃないかと予想されますので、相談窓口の強化というところもあります。

最後に、消費者庁が指摘するところの最後に、関係機関との連携強化ということで、警察や弁護士会はもちろんですけど、最近はコンビニのATMだったり、銀行のATMで詐欺だったり、詐欺に準ずる行為が未然に防げられているという状況もございますので、そういうところの提案をしなきゃいけないかと思いますが、私としては、やはり消費者教育、消費者自身が自立して対応できるような教育制度は必要かなと思っております。

消費者教育の推進に関する法律という根拠法律もあります。これには国や地方公共団体は消費者教育の総合的、一体的な推進というところで、責務というところで認定されているところです。

この消費者教育は、また別の機会にやりたいなと思うんですが、やはりこういった一つ一つ啓発活動を行うことで、この消費生活センター、この消費者行政って結構地味な役割に思われますが、非常にこれは大事な役割だと考えます。

そこで、2回目の質問なんですが、消費生活センターの体制の強化を求められていますが、こういった先ほど部長が挙げられた課題解決に向けて、今後どういったふうに取り組んでいかれるのか、お示しください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、再質問にお答えいたします。

機能の強化というところでございますが、本市としましては、消費生活センターの相談員に有資格者を引き続き配置することとし、また、複雑化・巧妙化が進み日々変化する消費者問題に対応するため、研修への積極的な参加を図り、相談員の知識及び対応力向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、議員のほうからもご紹介がございましたけれども、消費者被害は被害回復が非常に困難であるというところで、被害の未然防止が大変重要であるというふうにも考えております。

そういった観点から、被害防止の見守り体制の構築のため、警察や市内事業所等関係機関との連携強化を行い、広報や防災・行政ナビ、安心・安全メールでの周知を継続するとともに、市内各学校及び地域サロンや公民館活動での消費者教育出前講座等の啓発活動を積極的に展開してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 先ほど部長おっしゃったように、やはり未然に解決すると。消費者自身がもっともっと学んでいくという姿勢が一番、この被害、全国で8兆円以上ですよ。やっぱりこういう損失は、経済損失だけでなく、これはもう社会的損失だと思います。こういったのをやっぱり減らしていく。菊池市にいます、そういった啓発が受けられて、そういったことを未然に防ぐというところがあれば、やはり安心感のあるまちになるとも思っております。

事業者さんが持っている情報、消費者の情報が格差があることによって、やはりトラブルが発生するというケースがございます。お金の知識、金融商品の知識だったり、例えば法律の知識であったり、そういったところでこのギャップを見るというのは非常に大事なことだと思います。特に消費者教育を推進するということは、そういったギャップを埋めることにつながりますし、そういった視点で見ると、金融関係の商品とかで、後から見れば、絶対にもうかるってないというのは分かっても、やはりネットで見ってしまうと、どうしてもちょっと口座を開いてしまったりとかというふうになってしまうので、そういったギャップを埋めるというのは非常に大事なことだと思います。これは法教育だったり、主権者教育とか、そういったものにつながっていくと思うんですね。

ちょっと話は本筋ではないと思いますが、SNSで選挙がいろいろ判断が分かると。結果が予想外の結果になるという昨今においては、政治的な情報の格差もあ

れば、結果として、自分が意図しない投票行動を取るという結果が結構あっております。一番学術的に有名な例というのは、この情報のギャップがあったために、自分と違う投票行動を取ってしまった。

イギリスでEUを離脱するかどうかの国民投票がありましたけど、多くの若者は、そこら辺で政治的な知識、経験のギャップがあったために、SNSの一方的な情報を確認せずに信じてしまった。結果、イギリスはEUから独立しましたが、イギリスの若者は自分の雇用が自分の国内というところが、今まではドイツだろうと、イタリアだろうと、一定程度EU内ということで就職の差別はなかったんですけど、今度はEU外ということで、フランスとか、ドイツとか、行きたい企業があったとしても、1つの外部の国というところで、こんなはずじゃなかったというところで、いろんな学術の研究が行われております。

この消費者教育から入っていくと、こういった情報のギャップを埋めていくという、そういった選挙行動だったり、消費者行動というのは、一つ一つなくなっていくしますので、これは1つの大事な視点だと思います。

引き続き、先ほど申したように、この被害、トラブルの件数がこんだけあるということは、社会的には絶対にもったいないということですので、消費者行政をしっかり進めていっていただきたいと思います。

次に、公共交通政策について質問していきます。

菊池市自体のやっぱり最大の弱点といいますか、私はやっぱりもったいないなところは、公共交通がなかなかうまく、ハード面のもともとの問題もあるかと思いますが、やはり便利じゃないというのは否めません。

一つに、これは菊池市だけじゃないんですけど、やはりもう自家用車を中心とした生活が当たり前となってしまうと、公共交通そのものに選択肢がない市民の方が多んじゃないかと思います。一度都会といいますか、地下鉄があったり、JRが充実してたりというところへ行ったことがある方は、公共交通を利用するというのが1つの選択肢にあると思いますが、私も菊池市に帰ってきて、やっぱり車がないと生活できないという考えは本当に理解できます。特に免許がないお子さんや高齢者の方というのは家族の車、お父さん、お母さんの車、おじいちゃん、おばあちゃんの車に乗せて、目的地まで行くというところで、自分の車がない方にとっても、もう家族の車が1つの移動の手段で、公共交通を利用するという選択肢はないんじゃないかなと。ここがなかなかハード面を整備したところで、なかなか公共交通がうまくいかないところの根本的なところがあるんだろうなと思っております。

菊池市は、やっぱり中山間地の移動手段の確保や、免許を返納された高齢者への対応に加えて、やはりTSMC、JASMの菊陽町進出で、渋滞を含めて、人と物、

車やトラックの流れが大分変わってきていると思います。そういった地域で新たな交通体系が必要だと考えております。

1 回目の質問ですが、一昨年ですか、市民アンケートを取られたと思いますが、その結果を踏まえて、現在の本市の公共交通政策の課題をお示してください。また、その課題を解決するために、今後の方針や計画等があればお示してください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共交通に係る市民アンケートの結果ということでございます。

期間として、令和4年の11月に旭志地域、令和5年8月に七城・泗水地域、令和5年9月に菊池地域においてアンケートを実施しております。

主なアンケート内容としましては、外出目的や移動手段及び移動範囲等について、路線バス・きくちべんりカー・きくちあいのりタクシーの認知度や満足度等についてでございます。

アンケートの配布は、全戸配布を行い、回答方法は、郵送またはWEBでの回答とし、回答数は、全戸配布1万6,354件に対して、回答数は3,682件であり、回答率は全体で22.5%でございました。

主なアンケート結果につきましては、各公共交通における年1回以上の利用頻度について、路線バスが約26%、きくちべんりカーが約8%、きくちあいのりタクシーが約4%でございます。

きくちべんりカーときくちあいのりタクシーの認知度については、約85%と高いものの、先ほどの利用頻度が低い傾向にあり、満足度については、きくちべんりカーで約36%、きくちあいのりタクシーが約38%でございました。

きくちあいのりタクシーの運行エリアにつきましては、41%の方が「今のままでいい」と回答しており、現在きくちあいのりタクシーを利用しない理由としては、「車がある」と回答した方が約66%、今後きくちあいのりタクシーを利用開始するタイミングとしましては、「免許返納後」と回答した方が約53%でございました。

課題につきましては、きくちべんりカー・きくちあいのりタクシーにおいては、両者とも利用者が減少しております。

きくちべんりカーについては、一部のバス停に利用者の偏りが大きく、効率的な運行が行えておらず、また、きくちあいのりタクシーについては、一般タクシーのような自由度が低く、利用者の固定化が進んでいるといった状況でございます。

今後は、市民のニーズを踏まえた効率的かつ効果的な運行体系へと見直しを図り、利用者の利便性向上及び新規利用者の獲得につなげる必要があると考えております。

課題解決のための今後の方向性や計画ということでございますが、公共交通において、本市では路線バスやコミュニティ交通の利便性向上に取り組んでまいりましたが、公共交通利用者の減少や運転手の高齢化に伴う人材不足、また大規模な企業進出により本市の公共交通を取り巻く環境は大きく変化していることから、持続可能な地域公共交通の在り方を検討するため、今年度新たに菊池地域公共交通計画を策定中でございます。

本計画の中では、現状と課題を整理し、「公助と共助により持続的な移動環境をつくり、人と地域がうるおい・輝くまち、きくち」を基本理念に掲げ、今後5年間を見据えて実施施策を計画しております。

その中では、地域内交通・地域間幹線・市街地交通について整理し、10の施策について、ロードマップを作成しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ありがとうございます。

アンケート結果だと、先ほど冒頭に申したとおり、やはり菊池市民の方は車があるから、公共交通はあんまり使わないというところが多いというのは現状でした。

利用率も、べんりカーが8%、あいのりタクシーが4%ということで、私自身、路線バスを含めてべんりカー、あいのりタクシーを利用させていただいたことがあります。

べんりカーに関しては、乗る人が多いバス停と、乗らないバス停がかなり差があって、ここのバス停は誰も使わないんじゃないかなというところも思ったりしました。

あいのりタクシーは、右足をちょっとひねったときに、車がいわゆるアクセル、ブレーキができないもので、利用させてもらったり、うちの妻は妊娠期間中はあいのりタクシーを使ったというところで、水源のほうから出ていますので、そういったところで限府まで出てきたというところで、これ自体はサービスもいいですし、料金も安いので、非常に使い勝手がいいんですけど、これを使ったことがある水源の人たちの話を聞くと、やはり4便というのは、確かにこのあいのりタクシー制度としては非常に頑張っているというふうに担当がおっしゃるんですが、やはり乗りたいときに乗れると。先ほど申したとおり、菊池市の人はやっぱり自家用車を中心として考えるので、自家用車が使えない場合に、乗りたいときに乗れるという、

ここがやっぱり今の予約体系と合っていないんじゃないかなと思いました。

路線バスに関してですけど、菊池市から山鹿市、大津町、産交バスを利用させていただきましたけど、子どもが小さいもので、バスに乗りたいというところで、肥後大津駅まで行こうというところで、2人でバスに乗っていましたが、ゴールデンウィークでしたので、少ないんだろうなと思っていましたが、結局、肥後大津駅の手前3駅のバス停に、1人大津町の方が乗っただけで、3名しか乗ってなかったので、なかなか厳しい状況だなと思っております。

先ほど部長が公共交通計画を、今、パブリックコメント中ですよ。意見募集中ですので、ちょっと見させていただきましたが、以前、私がこの公共交通に関する一般質問をしたときにいろいろ提案させてもらったんですが、結構盛り込んでいただいているのかなと思っております。特にバス路線の見直しというのは、私が議員になりたての頃では3,000万円と思ったんですが、今、5,000万円ぐらいになっていますよね、路線バスのバス会社に対する補助金というのは。やっぱりどうせお金かかるならというわけじゃないんですけど、もっともっとやっぱり有効活用しなきゃいけないなと思っております。

あと、先ほどあいのりタクシーのほうでも申しましたが、やはりデマンド型といますか、乗りたいときに乗れるような仕組み、そういったところも、今後、実証実験を踏まえてやっていくというところで拝見させていただきました。

あと、これは蒲島前知事に直接申したことがあるんですが、やっぱり空港までのアクセス、今回この交通計画に取り入れてもらっていますが、ここが変わるだけでも、菊池市に来られるビジネスマンあるいは旅行者の方、かなり変わると思います。ここの施策、実際、広域交通拠点（阿蘇くまもと空港）との連絡性の向上というところがうたってありますので、ここはぜひ執行部の皆さん、取り組んでいただきたいなと思っております。

他市の状況も少しだけ説明させていただくと、水俣市はスクールバスも一部市民が乗れたりするところもありますし、デイサービスの送迎も、玉名市は社会福祉協議会が中心となって、そういった巡回型の送迎をマイクロバスを乗り合いで行ったりされております。

以前、私が一般質問でも紹介したチョイソコという、アイシンという会社がしているアイシングループ、前回申したときは50自治体ぐらいあったんですけど、今、90自治体ぐらいになっておりまして、熊本市も3つ運行しております。これはスポンサーがつきまして、病院だったり、薬局だったりがついて、そういった形で民間主導の乗り合いシステムというチョイソコというところがありますが、天明地域と植木地域、そして、チョイソコキッズといって、子どもたちの塾とか習い事、自

宅までを送迎する。それに限ったチョイソコキッズというふうに、3つ熊本市は運行されています。こちらは、どっちかというところ、住宅街の中でも、バス停とかないうちの住宅街だったり、天明地域というところ、熊本市からというところ、ちょっと農業地帯だったりするので、中山間地の部分になるんですが、そういったところもチョイソコさんを利用されています。

あと、西米良村も、村営バスやまびこというところをこのチョイソコのシステムを利用して、こちらはバスなんですけど、定期便と予約便と分けて運行されているというところで、選択肢を増やされているというところでございます。

あと、部長が申された公共交通の課題で一番、私、菊池市でも大きいなと思うのは、やっぱりドライバーさんの高齢化と、また次につながるドライバーさんがいらっしやらないというところでございます。私たち議員がいろんな提案をしても、結局のところ、そのドライバーさんがなかなかいなくてというところは、事業者さんがおっしゃるところなので、このあたりは何か、そうですね、何かシェアとか、ライドシェアの概念も研究されてもいいと思うんですが、やはり何か人を育てるような、県と一緒にやっていったところをやっていかないと、そもそも公共交通自体が成り立たなくなってくるのかなと考えております。

そこで、これはちょっと提案なんですけど、そういった課題、いろいろなもの、課題を含めて、もっと広域に取り組んでいったほうが、やっぱりリソースを分け合ったほうがいいのかと思っております。

今の国土交通省関係の法令が非常に古くて、今みたいに多くの人や物が移動するというのを想定してない状況で、運輸局のバスの運行だったり、タクシーだったりというのをやっていますので、もっと広域でいろんな公共交通が捉えられたらいいなと考えております。

滋賀県の湖東地域の事例なんですけど、彦根市が1市があって、周囲の4町で地域交通活性化協議会を一本化されています。ここでバスや乗合タクシーをどういうふうに運行するかというのを話し合っていると。事業者さんとか関係団体を含めてですね。

こういったこともありますので、例えば2市2町、菊池地域で、菊池市が中心となって、この公共交通会議を設置する考えはございませんでしょうか。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

広域的な公共交通会議を設置してはということでございます。

実際に令和6年度においては、菊池郡市の担当者会議というのを本市主導で開催

しておりまして、公共交通についての課題整理や方向性などについて、必要に応じて協議をしているところでございます。

現時点で菊池地域２市２町での公共交通会議という新たな会議体というのを設置する予定はございませんけれども、今後、広域的な案件に関しましては、引き続き各市町にある既存の公共交通会議において協議をして、必要に応じて、オブザーバーとして出席するなど、広域的な調整をまた引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○７番 田中教之 議員 そういったしっかりとしたという枠組みでなくても、そうやって実際にやられているということで安心しました。

例えばコミュニティバス、各地域、菊池市だとべんりカーですが、それぞれ、旭志と大津町が接している地域、泗水と菊陽町、合志市が接する地域、いろいろあるかと思いますが、その辺りのバス停が共有化できると、例えば菊池から菊陽町に行けるという新たな道筋もできますし、さっき言った大津町を通過して空港まで行く路線というのが、１つのこの旧菊池、旭志、大津町、空港という、こういう公共交通が運営できれば、先ほど申したように、菊池から出張で行かれる方、旭志から出張で行かれる方、逆に来られる方、かなり利便性は上がると思います。ぜひここはもう本当、公共交通計画に記載されていることをしっかり実践していったら、菊池市の私が思う弱点が少しでも解消されれば、市民の皆さんも、今、住んでいる皆さんが非常に住みやすいと思っていただけると思いますので、よろしくお願いします。

続いて、３点目、第３番目なんですが、文化施設について質問させていただきます。

昨年、議会の全員協議会で文化会館の大ホールが機器の故障で使えないというふうな報告を受けました。それを受けて、市民の方が、今後どうなるのかというところと不安で、非常に多くの声をお聞きしました。

また、別の視点ですが、歴史資料館、博物館、そういった菊池市の歴史・文化を展示したり、保存したり、研究するという施設も、根強くつくってほしいというところは承っているところでございます。

最近、大学で県外に行ってきて、菊池市に帰ってきて就職された２０代の方が、菊池市は何で資料館がないんですかというふうにして、ほかのところだと、そうやって地元の偉人の検証があったり、昔の暮らしだったり、それぞれの地域の伝統や文化が資料館として保存されると。みんな遠足でそこに行って、見て帰ってきてい

るところで、菊池市は何でないんですかというところで、若い人も資料館は気になる存在だというところで承っているところでございます。

そこで、質問なんですが、文化会館大ホールが使えない状況で、今後、泗水ホールを代わりに使うということですが、こういったホールのところ、今後どのように確保していくのか、進捗状況や計画等をお示してください。

2点目として、歴史資料館の新設について、私も何回か訴えてまいりましたが、その必要性、教育委員会はどのように認識されているのか、お示してください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、議員の質問にお答えします。

今後の進捗状況や計画等についてでございますが、文化会館大ホールにつきましては、照明事故により昨年12月16日から閉鎖をし、利用者の皆様には大変ご不便をかけているところでございます。

また、現在の文化会館の利用状況を申し上げますと、大ホールを閉鎖しておりますので、小ホール、練習室は利用できますが、市の催事、民間主催の催事は泗水ホールをご利用いただいている状況でございます。

今後の文化会館及び泗水ホールに対する市の方針といたしましては、公共施設等総合管理計画の個別施設計画において、2施設の統合として掲げております。

この統合に関する市の方針につきましては、市民や学識経験者から成る市民会館あり方検討委員会においてご承認をいただいているところでございます。

また、統合を進めるに当たりまして、市民会館あり方検討委員会から、市民のご意見を幅広く酌み取り、市民に情報提供をしつつ、市民文化の担い手を育成し、菊池市らしさを発信できる文化芸術の拠点となるよう要望をいただいております。

今後は、市民会館あり方検討委員会の要望でありますソフト面における市の文化振興の理念、基本コンセプト、併せてハード面のご意見など、幅広く市民の皆様のご意見やご要望等を聴取するために、市民ワークショップを開催し、出されましたご意見を改めまして市民会館あり方検討委員会、それと市民会館運営審議会に諮問しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、歴史資料館の必要性についての認識についてでございますが、最初に、本市の歴史資料等の展示、公開の状況について申し上げますと、まちかど資料館のほか、泗水公民館、中央図書館に一部展示スペースを設け、公開をしているところでございます。

また、古文書等はデジタル保存し、アーカイブとして常時公開を行っております。しかし、議員がおっしゃるとおり、本市の文化財をより多くの市民に知ってもら

うためには、現在の展示スペースでは不足していくと想定しているところでございます。

そこで、まずは、市内各地の保管庫に収蔵している寄贈された民俗資料や、発掘調査出土遺物などを、既存施設を利活用して1つに集約を図る収蔵施設の改修計画を進めまして、この中に、一部展示スペースを設置できないか検討してまいるところでございます。

また、国史跡菊池氏遺跡につきましては、現在進めています保存活用計画の中で、どのような周知啓発をするのがより効果的か、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 まず、文化会館大ホールなんですけど、そもそもがやっぱり部品が壊れて、交換ができないのでというところの説明が以前あったと思いますが、要は部品を交換できない状況で、全部を改修をしないといけないと高額な費用がかかるから、もう使用できないというふうな説明が全員協議会であったと思うんですけど、そこはなかなか予想できなかったものですかね。年数がたった上でですね。そこはちょっと話を聞いてて、そこがもうちょっと事前に対応できたらなというふうに思いました。

あと、統合ということはもちろん知っていますが、結構その後、ワークショップを開いたりというところで、結構時間がかかりそうな感想ですね。

歴史資料館、1か所に改修するということで、そういった拠点を据えるということは考えていらっしゃるという、必要性は感じていらっしゃるということで、承りました。

やはり市民ホールですから、できれば私はやっぱり1,000人ぐらい入れるような、前の大ホールでも八百何人で、近隣が大体600人とか400人台のホールしかないので、やはり1,000人以上入るホールがあると、いろんなところが利用しやすくなりますし、今後の活用というのは、文化拠点としてはやっぱりいいなと思っております。

泗水ホールを改修する見積り及び新設する見積り等々、いろいろこれから出てくるとは思いますけど、ここは何かできればいいものをつくっていただいたほうがいいのかなと私は考えております。

こういった資料館とか、文化会館、大ホール、いわゆる市民のホールは、やはりまちづくりのある意味、拠点だと思いますので、今、私の提案ですけど、商業施設

を誘致するというゾーニングの中で、そこに1階が商業施設とか、2階、3階に大ホール及び資料館とか、そういった形で、民間の施設と一緒に設けるのはどうかと私は思っております。

今、どこでも商業施設と公共施設というのを一緒に開発するところが、やはり費用の面を考えると、多いですし、これはつくった後は、やっぱり買物に来た人が資料館に行くと。ホールに行って、そういったコンサートなり、聞いた人が商業施設で買物に行くという、相乗効果がやはり一番図られるのかなと思っています。やっぱり集客力があるのは、そういった民間の商業施設ですので、そういったところを利用すれば、ぽつんと1つ資料館をつくるよりは、つくった後が非常に有効活用できると思います。

教育長、こういった形で商業施設を、菊池市は商業地域ということでゾーニングしていますが、仮にこういったことが想定されるのであれば、資料館、市民ホール、これ一緒につくるということをやったほうが私はいいかと思います、教育長の見解をお示してください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの田中議員から、市民ホールや歴史資料館の考えについてというご質問につきましてお答えしたいと思います。

市民会館や歴史資料館等につきましては、市としての文化振興の施策を進める上で、とても重要な施設であるというふうに考えております。

今後、十分検討して、よりよいものができるように検討していきたいというふうに思います。

先ほど部長からありましたように、その上で、市民の皆様のご意見等も十分聞きながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、議員からのご提案につきましては、今後の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 文化会館の大ホールは、泗水ホールがありますので、どういふふうになるか、市民の意見をしっかり聞いていただいて、新設という、もしもあれば、この商業施設と一緒にやっていったほうがいいかなと思います。

いずれにしても、歴史資料館、これはやはり今後も訴えていきますけど、今、答弁の中では、一応そういった改修して拠点をつくりたいと、意思はあるというのは

確認されましたので、できればいいものをつくっていききたいというところで、民間施設と一体化になればもっといいかなと思っておりますので、ぜひご検討をお願いします。

これで、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、田中教之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日２月２８日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会　午後２時４９分

第 5 号

2 月 2 8 日

令和7年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和7年2月28日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会行政視察報告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会行政視察報告

出席議員（19名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	上 野 重 智
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	財 津 裕 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係	志 水 利 貞
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 おはようございます。議席番号8番、福島英徳です。本日は、複式学級が見込まれる学校の現状と課題について、それと既存の市の施設活用について、質問をしたいと思います。

昨年の4月19日の月例会におきまして、学校教育課より、学校規模適正化の検討と方向性について、令和5年5月1日時点の児童生徒数による将来推計では、幾つかの学校において複式学級の見込みが生じたことから、検討を行った旨の説明がありました。その検討結果、学校の統廃合ではなく、学校選択制の導入により、課題解消を図るとされております。

学校選択制の導入については、令和6年度から複式学級がある学校及び複式学級となる見込みのある学校については、従来の通学区域を残したまま、市内のどこからでも該当する学校の通常学校へ入学・転学が可能となる小規模特認校制度を導入することになりました。

総務文教常任委員会では、児童数の減少が想定され、複式学級が見込まれる小学校3校区の校長、地区長会、PTAと意見交換を行いました。

本日は、いろんな意見が出た中におきまして、自治体として取り組むべき意見についてお尋ねしたいと思います。

複式学級になることによって、クラスが最低でも1つ減ります。クラスが1つ減れば、教職員は2人減るということを初めて知りました。そのうち、専科教員が減ることで、他の職員の負担が増す。言い換えれば、専科教員がいることで、現在は1週間に28こまの授業となり、担任教諭に余裕が生まれるため、複式学級にならないことが一番望ましいとの意見でした。もっともだと思います。

そこで、1つ目の質問ですが、クラスが1つ減れば、職員が2人減るということは認識されていると思いますが、改めてお尋ねします。

また、コロナ禍とGIGAスクール構想も始まり、新型コロナウイルスの恐怖と闘いながら、通常の学校生活どころか、新たな試みを実施しなければならなかったことは、校長や教職員にとっては大変だったと思います。

それに加えて、複式学級による教職員が減ることは大きな負担であろうと察しますが、負担を強いられる教職員の働き方に対しての認識や、どのように対策するのか、考えをお聞かせください。

2つ目は、交通の便が悪く、その校区に自分の子どもでさえ住みたがらない。今後、複式学級になるのが当たり前にならないよう、市としては、市内外問わず、周知を含め取り組むべきではないか。教育の質や利便性など、その地域に住みたいと思える環境づくりが重要だが、誰が推進していくのかなどの意見が出ました。

菊池の町なかにはべんりカーがありますが、七城から泗水の田島を抜ける路線バスは、皆さんご存じのとおり、日に2便です。そのため、べんりカーは運行できないと聞いております。自動車免許を返納した高齢者支援のためにも、もっと利便性を考慮した取組が不可欠だと、これまでに何度も申しております。

このような意見を踏まえ、市としては、複式学級が見込まれる地域において、子育て世帯が住みたいと思える環境づくり、要するに、複式学級を回避するために、公共交通に関する対策をどのように考えているのか、お聞かせください。

3つ目は、外国人が増え、転入してくることで複式学級が回避されるぐらいなら、人数は増えずに複式学級で構わないと最後に人ごととして言われた、ある校長の意見に耳を疑いました。理由は、日本語指導が必要になり、教職員の負担が増えるといった内容でした。まだほかにも理由を述べられましたが、この場では割愛いたします。

本市における外国人数も年々増え続けております。TSMC効果により、さらに増えると想定されます。全国的に見ても、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の数は、この10年間で2倍に増えております。よって、教職員の負担増も懸念されることは理解します。

しかしながら、それ以前に、外国人に対して無意識の偏見や差別が子どもたちを苦しめてしまうことへの懸念を強く感じました。国際化のこの時代だからこそ、閉鎖的な考えではなく、もっと開放的に受け入れるべきではないでしょうか。

教育委員会や校長の考えによって、自治体や学校間のリソース格差は大きいと考えます。外国ルーツの子どもを偏見や差別なく受け入れるべきだと考えます。市として、どのような受入れ態勢を行う考えなのか、お示してください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 皆様、改めて、おはようございます。すみません。私のほうから、まず公共交通のほうから先にお答えをさせていただきます。

公共交通において、本市では路線バスやコミュニティ交通の利便性向上に取り組んでまいりましたが、公共交通の利用者の減少や運転手の高齢化に伴う人材不足、また大規模な企業進出により、本市の公共交通を取り巻く環境が大きく変化しているところでございます。持続可能な地域公共交通の在り方を検討するため、今年度新たに菊池市地域公共交通計画を現在策定中でございます。

本計画の中では、現状と課題を整理し、「公助と共助により持続的な移動環境をつくり、人と地域がうるおい・輝くまち、きくち」を基本理念に掲げ、今後5年間を見据えて実施施策を計画しております。

その中で、議員がおっしゃられました幹線的な路線バスの運行内容の見直しや地域内交通の運用形態の見直しなどを行ってまいりたいと思っております。地域において実情に即した公共交通を検討し、計画を基に施策実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ご質問にお答えいたします。

複式学級の解消のための取組として、市内小学校3校において、平成7年度（後に発言の申出があり、「平成7年度」を「令和7年度」へ訂正）から小規模特認校制度による就学受入れ開始をし、そのうち1校では複式学級の解消が見込まれております。

一方、複式学級が解消されなかった学校については、教職員の負担軽減策として、複式学級への学校支援員の配置を予定しているところでございます。

次に、外国ルーツの子どもたちの学校での受入れ態勢についてお答えいたします。

日本語の理解が難しい子どもや保護者への対応として、今年度3台の翻訳機を購入し、全小中学校で必要に応じて使用できるようにしております。

また、子どもの状況に応じた学校での日本語指導に加え、市独自の予算で外部指導委託を行っており、日本語指導員が最大週2日、1日当たり2時間の指導を行っております。

さらに、進路保障部会の取組として、泗水公民館において教職員や外部指導員に

よる学習支援や日本語指導を、毎週火曜日の夜に約2時間程度行っております。

以上、お答えいたします。

ただいまの答弁のところで、「令和7年度」と申すところを「平成7年度」と申しました。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、おはようございます。先ほどの校長先生の発言について、私のほうから答弁させていただきます。

校長先生が発言されました内容の意図について、私も改めて聞き取りを行いました。そのような発言はされておられません。校長先生の思いがうまくお伝えできていないようですので、私からご説明させていただきます。

まず、この意見交換会では、複式学級の解消やTSMCに関連した人口増加に関するお話がされたと伺っております。

その中で発言された外国ルーツの子どもの受入れについては、現状の教職員数から対面（後に発言の申出があり、「対面」を「対応面」へ訂正）での心配のお話をされたところになります。

例えば日本語指導が必要な児童が多く入学した場合、複式学級となっている現状の教職員数では、個別に対応することが難しいといった思いからでございます。

また、今回小規模特認校制度を導入した学校は、複式学級になる前から少人数の小規模校であり、地域との連携による特色ある学校づくりに取り組まれておられます。

小規模特認校の導入に当たっては、学校だけではなく、地域の方ともお話をしながら導入しておりますが、地域の方にも小規模の特色をなくさずに、複式解消を図る方法を説明し、受け入れる児童数も、学年に1人から3人までと、多くを受け入れるものにはなっておりません。

このことから、多くの人数を受け入れて複式を解消するのではなく、現状の小規模校の特色を生かしながら複式を解消したいといった思いをお話しされたものでございました。

次に、市の施策についてですけれども、市の施策においても、TSMCに関連して人口増加を推進しているところではございますが、校長先生方には、まずはこの学校の現状課題についての思いから話をされたところでございます。

次に、学校における外国ルーツの子どもの受入れについては、先ほど教育部長が答弁した内容に加えまして、人権教育やグローバル教育の推進を図っております。多様な価値観や互いの人権を尊重する意識と感覚を持った児童生徒の育成に努めて

いるところでございます。

さらに、七城中学校におきましては、社会科の授業で市内の技能実習生の方をお招きして、自国の紹介をしていただき、生徒との交流を行っているところでございます。

このように、各学校でそういった特色ある取組を行っているところでございます。

今後は国内外とも多くの方が本市にお越しになる可能性がございますので、引き続き、人権教育の推進と、グローバルな視点で地域を見詰める力を育みながら、様々な人権課題に対応できる児童生徒の育成に努めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

すみません。先ほど私が答弁した内容に、校長先生のお話の中で、現状の教職員数から「対応面」での心配というところを「対面」と答弁してしまいました。改めて、訂正して、おわびを申し上げます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 教育長から校長先生の言いたかったことというのを伝えてもらったと思うんですけども、少なくとも、その場にいた人たちは、そういうふうに入力してない方々も少なくはないと私は考えております。やはり校長先生であれば、誤解を招くような、そういった発言というのはいかなるものかなというふうに考えますので、擁護は構いませんけども、ご指導のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、教育部長に、クラスが1つ減れば教職員が2人減るとするのはご存じなんでしょうね、もちろんと思ひますけども。

議長の許可も得ておりますので、分かりやすく1問ずつ質問していきたいと思ひます。

まず、1つ目の質問におきまして、先ほどの答弁では、教職員の負担増に対する働き方対策については、十分だったのかなというふうに思ひます。もうちょっとやれることはあるんじゃないかなと。要するに、市独自予算で特別専科教諭を採用している自治体というのも少なくありません。支援員だけじゃなくてですね。

例えば、大阪市教育局では、教職員定数外の市独自の加配として運用して、予算も全額市で賄い、小学校の特別専科教諭を令和6年に50人、令和7年までに100人の募集をかけるということです。大阪市教育局に問い合わせたところ、教員不足対策として、大阪府が文部科学省に申請して認可されたとのことでした。

また、千葉県教育委員会でも、国に先立って、県の独自予算で対策がされているようです。

教職員の負担増対策として、このような市独自で行える取組を行うことも可能だと思いますが、その支援員だけではなく、こういった専科教諭とか、こういったものに対しても、市教育委員会としての考えはどのようなものか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

市費での補充配置につきましては、他自治体の実施状況を参考に、今後検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 私は都道府県単位で文科省に申請するという話を聞いたものですから、熊本県教育委員会にもお尋ねしました。非常に丁寧にご対応いただきまして、感謝したところです。

その担当の方が、たまたま学校の先生のとときに隈府小学校にいたということで、一般的に、こういった一般質問とかでは、子どものことは言うけども、教職員の心配はあんまりしてくれないということで、菊池市が羨ましいということもいただいたところでした。

そこで、県教育委員会の見解は、加配として市独自に専科教員を募集することは可能であるとのことでした。また、市から県に対して専科教員の申請を行い、県教育委員会の審査に通れば、県費によって派遣することも可能だということでした。

教員の成り手不足といった大きなハードルがあることは承知していますが、このように、自治体独自で対策できることもあるわけです。市教育委員会として、自治体独自で行える対策をする考えがあるのか、先ほどは他の自治体の動向を見てからというふうにおっしゃいましたけども、改めて考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 先ほど議員がおっしゃいました専科教員の加配につきましては、本年度申請を行っておるところでございます。結果は人事異動のときにしか分かりませんが、おっしゃったように、できる限り、専科ができるようにということで要望はしておるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そういうふうに分かれているということで、少しは安心いたしました。

次に、2つ目の複式学級が見込まれる地域において、子育て世帯が住みたいと思える環境づくりにおいては、送迎等、保護者の負担を軽減することも必要だと思います。

意見交換会でも、該当校区は交通の便が悪く、市内でも便利な地域や、市外への流出が増えているとの意見も多く出ました。

以前も申しましたが、べんりカーが菊池市外を回遊するだけではなく、幾つかのルート、例えば泗水地区の東ルート、西ルート、こういったものをつくって、八の字で運行して、七城ルートと接続、そういうルートも設けられるのではないかと思います。そして、設けたやつを本数の多い路線バスと接続する。加えて、合志市のレターバス等、広域での運用など、市民目線で捉えれば、もっと需要が高まり、転出も減るのではないかと私は考えます。

子育て世帯は、今ではなく、子どもの高校への通学も考えて住む場所を探すでしょう。公共交通はインフラ整備ではありませんか。早急に対策すべきだと思いますが、公共交通に関して見直す考えはさらさらないのか、見直していく考えがあるのかをお聞かせください。昨日の田中議員への答弁と重複するかもしれませんが、お願いいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 公共交通を見直す考えはないかということでございます。

通告のテーマ自体は、複式学級に関するテーマであると思いますが、ただいま公共交通計画を見直し中ですが、これは複式学級を回避することを目的につくっている計画ではございませんで、現在、T SMCなどの大規模な企業進出によりまして、菊池市周辺が大変大きな急速な変化を遂げているということと、併せまして、ライドシェアあるいは自動運転といった新しい交通形態も出現しているということで、こうしたことを契機に、令和5年度に市民アンケートを行って、令和6年度にそのアンケート結果を踏まえて、公共交通計画の策定を進めていると、そういう状況であるということをご説明したいと思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 でも、この複式学級を回避するための公共交通の在り方というふうな形で通告はしております。

まず、この公共交通に関しては、公共交通会議条例、たしか昨日の政策企画部長の答弁にもあったと思いますが、今会議で上程されました。これまでに荒木議員も、私も、べんりカーほどの大きさは必要なく、10人乗りのジャンボタクシーでの運用を提案してまいりましたが、全く意にも介されませんでした。

先ほど申されましたけども、令和4年にもアンケートを取られているようですが、遡って、本市は公共交通に関するアンケート調査を平成30年度に実施して、939人からの回答があって、利便性に満足されていない方が過半数を超えている結果でした。それから既に7年が経過します。

さらに、この巡回バス導入については、令和3年6月議会に、べんりカーを地元タクシー会社へ事業委託を求める要望書が市内全タクシー会社から提出され、議会も全会一致で採択しているにもかかわらず、それから既に4年が経過しようとしております。

今回、突然重い腰を上げる気になった理由をお示してください。先ほどのTSMCの影響等というのはあるとは思いますが、もう前々からこういうふうに要望しているにもかかわらず、なぜ今になったのか。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問については、恐らくさきの回答と同じような内容になると思いますけども、複式学級を回避することを目的に、地域公共交通計画を策定しているものではないということは、もう一度申し上げておきたいというふうに思います。

それから、なぜ今のタイミングでということは、先ほどご説明しましたけども、TSMCをはじめとして、菊池市周辺地域の社会情勢が大変大きく変化しつつあると。人流、それから交通状況、それから住宅の建設状況等々、大きく変わりつつあるということと、技術面でもライドシェア等々の新しい交通形態も出てきつつあるということで、それに備えるために、改めてアンケートを行って、公共交通計画の見直しに着手しようという判断をするに至ったということでもあります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 まず、この公共交通会議、これに先日の政策企画部長の答弁では、5年間でやっていくというふうに答弁されていましたが、5年もかけると、相当な負担が職員にもかかってくると思います。

前々から言われているわけですので、せめて1年以内で結論を出すべきでしょう

し、出せるはずです。これに関しては、総務文教常任委員会でもしっかりとチェックしていきたいと思っております。

3つ目の外国人受入れ態勢に関しましては、日本語教育等々、ある程度が取組はされているようには見受けられました。

あと、偏見、差別、こういったものがないようにやっていくために、人権教育というのはおっしゃっていましたが、私が考えるに、この外国ルーツの子どもたちが気持ちよく受け入れられれば、その親御さんも安心すると思うわけですね。それが出身地にも広がり、国際交流にもつながる可能性があるとは私は考えます。結果、本市への興味を持つことにもなるのではないのでしょうか。外国ルーツの子どもだけではなく、他県他市、他校から転入する子どもたちの受入れ態勢についても、多感な子どもたちを見守るために、差別や偏見のない取組をしっかりと行うべきだと強く感じております。ぜひそのあたりはお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

この趣旨は、既存している市の施設を果たして有効活用できているのかをお尋ねいたします。

今回は市民の方からも苦情や問合せをいただいている足湯に関して質問します。

現在、足湯は3か所だと思いますが、改めて市内に何か所あり、その稼働時間を教えてください。併せて、利用料金を取っていないので、算出は難しいと思いますが、大まかな利用者数が分かれば教えてください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの福島議員の質問にお答えいたします。

1つ目の菊池市が管理する足湯の数についてですが、まず、ポケットパークに設置されている足湯が切明ポケットパークと横町ポケットパークの2か所、市民広場に設置されている足湯が1か所の計3か所となっております。

次に、利用者数につきましてですが、ポケットパークの利用者については、申し訳ありませんが、把握してございません。

市民広場内にあります足湯の利用者数につきましては、おおよそ平日が20名、土日祝日が100名ほどの方が利用されております。

それと、時間ですかね。スタートを、すみません、私が把握していないんですけども、今までは18時までやっておりましたが、ポケットパークに関しましては、試験的に今は20時まで、12月から延ばしている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 足湯は横町と切明にあるポケットパーク、この2か所、あと市民広場の1か所、3か所ということでした。

それでは、この2か所あるポケットパークの年間維持費及び市民広場の足湯にかかる大まかな年間の維持費を教えてください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの福島議員の質問にお答えします。

それと、その前に、ポケットパークの足湯の開始時間ですけれども、朝10時からでございます。

お答えさせていただきます。

年間の維持管理費につきましてですけれども、ポケットパーク2か所合わせて令和2年度が約160万円、令和3年度が約160万円、令和4年度が約150万円、令和5年度が給水管清掃等の修繕が発生したため約190万円となっております。

市民広場の足湯につきましては、市民広場全体を観光協会が管理しており、年間約50万円ほどになります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ポケットパークの年間維持費が百五、六十万円ということなんですけれども、平成24年、平成25年、このあたりは250万円ぐらい維持費がかかっているんですよね。それから100万円ぐらい下がっている理由を教えてください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、以前は200万円以上かかっておりましたが、1点は、清掃委託を民間の会社様からシルバー人材センターへ移管しております。それと、基本足湯のほうに支障が来さない範囲で、足湯の清掃の日数を少しずつ減らしております。それが大きな理由となります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 年間維持費は、当初と比べて大分下がっているというこ
は理解できました。

ただ、私が見る限り、多くの利用者でにぎわっているとはとても感じないんです
けども、160万円の維持費というのも、決して安くはないと思います。その費用
対効果についてはどのように考えられているのか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの福島議員の質問にお答えいたします。

費用対効果ということですが、平成25年度に公園利用者への足湯に対する
アンケート調査等を実施しております。その中で、今後の運用について、庁内で協
議を行った経緯がございます。

結果としましては、「心も身体も温くなるため継続してほしい」という意見や、
「足湯の管理にも費用がかかるということで、継続するのはどうか」というご意見
を受けて、維持管理費を抑えながら足湯を継続していくという結論を出しておと
ころでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今回のアンケート調査にしても、設置場所が足湯と市役所内、
結局、足湯にきた人が書くアンケートというのは、やっぱりいいような話をすると
思うんですね。だからアンケートであれば、アンケートの取り方というのも工夫
すべきじゃないかというふうには思います。

この税金を使った費用をかけるのであれば、その効果については必ず検証する義
務があると私は思います。この足湯は作られて、たしか13年が経過していると思
いますが、言葉は悪いですが、ある程度の効果は考慮しても、これまでに数千万円
をお湯と同様垂れ流してきたわけです。せっかく作られた施設ですので、有効活用、
要するに、市民のために維持費に見合う効果を出す、このことが望ましいと思いま
すが、何の手だてもなければ、さらに毎年維持費の垂れ流しになりかねません。

そこで、質問ですが、これまでの13年間にかけた維持費についての答弁は求め
ませんが、この既存の施設、ポケットパークや市民広場の足湯を有効活用して、維
持費に見合う効果をいかにして見いだすかといった議論をされたことはあるのでし
ょうか。議論をされたことがあるのであれば、メンバー構成と具体的な内容をお示
してください。議論をされてこなかったとすれば、なぜなのかも併せてお聞かせくだ
さい。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の点ですけれども、一応都市整備課内で話をしております、今後どうしてもやっぱり利用状況を増やしていかなければならないということもありまして、今、夜間の照明灯、ほかの部署でも考えておられますけれども、そういったものを踏まえたところで、連携しながら今後利用者数を増やしていきたいということで、今、考えているところではございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 年間安くはない経費がかかっているポケットパークをやめてしまうのか、存続させるのであれば、どのような形で残すのかを今後都市整備課の中で議論していかれるということなのですが、もっと地域住民の方々の意見を聞いた議論を行って、早急に方向性を決める必要があると強く感じるわけなのですが、市長が就任直前に作られた施設ではありますが、市長の考えはどのようなものなのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問は足湯の今後についての考えを述べよという趣旨でございました。

ポケットパーク足湯の取組としましては、もう少し利用者を上げていこうという試みの一環としまして、12月より足湯の利用の終了時間を午後6時から8時へと試験的に延長しておりますので、今後は、その利用者の声を吸い上げる仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。

その検討結果に基づいて、今後は夜間照明や、あるいは花・緑などの整備の必要性を検討して、昼間も含めた利用者の増加につなげたいというふうに考えております。

また、これまで検討していただきました、まちなかデザイン会議とも連携をしまして、この足湯スポットをまちなかウォークアブルシティ基本構想にも織り込んで、まちなか全体の回遊にも生かしていきたいというふうに考えております。

また、市民広場の足湯につきましては、現在も多くの方や観光客の皆さんにご利用いただいております。今後も観光協会と連携して、市民広場と一体的に活用していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今、試験的に夜8時まで営業しているということなんですけども、ここを見てもみると、7時にはお湯がぱっと抜けているんですね。すごい勢いで抜けるんで、結局、8時まで営業はしているとしても、結果的にはもう7時ぐらいまでしかできてないというのが現状のようです。一度確かめてもらったらいいかと思います。

また、市長の答弁にありましたけども、まちなかデザイン会議、これは横町のポケットパークが該当するんじゃないかと思うんですが、そういったところの回遊に使っていきたい。やはり考えなきゃいけないのは、市民広場の足湯利用者は、大まかではありますが、平日20名、土日だと100名という答弁をいただきました。

じゃあ、なぜ市民広場の足湯だけがそれぐらいの利用者がいて、ポケットパークにはほとんど利用者がいないのか。このあたりもなぜなのかというのをしっかりと議論して、存続させるのであれば、やっぱりよかったと言われるような、テレビでも全国的に見て、足湯の映像というのをよく見ます。気持ちよく使っていっています。ただ、菊池市の場合にはいかがかなというふうに思いますので、ぜひとも税金の無駄遣いにならないように申し述べて、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時47分

再開 午前10時54分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を始めていきます。

最初に、地下水問題について質問します。

おとし6月議会でも地下水保全のテーマでの質問を行っておりますが、今回は地下水の汚染の問題に絞って質問をします。

昨年末、台湾の半導体企業J A S Mの第一工場の稼働が始まりました。本工場の進出が決まった時点から、J A S Mの使用する化学物質について、何を使用し、ど

う処理するのか、このことは大きな懸念事項でした。

半導体工場で使用される有機フッ素化合物PFASなどによる地下水、大気、川の汚染に住民の不安が広がっています。有機フッ素化合物の一種であるPFASは1万種類以上あると言われており、発がん性のほか、免疫系の異常や、低出生体重児の発生、流産・早産、コレステロール値の上昇に加え、未知の健康被害を引き起こす懸念がされています。

当初、JASMは、PFOS、PFOA、PFHxSは使わないと伝えられていましたが、この3種類は国際的な条約で規制対象となっており、国内でも既に化審法により、製造・輸入が原則禁止とされています。しかし、JASMはほかのPFAS3種類を使うと伝えられており、この3種類が何かについて、なかなか明らかになっていませんでした。

しかし、今年1月に日本共産党の辰巳孝太郎衆議院議員のJASMへの問合せに対し、JASMは使用するPFASの3種類の物質について、PFBS、PFPeS、PFBAであると、経済産業省を通じて回答しました。後日、熊本県もJASMがこの3種類のPFASを使用していることを認めました。

PFBSについて、アメリカの環境保護庁EPAは、PFBSが健康に与える影響について、甲状腺、発達、腎臓への影響との関連が特定されたことを指摘しています。また、PFBAについては、EPAは経口で一定量を暴露すると、甲状腺、肝臓、発達に影響が出る可能性が高いと指摘しています。

ここで、最初の質問に入ります。

JASMで使用するPFASが、PFBS、PFPeS、PFBAであることが明らかとなりました。PFBS、PFBAについては、健康への影響がアメリカや欧州では指摘されています。地下水を涵養する地域で、JASMが有害性が懸念されているこの2種類を使用していることは重大であります。

とりわけ菊池市は、熊本地域地下水総合保全管理計画の11の構成自治体の1つであります。菊池市として、今回JASMが危険性の指摘されているPFASの2種類を使用していることについて、どのような見解をお持ちでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、おはようございます。PFBS、PFBAの本市の認識についてお答えをします。

国内における現状としまして、PFAS（有機フッ素化合物）のうち、PFBS及びPFBAにつきましては、関係法令におきまして、目標値の設定がなされてい

ない状況でございます。

このことから、現在、環境省の中央環境審議会が所管する関係小委員会におきまして、これらの２つの物質を含む８つの物質の位置づけ等に関する検討が図られている状況であり、今後、国や県の動向を注視しながら、本市と同様に「熊本地域地下水総合保全管理計画」の構成自治体である合志市、大津町及び菊陽町との情報収集・共有等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 目標値の設定がされていない。国や県の動向を注視していくとの答弁でしたが、その認識は非常に甘いと言わざるを得ません。

１００万人の命の水、地下水を涵養する地域で稼働するＪＡＳＭで、有害性が指摘されている２種類が使用されていることは重大であります。地下水の水量、水質の両面にわたって、地域全体で地下水を守っていくための指針として作成されたものが熊本地域地下水総合保全管理計画であります。菊池市も安心・安全の地下水を守る責任があります。

この管理計画では、地域の特性を次のように述べています。

阿蘇大噴火による火砕流堆積物は、風化粘土に乏しく浸透性の高い地質であり、有害物質を含むあらゆる物質が浸入しやすい地質となっている。特に、地下水プールに当たる白川中流域は、浅い帯水層と深層の帯水層を隔てる粘土層が欠如もしくは非常に薄い場所が分布していることから、地表で浸透した雨水は深層の帯水層まで浸透する反面、漏出した汚染物質も容易に深層に達するおそれがあると述べています。

つまり、雨水も汚染物質も深いところまでしみ込みやすい地域の特性からして、地下水の汚染については、ほかの地域とは異なる特別の対策が必要と、この中でも指摘してあります。この点に照らしても、今回明らかとなったＪＡＳＭの２つのＰＦＡＳの物質の使用は大変問題なのではないでしょうか。

また、熊本県は水俣病による深刻な健康被害の拡大防止のための必要な措置を過去に取らず、被害を拡大させてきた歴史があります。水俣病の発生、拡大責任で問われたのは予防原則です。

環境省が示している水俣病の教訓と日本の水銀対策の中では、次のように言われています。予防取組の重要性が提起されています。水俣病の拡大を防止できなかった背景には、チッソ水俣工場が雇用や税収などの面で地元経済に大きな影響を与えていたことのみならず、日本の高度成長への影響に対する懸念が働いていたと考え

られます。

水俣病を発生させた企業に長期間にわたって適切な対応をなすことができず、被害の拡大を防止できなかったという経験は、時代的、社会的な制約を踏まえるにしてもなお、初期対応の重要性や、科学的不確実性なる問題に対し予防的な取組方法の考え方に基づく対策も含めどのように対応するかなど、現在に通じる課題を私たちに投げかけています。このように述べられています。これは環境省自身が述べているものです。

ここで、再質問をします。

水俣病の過ちを繰り返さないためにも、予防原則の立場に立って、J A S MにP F B S、P F B Aの使用中止を求めるべきではないでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

県やJ A S Mに対しまして、P F B S及びP F B Aの使用中止を求めることに関して、市としてどのように考えているのかとのことでございますけれども、先ほどの答弁と重複しますが、国内の関係法令において、現状において目標値の設定がなされていないため、環境省の中央環境審議会が所管する関係小委員会におきまして、これらの2つの物質を含む8つの物質の位置づけ等に関する検討を図られている状況を踏まえ、今後における国や県の動向を注視しながら、県や近隣自治体との情報収集・共有等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 目標値が設定されていないというのを理由におっしゃられますけれども、アメリカやヨーロッパでは既に規制がもうされている。そして、何よりも予防原則の重要性は、この熊本県の水俣病で明らかとなっているのではないのでしょうか。

私はこの予防原則の立場に立っていただきたいと思います。やはり国や県の動向を注視していくという答弁の繰り返しであります。そのような姿勢では駄目だと思います。もっと市の担当課として、P F A Sの有害性、今回J A S Mが使用しているP F B S、P F B Aの有害性を独自に調べて、危険性の認識を持っていただきたいと思います。

P F A Sによる健康影響に関連して、衝撃的な論文が昨年秋に発表されました。

エコチル調査というものです。国際的にも高く評価されているものです。妊娠中の母親の血液中のPFAS濃度が上がると、生まれてくる子どもの染色体異常が増える傾向がある。ご承知のように、染色体異常は流産を引き起こすほか、ダウン症候群の原因ともなされています。この調査は環境省による子どもの健康と環境に関する全国調査、エコチル調査の一環として、信州大学が母親2万4,724人の血中濃度を調べ、遺伝子検査で染色体異常が確認された子ども44人について分析した結果、母親の体内でPFASの血中濃度が2倍になると、子どもが染色体異常になる割合が2.25倍に増えると推定できることが分かりました。

TSMC進出に伴うPFAS汚染への対応は、国や県をはじめ、関係自治体の現在の対応の状況は、私は水俣病の誤りを繰り返すものになると思います。そのことをしっかりと執行部には認識をしていただきたいと思います。

次に、熊本県地下水保全条例と国の定める水質汚濁防止法について質問を進めていきます。

熊本県地下水保全条例は、地下水をめぐる状況に対応して改正が重ねられてきました。TSMC進出と、それに伴う大規模開発から地下水の枯渇と汚染を守るために、条例の抜本的な改正が求められると思います。

今回は汚染の問題に絞って、以下、質問をします。

2022年以降、TSMCに関連する企業の進出は、県内で72か所に上り、熊本経済の2025年2月号では、菊池市においても半導体関連企業の進出予定も含め、既に7社があります。

熊本県地下水保全条例では、主に検出されないことを地下水保全目標とする29の物質が指定されています。これに加えて、PFASを県独自に地下水保全目標の対象化学物質とするよう改正するべきであると考えます。また、国の定める水質汚濁防止法第2条第2項の有害物質にもPFASを加え、規制すべきと考えます。この点について、菊池市として、国、県に求めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

水質汚濁防止法並びに熊本県地下水保全条例に規定される各排水基準に関しまして、法令改正によるPFASの追加を働きかけることにつきまして、市としてどのように考えているかとのことをございますけれども、これまでの答弁と重複する部分もございますが、現在国内の関係法令におきまして、PFASのうち、PFOS及びPFOAの合算値として、50ナノグラムパーリットル以下との暫定目標値が

設定されているものと、今回ご質問のPFBS、PFBAなど、目標値が設定されていないものがございます。

これらのPFASに関しましては、環境省の中央環境審議会が所管する関係小委員会におきまして、水質基準等の見直しや位置づけ等に関する検討が図られている状況でございますので、今後における国や県の動向を注視しながら、県や近隣自治体との情報収集・共有等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 ここでも先ほどと同じ答弁です。私はこんな答弁に終始しては駄目だと思います。部長をはじめ担当課の方も、連日の新聞報道で県内でも基準値を超えるPFASが検出されている事例はご承知だと思います。

TSMCをはじめ、関連半導体企業が進出している菊池市においても対岸の火事ではありません。菊池市民の中でも少なくない方々が、今回明らかとなったPFASの2種類をTSMCが使用していることに大きな不安の声を上げていらっしゃいます。

県が実施するとしている環境モニタリング調査という手法では、実際に変化があったとしても、PFASが法的に規制されていない中で、行政指導はできません。協力をお願いしかできません。だからこそ、県と国に対して、条例や法律の改正を求めていく必要があります。特に有害性が高く、人の健康や環境に対するリスクが大きいと認められている化学物質は第一種特定化学物質とされ、既に部長からもありましたように、PFASの中のPFOS、PFOA、PFHxSが指定されています。しかし、第一種特定化学物質に指定されるPFASは今後も増えていく可能性が指摘されています。欧州ではPFAS全体を規制対象とする動きもあります。

水俣病の過ちを繰り返さないためにも、PFAS全体に対して特別の措置、対策が求められています。そのためにも、国、県に対してきちんと要望していくべきであることを重ねて指摘をしておきます。

最後に、市長にお聞きします。

1点目は、今回JASMが2つの有害性が指摘されている物質を使用したことについて、地下水の重点地域の一つである首長として、どのような見解をお持ちでしょうか。

2点目は、JASMに社会的責任をきちんと果たさせるという点についてお聞きします。

JASMには国民の血税である公費が、第一工場に4,760億円、第二工場に

7, 320億円、合計1兆2, 060億円の補助がなされています。加えて、インフラ整備として、県の試算では1, 140億円の公費が投入されています。これだけの公費が投入されているJASMは、社会的責任を問われるのではないのでしょうか。

そのJASMに関して、100万人の住民の生活を支える命の水、地下水への不安が広がっており、地下水の問題だけではなく、深刻な交通渋滞、営農を続けたい農家への不安、地価、家賃高騰で営業困難など、様々な課題が生じています。ところが、JASMの社長メッセージやホームページには、それへの言及はありません。

一方で、JASM自身は政府に対して進出計画書というものを提出しております。

議長の許可をいただきましたので、実際、JASMが政府に提出した進出計画書の資料をお示しいたします。

[資料を示す]

担当課にも事前にお渡ししていますが、改めて読み上げます。

実施する排水対策や、地下水保全対策への取組等を含め、その概要をホームページに掲載するなど、地元住民に対して丁寧な説明、理解活動を行う。こう記載されています。

自治体として、計画書に基づき、JASMに県民への説明を履行させ、今回明らかとなった2つのPFASの使用中止を求めていくべきではないでしょうか。首長として、県、そして、JASMへ求めるべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいま2点のご質問をいただきましたが、いずれもPFBS並びにPFBAの使用に関するお話でございますので、統合した形でご回答したいというふうに思います。

本件につきましては、先ほど来、市民環境部長が答弁しましたとおり、PFASのうち、PFBS、PFBAにつきましては、関係法令による目標値の設定なども含めて、まだ国レベルでの検討段階であるということでございますので、市としては、今後における国や県の動向を注視しながら、県や近隣自治体からの情報収集・共有等を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 残念ながら、市長の答弁も、先ほどの部長答弁の域を出ていません。そのような姿勢で、市民の命と暮らしが守れるのか、このことが問わ

れているのではないのでしょうか。

少なくとも、J A S Mは経済産業省に地元住民に対して丁寧な説明、理解活動を行う、こううたっているのですから、しっかりと守らせるべきではないのでしょうか。

株式会社九州フィナンシャルグループが昨年9月5日、T S M C進出に伴う10年間の県内経済波及効果は11兆1,920億円と発表しています。一方で、過去に県内のシンクタンク、熊本開発研究センターは、熊本市民が使用する水道量をペットボトルに換算すると、年間35兆円となるとの試算も示しています。熊本地域の地下水の大きな価値は明らかであります。

世界を見れば、P F A S規制の潮流は明らかであります。アメリカは事実上のゼロを目指し、E Uは個別のP F A Sではなく、グループとしてP F A S類を使用禁止にするかどうかを検討しています。産業界からの反発を受けながらも、2026年にも結論を出すとしています。

過去に経験したことのない規模の地下水の危機があると私は認識しています。地下水は公水、県民共有の財産であり、命の水、地下水を守るとは、立場、年齢を超えて、一致して取り組むべき課題であります。この問題は、このままいけば次世代に重大な負の遺産を押しつけることになるのではないのでしょうか。

今般、熊本県において、T S M C第三工場の誘致も取り沙汰されていますが、第1工場だけでもこれだけの水の枯渇や、汚染の懸念が出ている中で、私は第3工場の誘致には反対であります。その立場を最後に申し述べて、次の質問に移ります。

次に、生活保護行政について質問します。

厚生労働省が昨年発表した資料によると、2024年8月の生活保護申請件数は、前年同月比0.1%増の2万1,359件だったということです。被保護世帯は165万2,380世帯で、ほぼ横ばい状態であります。日本は生活保護を受給する権利がある人のうち、実際に制度を利用している割合、捕捉率といいますが、その捕捉率が欧州に比べて低いという課題があります。

昨年の福祉厚生常任委員会の決算審査においても、ここ数年間、生活保護の支給開始の状況に変化がないことが明らかとなりました。新型コロナウイルスの影響や、物価高騰など、確実に市民の暮らしは厳しくなっているにもかかわらず、生活保護の利用状況に変化がないのは問題ではないか。制度の周知など様々な課題があると考えています。

ここで、最初の質問をします。

本市における生活保護の相談件数、申請件数、決定件数を新型コロナウイルスの影響がある前からの推移でお示ください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

相談件数等の推移ということでございますが、令和元年度からの件数についてお答えをしたいと思います。

まず、令和元年度、相談件数は１２３件、申請件数が７７件、決定が７４件。令和２年度でございますが、相談数が１６５件、申請が１００件、決定が９６件。令和３年度、相談が１５３件、申請が８０件、決定が７０件。令和４年度、相談が１７２件、申請が９１件、決定が７８件。令和５年度、相談が１６４件、申請が８０件、決定が６９件でございます。本年度、令和６年度１月末まででございますけれども、相談が１０８件、申請が７９件、決定が７２件となっております。

なお、令和７年１月末の生活保護世帯の状況につきましてご説明をしておきます。

世帯数が３３０世帯、人数が３９７人となっております。傾向としましては、おおむね横ばいというような状況でございます。

以上、お答えします。

ただいまの相談件数ということでございますが、新規の相談件数ということでご理解のほうをお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 おおむね横ばいという答弁でありました。

申請は、令和２年度の１００件をピークに、直近の令和６年度は１月時点ですが、７９件へと減っています。相談件数もコロナ禍のピークは１７２件でしたが、直近の令和６年度は１０８件へと減っており、肝腎の申請件数も７９件、令和２年度と比較しても２１件も減っています。

全国的にも、さきに述べたように、捕捉率が低い状況です。東京都内で生活困窮者の支援活動を行っている一般社団法人つくろい東京ファンドの代表理事の稲葉氏は、その要因、原因について、次のように指摘をしています。

要因は様々考えられるが、特に私が生活に困窮する人たちと接していて感じることは２つある。一つは、生活保護利用者に対するスティグマ、周囲から否定的な意味づけをされ、不当な扱いを受けることが大きな心理的ハードルになっていることであり、もう一つは、扶養照会、生活保護申請者、利用者の親族に行政が援助の可否を問い合わせることが、制度的なハードルとして存在しているということである。こう指摘をしています。

２つ目の扶養照会に関しては、以前、一般質問で取り上げましたので、今回はス

スティグマ、差別、偏見をなくすために、行政が取り組むべき課題について質問を進めていきます。

生活保護は国民の権利、これは当たり前のことですが、なかなか浸透しません。不正受給は総額の１％以下で、悪質事例は少数にもかかわらず、制度利用者へのバッシングが続いています。

２０２０年１２月、厚生労働省は公式サイトに生活保護を申請したい方へという特設ページを開設、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもので、ためらわずにご相談くださいとの発信を始めました。以来、厚生労働省の公式ツイッターアカウントでも、同様のメッセージが何度か流され、SNS上でも話題となりました。

地方でもこの厚生労働省のサイトの文言を使って、住民への周知活動に乗り出す自治体が出てきています。ご紹介します。

京都府京丹後市は、「生活保護の申請は国民の権利です」というタイトルのチラシを作成し、２度にわたって市内の全世帯約２万４００戸に配布しています。この取組は朝日新聞の記事にも取り上げられました。実際のチラシがこれです。誰一人置き去りにしないまちづくりを目指して、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるのです。お困りの場合、ためらわずにご相談ください。こう書かれてあります。

札幌市も、「生活保護の申請は国民の権利です」というポスターを作成し、掲示を行っています。

議長の許可をいただいていますので、パネルにしましたので、ご覧ください。

[パネルを示す]

これがその札幌市の掲示してあるポスターです。

スティグマ、差別や偏見をなくすために行政が率先して行うべきことは、生活保護の利用は当然の権利であるということを住民に周知・広報することであります。残念ながら菊池市のホームページには、生活保護に関しては、以下のようにしか発信されていません。ご紹介します。

生活保護は、家族みんなが生活を支えるためにあらゆる努力をしてみても生活ができず、困っている人に対し、その困っている状況の程度に応じて、法に定められた最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように手助けする制度です。残念ながら、この中には国民の権利ですというメッセージはありません。

ここで、質問をします。

本市においても、「生活保護の利用は、申請は当然の権利である。ためらわずに

ご相談ください」という趣旨をホームページへの掲載、チラシ、ポスターなど、様々な媒体を使って、住民に周知・広報すべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

制度の周知ということでございますが、議員のほうからご紹介がございました。現在ホームページのほうで実施をしているところでございます。

今後につきましては、生活保護制度、それから生活困窮者自立支援制度ということで、生活困窮への支援として、平成27年度に生活困窮者自立支援制度が始まりましたので、そういった形で、本市のほうでもくらしサポートセンターを設置をしているところでございます。

そういったところを踏まえまして、制度の紹介を含めたチラシ等を作成し、窓口を設置してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 窓口にチラシを設置したいとの答弁でありましたが、肝腎なのは、そのチラシやホームページの中身、先ほども申しましたように、国民の権利であると、ためらわずに相談してください、こういうメッセージがきちんと入っているかどうか、このことであります。

改めて、そういうものを発信していただきたい。要望しておきます。

次に、生活保護世帯へのエアコン設置について質問をします。

年々深刻化する夏の猛暑は命に関わる深刻な状況です。政府のまとめでは、2020年の夏、東京23区の熱中症による死者206人のうち、屋内で亡くなった方は194人、そのうちの約9割がエアコンを使用していない。エアコンを所有していなかったでした。エアコンの使用が命綱になっていることを浮き彫りにしています。

厚生労働省は、平成28年以降、保護世帯へのエアコン購入費の支給、現在最大6万2,000円を認めていますが、条件は新規保護開始か、転居先にエアコンがない場合などに限られています。この条件だと従来の保護世帯は該当しません。だからといって、異常気象の中、扇風機だけでは命の危険にさらされます。

このような中、酷暑から命を救うため、自治体が独自にエアコンの購入・設置において、補助制度を実施している自治体があります。奈良県生駒市は全ての生活保護世帯でエアコン未設置あるいは使用不可の場合に、上限10万円を支給していま

す。東京都葛飾区も、生活保護世帯、住民税非課税の方にエアコン購入・設置において、同じく上限１０万円を支給しています。

私は電話で直接担当課の方にお話を伺いました。近年の猛暑を受け、昨年の５月１３日から１０月３１日までの期間に申込みを募り、実施、約５００件の申込み、助成決定は４００件、生活保護の方は収入認定されないように、現物給付で対応したとのことです。来年度も予算要望を行い、実施予定とのこと。新規年度だったので、かなりの申込みがあったが、次年度以降は減るのではないかとのお話でした。

菊池市においても、全ての生活保護世帯に対して市独自のエアコン設置の助成を行うべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 エアコンの設置についての補助というお尋ねかと思います。

議員のほうからもご紹介がございましたが、生活保護世帯におけるエアコンの購入費用に関する取扱いにつきましては、平成３０年４月１日より、国の制度の拡充によりまして、新規で生活保護が開始となり、保護開始時に持ち合わせがないなど、特別な事情がある場合は購入費用を支給することが可能というふうになっておるところでございます。

なお、平成２９年度以前に生活保護が開始となったケースや、そういった特別な事情がない生活保護世帯につきましては、毎月の保護費のやりくりの中でエアコンの購入費を賄うこととなりますので、国の通知に基づきまして、家計管理に係る助言指導を必要に応じて行っているところでございます。

本市としましては、引き続き国の通知にのっとり対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○１２番 東奈津子 議員 毎月の保護費のやりくりや、家計管理のやりくりでの助言指導を行っていくという答弁でありましたが、ぎりぎりの保護費でエアコンを購入するための貯蓄ができるのか、これはどう考えても無理な話ではないでしょうか。

生活保護利用者は、基準の度重なる引下げと、異常な物価高騰の中で、今、極めて苛酷な生活を強いられているのが現状です。全国の事例では、一日３食食べることも、お風呂に入ることかなわず、猛暑の中、クーラーのない部屋で亡くなった事案もあるとのことです。国の生活保護基準の引上げも待ったなしではありますが、

緊急を要する命に関わるエアコン設置の助成は最重要課題であります。

国に制度の拡充を求めつつ、国がやらないのなら、自治体が独自で行うべきであります。命の危険を放置することにつながります。最後のセーフティーネットとしての生活保護の制度が必要な市民の利用につながり、さらに命を守る制度へと拡充をしていくべきであることを最後に述べまして、質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後 1 時から開きます。

休憩 午前 1 1 時 3 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、こんにちは。議席番号 17 番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。今回の質問は、市民の方から、4 月 6 日告示、13 日投票の菊池市長選挙の判断材料としたいとの相談があり、質問をすることにしました。その方はもともと江頭市長を支持されてきた方であることはお伝えしておきます。当然私も判断材料の 1 つにさせていただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まずは、ラブベンチについて質問させていただきます。

令和 6 年第 2 回定例会に続き、2 回目の質問となります。前回は 5 点質問したわけですが、1 点目、ラブベンチの設置理由、目的は何かについては、観光の専門家より、観光地におけるベンチは、観光客が快適に滞在し、心地よい空間を形成するには必須なもので、観光戦略として整備する必要があるとのこと。菊池市では中心街の隈府と妻をワイフということから、「おしどり夫婦の里」、「妻を大切にするまち」としてイメージをつくっている。

2 点目、これまでの設置数と設置場所については、院の馬場ポケットパーク、御所通り、菊池公園城山展望所、菊池総合体育館付近の合計 4 か所に設置されていること。

3 点目、各ベンチの設置費用については、それぞれの事業費ベースであり、デザインコンペや広告宣伝等に要する費用も全てを含めた金額、平成 26 年、院の馬場ポケットパークに設置された名称「三日月ベンチ」については 100 万円、平成 2

7年、御所通りに設置された名称「背中あわせ」については約99万円、令和元年度、菊池公園城山展望所に設置された「ふたりのベンチ」については約103万円、令和5年度、菊池市総合体育館付近の名称「羽のベンチ」については約140万円でした。

4点目、このラブベンチの費用対効果については、このベンチは長期的観光戦略の1つであり、点から線となり面へと広がり、これからベンチを観光資源の主要な素材として活用することにより、次のような効果が期待されるとありました。

1つ、ベンチとまちなかをつなぐ、まちなかウォークブルの推進により、観光客の滞在時間を延ばし、地域経済の活性化が見込まれる。

2つ、健康イベントなどと連動し、ラブベンチを巡るスタンプラリーとしての活用による健康増進が期待できる。

3つ、これまで市内外より応募者を募ることにより、菊池市の認知度が高くなる。

4つ、新聞、ラジオなどに取り上げられたことをきっかけに、SNS等にも投稿される機会が増えている。

費用対効果については、具体的な数値は困難であるが、これから様々な観光戦略を連動させることにより、今後成果が出ると考えられる。

5点目、これまでの広報活動の内容としては、市のホームページや広報紙への掲載、ラブベンチ設置後のお披露目会で各種新聞等、取材依頼、ラジオ番組出演による紹介をしているとの答弁でした。

前回の質疑と答弁を改めて議事録を見返しますと、観光都市菊池をラブベンチだけで対応できるような錯覚を起こすような答弁でありました。

そこで、質問です。

前回も同じ質問をしましたが、通告がなかったという理由で答弁を拒否されたので、今回は通告をして質問します。

このラブベンチの発案者はどなたですか、お答えください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

ラブベンチの発案者は誰かというご質問でございました。

ラブベンチは菊池市にしかない親しまれるベンチ制作を目的として、私が発案をいたしました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問させていただきます。

このラブベンチの発案者は江頭市長であることということ。

第1基目は院の馬場ポケットパークに設置された「三日月ベンチ」100万円ほど費用がかかったものです。平成26年設置ですので、既に11年、10年以上が経過しております。しかしながら、先ほど述べたような費用対効果は、私には感じられません。

昨日、閉会后、天気もよく、ラブベンチの状況を確認してきました。相も変わらず、ベンチには座る人も立ち止まる人もいません。前回の6月議会で「三日月ベンチ」の座面が相当傷んでいることを指摘したところでしたが、2週間前までは当時のままでした。裏を返せば、半年間ぐらいはそのままだったということになります。昨日はさすがに改善がされているのを確認したところです。

その後、御所通りの「背中あわせ」のベンチに行きましたが、このような状況でした。

[パネルを示す]

市長も、今、目に焼き付けられたと思います。このような状況では座るカップルはまずいないと考えます。私だけではないと思います。

そこで、お尋ねですが、市長自身は、このような状況にあるラブベンチをどのように感じておられるのか、見解をお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ラブベンチ全体についてというご質問でよろしゅうございますか。

写真の件でございますか。（発言する者あり）分かりました。支障のあったラブベンチの状況についてどう思うかという趣旨のご質問でよろしいですかね。

今の写真で拝見しまして、何か物が置いてある写真が2枚ございました。恐らく工事等々の関係で、一時的に置いたものではないかというふうに察したところがあります。一日も早くこうしたものは除去して、元のきれいな形に戻して、活用してお楽しみいただきたいというふうに思う次第でございます。

それから、「三日月ベンチ」のことであると思いますけども、座面につきましては、先日、都市整備課のほうから、古くなったので替えたという報告を受けたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今回こうして私がラブベンチの質問をするということ

は、打合せでいろいろなお話をさせていて分かっていると思います。

それで、昨日、私も現場をちょっと見らないかんということで、「背中あわせ」のベンチですか、あそこまで足を運んだわけですけども、何かあの場面を見たときに、ちょっとがっかりしたわけです。やはり一般質問もするわけですから、職員の方、江頭市長だってそうです。前日ぐらいには、やはり見に行って、奥様と二人で、お手本じゃないですけど、そういったふうにやるべきじゃないのかなと。実際、市長は奥さんとあのベンチに、今、4基ありますけども、座ったことはありますか、お伺いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 家内とともに座ったことはございます。皆さんと撮影をしながら楽しんでということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 よかったです。もし座ってないと言ひなんなら、何と言おうかなと、ちょっと今思ったところでした。

私はラブベンチの発想自体は悪くないと思います。前福村市長が推奨された「おしどり夫婦の里」、今もいい夫婦の日の絵手紙コンクールが継続されております。ここから妻のワイフと限府町を語呂合わせして、「おしどり夫婦の里」のイメージからラブベンチへの発想は、さすが江頭市長と思いましたが、結果はご覧のとおりです。

これまでの経過を踏まえ、この事業をそのまま続けられていかれるお気持ちなのか、それとも、これまで設置したものととどめ、現在あるものを有効活用されるおつもりなのか、お伺いいたします。要するに、見直しはされるおつもりがあるのか。

また、前回私が提案した既存のベンチの有効活用案や、ラブベンチフォトコンテストなどの開催などの計画は考えられているのか、お答えください。このことは市長から褒められましたものですから、当然計画はあるのかなということでの質問です。

最後に、市長のラブベンチへの思いと、ただいま私が提案しました3点について、ご見解をお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問にお答えする前に、先ほどの写真の件

で少し情報が分かりましたので、補足いたしますと、一昨日、職員がやはり二ノ文議員から非常に温かい、かつ厳しいご指摘をいただいておりますので、しっかりと見に行ったそうございまして、そのときにはなかったそうでございます。

恐らくですが、明日が初市というイベントがあるものですから、一番近い場所にありますので、初市をなさる皆さんが、その準備ということで、一時的に置かれたものというふうに考えておるところでございます。

以上、付け加えておきます。

それから、2点目が、アイデア、前回の提言でございますかね。ご提言は、大変前回のラブベンチについては、構想としてはいいじゃないかと。今回も同様に、背中を押すような大変温かい激励の言葉をいただきまして、ぜひ議員さんのおっしゃるアイデアも生かしていきたいというふうに考えておりまして、やっとこれで4つになりましたんで、今まで点だったのが少し線になってきましたので、これをたどっていくということ自体が、狙いであるところの歩ける楽しいまちということにもつながってまいりますので、フォトコンテストのようなものも企画して、まさに人が映り込んで楽しんでいる様子を発信することで、菊池市のイメージアップにつなげていきたいと、こういうふうに考えております。

また、3点目は、今後の展望ということでございます。

今申し上げましたように、4基できたことで、点がやっと線となりまして、今言ったような活用がさらに可能になってくるわけでございますので、一方で、今、まちなかウォークابلということで、具体化を進めようとしているわけでございます。これによって観光客の滞在時間を延ばして、経済につなげていこうということでございまして、そのためには、やはり4基ということではなくて、もう少しまちなかの要所要所にこのウォークابلを配置することで、さらにその効果が上がっていくものだというふうに考えておりますので、もちろんこのラブベンチのみで観光を考えているわけではございませんで、まちなか全体に、例えばグルメであるとか、それから景観も非常に落ち着く品格のあるものにしたり、いろいろなイベントを組み合わせたり、その中で、ところどころでお座りいただいて楽しんでいただく。そういうふうな全体的なつくりの中で、このラブベンチを大いに活用していきたいと思っておりますので、これは面に広がる程度にはもう少し整備を進めていきたい、こう考えておるところでございますので、引き続きご理解とご支援をよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 ありがとうございました。

明日、初市があるからということでもありますけども、やはり初市があって、あのようないろんな案内板とか立てなければならぬのは分かるんですよ。ただ、案内板とか、そういう立札をあの近くに置くということ自体が、あの存在が何か価値がないのかなというふうにも取られかねないと思います。

そこら辺は、やはり今後、もし新しく作っていかれるなら、私は作るのに反対です。やはり既存の今あるベンチ、例えば、この間も言いました堂山展望所の一番先のベンチ、景色がいいです。市長、見に行ってください。花房坂公園のベンチ、あれを見に行ってください。すばらしい景色です。あれをちょっとデコレーションすれば、100万円もかけずに、10万円ぐらいでピンクに塗るとか、そういったデコレーションをすれば、私はそれで十分だろうと思います。それに、もう今あるものを有効活用すれば、いいものができると思います。市長、もう新しいものは、私は市長のために言っております。

ちょっとこのSNSに、ある人が投稿したものを読ませていただきます。

菊池市にあるラブベンチ、並び鷹の羽のデザインの椅子、俺はこれには尻はつけれない。海外で日の丸を足で踏んでいく映像が頭をよぎるから、菊池市の旗印だしね。ちょっと無理かな。でも、こんなのが数個あって、誰か座っているのを見たことほとんどない。作っておしまいじゃなくて、ラブベンチフォトコンテストでもやればいいのに、もし既にやってたのならごめんなさい。審査員もその筋のお偉いさんじゃなくて、菊池のちびっ子とかに選ばせればいいのに。もっと税金は有効に使ってほしいよ。ほかにもっと使うところないのかな。このようなことも私は言われて当然かなという思いは持っております。

このラブベンチの発想は本当にいいことだと思います。それで、今あるものを、既存のものを利用して、それに対して、今の投稿のように、ちびっ子に審査員をしてもらうとか、何かお偉いさんじゃなくて、そういうところをやはり探っていくていただければ、必ず私は成功すると思いますので、そういったことにもぜひ耳を傾けて、市長に頑張ってほしいと思います。

ラブベンチについては、以上です。

次に、水道検針員について質問をいたします。

このことについては、令和5年第2回定例会の議案第41号、菊池市給水条例の一部を改正する条例において、水道料金の算定の基準となるメーター検針について、毎月から2か月ごとに変更するに当たり、条例を改正するものである旨の説明が執行部よりあり、議会に同意を求めるものでありました。

しかし、議会開会日になり、水道検針員の方々から、菊池市議会議員の皆様宛て

に要望書が届いたことは、皆さんご存じのとおりです。要望書の内容は、水道事業民間委託における検針等の変更についての要望書となっております。

読み上げますと、日頃より菊池市発展のため努力していただいていることに深く感謝を申し上げます。今回、水道事業民間委託に伴い、今後、検針が2か月に1回となり、さらに、それに伴い、水道検針員の給与を半減する方向と伺いました。

私たち水道検針員の生活保障が大幅に脅かされること、また、住民の安心・安全につながる見守り、脅かされることにつながると危機感を抱いています。つきましては、今までどおり、見守りを兼ねた検針が実施でき、これまでの給与が保障されるように予算措置をお願い申し上げますというような内容でした。

この件について審議がなされ、結果は当然ながら条例案は否決の運びとなりました。否決の理由は、第1に、検針員への人権を無視したような説明不足と、年間給与100万円から50万円という半減が、物価上昇の激しい中、最低の生活保障を脅かすようなものであり、働き方改革に逆行すること。さらに、隔月検針のデメリットとして、水道料金だけでなく、早期の漏水発見が困難なため、これまで最大1か月だったものが、2か月の水資源の無駄になるおそれがあることなどが挙げられ、この条例案については、賛成1、反対18の大差により否決になりました。これは至極当然のことと言えます。

しかし、執行部は間髪入れずに、次に、令和5年第3回定例会で議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定についてというメーター検針を毎月から2か月に変更することについて、またもや検針員さんへの説明がないまま、全くされず、令和5年第2回定例会では、改正条例の施行日を令和6年4月1日からとして提案されたものを、令和5年第3回定例会においては、施行期日を令和8年4月1日からと2年先延ばしされただけで、その2年の根拠も示されないまま見直され、改めて条例改正が執行部より議会に提案がなされました。結果は、残念ながら、賛成多数で可決の運びとなりました。

私は非常に残念でなりませんでした。またも人権を無視したようなことの進め方、秘密裏に事を進め、何が何でも事を成し遂げようとするようにしか感じられなかったことが何とも情けないと思っております。検針員の方々がそれ以上に落胆され、怒りさえも覚えられたことを理解されているでしょうか。

そこで、お尋ねですが、この給水条例の施行日が令和8年4月1日となっておりますが、あと1年以上あります。もしこのことを撤回するとするなら、どのような手続が必要なのか。それと期間がまだまだ間に合うのか。手続が可能であるならば、この給水条例をいま一度見直し、撤回する考えはないのか、市長にお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 令和5年第3回定例会に上程して議決いただいた水道条例の一部改正の件であるというふうに思います。

ご質問の件につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少であるとか、物価上昇に伴う費用の増大等により、水道事業経営が今後悪化する見通しであるということのために、検針業務を含む水道事業徴収事務委託料の経費削減を目的として、狙いとしては、極力水道をご利用いただいている皆様にご負担がかからないようにということで、令和5年第3回定例会に上程し、議会の議決をいただいたものでございます。

そのため、議決をいただいた現状におきましては、撤回という手続はございません。また、現状の考え方や方針を改めての改正とか廃止といったことも考えてはおりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 撤回はないと、先に結果だけをもう言われましたけども、1つは、もし撤回されるのであれば、今現状として、間に合うのかということも併せて聞いたわけですよ。そこもお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今申し上げましたとおり、様々なご意見を交わしながら、令和5年第3回の定例会に上程して、議会でご議論いただいて、議決をいただいたものでありますので、撤回ということは手続としてもございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 撤回は考えてもいないと、あり得ないというようなご回答だったかと思います。

昨日の荒木議員の質問でしたか、荒木議員への答弁と、熊日さんへの返答と違いますか、あれが全く違っていたというようなことも考えられますので、もう一度私の話を聞いて、もう一度だけ聞きます。

財政的なものもありましたが、菊池市水道事業損益計算書の未処分利益剰余金を見ますと、令和3年度1億2,000万円、令和4年度1億1,300万円、

令和5年度1億4,800万円となっております。相当な黒字経営がなされていると感じております。

それに加えて、ここに検針員さんから私宛てに、令和5年9月7日に1通の手紙が届きました。ちょっと読みますので、市長、しっかり聞いてください。

秋が気持ちよい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今回、改めて検針員一同より、お手紙を書かせていただきます。7月の定例決議では大変お世話になり、ありがとうございました。議員の皆様の人情ある優しい志で否決の運びとなりましたが、ご存じのとおり、令和8年より隔月検針になる議案が出されました。私たちの切実な思いを理解して代弁いただいたたくさんの議員さんに、再びこのような議案が提出されたことは非常に残念に思っております。

現在、物価高上昇で、生活用品全ての値上がり、特にガソリンの値上がりは、自腹での検針をしている私たちには相当な打撃を受けております。私たち検針員は、四季を通し、梅雨は局地的大雨や長雨で、検針しづらい状況の中、夏は熱中症、害虫対策をしながら、日々奮闘しています。冬は寒波により水道管の破裂も多数あり、寒さに凍えながら、漏水防止に努めております。

今回の議案提出により、市民の大切な生命の源である菊池のきれいな水道水を見守りながらも、私たちは今後どう生活すればよいのか、必死に模索している毎日です。

また、地域の方々への見守りも兼ね、やりがいを感じ、必要な業務だと自覚して頑張っておりますが、今回の議案は、前回の否決された議案に検針員への説明不足と、令和8年からの期間延長を足しただけで、何の意味があるのでしょうか。いまだに説明すらされておられません。理解に苦しみます。

菊池市の水道事業は、給水戸数も4年間で680世帯増加し、TSMCの進出に伴い、アパート、一戸建ての建設増加や、菊池テクノパーク西側に整備される予定の半導体関連の企業誘致が計画されているために、人口増加と水道使用量も間違いなく増加する見込みと思われます。したがって、このような議案が出ることは悲しみに堪えません。

前回ご協力いただきました議員さんにお礼を申し上げますとともに、再度、是々非々で検討をお願いいたします。

長文にてお時間をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和5年9月7日、菊池市議会議員様となっております。

江頭市長、この手紙を聞かれてどう感じられますか。

そこで、いま一度、市長にお尋ねいたします。

菊池市給水条例の一部を改正する条例案を白紙撤回する考えはないか、いま一度

最後に、市長、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 引き続き、その白紙撤回の考えはないかという趣旨のご質問でございます。

3回目の繰り返しになりますけれども、これが、今、議案を提案をして、審議の途中であるということであれば、また別だと思えますけれども、令和5年第3回の定例会に上程をして、ご議論いただいて、議会の議決をいただいたものでございますので、白紙撤回という手続自体を私どもは想定しておりませんし、また実際には可能ではないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 可能だと思いますよ。

終わります。

○水上隆光 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時36分

再開 午後1時43分

—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、給付型奨学金教育振興小川基金の活用状況についてお尋ねをいたします。

この小川基金の奨学金につきましては、平成21年3月定例会の質問以来、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。私自身、平成21年12月に直接、故小川水寶氏のご遺族の小川恵美様と東京で面談することができ、青少年育成に対する熱い思いを強く感じたところであります。

これまでの奨学金創設の経緯につきましては、これまでの市の対応において、遺族側との意思疎通が不十分だったこともあり、長い間、小川基金を活用した奨学金制度が創設できなかった背景がありましたが、ようやく平成30年10月1日から

給付型奨学金の申請受付が始まりました。特に私が当初から要望をしておりました入学一時金を含む給付型奨学金ができましたので、これまで経済的理由で進学が難しい子どもたちの夢がかなうのではないのでしょうか。そして、この奨学金制度によって、将来的には菊池市の発展に結びつくものと思われま

す。これまでの給付については、何度か確認をさせていただきましたが、改めて給付型奨学金教育振興小川基金の申請状況及び内定の状況をお示ししたいと思います。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、小川基金のこれまでの活用状況についてお答えいたします。

菊池市教育振興小川基金を活用した小川奨学金につきましては、議員ご案内のとおり、「優秀な子どもに、上級学校進学の夢を与えたい」という、本市泗水町出身の故小川水實氏の寄附金を基に、平成30年に設立した返還の必要のない給付型の奨学金制度でございます。

これまでに、多くの奨学生に給付しており、奨学生へ行いましたアンケートからは「この奨学金のおかげで金銭的な心配をせずに勉学に専念でき、とても感謝している」との喜びの声を多数いただいているところでございます。

これまでの活用状況でございますが、平成30年度から令和5年度までの6年間で、49名に対しまして、入学一時金として1,610万円を給付、奨学金として4,353万3,334円を給付、総額5,963万3,334円を給付しているところでございます。

なお、令和5年度末時点での小川基金残高は9億7,127万4,663円となっております。

令和6年度におきましては、高校進学者1名、大学進学者7名、計8名の申請がございましたので、成績要件や所得要件などに基づいた申請内容の選考、また、小論文と本人面接による選考を行い、最終的に6名を本年度の小川奨学金奨学生採用内定者として決定しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

改めて、故小川水實氏とご遺族の小川恵美さんに心より感謝を申し上げたいと思います。

今、部長のほうからも報告があったように、その奨学金をお借りというか、給付型ですから差し上げて、勉強ができることによって、大変その対象者の方も感謝していると。そういうことで、結果的にはとてもいい制度だと思います。

私としては、これまで一般質問の中で申し上げておりましたが、小川水寶さんとは、そのいろんな連絡は取り合っていると思いますが、実際に小川恵美さんとのコンタクトとか、そういうのはどういう形でやっておられるのか、報告いただきたいと思いますけど。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、こんにちは。教育振興小川基金に関しまして、私のほうからも、故小川水寶氏と、並びにご遺族であります小川恵美様へ感謝申し上げたいと思います。

先ほどご質問の件ですけども、ただいま教育振興小川基金に関する報告につきましては、故小川水寶氏のご遺族であります小川恵美様へ、年度ごとの奨学生の数と給付額と基金残高を毎年報告しており、本年度も7月に書面で報告しているところでございます。

なお、ご遺族への直接訪問につきましては、基金設立前に、市長が複数回にわたり訪問や電話連絡をさしあげてお話をし、ご理解をいただいているところでございます。

基金設立後は、代理人弁護士を通じて書面報告していただければ結構ですとのお話をいただいておりますので、毎年1回の報告を行っているところでございます。

もし機会がいただけるならば、ご訪問し、直接お礼を述べさせていただきたいというふうに思っているところです。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

いずれにしても、弁護士のほうからそういう形で、報告だけでいいということであればいいんですが、不動裕理基金のときのように、やはり連絡の不徹底によって意思疎通ができていなかったということもございますので、そういうことについては、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、竜門ダムの未利用水のT S M C、ソニー等、半導体関連企業への活用に対して、菊池市、龍門地域の活性化のためにも基金設立が必要だと思われるが、市の考えを改めてお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、令和5年の元日の熊日新聞に、「竜門ダム未利用水活用」の見出しで大きく掲載されておりましたので、市の今後の対応によっては、地元龍門地域はもとより、菊池市の活性化につながると思い、令和5年第1回定例会において、市長に対して、地元自治体として、竜門ダムの水は農業用水が基本ですが、今回国家プロジェクトのTSMCに竜門ダムの未利用水を活用するのであれば、スピード感を持って、菊陽町をはじめとする関係自治体と連携を取って、関係する土地改良区、漁協のご協力、ご理解をいただきながら、市の活性化に結びつくようにトップセールスをお願いをいたしました。しかしながら、その後、何度も同様の質問を市長に続けておりますが、現在、具体的な動きはありません。

議会としても、令和6年7月5日にTSMCに関する政策提言書が提出され、竜門ダム工業用水の未利用水活用については、市民への十分な説明を行いつつ、本市にとって有益な施策を講じるべきであると示されております。

この提言につきましても、議会に対して具体的な動きは現在示されておられません。他の自治体に比べて対応にスピード感がなく、チャンスを逃していると思われます。

私はこれまで、国有資産等所在市町村交付金、いわゆる竜門ダム市町村交付金の一部を基金として積み立てて、龍門地域の振興のために活用できないか、何度も質問、要望を続けております。

令和元年11月には、龍門地区区長会より、改めて龍門ふるさと振興基金設立に関する陳情が市長に提出されておりますが、現在も設立に至っておりません。

令和元年の地元の要望によって、すぐに設立ができていれば、現在のTSMC等の半導体への竜門ダム未利用水活用に対して、関係自治体をはじめ、TSMC関連企業への様々なアプローチができたのではないのでしょうか。残念でなりません。

そこで、今回は市長選挙を前に、改めて確認を含めお聞きいたしますが、竜門ダム市町村交付金の一部を基金として積み立てる龍門ふるさと振興基金の設立の考えがあるのか、ないのかをお答えいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ダム交付金の一部を龍門地域の振興基金とすることへのお尋ねでございます。これまで数回にわたり一般質問等でご要望いただいている件でございます。

繰り返しになりますけども、国有資産等の所在交付金というものは、国や県が所有する固定資産に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付されて、市町村の一般財源として受け入れるものでございます。そういうことでありますので、この一般財源という性質上、この交付金の一部を財源とした特別の基金を創設する

という考えはないということに変わりはありません。

しかしながら、毎回これも申し上げておりますけれども、それとは別に、龍門地域というものは竜門ダムをはじめとした観光面、あるいは椎茸をはじめとする特産物を生かした産業面など、龍門地域ならではの魅力というものがたくさんございます。多方面でそうしたものを活用した大きな可能性があるわけでございます。そうした地域資源を生かしながら活性化につなげていくということは大変重要であると考えておりまして、キャンプ場の開設等もその一環であるわけでございます。

今後も引き続き、地域の方々から地域振興のための要望や活性化のためのアイデアをいただきながら、具体化できるものにつきましては、必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えておる次第です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 何度申し上げても、何か私の考えと市長の考えは全然違うように感じておりますが、令和元年の11月に地元区長会から陳情書が出た内容には、一般財源として受け入れるものでありますけれども、交付金の一部を基金として創設することは難しいことですが、特定目的基金とする場合は、その目的に応じたものとして設立することは可能であると。基本的には可能であるんですね。だから、令和元年のときにつくっておけば、今、TSMCのほうでいろんな経済がこっちのほうにも余波が来ておりますけど、私が言いたいのは、竜門ダムができたいきさつについては、やっぱり龍門地域の人たちのご協力があってできておるわけですね。ですから、そのことも含めて、その涵養林を整備するのにも経費がかかりますので、そういうことに対する、ある面ではほかの自治体から、また、いろんな企業から、今、企業側のふるさと納税とか、そういうのもございますが、いろんな受け入れる窓口をそのときの基金としてつくっておけばよかったんじゃないかという考えです。

昨日も今日も、阿蘇の地下水涵養で基金を県のほうが主導になって新設するということもありまして。水利権は企業局が持っておりますけれども、そういうことも含めて、竜門ダムの水をある面では菊陽町なんかが使われるんですから、やっぱり地元としても、ちゃんとお願ひする立場であると思いますので、やはり今回こういった形で確認をするためにお聞きしているのは、先ほど二ノ文議員もおっしゃいましたけど、やっぱり市長選挙の前でございまして、今日は龍門地域の方も傍聴に来ておられますが、やはりこういうのに本当に真剣に取り組んでいただけるのか。さっき、二ノ文議員も可能なことは可能なんですね。できないことはない。それを

やっぱり確認するための質問でもありますので、市長としてはやらないと。基金はつukらないということですけど、その答弁のままでよろしいのでしょうか。もう一回だけ、イエスかノーかで答えてください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの件、同様の質問でございます。

繰り返しになりますけども、議員さんのご提案というのが、竜門ダム市町村交付金の一部を龍門地域の活性化基金に設立できないかということでございますので、これにつきましては、るる説明してきたとおりでございます。

ただ、この龍門地域というのは、菊池市にとっても大変重要な地域でもございますので、様々な形で総合的に、今、ご支援をさせていただいていますし、いろいろなご協力もさせていただいているところでございまして、若い人も今は非常に活気づいているというところでございますので、そのような形で実効性のあるご支援を続けさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 令和元年の11月に地元区長会で要望に行かれたときには、こういう基金をつくらなくても、龍門地域については、いろんな形で対応しますという約束をされたということを聞いております。

私も龍門地域の方々といろんな陳情を受けてやっておりますけど、基本的には全然できてないところがたくさんあるんですね。穴川区の区長さんも、大分前の区長さんの要望だって、まだ全然取りかかってもない。そういうことがたくさんあるんですね。やっぱり最終的には政治というのは結果でしょうから、結果が出てないのに、やっぱり方法はいろんな形を考えるのがトップでしょうから、また、先ほども申し上げたように、この基金は設立できるんですよ。一般財源で受け入れておりますけど、それは基金としてできます。市長が私たち議会に条例を提案すればいいと思いますよ。ですから、再確認をして、基金はつukらないということで確認ができましたので、そういう形で私は認識しました。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と、見直しが必要だと思われるが、現状についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。その後は見直しを含め、一貫して各支館の地域移管廃止への問題、廃止となっている重味グラウンドについては、ドクターヘリポ

ートに指定されていることも踏まえ、市民の命を守るために、指摘、要望を続けてまいりました。

熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかりと考慮して検討を進めなければなりません、現在の菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない計画を一方的に押しつけています。

私は迫間地区に住む者として、迫間支館、重味グラウンドについては、市民の命を守る施設として、従来どおり市で管理するべきであると考えます。

これまでの一般質問で何度も申し上げましたが、区長会として協議を重ねて、全会一致で迫間支館、重味グラウンドについては、行政で管理運営していただくように要望をしておられます。

その後は、水迫地区を加えて、市議会に公共施設として存続を求める陳情書が提出されましたが、令和6年第2回定例会で、賛成7、反対11、棄権1で、不採択となりました。傍聴しておられた区長の方々も、賛成討論が4名に対して、反対討論は1名だけなのに、結果は不採択になったことに大変憤慨をされておられました。

重味グラウンドについては、議会では不採択となりましたが、ドクターヘリポート緊急避難場所として存続することができました。令和2年7月に示された菊池市公共施設等総合管理計画に重味グラウンドの廃止が示されていること自体が間違っていたのであります。

迫間支館についても、迫間地区区長会で指定緊急避難所として、これまで同様、市の管理運営による体制を維持していただき、さらに設備の拡充を全会一致で要望されておりますので、あえて税金を使って、全戸にアンケートを取る必要はないと一般質問等で指摘、要望しておりましたが、令和7年3月の支館ごとの方針決定に向けて、アンケートを現在実施中であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、菊池市公共施設等総合管理計画で示された迫間支館を含む各支館の地域住民への説明と取組の状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

現在はアンケートを実施中でございまして、支館の管理運営に関するアンケートは、水源地域を除き、龍門・迫間・花房・戸崎、4地域で実施をしております。

水源地域につきましては、令和4年度に隣接する水源交流館と併せてアンケート調査を実施しておりますので、今回は未実施でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 アンケート実施だけですか。その状況的なものは何も報告はないんでしょうか。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、お答えいたします。

現在はアンケートの実施中でございます。今後につきましては、このアンケートでいただきましたご意見等を踏まえて、市民の皆様にご理解いただけるように、丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今、再度お聞きしたのが、基本的には迫間地区の私にも、地域住民ですからアンケートが参りました。総務文教常任委員会としても、そのアンケートの内容とか、そういうのを知りたかったんですが、所管ですから、しかしながら、総務文教常任委員会としては、その必要はないということに結論も見ましたので、私は、その地域の地区長さんとか、その運営委員会の役員の方といつもコンタクトを取りながら、どういう状況ですかというふうにお聞きしておりました。

最終的な確認が来るんだろうという形の中で、地区長さんとか、その運営委員の方とは話しておったんですが、最終的には確認は来なくて、これが発送された。というふうにして認識しております。

その配慮不足もございますが、アンケートの内容についても、公共施設のまま用途変更という形の中で書いてはありますが、基本的に、今、所管が生涯学習課のほうですから、全然その避難所とか、そういうのに指定されていることも何も書いてないんですよ、アンケートの中に。であれば、やっぱり地域の方々もそういうことはある程度知らしめないと分からないと思うんですよ。この用途変更についても、やはり具体的に分かる方はその避難所として残していただきたいと書かれるでしょうけど、普通の地域住民ではそれだけ理解ができるかどうかというのは、私は分からないと思いますよ。ですから、もっとやっぱりこの支館の運営については、ほかの所管のところとも連携を取りながら、やっぱり決めていくということで合意形成を図るというふうにおっしゃっていただきましたので、できればそういう、今現在は指定緊急避難所にもなっていると。そういうこともやっぱりアンケートの中に加えておかなければいけないというふうに思います。

ほかのところのアンケートは、私は分かりませんので言えませんが、もう1点、先般、私たちの総務文教常任委員会との意見交換会がありました。その中で、その花房小学校も意見交換の関係がありましたので、花房地区の地区長さんがお見えになっておりました。その中で、迫間支館はなくなるんですが、地域のいろんなことについては、会合を行ってやっていただきたいという形で市は言うけれども、結局、迫間支館はなくなるから、ある面では、そういう話合いをする場所はなくなると。表現的には、市は、えらいちぐはぐのことをやっているねという形で意見がございました。ですから、やはりもうそこまでなくなるということを前提に私たちには報告みたいなことをされたから、そのアンケートというか、それぞれの支館の状況はどうなっているのかなというふうにお聞きしたわけでございます。

それと、もう1点だけちょっと付け加えますけれども、市の区長会の研修が今年の9月にあったみたいです。その中で、益城町のほうに研修に行かれたみたいですけど、地震のときに益城町のほうでは、やっぱり体育館とか、そういうのに避難をしたと。そのときの大規模の避難所では駄目だと。やっぱりある程度の少人数の避難所でない、やはり利用者の方々にとっては大変だということの、区長会としても研修に行っておられるわけですね。だから、そういうことも踏まえて、私どもの地元の迫間支館なんかがやっぱり適正な人数の避難所になると思います。

迫水小学校もなくなりますので、迫水小学校は、今、民間に売却しておりますので、今から使えませんので、熊本地震のときは菊池北中学校と迫水小学校体育館のほうに振り分けましたので、そちらのほうに避難所を開設しましたが、私もこれまでのいろんな討論の中で申し上げましたが、迫間支館はそのときには、地震のときは行政のほうで開設をしなかったんですね。していただけなかった。そういう経緯も含めて、しっかりと防災交通課と生涯学習課と連携を取って、市民にとって何が正しいのかということ踏まえて、確認をしていっていただきたいと思います。

このことについて、やはり今、市長に、迫間支館の菊池市の公共施設の計画については、最終的には市長が提案されたものとして理解しておりますが、市長として、この支館の地域移管廃止については、どういうふうな形で考えておられるのか、ここで改めて確認をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今後の公共施設の管理に関するご質問でございました。

公共施設等総合管理計画というものでございますけども、これは視野としては、今後40年間という長い視点で見えておりますけども、そのそれぞれの全体的な基本方針を定めているのは10年計画であります。計画から間もなく10年が経過しま

す令和9年度には、それ以降の10年間の新たな計画の策定を行う予定にしております。

その中で、各施設の管理ですとか、具体的な方針を示した個別施設計画というものがございますけども、これにつきましても、社会情勢の変化や、施設の老朽化の度合い、あるいは利用状況等々の課題の整理と検証を行いながら、また併せて、社会環境も変わっていくにつれて、施設の持つ機能面なども変わっていく可能性がありますので、これも含めて検証して対応していく予定でございます。

今後につきましても、今回のアンケートのように、利用者等の意見にも耳を傾けながら、利用の状況を踏まえて、丁寧な説明を行いながら、コスト面も考慮して、合意形成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 私としては、やはり生涯学習課の所管の施設としてよりも、やはり市民の命を守る避難所として、もう絶対に残すべきであるということを申し上げておきたいと思います。

それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区から提出された環境整備基金活用の進捗状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで経緯も含め何度も指摘、要望を一般質問等で続け、また、これまでの水迫地区区長会の方々と協議を重ね、私としては、長い間、産廃問題でご迷惑、ご苦勞をおかけした地域にぜひとも活用していただきたく、説明を続けてまいりました。

その後、令和5年度の水迫地区区長会会長様によって、各地区の要望を取りまとめていただき、水迫地区としての陳情書が令和5年12月11日付で提出をされました。

その後、令和6年度の水迫地区区長会に対して、改めて7月11日に市民環境部長も参加による地元説明会が開催され、これまでの要望と基金積立金額に差異が生じていることを踏まえ、優先順位等の検討をお願いをされました。

その後、各区長が地区の戸数割、地域性、優先順位等を協議され、私も参加させていただきましたが、水迫地区区長会としての協議会を何度も開催されて取りまとめていただきました。

令和6年8月26日に、市に私も同行いたしましたが、水迫地区区長会長が代表して取りまとめた要望書を提出されました。令和6年第4回定例会でも申し上げましたが、水迫地区の区長様が何度も協議を重ねて提出されておられますので、とに

かくスピード感を持ってやっていただくようお願いしておりましたが、令和6年第4回定例会で上程されたのは、一部の地区の要望のみでありました。私としては、現在の物価高騰を考えた場合、基金として予算はありますので、全地区の予算計上ができなかったことに対して指摘をいたしました。

この環境整備基金については、先ほども申し上げましたが、九州産廃問題でご迷惑、ご苦勞をおかけした地域に活用するものでありますので、一日も早い対応をしていただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、これまで予算化された地区の事業の進捗状況と、今回予算計上されておりますほかの地区の活用の対応の状況をお示ししたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 環境整備基金の活用状況についてお答えいたします。

環境整備基金の活用による各種要望事項につきましては、水迫地区長ほか、水迫地区関係区長8名の連名により陳情書の提出がなされており、早期の事業着手を望まれていたため、令和6年12月の補正予算にて、年度内に完了可能な一部の要望事項に係る事業費を予算化したところでございます。

令和6年度における具体的な事業内容としましては、ごみステーション改修補助、防犯灯LED化工事等が主なものであり、鉾の甲区及び立門区の要望事項がそれぞれ2項目ずつの計4項目、また、水迫地区長の要望事項2項目も含め、合計6項目の要望事項に係るものについて、3月末の完成に向け、現在、関係部署において各事業を実施しているところでございます。

なお、残る7行政区の要望事項に関しましては、地元の要望内容を踏まえた上で、本定例会において、令和7年度当初予算として上程しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 補正予算で出された分については、私もいろいろ進捗状況は確認をしております。

今、答弁がありましたように、あとの分については、今回当初予算に出していただいたということに対しては、執行部の皆さんには大変ご苦勞をかけたと思います。ありがとうございました。

それで、いずれにしても、その地区から出た要望というのは、やはり今回区長さんたちが一生懸命地域の方々と協議をして出されておりますので、事務レベルでも

大変な部分がたくさんあると思うんですね。ですから、そのことについては、やっぱり地域の意見をしっかりと聞いて、当初予算に出ましたので、一日も早く施行的なものができるように、執行部としても一生懸命に取り組んでいただきたいと思います。強く要望しておきたいと思います。

それでは次に、迫間地区における追尾型太陽光発電事業の地域住民の不安解消への環境保全の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、菊池市環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民への説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。

市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安解消には至っていない状況であります。

令和5年2月17日、市役所において、開発業者としては、工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で説明会が行われ、開発業者側の提案と地域住民からの排水の問題、またこれまでの業者が示した6基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、結果的には物別れになったとはいえ、開発業者による迫間支館の隣接に8基程度、さらに先日から3基程度の追尾型太陽光発電設備が新たに設置が進んでおり、地域住民の方々より、開発業者の誠意のない対応に大変憤慨をされております。

令和5年11月には、菊池市を經由して、開発業者に迫間地区における太陽光発電事業の開発に関わる協議について、迫間地区長、大柿区長、平野区長より、施設内の里道に関すること、施設内の排水に関すること、施設開発に伴う隣接地の補償に関すること、居住地に隣接する追尾型発電機器の撤去に関することが開発業者に提出されましたが、令和6年1月に開発業者の代理人により、協議には応じることができないとの返事がありました。

迫間地区の追尾型太陽光発電事業は、菊池市環境基本条例違反から開発がスタートしており、市としても責任を重く捉えていただき、一日も早い地域住民の不安の解消に努めるべきであります。

令和6年第2回定例会でも申し上げましたが、菊池市と菊池市のような太陽光発電設備のトラブルが全国の自治体の41%で発生していることが、令和6年3月に総務省行政評価局から公表されております。

市としても、トラブルとして認識しておられると思いますが、迫間地区における追尾型太陽光発電設備の現状と、今後の対応をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 それでは、迫間地区迫尾型太陽光発電事業計画に係る市の対応状況についてお答えいたします。

まず、事業計画計外からの目視による現地確認を継続して行っており、今月上旬に事業計画地北側におきまして、迫尾型太陽光発電設備設置工事に関連すると思われる資材等の搬入の状況を確認したところでございます。

このことを受け、開発事業者に対しまして、事業計画地北側における迫尾型太陽光発電設備設置工事再開の有無について、開発事業者代理人弁護士を通じて回答を依頼しているところでございます。

また、本件につきましては、九州管内の太陽光発電事業全般を所管する九州経済産業局に対しまして、現状報告、相談及び教示依頼を行うなど、直接的な情報共有等を図っているところでございます。

今回の開発事業者による迫尾型太陽光発電設備設置工事再開の有無に関する回答内容によっては、同局に対する状況報告を行うとともに、工事を再開している場合にあっては、国のガイドラインへの適合の有無と併せまして、同局から開発事業者への対応に関する確認を行いたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長の答弁によりますと、3基開発については、代理人弁護士を通じて連絡をしていると。基本的に弁護士を経由しないと何も連絡が取れないような状況ですから、全然返事が物すごく時間がかかるわけですね。

その経済産業省のほうにも、FIT法とか、そういうことも含めた上で、新たにある面では売電する可能性もありますから、そういうことを申入れをやっていただいておりますと思いますが、もう私としては、とにかく最初、これ菊池市の環境基本条例違反からスタートしておるんですよね。ですから、今、業者のほうはそういう弁護士を経由して、執行部のほうから言うような立場ですけど、先般、一般質問でも申し上げましたが、ある面では、地元の請負業者として、この開発業者は仕事は市の受注をしているわけですね。もう金額的には何千万円か受注をしています。普通であれば、弁護士を経由しないと何も連絡が取れないような、ある面では、紛争状態なんですか、そういう状態になっているのに、公共事業は堂々と取れると。

先般、確認したときには、何か問題のないような報告ですけど、私たちみたいな市民感情からすれば、それで本当にいいのかと。本当に市民の方々は怒り心頭でご

ざいます。

経済産業省のほうにも、やっぱり市長自らでも確認、また申入れに行っていたくようにしていただきたいし、地元のある面では請負をやっている業者のほうには、やっぱり市長自らが交渉をしていただくような形を取っていただかないと、こういう時期に、それも先ほどから迫間支館のことを申し上げていますが、迫間支館のもう本当目の前に、今、3基立てようとしているんですね。ですから、そのことについては、執行部としてどう思われているのか、また、市長としてどういう思いでおられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 太陽光問題に対する私の考えを述べよという趣旨のご質問でございます。

これまでもお伝えしておりますけども、これまでの協議等を通じまして、大変長い間、地域住民の皆様がこの太陽光問題で大変大きな不安感を抱えていらっしゃるということは私も常に共有しているところでございます。

そういう中で、市としましては、環境基本条例に基づきまして、関係地域住民の皆さんと開発事業者双方における協議が調いますように、市のできる範囲で全力で仲介役という形で、粘り強く市としても最大限の努力を行ってきたところでございます。現状はなかなか難しい面も多うございますけども、今後とも引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

実際のF I Tの権限を持っておりますのは九州経済産業局でありますけども、市民環境部長も答弁しましたとおり、太陽光発電事業全般を所管する九州経済産業局に対しまして、現状等を踏まえた各種確認、あるいは状況の説明等もこれまでも行ってまいっておりますし、また改めてそのようなことにも注力したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長の答弁は、もう私もこの太陽光問題については、ずっと続けておりますが、同じ答弁の繰り返しであります。もうとにかく全然その動きが、結果的に何の解決にもなっていない。どんどんどんどん開発は進んでいくばかりです。

先ほども申し上げましたように、市の仕事はどんどん変わりなく取っていける。だけど、最初のスタートは、やはり私は環境基本条例違反からスタートして、あの

開発が既成事実ができてしまったというふうにして私は認識しております。

ですから、最初にその環境基本条例に基づいて、ちゃんとあれの事前説明会が行われていれば、こんなふうにはならなかったことも考えてください。ですから、もっと市長もそのことを認識して、自らがやっぱりちゃんと対応を徹底的に、何か仲介役でございすかなんかいう立場では、地域住民の命は守れないと思います。

本当に二、三日後もその開発が始まったということで、その対象者のすぐ追尾型の発電施設のすぐ下に家がありますので、その方ともお話ししたら、本当にもう風が吹けば音は鳴るし、もうとにかく不安でしょうがないと。そういうこともおっしゃっています。とにかくやっぱり結果しかないんですよ。結果を出していただかないと、どれだけ頑張ってますという形でもやっぱり解決はできませんので、もうとにかく市長として、トップとして、やっぱりその責任を持って、業者に対しても対応をしていただきたいと思います。よろしく願いしときます。

最後に、3月末をもって市役所を退職されます職員の方々に対しまして、長い間、合併前の市町村の時代から、それぞれの地域の発展のためにご尽力いただいたことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今後も、これまでの行政経験を生かして、菊池市の発展のために、さらにご尽力をいただきますようお願い申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。



日程第2 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会行政視察報告

○水上隆光 議長 次に、日程第2、総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

最初に、総務文教常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

総務文教常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 総務文教常任委員長 皆様、こんにちは。総務文教常任委員会の行政視察について、文章を読みながらご報告をさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

当委員会は、1月21日から1月23日の2泊3日の日程で、1名を除く委員6名と事務局1名、執行部1名の計8名により、奈良県奈良市のオンラインによる英語授業の取組及び中学校部活動の地域移行について、並びに島根県松江市のA Iデマンドバス等のコミュニティバス事業の取組について視察してまいりました。

まず、奈良市のオンラインによる英語授業の取組について申し上げます。

奈良市の市立小学校は、42校で児童数が1万4,784人となっており、また市立中学校は、22校で生徒数が6,972人と、県庁所在地でもあり、いずれも本市より随分多い状況でした。

最初に、奈良市が目指す英語教育についての説明があり、英語を学ぶことによって、①主体的に相手と関わる姿勢、②世界と関わろうとする姿勢、③多様性を受け入れる姿勢、この3つの姿勢を育み、教室と世界がつながることで子どもの未来・可能性を広げる。そして小学生までは、多様な方々と、ためらわずに会話ができる児童を、中学生になれば、世界遺産などの奈良市の情報を積極的に発信できる生徒を、さらに中学校卒業後は、世界遺産を守ってきた人々の思いを理解し、自分がどう行動するかを理論的に伝えることができる生徒を育てることを目指しているとのことでした。

また、独自の英語授業の取組としては、本来、小学校学習指導要領では、小学3・4年で外国語活動を年間35時間行った後、5年生から外国語科を学ぶよう定めていますが、奈良市の小学生は、年間20時間ではあるものの、小学校学習指導要領より4年も早い1年生から外国語科を学んでいます。その結果、中学卒業時点で英検3級以上の英語力を持つ生徒の割合は、全国平均より高い水準を維持しているとのことでした。

さらに奈良市では、ALT派遣を平成29年度に廃止しており、その代わりに、英語の専門的知識を有し、コーディネート業務を行うAEEと呼ばれる英語教育アドバイザーを全ての小中学校に年1から3回訪問させて、授業参観や教員への指導助言、教材支援を行い、子どもの英語力はもとより、英語教諭の指導力も伸ばすという取組を行っていました。

さらに、中学生に対しては、1人1台端末を活用したオンライン英会話を年3回実施しており、また小学生に対しては、地域に住む退職した英語教諭等の人材を授業で活用するため、小学校英語アシスタントとして、小学3年生以上のクラスに派遣していました。

特に、ALT派遣をオンライン英会話に移行したことで、歳出予算を約3分の1に圧縮しながらも、英語を話さなくてはならない必然性により英語使用場面をより多く創出できており、また生徒へのアンケート結果から満足度も高いとのことでした。

そのようにオンライン英会話への移行が成功したことによって、奈良市ではALT派遣に戻す考えはないということでしたので、その費用対効果を考えると、本市での1人1台端末を活用したオンライン英会話の導入検討に向けた調査を早期にお

願いたいと思います。

次に、同じく奈良市の中学校部活動の地域移行について申し上げます。

奈良市では、まず令和５年度に市民の関係者に、学識有識者の大学教授２人を加えた１３人による「中学校部活動のあり方検討懇話会」を立ち上げ、アンケートを実施しながら、昨年の１１月までに４回の会議を開催しています。

また、昨年の９月から中学校部活動をスムーズに地域へ移管できるかを検証するため、国のガイドラインに基づき、国の補助金を活用した実証事業に取り組んでいます。

具体的には、ならやま地区をモデル地区に選定し、地域のスポーツ協会の指導者２６人による８つの競技種目団体の受皿をつくり、参加者を募集した結果、現在、中学生８５人、小学生７５人の計１６０人の参加者によって、部活動が地域によって運用されているとのことでした。

今後の計画については、本年度末までに奈良市は、部活動の在り方についての方針を策定し、来年度から、その方針に基づき、段階的に部活動の地域移管を進めていき、令和８年度中に休日の部活動の地域移管を完了し、令和９年度中には放課後の部活動の地域移管も完了する予定となっています。

本市においても、教諭の負担軽減を考えると、近い将来、中学校部活動は地域移管となっていくべきとは考えるところですが、どの時期に、どのような移管の仕方が子どもたちをはじめ、保護者や学校側のストレスが少なく進められるのかという点で参考にするべき事例であると感じました。

また、奈良市では、部活動の地域移管が割とスムーズに進んでいるようでしたが、それらが確立されるまでは地域の協力も含めて様々な課題解決に苦労されていることも分かりました。

奈良市の方法は、きちんとした方向性と期限があり、地域移管が進めやすいと思えました。また、あり方検討懇話会の人選もバランスがよかったので、本市が来年度に予定している検討委員会を開催する際は、奈良市のように、ある程度の指針、期限等を決めてスタートしていく必要があると思いました。

次に、松江市のＡＩデマンドバス等のコミュニティバス事業の取組について申し上げます。

まず、松江市の現在のバス運行状況については、路線バスが、市営バス１１路線、民間のバス５路線の計１６路線が運行されており、また、コミュニティバスが、郊外を中心に１２地区で運行されていて、そのうちの４地区でＡＩデマンドバスを運行されていました。

なお、県庁所在地の松江市であっても、近年のバスの運転手不足によって路線バ

スの減便や廃止が余儀なくされており、そうした中で、令和５年度末に策定した地域公共交通計画の中で掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するため、新たなモビリティとなるＡＩデマンドバスを本年度から導入されたということでした。

このＡＩデマンドバスとは、時刻表や決まった運行ルートがなく、予約状況に応じて最適な運行ルートをＡＩ（人工知能）が考えながら走る新しい乗合バスのサービスのことであります。出かけたいときにスマートフォンのアプリ、または電話で、バス乗車の予約が可能となっており、また柔軟な運行ができることから、以前の定路線バスに比べて、バス停の数を約７倍に増やすことができ、運賃も地域内であれば大人であっても２００円で、どこまでも乗ることができることから、このＡＩデマンドバスの導入によって利用者は約１．８倍に増えていました。ただし、時刻表がないため、予約の在り方によっては到着時刻が遅れたりすることもあり、通勤や通学には適さないというデメリットもあるとのことでした。

ＡＩを活用した公共交通の運用について、人手不足や市民サービスを考えると将来的には本市でも取り入れていくべきと思いました。

また、本市の取組である、べんりカーとの相違点を知ることができ、べんりカーという制度・施策の検証につながる研修となりました。

本市も高齢化率の高い地域が多く、交通弱者が今後ますます増加すると予想されますので、松江市のように地元の住人による検討会等を立ち上げて、改めて、べんりカーや、あいのりタクシーの利便性の向上に努める必要があると感じました。

今回の視察は、各市での様々な施策が参考となり、有意義なものとすることができました。

以上、総務文教常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、総務文教常任委員会の行政視察報告を終わります。

次に、福祉厚生常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

[登壇]

○猿渡美智子 福祉厚生常任委員長 福祉厚生常任委員会の行政視察についてご報告を申し上げます。

当委員会は、令和６年１１月１２日から１４日までの２泊３日の日程で、委員６名全員と事務局１名、執行部１名の計８名により、東京都品川区、江戸川区及び神奈川県横須賀市で行政視察を行いました。

初めに、品川区の品川区介護職員確保戦略の取組について申し上げます。

品川区介護職員確保戦略については、令和２年度から令和３年度にかけて、人材

需給シミュレーションや区内法人へのヒアリング、介護職員を対象とした意見交換会などで実態把握を行い、区や法人が実施すべき具体的な取組案をまとめて実施されていました。

参入促進の取組として、社会福祉協議会が運営する品川介護福祉専門学校の生徒へ、2年間140万円の奨学金を貸し付け、卒業後に区内の施設で3年間働くと、奨学金を免除する修学資金貸付制度を行い、ほぼ全員が区内の施設に就職しているとのことでした。しかし、入学者を集めることに苦慮している状況で、高校へ訪問しPR活動を行うほか、動画による学校案内やYouTubeを活用した情報発信を区が行い支援されています。

さらに、職場体験を行う事業では、有償ボランティアと施設とのマッチングを区が行い、デイサービスなどで楽器の演奏等のイベントをボランティアが行うことで、介護職員の業務負担軽減が図られました。その後、体験者レポートをサイトに書き込むことで、介護職のイメージ向上につながる事業となっています。

次に、離職防止の取組として、介護職員不足の要因の1つに給与等処遇の課題が挙げられていることから、介護福祉サービス従事者に対し、月額1万円の居住手当を独自に支給し、253事業所の約4,200人を対象に一般財源からの支出を予定されています。

さらに、特養ホーム等にICT機器の設置経費を補助することで、生産性の向上支援をしていきたいとのことでした。

次に、江戸川区のひきこもり支援について申し上げます。

ひきこもりの支援を行うきっかけは、15年ほど前に当事者の父親から聞いた「この子のひきこもりが治るなら50万でも100万でも安いです」という言葉だったとのことでした。当時、ひきこもりは社会で認知されていない状況で、無理やりお子さんを外に連れ出す「引き出し屋」というものがあり、お金を払ってでも社会に出したいという親御さんの切実な思いに付け入るような業者がいることを知って、ひきこもりは家族だけの問題ではなく、社会全体で解決していく課題だということを認識されました。

令和元年度にひきこもりの実態調査を職員等により行った結果、681人の当事者が判明しました。しかし、内閣府の調査では、ひきこもりの出現率は1.5%程度といわれ、区の人口から算出すると1万人程度潜在し、声を出せない当事者や家族がいると考えられました。

令和2年度にひきこもり施策担当係を発足させ、区が行う施策の周知と相談窓口を明確にしたことが効果的であったようです。また、家族会議エバーグリーンを立ち上げ検証することで、家族の方も当事者と同様に苦しんでおり、同様に支援を行

うことが大切であるということが分かりました。

令和3年度には、約18万世帯に対し郵送で再度調査を実施されました。回答がない世帯には個別訪問を行い、半数を超える10万3,000世帯から回答があり、出現率である1万人に近い9,096人の当事者がいることが判明したそうです。その後、対象の世帯へ支援を行おうとしたが、5,906世帯の方から、ひきこもりと認識はしているけれど、今すぐ支援が必要ではないと回答があったとのことでした。今は支援の必要はなくても、リーフレットを配布し、困ったときの窓口を知らせることで、区とつながりを持っていただくことが大切であると話されました。

ひきこもりオンライン居場所として、メタバースといわれるインターネットの仮想空間と会場へ集まるリアル会場をつなげ、テーマを決めてイベントを行われています。声を出すのが難しい方はオンラインやチャットで参加し、多くの方が参加されていました。

駄菓子屋居場所よりみち屋として、ひきこもり支援の最終的なゴールは就労だけと考えてはいないそうです。しかし、家族の方からの要望は高く、当事者もこのままでいいとは思っていないが、就労したことがない、つらい体験だけしかなく一歩踏み出せないなどの理由で、長い時間の就労が難しい方のために、最短15分から駄菓子屋で就労体験ができるようになっています。内容は、接客や商品管理などがあり、社会とつながることを体験し、自分の存在感を理解することにとっても有効であるとのことでした。

ひきこもり状態にある人やその家族等へのサポート推進条例の制定は、令和5年11月に施行された理念条例で、区の責務並びに区民等、事業者、支援団体の役割を明らかにすることで、区民に理解とサポートの推進を周知するための施策を展開する後ろ盾になっていると話されました。

次に、横須賀市の終活支援について申し上げます。

横須賀市では、人が倒れてから亡くなり死後の事務を終える期間を、周産期になぞらえ「周没期」と定義されており、男性が平均9年、女性が平均11年とのことでした。その期間の市民の終活を行政は下支えするものと考え、主に2つの事業を行っています。きっかけは、横須賀市では無縁墓地の管理を行っており、以前は身元不明者の遺骨ばかりでした。身元不明者は、墓地埋葬法第9条の規定に基づき、亡くなった場所の市町村長が火葬することになっており、身元が分かる一般市民の遺骨が多くなっているのはどうしてなのかと思われたそうです。引取り手がない遺骨は、亡くなってから孤立するのではなく、生きている頃から孤立・孤独とされている。それなら生きているうちに相談ができる施策が必要であると考えられました。

エンディングプラン・サポート事業は、葬祭事業者へ２７万円を生前に支払い、死後事務委任契約を行うことで、自身が望む信教に基づいた葬儀が行われる事業です。亡くなる本人は身寄りがなく、遺骨が無縁仏となることを理解されています。生前に本人の意思で葬儀等について決定することで、葬儀・納骨に係る心配事を解決し、生き生きとした人生を送っていただくことを目的に実施されていました。

「私の終活登録事業」として、一人暮らしの高齢者は増え続けており、旅行先等で死亡した場合、親族へ連絡が取れないことがあり、身元不明者として旅行先で火葬されることがあったようです。事前に市のシステムに親族等の緊急連絡先、エンディングノートの保管場所、携帯電話のパスワードなど好きな項目を選び登録することで、警察や病院等からの問合せに市が回答を行い、入院等に伴う親族への連絡や、死後の事務等について滞りなく行うことができるようになっています。警察等は市役所へしか連絡を行わないため、市が実施することに意味があり、本人の終活努力を無駄にしないため市が支援を行うものであると話されました。

今回の視察では、どの自治体においても、課題に対する事前調査を行い、対象者のニーズに沿う施策を実施されていました。さらに、市が行うべきこと、住民等が行うべきことを明確にし、協力して課題解決に取り組むことは、本市においても参考になると考えました。

以上、福祉厚生常任委員会の行政視察の報告といたします。

○水上隆光 議長 以上で、福祉厚生常任委員会の行政視察報告を終わります。

これにて、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、３月１９日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後２時５７分

第 6 号

3 月 1 9 日

令和7年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和7年3月19日（水曜日）午前10時開議

第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決

第2 議案第34号 令和6年度菊池市一般会計補正予算（第12号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第3 議会改革検討特別委員会の報告・質疑

第4 議員提出議案第1号 菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第5 議員提出議案第2号 菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第6 議員提出議案第3号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決

日程第2 議案第34号 令和6年度菊池市一般会計補正予算（第12号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第3 議会改革検討特別委員会の報告・質疑

日程第4 議員提出議案第1号 菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議員提出議案第2号 菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議員提出議案第3号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（19名）

1 番	本 藤 潔
2 番	安 武 睦 夫
3 番	稲 継 智 康
4 番	古 田 浩 敏
5 番	島 春 代
6 番	大 山 宝 治
7 番	田 中 教 之
8 番	福 島 英 徳
9 番	緒 方 哲 郎
10 番	後 藤 英 夫
12 番	東 奈津子
13 番	水 上 隆 光
14 番	猿 渡 美智子
15 番	荒 木 崇 之
16 番	工 藤 圭一郎
17 番	二ノ文 伸 元
18 番	泉 田 栄一郎
19 番	木 下 雄 二
20 番	山 瀬 義 也



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	久 川 知 己

七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	上 野 重 智
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	財 津 裕 一
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係	志 水 利 貞
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前 10 時 00 分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第 1 各常任委員長報告（報告書は、巻末285～310頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第 1、去る 2 月 25 日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第 1 号から議案第 12 号まで、及び議案第 15 号から議案第 33 号までの 31 案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 9 件、その他議決案件 4 件の 13 案件です。

現地調査を踏まえ、2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告いたします。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第 1 号については、執行部より、関係法令に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議等を行うとともに、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保に関する協議等を行うための執行機関の附属機関となる菊池市公共交通会議を設置するため、条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、現在、地域公共交通計画（案）のパブリックコメントを募集中とのことだが、条例を制定する意味は何か。その前に条例を制定すべきだったのではない

かとの質疑に対し、執行部より、現在の菊池市公共交通会議要綱の規定に基づき、地域公共交通計画（案）を策定したところではあるが、その要綱には、委員等に対する報酬の規定がないため、条例化して報酬を支払えるようにするものであるとの答弁がありました。

次に、議案第２号については、執行部より、中学校の部活動の地域展開について調査審議し、望ましい中学校部活動の環境整備を推進するための執行機関の附属機関となる菊池市中学校部活動地域展開検討協議会を設置するため、条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、先日、行政視察で研修した奈良市の場合は、どの年度に土日の部活動を地域移行し、どの年度に平日の部活動も地域移行していくということを目的として協議会が始まっていたし、熊本市では部活動を残すことを決めているが、本市の場合は部活動の地域移行をするか否かの段階から協議会で決めてもらうのか。また何年度を目標として協議していくのかとの質疑に対し、執行部より、本市の場合は、部活動を地域展開するのか否かも含めて協議会で検討していただき、その結果に基づき、教育委員会で判断したい。ただ担当課としては、国の方針に従って、協議会を活用しながら地域展開の実現に向けて進めていきたいと考えている。また検討期間については、補正の予算措置が必要であるが、希望としては、国の補助事業に取り組みながら、令和７年度の１年間で結論を出したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第１１号については、執行部より、社会体育施設としての菊池市営小木グラウンドを利用廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、地元から小木グラウンドを売却する場合の条件を提示されているのか。また、小木グラウンドにある地元の人たちが物すごく大事にされているクスノキを伐採するのかとの質疑に対し、執行部より、地元からは、小木グラウンドを売却することになった場合には、太陽光発電事業者、ごみ収集業者、生き物を扱う業者、危険物を扱う業者はやめてほしいという要望があっていることを把握している。また所管は施設マネジメント課に移ることになるが、クスノキの件も含めて、引き続き、社会体育課としてもサポートしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第１２号については、執行部より、社会体育施設としての菊池市七城北地区ゲートボール場を利用廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、区の合意を得たとのことであるが、次の用途は決まっているのかとの質疑に対し、執行部より、七城北地区の１０区で、昨年、区長を通じて区民の意見

を取りまとめていただいております、その結果、流川区以外の9区からは、区民の多くがゲートボール場を知らなかったもので、社会体育施設である必要はない。ゲートボール場を廃止することに特に意見はないとの回答があつています。

また、地元の流川区からは、土地を売却する場合は、ごみの回収関係の業者、生き物を扱う業者、太陽光パネル事業者、アパート等の賃貸集合住宅はやめてほしいという意見が出ていますので、所管替えの先の施設マネジメント課に引き継ぐとともに、引き続き社会体育課としてもサポートしていきたい。よって、次の用途については、教育委員会では考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第27号については、執行部より、現行の第四次行政改革大綱の期間が本年度で終了することから、第五次の菊池市行政改革大綱を策定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、土地開発公社の「解散」とあるのは、「社会情勢の変化から一時休止」でよかったのではないかと質疑に対し、執行部より、本会議での行政改革大綱に関する質疑への答弁のとおり、「早期解散を目指します」としていることについては、あくまでも行政事務の効率化・合理化と行政サービスの向上といった行革の視点から、最終的に解散を目指すという目標はぶれることなく持ちながらも、公社の活用がある間は、状況を見ながら必要であれば少し解散を先延ばししているというものである。このことは、先日の公社理事会においても共通認識として確認されているとの答弁がありました。

次に、議案第28号については、執行部より、このたび、譲渡の相手方から市有地の払下げ申請が提出され、公益上、必要があると認められるので、無償譲渡を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第30号については、執行部より、菊池市市民会館の指定管理について、文化会館大ホールの閉鎖を考慮し、令和7年度の1年間の指定管理者に、現在の指定管理者である九州綜合サービス株式会社を指定するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第31号については、執行部より、菊池市総合体育館の指定管理について、来年度の大規模改修を考慮し、令和7年度の1年間の指定管理者に、現在の指定管理者である株式会社東京ドームスポーツを指定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、平成19年から現在まで継続して株式会社東京ドームスポーツが指定管理者となっているのかとの質疑に対し、執行部より、委員のお見込みのとおりであるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第1号について、委員会審査の中で、地域公共交通計画が

5か年計画だったので、もっと早く改善に向けて取り組むよう発言したところであるが、令和7年度当初予算の審査の中で、地域公共交通計画の1年目となる令和7年度における公共交通会議の開催数が2回しか予定されていなかった。計画初年度の1年間で成果を出すために会議の回数を増やして煮詰めるべきであるとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第1号から議案第7号まで、議案第11号、議案第12号、議案第27号、議案第28号、議案第30号及び議案第31号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

[登壇]

○猿渡美智子 福祉厚生常任委員長 本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第8号については、執行部より、手話が言語であるという認識に基づく手話言語の普及、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、市が推進する施策を定めることで、全ての市民が共に安心して暮らすことができる共生社会の実現を目的に、条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、当事者の方々との意見交換等を行うのかとの質疑に対し、執行部より、当事者はもちろん、菊池市内にはろう者協会団体はないが、手話サークルの団体等があるため、まずは意見を伺い、よりよい施策をできるように努めていくとの答弁がありました。

また、委員から、第7条に定める具体的な施策は何かとの質疑に対し、執行部より、市民の理解を深めていくため、広報やホームページ、チラシ配布等による周知に取り組み、今後、関係者と協議して進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、手話ができる人を増やすことが大切だと考えるが、講習会などは行っているのかとの質疑に対し、執行部より、菊池圏域2市2町合同で養成講座を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第9号については、執行部より、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったため、児童福祉施設の設備及

び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためである。なお、本市に該当事業所はないとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、本市のように家庭的保育の事業所がない自治体でも改正する必要があるのかとの質疑に対し、執行部より、今後、事業者が事業を行う可能性もあるため。また他自治体においても改正するとのことであったため、条例の改正を行うとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第8号について、この条例の制定は、当事者にとって一歩前進することだが、今後の施策が重要だと考えている。広報等での周知など、様々な方法で広めていただきたいとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第8号及び議案第9号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件及びその他の議決案件3件の4案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第10号については、執行部より、令和6年3月に国土交通省のかわまちづくり事業により整備された河川区域の公園を、都市公園として位置づける必要があるため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、条例の改正を公園の供用開始後にした理由はとの質疑に対し、執行部より、公園の名称が決まっていなかったためであるとの答弁がありました。

次に、議案第29号については、執行部より、福本二区から現況が更地の市有地を消防団詰所用地として利用したい旨の要望があり、公益上、必要があると認められるため、当該地を無償譲渡するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、当該地は道路残地だったのかとの質疑に対し、執行部より、道路残地ではなく、以前庁内で行われた財産の所管課の見直しにより土木課に移管されていたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第32号については、執行部より、市道路線を廃止するに当たり、道

路法第10条第3項の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第33号については、執行部より、市道路線を認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第10号、議案第29号、議案第32号及び議案第33号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、工藤圭一郎議員。

[登壇]

○工藤圭一郎 予算決算常任委員長 おはようございます。本定例会で予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第15号から議案第26号までの12議案です。

2月25日及び3月14日に予算決算常任委員会を、3月4日から6日まで、及び3月10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第15号については、そのほとんどが事業実績または見込額の確定による減額補正ですので、そのうち主なものを申し上げます。

まず、目、保健体育総務費の保健体育総務費については、執行部より、スポーツ大会等出場報償金の申請者の増に伴い、報償費を95万円増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、スポーツ大会等出場報償金を今回増額補正ということは、待っているということかとの質疑に対して、執行部より、例年、この報償費の予算が不足する場合は12月補正または3月補正で対応しているため、12月補正に間に合わなかった方は3月補正での対応となり、長ければ大会が終わって半年以上待っていただく場合もあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、そのような増額補正での状況であれば、当初予算を計上する段階でしっかりと予算措置を行っていただきたいとの意見がありました。

次に、目、社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より、住民税非課税及び均等割のみ課税世帯への給付、子ども加算調整給付金の給付を行った事業で、実績により1億7,980万3,000円を減額をするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、見込みと違ったのはなぜかとの質疑に対し、執行部より、昨年6月の補正予算での時点では住民税課税前であったため、令和5年度のデータを基に算出した対象世帯数は、住民税非課税世帯が約700世帯、均等割のみ課税世帯が約1,400世帯と見込んでいた。課税後、システムにより、実際の世帯数を抽出したところ、住民税非課税世帯は427世帯、均等割のみ課税世帯が371世帯であったためであるとの答弁がありました。

次に、目、観光費の菊池一族プロジェクト事業については、執行部より、菊池一族まつり実行委員会に補助を行っていた祭りの未実施により、70万円を減額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今後、祭りは実施されないということかとの質疑に対し、執行部より、実行委員会は実施しないと決定している。さらに、実行委員会から市が主体で実施するよう要望書も提出されているが、市は実施する考えはないとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、祭りの補助は継続性のある事業なのかを精査して支出してほしいとの意見がありました。

また、委員から、延寿鍛冶展など文化財の展示は、教育委員会と連携して実施することも考えられるのではないかと意見がありました。

次に、議案第21号中、その主なものを申し上げます。

まず、目、地域振興費の交通コミュニティ対策事業について、委員から、コミュニティバス、あいのりタクシー運行補助金を前年度より増額する理由は何かとの質疑に対し、執行部より、燃料価格の高騰と運転手不足のため、事業者が賃上げしたことによるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、公共交通会議委員報酬の17万4,000円は何回の会議を予定しているのかの質疑に対し、執行部より、2回を予定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、本市の公共交通改善対策については、計画期間の5年間に合わせて行おうとしないで、急いで取り組まないと交通弱者の方々に様々な問題が起きてくるのではないかと思う。短期間で何らかの方法、方向性を出すために、最初の年から詰めていく必要があるのではないかと思う。年2回の会議で足りないと思うが、見直す考えはないかとの質疑に対し、執行部より、当初予算では通常会議

を最低でも2回は開催するということで計上したものである。これから交通計画を策定した後に、取組内容を精査し、交通会議のスケジュールを決定するので、改めて増額の補正を計上させていただきたいとの答弁がありました。

次に、目、保健衛生費のがん患者QOL向上事業については、委員から、ウィッグや乳房補整具などに2分の1補助する事業のようだが、令和7年度から新規に始める事業なのかとの質疑に対し、執行部より、令和7年度から新設する事業で、がん患者のQOL向上を目指す事業であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、対象となる方が多いので、とても助かるのではないかと思うとの意見がありました。

次に、目、商工業振興費の未来創造塾事業については、委員から、骨格予算として計上している理由はとの質疑に対し、執行部より、未来創造塾は地域の課題解決を行う担い手の育成を熊本大学及び金融機関などとの産官学金で連携するものである。よって、準備期間を含め早期に事業に着手する必要があるため、当初予算に計上したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第25号については、委員から、工事請負費において、本定例会会期内に判明した職員による事務処理ミスと同等の積算はないかとの質疑に対し、執行部より、指摘のあった山砂及び週休2日工事の件については、適正に積算した上で、予算を計上しているとの答弁がありました。

また、委員から、水道加入金を2,660万円計上してあるが、何戸程度の加入を見込んでいるのかとの質疑に対し、執行部より、過去3か年の実績の平均を計上しており、年間で800戸程度の見込みとなるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第15号について、菊池一族まつり事業補助金については、実行委員会及び観光協会の連名で要望書を提出されており、今後、実行委員会において祭りを開催することは難しいとのことであるので、教育委員会と連携し、キクロスにおいて延寿鍛冶展等を実施するなど、別の方法で推進してほしいとの意見がありました。

次に、議案第21号については、がん患者QOL向上事業について、がん患者に対するウィッグや乳房補装具などを補助する事業だと思うが、必要としているがん患者は多くいると考えている。今回は予算額が10万円とのことだが、予算額を超える申請があった場合は、増額補正を行い、対応してほしいとの意見がありました。

次に、議案第25号については、令和7年度当初予算において、本定例会の会期内に判明した職員による事務処理ミスと同等の積算がないことを執行部に対して確認した。しかしながら、今回の事務処理ミスについては、適正積算を求めた平成26年改正の公共工事品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨に照

らしても、あつてはならないことである。よって、執行部に対して、今後、同様の事務処理ミスが発生しないよう、分科会で総括提言として要望してほしいとの意見があり、経済建設分科会において総括提言することを決定しましたので、執行部に対し総括提言通告書により通告を行いました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、経済建設分科会において総括提言がありましたので、執行部より、総括提言に対する的確な対策を講じるとの答弁がありました。

なお、各分科会長報告に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第15号から議案第20号まで、議案第25号及び議案第26号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、反対討論がありました議案第21号から議案第24号までについては、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げて、予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第1号から議案第12号まで、及び議案第15号から議案第33号までの31案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

〔登壇〕

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第21号から議案第24号、議案第27号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第21号、令和7年度菊池市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

本予算案は、骨格予算案ではありますが、予算規模は290億円を超えております。がん患者の方への支援を行う予算、有機フッ素化合物を含む水質検査を行う世

帯への補助、小中学校の改修工事費など、必要な内容も含まれておりますが、市民の暮らしと生業を支えるものにはなっておりません。

令和6年度補正予算において、また本日、追加議案として、国からの物価高騰の支援金で幾つかの支援はありますが、市独自の支援はほとんどなく、市民の暮らしを守り支えるという点では全く不十分であります。

食材費の高騰で、小中学校の給食費が4月から値上げとなります。値上げ幅は、小学生で年間1人7,000円を超える負担増、中学生では年間1人当たり1万円を超える負担増です。学校給食費の無償化の流れを国でも地方自治体でも進め、努力しているときに、菊池市においては逆行しているのではないのでしょうか。

また、国民健康保険税も2025年度から大幅値上げとなります。かつてない物価高騰の中で、市民の暮らしが追い詰められるような状態の下で、住民の福祉の増進を図るという地方自治体の本来の役割が今ほど求められているときはありません。決算時において、72億円を超えている財政調整基金の活用を行い、国保税の引下げなど、暮らしの応援の予算とすべきであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第22号、令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

本予算案は、昨年12月議会において条例改正が行われ、国保税の引上げが行われたことを反映しての予算であります。12月の福祉厚生常任委員会で示された値上げ後のモデルケースは、どのモデルケースでも値上げ幅は10%を超えており、所得350万円、夫婦2人、子ども2人の4人世帯では6万4,200円の値上げとなり、所得に占める国保税の割合は16.7%であります。物価高騰に苦しむ家計に大きな打撃があります。

また、条例改正の後、県への納付金が当初の予定よりも1億1,000万円以上の減額となったにもかかわらず、市民への負担増はほとんど見直しがされておられません。国保税は会社員などが加入する健康保険と比べて2倍の高さです。全国市長会などは公費投入、国庫負担増を1兆円規模で増やすことを繰り返し求めています。菊池市議会においても同様の意見書が昨年12月議会で提出されました。国にその声をさらに上げるべきであります。同時に、自治体として、独自に何らかの形で国保税の負担軽減策を講じるべきであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第23号、令和7年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本制度が国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的

に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける問題のある制度である点であります。

物価高騰の下で、年金は目減りし、おとし１０月からは窓口負担も倍増しており、このままいけば受診抑制が懸念されます。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第２４号、令和７年度菊池市介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

介護の現場では、基盤崩壊とも言える深刻な事態が広がっています。本市においても例外ではありません。２月に福祉厚生常任委員会が行った市内６つの特別養護老人ホームとの意見交換会でも深刻な実態が寄せられました。

介護保険制度が創設されて２５年、介護保険制度ができた当初には、介護の社会化につながるということが期待されましたが、特別養護老人ホームの入居が要介護３以上になるなど、制度の持続可能性の名の下に、負担増と給付削減が進み、介護報酬は低く抑えられ、保険料は上昇、介護保険の国家的詐欺とも言える状況であります。介護保険の国庫負担を１０％に増やすなど、国による抜本的な解決が待たれますが、同時に、職員の処遇改善、基盤整備への助成など、自治体独自の何らかの施策が緊急に求められています。本予算では、その実態に応えるものになっておりません。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第２７号、第五次菊池市行政改革大綱の策定について、反対の立場から討論を行います。

平成１７年の市町村合併以降、２０年にわたって取り組んできた第一次から第四次までの行財政改革では、正規職員の削減、養護老人ホーム、公立保育園、特別養護老人ホームの民営化、市営住宅管理の民間への移行など、様々な住民サービスが切り捨てられてきました。

本議案である第五次行政改革大綱でも、持続可能な行財政運営の中で、上下水道料金の見直しや学校給食運営の在り方検討など、さらなる住民の暮らし、福祉切捨ての路線が進められようとしています。

国の政治が、今、国民不在で、あまりにも冷たい中で、国の政治の防波堤となって、住民の福祉、暮らしを守るといふ地方自治体の役割が今ほど求められているときはありません。

本議案は、大きな流れはもちろん、個々の施策においても、その流れに逆行するものであることは否めません。

以上の理由から、本議案には反対であります。

以上で、議案第２１号から議案第２４号、議案第２７号については反対討論とし

ます。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第２１号から議案第２４号まで、及び議案第２７号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第２１号から議案第２４号まで、及び議案第２７号に対する討論を行います。

議案第２１号から議案第２４号まで、及び議案第２７号について、賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 議案第２１号から議案第２４号まで、及び議案第２７号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 これで、議案第２１号から議案第２４号まで、及び議案第２７号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第１号から議案第１２号まで、及び議案第１５号から議案第３３号までの３１案件について、採決します。

まず、ただいま反対討論がありました、議案第２１号から議案第２４号まで、及び議案第２７号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第１号から議案第１２号まで、議案第１５号から議案第２０号まで、議案第２５号、議案第２６号及び議案第２８号から議案第３３号までの２６案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の２６案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第２１号から議案第２４号まで、及び議案第２７号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。

議案第２１号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第２２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２２号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第２３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第２４号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第２７号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第２７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２ 議案第３４号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第２、議案第３４号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第３４号、令和６年度一般会計補正予算（第１２号）は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、ＬＰガス使用世帯及び保育所等への支援事業による増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、提案をいたします議案第34号につきましては、ご説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

画面上で議案書の共有はできておりますか。

議案第34号、令和6年度一般会計補正予算（第12号）でございます。

5ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に8,409万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ309億459万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、LPガス使用世帯及び保育所等への支援事業による増額で、先日の県の補正予算成立を受けまして、追加議案として今回の補正をお願いするものでございます。

また、歳入におきましては、旧ふじのわ荘の売却に伴い、不動産売払収入を補正するものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細によりご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 総務費国庫補助金2,991万8,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、新たに実施する物価高騰に対する支援事業の財源でございます。

2 枠目の目2 総務費県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金3,810万3,000円の増額は、LPガス使用世帯への物価高騰に対する支援の財源でございます。

同じく、目3 民生費県補助金の保育所等物価高騰対策支援金補助金394万2,000円の増額は、保育所等への光熱水費、燃料費等の高騰に対する支援の財源でございます。

3 枠目の目1 不動産売払収入3,600万円の増額は、旧ふじのわ荘の売却によるものでございます。

4 枠目の目1 財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

目1 一般管理費7,620万7,000円の増額は、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金でございまして、LPガス使用世帯への支援を行うものでございます。

目5児童福祉施設費788万4,000円の増額は、保育所等物価高騰等対策事業給付金でございまして、保育所等への支援を行うものでございます。

それでは、7ページに戻っていただくようお願いをいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

内容としましては、先ほどご説明をいたしました物価高騰に対する支援事業につきまして、事業実施期間が令和7年度にまたがりますため、2件の繰越明許費の追加を行うものでございます。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時48分

開議 午前11時02分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第34号、令和6年度菊池市一般会計補正予算（第12号）について、質疑を行います。

今回、保育園のほうに、物価高騰に伴い光熱水費を補助するということですが、その積算について、20名以上59人以下だと22万6,000円、60名以上だと40万8,000円ということですけど、例えば定員が59名だったところは22万6,000円で、60人だったところは、1名しか変わらないけども、40万8,000円と約倍違うんですね。この積算の根拠、施設の広さによって積算したのか、それとも、園児1人当たりなのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。荒木議員の質疑にお答えします。

この事業につきましては、県の基準により実施するところで考えておりますので、利用定員で補助の金額が決まっているということでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 利用定員によって決まっているということですけど、私、ちょこっと計算したんですけど、例えば20人定員のところだと1人当たり1万1,300円なんです、園児。60人になると6,800円、100名利用の定員だと4,080円と。同じ年齢の子たちが行っているところが3倍、補助金が違うということになります。

私、これ10名ずつの区切りをやるべきだったんじゃないかと。そのほうがよほど精査をされているような気がするんですけど、県に横並び、県が決めたからという理由は、私、ならないと思うんですけど、3倍ぐらい補助金が違う、定員によって違うということに関しては、何も議論はなかったんでしょうか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 再質疑にお答えします。

先ほど答弁させていただきましたが、県の基準により実施するということで、特に詳細な議論は行っておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 県からお金がかかるという、国からお金がかかるといっても、一般財源にこれ入れているわけなんですよ。より詳細な数字を出すには、より事細かに利用定数を決めてやらないと、1名違うだけで倍もらえる、1名違うだけで半分しかもらえない、こういう不均衡が出てくるので、今後はちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第34号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第3 議会改革検討特別委員会報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議会改革検討特別委員会の報告の件を議題とします。

本特別委員会につきましては、より一層、市民の負託に応えるため、また市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するため、令和5年3月定例会において設置され、調査を行ってきたものです。

このたび、特別委員会の報告が提出されました。

本件について、議会改革検討特別委員会の報告を求めます。

議会改革検討特別委員長、東奈津子議員。

[登壇]

○東奈津子 議会改革検討特別委員長 令和5年第1回定例会において設置されました議会改革検討特別委員会での審査の経過とその結果について、報告をします。

当議会改革検討特別委員会は、二元代表制の下、地方分権が進展する中、地方議会の果たす役割は重要性を増し、議会活動の充実強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められており、より一層、市民の負託に応えるため、また、市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するために、令和5年3月17日に10人の議員をもって設置をされました。その後、令和5年4月21日を第1回目とし、令和7年2月5日までに19回にわたり慎重に審査を行いました。

また、当特別委員会で審査する項目については、事前に行われた全議員対象のアンケート結果から、議員定数、費用弁償、政務活動費、予算決算常任委員会及び開かれた議会づくりの5項目と決定されていました。

よって、その審査項目に優先順位をつけて審査しましたので、その主なものについて申し上げます。

まず、1項目めの予算決算常任委員会については、最初に、予算決算常任委員会

を設置する必要性について審査しました。その結果、全会一致で議案の分割付託の違法性、不適切性を考慮し、予算決算常任委員会は存続させるとの結論を見ております。

次に、その運用の改善について審査しました。その結果、全会一致で1日目の予算決算常任委員会で、執行部が説明する主要事業については、説明が予定されていない主要事業であっても、議会から執行部に対し説明事業の追加を要求できるよう改善すること、また、所管の分科会以外の委員からの意見等を共有することで審査を深めるために、1日目の予算決算常任委員会の終了時に協議会を開催することの2点を改善すべきとの結論を見ております。

なお、この2点の改善点については、ご承知のとおり、昨年6月定例会から運用されているところです。

続きまして、2項目めの費用弁償について、県内13市の状況を調査の上、審査しました。審査の結果、多数決で車の運転が困難などの理由で、公共交通機関を利用する議員以外の費用弁償は廃止するという結論を見ております。

なお、ご承知のとおり、昨年12月定例会で有志により条例改正の議案を上程した結果、否決となっております。

続きまして、3項目めの議員定数について、市民3,000人に対して行った議員定数に関するアンケート調査の結果を分析しながら審査しました。その結果、多数決により、定数は削減するという結論を見ております。しかしながら、その後に削減する人数について、引き続き審査しましたが、最終的に意見がまとまらなかったため、当特別委員会では削減人数は示さないとの結論を見ております。

以上が、令和6年6月定例会で行った中間報告の内容となっております。

続きまして、それ以降の審査の経過とその結果について申し上げます。

まず、4項目めの政務活動費については、その予算額、支給の時期及び使途基準の3つの見直しについて、県内の他市の状況を調査の上、審査しました。

まず、予算額の見直しについては、委員から、他市の状況から、現状維持と判断する。報酬の範囲でよい。物価高騰もあり、議員定数を削減するのであれば、増額してもよいなどの意見があり、採決の結果、現状維持が5人、廃止が1人、増額が3人となり、多数決で現状維持との結論を見ております。

次に、交付時期を概算払いでなく、精算後に変更するか否かについて審査しました。委員から、変更にメリットがないなどという意見があり、採決の結果、現状維持が8人となり、多数決で交付の時期は変更しないとの結論を見ています。

次に、使途基準の見直しについては、その限度額の設定の検討、海外研修の認否及び備品購入の取扱いの3点について審査しました。その結果、まず、項目ごとの

限度額は、全会一致で設定しない。また、海外研修の認否については、委員から、現状から友好都市に限るのであれば認めるべきである。上限を設けるのであれば認めてよいと思う。市民感情に配慮すると今は慎重になるべきであるなどの意見があり、採決の結果、多数決で姉妹都市及び友好都市に台湾の宜蘭市及び台南市東区の2つを加えた都市等への調査に限り、当該経費のうち5分の1を認める。また、備品の購入については、全会一致で政務活動費の年額の5分の1を上限として、当該経費のうち3分の1を認める。しかし、議員資格を失った時点で、その物品に残存価値があるときは、所得税法に基づき算出したその時点の減価償却残額に対する政務活動費の支出額を市へ返還するべきとの結論を見ております。

また、海外研修及び備品購入の変更については、申合せ事項等を一部改正の上、令和7年度から施行すべきとの結論を見ております。

次に、5項目めの開かれた議会づくりについては、広報広聴の充実、議会DX化、リアルタイムでのネット配信及び委員会活動の市民への周知の4点について審査しました。

まず、1点目の広報広聴の充実については、議会広報特別委員会から提出のあった委員会審査、検討のお願いのうち、常任委員会ごとで開催する意見交換会は、開催の方法等を明確にすべきではないかと、意見交換会を続けるのであれば、菊池市議会基本条例第6条の見直しを検討すべきではないかの2点について審査しました。その結果、いずれも全会一致での結論を見ております。

まず、意見交換会の明確化については、意見交換会も含め、議会全体で行う報告会等は、議会広報特別委員会が主体となって開催すべきである。ただし、常任委員会が独自で行う各種団体との意見交換会等は、各常任委員会の判断で随時行うべきである。

なお、議会全体で行う報告会、意見交換会等の内容、形態については、議会広報特別委員会が議論し、決定するべきである。

また、菊池市議会基本条例の見直しについては、現状に合致するように条例の第6条を改正すべきであるとの結論を見ております。

なお、この当特別委員会の結論については、その旨を文書によって、議会広報特別委員会に報告しております。

そのようなことから、本定例会で当特別委員会から菊池市議会基本条例の一部改正の議案を上程します。

次に、2点目の議会DX化については、議会広報特別委員会が本年1月に視察した宮崎市議会の取組となる「みやだんDX」の資料を参考にして、そのスマートフォンアプリを使った議員モニター制度を本市で導入するか否かについて審査しまし

た。その結果、全会一致で、さらなる探求が必要になることから、新たなプロジェクトチームを発足してもらってから、そこで実証実験を行いながら、審査を行っていくべきとの結論を見ております。

また、委員からの提案により、市議会会議録の検索システムを導入するか否かについて、導入費用及びランニングコストの見積額を参考に審査しました。その結果、全会一致で、導入費用が約30万円で、年間のランニングコストが約191万円と高額であるため、直営の可能性も含めて、コストを抑えて運用できないかを新たなプロジェクトチームで議員モニター制度と一緒に審査を行っていくべきであるとの結論を見ております。

次に、3点目のリアルタイムでのネット配信について審査しました。委員から、不穏当発言等もあるので、慎重に審査すべきであり、時期尚早である。事務局から年間約140万円のコストがかかると聞き、導入に賛成したいが、迷っている。宮崎市議会が行っているスマートフォンアプリを使ったリアルタイム配信のランニングコストは月額22万円とのことなので、本市でも実証実験を行いながら、導入を検討すべきであるなどの意見があり、採決した結果、時期尚早により、現時点では導入反対が3人で、導入を前提に検討していくが6人となり、多数決で新たなプロジェクトチームで前述の議会DX化の審査と一緒に審査を行っていくべきとの結論を見ております。

以上の審査結果を踏まえて、本年2月25日に開催された議会審議会で、当特別委員会の委員長である私から、新たに議会DX化のプロジェクトチームの発足を提案しましたところ、全会一致で了承を得ましたので、今後はそこで探求していくことになりました。

最後に、4点目の委員会活動の市民への周知について審査した結果、全会一致で、現在のところ、施行日は未定ですが、議会広報特別委員会の所管事務に広聴も加えるということで、議会運営委員会で決定されていますので、その広聴が加わるタイミングで広報広聴の委員会が検討していくべきとの結論を見ております。

以上、2年弱にわたりまして慎重に審査を行い、終了いたしました。

これで、議会改革特別委員会の審査報告を終わります。

○水上隆光 議長 以上で、議会改革検討特別委員会の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
お諮りします。

議会改革検討特別委員会の調査につきましては、ただいまの委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の調査については、委員長報告のとおり承認しました。

これで、議会改革検討特別委員会の調査を終わります。

○

日程第４ 議員提出議案第１号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第４、議員提出議案第１号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会改革検討特別委員会委員長、東奈津子議員。

[登壇]

○東奈津子 議会改革検討特別委員長 それでは、議員提出議案第１号、菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、申し述べます。

議員提出議案第１号を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び菊池市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提案理由としましては、市民の意見の聴取及び議会活動の報告を行うに当たり、地域に出向いての議会報告会のみならず、多様な機会の場を設けるため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議員提出議案第１号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議員提出議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第5 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議員提出議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、後藤英夫議員。

〔登壇〕

○後藤英夫 議会運営委員長 それでは、議員提出議案第2号、菊池市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し述べます。

議員提出議案第2号を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議員提出議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議員提出議案第2号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第6 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

古田浩敏議員。

〔登壇〕

○4番 古田浩敏 議員 改めまして、こんにちは。議席番号4番、古田浩敏です。

議員提出議案第3号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、議会改革検討特別委員会の一番メインの審査項目でありました議員定数につきまして、参考のため市民アンケートを取り、議員定数削減が61%、現状維持は26.1%という結果となりました。これを参考に審査を重ねましたが、先ほど委員長報告にありましてとおり、削減が多かったものの、議員定数の提案には至っておりません。

市民の声を聞く立場の議会が、6割を超える市民の声を無視して現状維持を選択することは、菊池市議会の信頼を失墜させてしまうと思い、今回、提案をさせていただきました。

また、人口が6万5,000人を超えて、今も増加し続けている隣の合志市が19名で、本市においては、定数20名になった当初、5万1,000人程度あった人口が、令和7年1月では4万6,000人程度と1割程度減少しております。

このような中、議員定数削減は、避けて通れないと考えます。

これが、本案を提出する理由でございます。

条例案につきましては、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、市民の立場に立って考えていただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議員提出議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

安武睦夫議員。

〔登壇〕

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。議員提出議案第3号について、反対の立場から討論いたします。

議員定数削減については、これまで議会改革検討特別委員会の委員長報告がありましたとおり、様々な観点から熟議が重ねられてきました。私もその委員の1人として、議員定数について意見を述べさせていただいたところでございます。そのときに一貫して申し上げておりますのが、基本的には、議員定数の削減については可能であるとして賛成しているところであります。しかしながら、今回の2名削減には反対であります。

理由としましては、令和4年6月議会定例会において提出された議員定数削減に伴う議員追加議案のときにも申し上げましたが、議員定数については、議会機能が低下するような削減は行うべきではないと思うからであります。

現在、本議会は、ご承知のとおり、3つの常任委員会で構成されています。常任委員会の委員数については、全国町村議会議長会の報告によると、1つの委員会は

8名規模が適正であると言われていています。私もそのように思いますが、しかし、現在の委員会構成が、議長を除き、総務文教7名、福祉厚生6名、経済建設6名で活動しているところであります。現在6名で活動している常任委員会がある中で、総務文教常任委員会だけが7名でありますので、1名を削減することは可能だと考えます。しかしながら、2名削減するとなりますと、1つの常任委員会は5名で運営することになり、細やかな議会活動の基本である常任委員会活動においては、議会機能の低下を招くおそれがあると思うところであります。

また、議員提出議案を提出に当たっての議員全体の合意形成も整っていない状態での提案についても、併せて反対であります。

以上の理由から、議員提出議案第3号の反対討論とします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大山宝治議員。

[登壇]

○6番 大山宝治 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号6番、大山宝治です。よろしくお願いします。

私は、今回、議員提出議案第3号に、賛成の立場で発言をいたします。

前回の市議会議員選挙では、皆様ご存じのとおり、候補者が定数を超えず、無投票という結果になりました。私も、皆さんも一緒だと思いますけども、得票という結果が出なくて非常に残念でした。この結果を踏まえて、議員定数の適正化について検討する必要があります。

この地方自治法に基づく目安では、人口が3万人から5万人の都市における適正な議員定数は16名から24名とされております。現在の20名で定数はこの範囲に入っておりますが、無投票の発生、また人口減、近隣の自治体の定数等を考慮しますと、一定の見直しが必要じゃないかと思っております。

議員定数を削減することで、選挙における競争性を高め、よりよくある候補者が立候補しやすい環境を整えることができると考えられます。一方で、極端な削減は地域代表制の低下を招き、住民の意見が適正に反映されない可能性もあります。

以上の点を総合的に勘案し、議員定数を現在の20名から18名に削減することが適正であると判断いたしまして、賛成の立場の討論とします。よろしくお願いします。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議員提出

議案第3号について、反対の立場から討論を行います。

二元代表の下、地方議員は市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政、首長の行政運営を住民の立場からチェックする重要な役割を担っています。

私は、議会が住民の意思を代表し、住民の声を届ける役割を果たすという上で、多様な意見が反映できる数が必要であると考えます。少数意見や異なった意見もきちっと反映できること、とりわけ重視されている女性の市議会への参加も可能とするならば、これらを保障する定数が必要であると考えます。議員1人が対応する住民の数を考えると、菊池市はもちろん、日本全体でも議員の数は足りていないと思います。住民のために働く議員の姿が見えない。何をやっているのか分からない。だから、減らしてもいい。これでは悪循環ではないでしょうか。

また、議員議会には、大きな権限を持った市長、執行機関に対するチェック、監視機能を果たしていくことが求められており、それにふさわしい議員の数が必要であると考えます。

以上の点を踏まえるならば、議員の定数を削減することは、議会と議員の果たす役割を自ら狭めるものであり、市民の声を市政へ届ける重要なパイプを削る行為そのものであり、結果として、自治体を住民から遠ざけることにつながるのではないのでしょうか。

市民が議会に求めていることは、市民の声をしっかりと市政に反映させることであり、市政に対するしっかりとした監視、チェック機能を果たすことであり、定数削減はこの願いと逆行すると考えます。

以上の理由から、議員の定数削減には反対であります。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号3番、稲継智康です。議員提出議案第3号、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、先ほど大山議員も言われましたけれども、私も選挙に出る前に1年間活動させていただきました。しかし、得票という結果が出られずに、無投票という形で当選させていただきました。非常に残念な思いをしました。やはり得票というのが数を知りたかったというのが一番本音でございます。

また、私個人的に議員の定数に関して調べました。現在、約4万5,000人の菊池市においては、一般的には18名から22名が妥当であると。また、広い意見を求めるのであれば20名から24名、そして次に、市の財政があまりよくない、

実際、私たち議員がいろいろお願いしても、行政のほうはお金がありませんという答弁が多いです。そういうことを聞きますと、１４名から１８名が妥当だということで、調べができました。

前回、無投票ということを考えますと、やはり１８名が一番妥当ではないかと、私個人的には思います。

また、先ほど反対討論のほうで、１８名であると常任委員会自体の構成が難しくなるという意見がありましたが、１８名で運営している市議会もいらっしゃいます。そのため、従来のやり方を変えてやることも必要であるし、実際、１８名でやられている委員会もあります。そういうことも一緒に改革を進めていくことが、議会改革の一環であると考えます。

これで、賛成討論を終わらせていただきます。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

本藤潔議員。

[登壇]

○１番 本藤潔 議員 皆さん、こんにちは。議席番号１番、本藤潔です。議員提出議案第３号について、反対の立場から討論をいたします。

今回、議会改革検討特別委員会の委員として、議員定数について議論を重ねてまいりました。その中で実施した市民アンケートでは、多くの市民が議員定数の削減を求めているという結果が示され、こうした声を受け止め、議員定数の削減は避けて通れない課題であると認識をしております。

私個人としまして、削減するのであれば、１名減が妥当ではないかと考えているところであります。しかし、今回の議案で提案されている複数名の削減には賛同できません。その理由は３つあります。

１つ目に、多様な民意の反映が難しくなるということであります。

議員定数を大幅に削減すれば、それぞれの地域の少数意見や、課題が議会に十分に届かないおそれがあります。地方議会の役割の１つは、多様な市民の声を拾い上げ、政策に反映させることであり、そのためには、異なる立場や視点を持つ一定数の議員が必要不可欠だと考えております。

２点目に、新たな人材の参入が難しくなるということです。

議員定数の削減によって、若者や女性、専門的な知識を持つ人材が政治の世界に参入しにくくなることを危惧をしております。議会が多様な視点を持つことで、より幅の広い市民ニーズに対応できるようになり、定数を削減し過ぎることは、結果として議会の閉鎖性を高め、特定の層だけが議員を占める状況を生み出す可能性があります。

3点目に、議会の監視機能の低下であります。

議員1人当たり人口比や、定数減による財政全体に与える影響、常任委員会の適正人数などについて、慎重に議論してきた中で、複数名の議員削減は、地方議会の持つ住民の声を行政に反映させる役割や、行政を監視する機能を弱体化させると考えております。

以上の理由から、2名の議員を削減する提案には賛同できず、議員提出議案第3号には反対といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。議員提出議案第3号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私はこれまで、議員定数削減につきましては、一貫して4名削減を申し上げてまいりましたが、前回の改選前の令和3年第4回定例会では、譲歩して2名削減に賛成をいたしました。結果的には削減に至らず、無投票となってしまいました。削減できていれば、市民の審判を受けることができたのであります。無投票では、市民の代表としての資格がないと私は考えており、市民も認めていないと思います。

現在の菊池市の各支館の廃止の公共施設等総合管理計画、水道検針の改正等は、今後、ますます厳しくなる財政状況によるものであり、議員の皆様は十分理解されていると思います。私としては、市民の痛みの前に、私たち議会が身を切る改革を行い、市民に理解を求めなければならないと考えます。

無投票によって、市民の目は議会に対して厳しくなっていると思われます。先ほどの提案理由でも述べられましたが、市民アンケートでは6割以上の市民が削減を求めています。来年の改選を前に、議会としての財政再建を市民に示す必要があるのではないのでしょうか。

議員各位におかれましては、まずは身を切る改革をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議員提出議案第3号について、賛成討論いたします。

私は、平成24年の初当選以来、議員定数の削減と費用弁償の廃止を一貫して訴えてまいりました。しかし、その都度、議会内で反対され、結果として、前回の市

議選は無投票という事態に至りました。

菊池市は人口約4万6,000人に対して定数が20名と。議員1人当たりの人口が2,300人で、県内近傍市議会の平均の2,850人より極めて少ないのが現状です。また、人口が10年前と比べて約3,000人も減っているのに、議員の数は減らしていません。議員定数削減に反対する意見もありますが、その多くは、自身の立場を守るための保身的な考えに基づいているように感じています。

また、1名削減ならという反対討論がありましたが、じゃあ、なぜ1名削減の議員提出議案を今回出さなかったのか、不思議でなりません。出さなかったということは、削減をする気がないのと同じであります。

議員定数を2名削減すれば、4年間で約5,500万円の歳出を削減できます。今こそ私たち議員が率先して議会の自助努力を行うことは、市民の皆様に対する責任であり、信頼を築く第一歩です。

「隗より始めよ」という言葉が示すように、私たち自身が改革の先頭に立つことで、市民に寄り添い、共に未来を築いていく覚悟を示すことが、市民が、今、私たち菊池市議会議員に求めている期待と願いではないでしょうか。

以上を理由として、賛成討論といたします。

最後に、議員の皆さん、いよいよ市議選まであと1年となりました。市民は見ていますよ。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第3号は、起立により採決します。

お諮りします。

議員提出議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、議員提出議案第3号は、否決されました。



日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第7、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

政治倫理条例検討特別委員会

- 1 政治倫理条例に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和7年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時46分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 本 藤 潔

菊池市議会議員 安 武 睦 夫

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 9 件、その他議決案件 4 件の 13 案件です。

現地調査を踏まえ、2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 1 号**については、執行部より「関係法令に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議等を行うとともに、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保に関する協議等を行うための執行機関の附属機関となる菊池市公共交通会議を設置するため、条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「現在、地域公共交通計画（案）のパブリックコメントを募集中とのことだが、条例を制定する意味は何か。その前に条例を制定すべきだったのではないか」との質疑に対し、執行部より「現在の菊池市公共交通会議要綱の規定に基づき、地域公共交通計画（案）を策定したところではあるが、その要綱には、委員等に対する報酬の規定がないため、条例化して報酬を支払えるようにするものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「県下のほとんどの自治体が公共交通会議条例を制定している中で、平成 30 年に市民アンケートを実施したが、執行部はアクションを取らず、その後、令和 4 年にもアクションを取らないままで市民アンケートを実施しており、それらのアンケートの結果を見ているにもかかわらず、なぜ今、この条例を制定するのか」との質疑に対し、執行部より「本市の公共交通の現状の課題を洗い出し、地域のニーズを確認した結果、計画的、持続的な取組が必要になったため、地域公共交通計画を策定するものである」との答弁がありました。

また、委員から「令和 3 年 6 月定例会で提出された『きくちべんりカーを地元タクシー会社へ事業委託を求める要望書』については、議会は全会一致で採択されたが、なぜ執行部は動かなかったのか。また高齢者が免許を返納しているような状況の中で、本市の地域公共交通計画は、5 か年計画となっており、期間が長すぎると思う。本腰を入れる気はあるのか」との質疑に対し、執行部より「現在、タクシー会社を含めた関係団体で組織する公共交通会議において、各団体の課題を拾って、その解決に向けて真剣に考えているところである。個別の事業者からも色々な要望があっているが、可能であるものには対応していきたい。また公共交通計画は、5 か年計画となっているが、その中に様々な内容の取組があり、例えば 1 年間で終わらせるというような個別の事業もあり、全体の期間が 5 年間であって、個別の事業の期間は、その内容によって変わることになる」との答弁がありました。

次に、**議案第 2 号**については、執行部より「中学校の部活動の地域展開について調査審議し、望ましい中学校部活動の環境整備を推進するための執行機関の附属機関となる菊池市中学校部活動地域展開検討協議会を設置するため、条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「先日、行政視察で研修した奈良市の場合は、どの年度に土日の部活動を地域移行し、どの年度に平日の部活動も地域移行していくということを目的として協議会が始まっていたし、熊本市では部活動を残すことを決めているが、本市の場合は、部活動の地域移行をするか否かの段階から協議会で決めてもらうのか。また何年度を目標として協議していくのか」との質疑に対し、執行部より「本市の場合は、部活動を地域展開するのか否も含めて協議会で検討いただき、その結果に基づき、教育委員会で判断したい。ただ担当課としては、国の方針に沿って、協議会を活用しながら地域展開の実現に向けて進めていきたいと考えている。また検討期間については、補正の予算措置が必要ではあるが、希望としては、国の補助事業に取り組みながら令和7年度の1年間で結論を出したいと考えている」との答弁がありました。

次に、**議案第3号**については、執行部より「菊池市公共交通会議及び菊池市中学校部活動地域展開検討協議会の設置に伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第4号**については、執行部より「人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第5号**については、執行部より「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第6号**については、執行部より「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などを講じるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「介護の支援制度を強化することだが、介護に伴う休暇を取得している職員はいるのか」との質疑に対し、執行部より「介護時間休暇を取得している職員が1人いる」との答弁がありました。

次に、**議案第7号**については、執行部より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第11号**については、執行部より「社会体育施設としての菊池市営小木グラウンドを利用廃止することに伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「区の合意を得たとのことであるが、地元との協議がきちんとしてできているということでした承してよいか」との質疑に対し、執行部より「地元では、区民 22 人に対し、今後、小木体育館跡地と小木グラウンドの管理を地元で続けるのか否かのアンケートが実施されており、そのうち 17 人が『両方とも管理していかない』という結果で、思い出は沢山あるが高齢者しかおらず、地元で管理することは困難であるとの意見があったと聞いている。しかし、集会所については、区の公民館として使っていきたいという意見が出ている」との答弁がありました。

さらに、委員から「地元から小木グラウンドを売却する場合の条件を提示されているのか。また小木グラウンドにある地元の人達が物凄く大事にされているクスノキを伐採するのか」との質疑に対し、執行部より「地元からは、小木グラウンドを売却することになった場合には、太陽光発電事業者、ごみ収集業者、生き物を扱う業者、危険物を扱う業者は、止めて欲しいという要望があっていることを把握している。また所管は施設マネジメント課に移ることになるが、クスノキの件も含めて、引き続き、社会体育課としてもサポートしていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、**議案第 12 号**については、執行部より「社会体育施設としての菊池市七城北地区ゲートボール場を利用廃止することに伴い、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「区の合意を得たとのことであるが、次の用途は決まっているのか」との質疑に対し、執行部より「七城北地区の 10 区で、昨年、区長を通じて区民の意見を取りまとめたいただいております、その結果、流川区以外の 9 区からは、区民の多くがゲートボール場を知らなかったもので、社会体育施設である必要はない。ゲートボール場を廃止することに特に意見はないとの回答があっている。

また、地元の流川区からは、土地を売却する場合は、ごみ回収関係の業者、生き物を扱う業者、太陽光パネル事業者、アパート等の賃貸集合住宅は止めて欲しいという意見が出ているので、所管換えの先の施設マネジメント課に引き継ぐとともに、引き続き、社会体育課としてもサポートしていきたい。よって、次の用途については、教育委員会では考えていない」との答弁がありました。

次に、**議案第 27 号**については、執行部より「現行の第四次行政改革大綱の期間が本年度で終了することから、第五次の菊池市行政改革大綱を策定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「土地開発公社の『解散』とあるのは、『社会情勢の変化から一時休止』でよかったのでは」との質疑に対し、執行部より「本会議での行政改革大綱に関する質疑への答弁のとおり『早期解散を目指します』としていることについては、あくまでも行政事務の効率化・合理化と行政サービスの向上といった行革の視点から、最終的に解散を目指すという目標はぶれることなく持ちながらも、公社の活用の可能性がある間は、状況を見ながら必要であれば少し解散を先延ばししていこうというものである。このことは、先日の公社理事会においても共通認識として確認されている」との答弁がありました。

さらに、委員から「他の自治体での土地開発公社の状況は」との質疑に対し、執行部より「令和5年4月1日現在で、全国で約1,700の市町村のうち578の市町村に土地開発公社が残っており、また県内では本市を含めて5つの市町村が残っている状況である」との答弁がありました。

次に、**議案第28号**については、執行部より「この度、譲渡の相手方から市有地の払下げ申請が提出され、公益上、必要があると認められるので、無償譲渡を行うものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第30号**については、執行部より「菊池市市民会館の指定管理について、文化会館大ホールの閉鎖を考慮し、令和7年度の1年間の指定管理者に、現在の指定管理者である九州綜合サービス株式会社を指定するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第31号**については、執行部より「菊池市総合体育館の指定管理について、来年度の大規模改修を考慮し、令和7年度の1年間の指定管理者に、現在の指定管理者である株式会社東京ドームスポーツを指定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「平成19年から現在まで継続して株式会社東京ドームスポーツが指定管理者となっているのか」との質疑に対し、執行部より「委員のお見込みのとおりである」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第1号**について「委員会審査の中で、地域公共交通計画が5か年計画だったので、もっと早く改善に向けて取り組むよう発言したところであるが、令和7年度当初予算の審査の中で、地域公共交通計画の1年目となる令和7年度における公共交通会議の開催数が2回しか予定されてなかった。計画初年度の1年間で成果を出すために会議の回数を増やして煮詰めるべきである」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第1号から議案第7号まで、議案第11号、議案第12号、議案第27号、議案第28号、議案第30号及び議案第31号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和7年3月19日
総務文教常任委員会 委員長 緒方 哲郎

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案２件です。
２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第８号**については、執行部より「手話が言語であるという認識に基づく、手話言語の普及、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、市が推進する施策を定めることで、全ての市民が共に安心して暮らすことが出来る共生社会の実現を目的に、条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「当事者の方々との意見交換等を行うのか」との質疑に対し、執行部より「当事者はもちろん、菊池市内には、ろう者協会団体はないが、手話サークルの団体等があるため、まずは意見を伺い、より良い施策が出来るよう努めていく」との答弁がありました。

また、委員から「第７条に定める、具体的な施策は何か」との質疑に対し、執行部より「市民の理解を深めていくため、広報やホームページ、チラシ配布等による周知に取り組み、今後、関係者と協議して進めていきたい」との答弁がありました。

さらに、委員から「手話が出来る人を増やすことが大切だと考えるが、講習会などは行っているのか」との質疑に対し、執行部より「菊池圏域２市２町合同で養成講座を行っている」との答弁がありました。

次に、**議案第９号**については、執行部より「栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためである。なお、本市に該当事業所はない」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「本市のように家庭的保育の事業所がない自治体でも改正する必要があるのか」との質疑に対し、執行部より「今後、事業者が事業を行う可能性もあるため。また他自治体においても改正するとのことであつたため、条例の改正を行う」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第８号**について「この条例の制定は、当事者にとって一歩前進することだが、今後の施策が重要だと考えている。広報等での周知など、様々な方法で広めていただきたい」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第８号**及び**議案第９号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和７年３月１９日
福祉厚生常任委員会 委員長 猿渡 美智子

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 1 件及びその他の議決案件 3 件の 4 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 10 号**については、執行部より「令和 6 年 3 月に国土交通省のかわまちづくり事業により整備された河川区域の公園を、都市公園として位置づける必要があるため、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「条例の改正を公園の供用開始後にした理由は」との質疑に対し、執行部より「公園の名称が決まっていなかったためである」との答弁がありました。

次に、**議案第 29 号**については、執行部より「福本二区から現況が更地の市有地を消防団詰所用地として利用したい旨の要望があり、公益上、必要があると認められるため、当該地を無償譲渡するものである」との説明があり質疑を行いました。

委員から「当該地は道路残地だったのか」との質疑に対し、執行部より「道路残地ではなく、以前庁内で行われた財産の所管課の見直しにより土木課に移管されていたものである」との答弁がありました。

次に、**議案第 32 号**については、執行部より「市道路線を廃止するに当たり、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 33 号**については、執行部より「市道路線を認定するに当たり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 10 号、議案第 29 号、議案第 32 号**及び**議案第 33 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 7 年 3 月 19 日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 15 号**から**議案第 26 号**までの 12 議案です。

2 月 25 日及び 3 月 14 日に予算決算常任委員会を、3 月 4 日から 6 日まで及び 3 月 10 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

はじめに、**議案第 15 号**については、そのほとんどが事業実績又は見込み額の確定による減額補正ですので、そのうち主なものを申し上げます。

まず、目、地域振興費の子育て世帯移住支援事業については、執行部より「1 月末現在で 26 件、890 万円の補助金を交付しているが、これまでの申請希望件数及び予定交付額に基づき不足する補助金 280 万円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「補助金を交付した 26 件の地域はどこか」との質疑に対し、執行部より「11 月末現在にはなるが、旭志地域が 1 件、泗水地域が 9 件、七城地域が 4 件、菊池地域が 9 件となっている」との答弁がありました。

次に、目、安全対策費の防犯対策事業については、執行部より「各区より申請のあった防犯灯 LED 化補助金のうち、区の費用負担分等による理由で取下げのあった分の 118 万 4,000 円を減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「取り下げた行政区は何件か。またその理由は何か」との質疑に対し、執行部より「10 行政区から 15 箇所の取下げがあり、その理由は、一旦、手を挙げたが、その後、区内で詳細を検討した結果、取り下げることになったと聞いている」との答弁がありました。

次に、目、財産管理費の庁舎管理経費については、執行部より「本庁舎及び各支所庁舎での電気料及び下水道料の不用額 353 万 9,000 円を減額し、また計画していた公共職業安定所跡地の舗装工事について、土地を売却するように方針を転換したため、未執行となる工事請負費 676 万 2,000 円を減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「光熱水費が 350 万円以上も不要になった理由は何か」との質疑に対し、執行部より「電気代が高騰している中で、九州電力のより安価な標準メニューを施設ごとに設定したことと、昨年に導入したデマンド装置が空調設備のピークを自動制御して節電することができたためである」との答弁がありました。

さらに、委員から「公共職業安定所跡地を売却することになった経緯は」との質疑に対し、執行部より「職員駐車場にする計画であったが、まちの活性化に寄与する商業施設や住宅用地として公売することになったものである。なお、現在、公募中であり 4 月 25 日に入札の予定である」との答弁がありました。

次に、目、教育振興費の教育振興小川基金活用事業については、執行部より「給付型の小川奨学金の内定者が少なかったことによる不用額 928 万円を減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「小川奨学金を減額する理由は、内定者が少なかったためとの説明があったが、何人少なかったのか。また退学者がいたと聞いているが、その影響もあったのか」との質疑に対し、執行部より「当初計画の 20 人に対して、内定者は 6 人となり、14 人少なかったことが減額の理由であり、退学者がいたことによる影響はない」との答弁がありました。

次に、目、保健体育総務費の保健体育総務費については、執行部より「スポーツ大会等出場報奨金の申請者の増に伴い、報償費を 95 万円増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「スポーツ大会等出場報奨金を今回、増額補正するということは、待ってもらっているということか」との質疑に対し、執行部より「例年、この報償費の予算が不足する場合は、12 月補正又は 3 月補正で対応しているため、12 月補正に間に合わなかった方は、3 月補正での対応となり、長ければ大会が終わって半年以上待っていただく場合もある」との答弁がありました。

さらに、委員から「そのような増額補正の状況であれば、当初予算を計上する段階で、しっかりと予算措置を行っていただきたい」との意見がありました。

次に、目、社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「住民税非課税及び均等割りのみ課税世帯への給付、子ども加算調整給付金の給付を行った事業で、実績により 1 億 7,980 万 3,000 円を減額するものである」と説明があり、質疑を行いました。

委員から「見込みと違ったのはなぜか」との質疑に対し、執行部より「昨年 6 月の補正予算の時点では、住民税課税前であったため、令和 5 年度のデータを元に算出した対象世帯数は、住民税非課税世帯が約 700 世帯、均等割りのみ課税世帯が約 1,400 世帯と見込んでいた。課税後、システムにより実際の世帯数を抽出したところ、住民税非課税世帯は 427 世帯、均等割りのみ課税世帯が 371 世帯であったためである」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の私立保育園経費については、執行部より「子どものための教育保育給付費負担金で、令和 6 年人事院勧告に伴う保育士等の人件費引き上げを 10.7%にする公定価格の改定に伴い、1 億 8,278 万 8,000 円を増額するものである」と説明があり、質疑を行いました。

委員から「いくらぐらいの賃上げになるのか」との質疑に対し、執行部より「月額で、保育士 2 万 3,256 円、主任保育士 2 万 2,644 円、所長 1 万 6,600 円、調理師 2 万 4,400 円を増額になる」との答弁がありました。

次に、目、保健衛生費の予防接種事業については、執行部より「1人の方が新型コロナワクチン接種を原因として、死亡認定されたことによる、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金を4,445万3,000円増額するものである」と説明があり、質疑を行いました。

委員から「これまでの死亡認定の数、健康被害の認定の数はどのくらいか。また、相談はあっているのか」との質疑に対し、執行部より「令和3年からの累計で、給付認定された方は5人である。4人が治療による給付で、1人が死亡認定給付である。また、現時点で相談はあっていない」との答弁がありました。

次に、目、農業振興費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「生産資材、肥料、飼料等の高騰による農業経営への影響緩和及び事業継続の一助となる支援金を給付するため、9,951万7,000円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これまで実施してきた物価高騰対応重点支援事業から変更する部分は」との質疑に対し、執行部より「対象者を畜産農家から農業者全体とし、前年度の飼料費を基に算定する方法から販売金額を基に算定する方法へ変更する」との答弁がありました。

さらに、委員から「申請については、できるだけ簡単な方法で、支援が速やかにできるよう進めてほしい」との意見がありました。

次に、目、商工業振興費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「急激な燃料価格高騰の影響を受けている道路運送事業者等に対し、事業用として所有する車両台数に応じて支援金を交付し、さらに、中小企業・小規模事業者への対策として、市内の児童手当受給対象年齢の子どもがいる世帯に、子ども1人当たり5,000円分の菊池市内共通商品券のめぐるん券を交付するため、7,069万4,000円を増額するものである」との説明があり質疑を行いました。

委員から「めぐるん券の交付は子育て支援を目的としたものか」との質疑に対し、執行部より「必ず市内で券が使われるため、中小企業・小規模事業者への対策として行うものである。また、子育て世代に市内事業者を知ってもらい、今後の利用につながることも期待している」との答弁がありました。

さらに、委員から「めぐるん券を、デジタル化する考えは」との質疑に対し、執行部より「課題と捉えており、今後のデジタル化を検討しているが、今回は紙で交付する」との答弁がありました。

次に、目、観光費の菊池一族プロジェクト事業については、執行部より「菊池一族まつり実行委員会に補助を行っていた祭りの未実施により70万円を減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今後、祭りは実施されないということか」との質疑に対し、執行部より「実行委員会は実施しないと決定している。さらに、実行委員会から市が主体で実施するよう要望書も提出されているが、市では実施する考えはない」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後、祭りの補助は継続性のある事業なのかを精査して支出してほし

い」との意見がありました。

また、委員から「延寿鍛冶展などの文化財の展示は、教育委員会と連携して実施することもあるのではないか」との意見がありました。

次に、**議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 19 号**については、委員から「会計年度任用職員を 1 名削減した理由は」との質疑に対し、執行部より「昨年度から引き続き育児休業代替のために予算計上していたものであるが、今年度は対象者がいなかったため減額するものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「水道の受益地の増加に伴い、様々な業務も増えてきていることから、マンパワーを上げて対応できる体制をとっていただきたい」との意見がありました。

次に、**議案第 20 号**については、資本的収入の受益者負担金分担金について、執行部より「住宅、アパートの新築の増加により、767 万 6,000 円を増額するものである」との説明があり質疑を行いました。

委員から「今後、安定的な運営が見込まれていくということか」との質疑に対し、執行部より「既存の管がある部分に建築されるか、管の延長をして建築されるかで変わってくる」との答弁がありました。

さらに、委員から「負担金の増額が見込まれていくものの、設備投資も増加してくるため、今後の見込みを中長期的に分析しながら進めてほしい」との意見がありました。

次に、**議案第 21 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、目、企画費の国内交流推進事業については、委員から「姉妹・友好都市交流事業委託料を前年度より増額する理由は何か」との質疑に対し、執行部より「航空運賃及びバス借上料が高くなったためである」との答弁がありました。

次に、目、国際交流費の国際交流推進事業については、委員から「韓国交流推進事業委託料及び台湾交流推進事業支援委託料は、こういったものを委託するのか」との質疑に対し、執行部より「本市に訪問される場合の交流会の費用と、本市から訪問する場合の旅費が主なものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「委託料というと何かをどこかに委託するというようなイメージがあるが、その辺りをもう少し詳しく説明してほしい」との質疑に対し、執行部より「消耗品などを含めた様々な必要経費を一括して委託するため、委託料として計上するものである」との答弁がありました。

また、委員から「台湾交流推進事業支援委託料と台湾交流推進事業委託料とに分けてある理由は何か」との質疑に対し、「台湾交流推進事業支援委託料は、ある程度見込んである交流に関する委託料で、台湾交流推進事業委託料は、突発的な交流会があった場合に、対応す

るための委託料である」との答弁がありました。

次に、目、地域振興費の交通コミュニティ対策事業について、委員から「コミュニティバス・乗合タクシー運行補助金を前年度より増額する理由は何か」との質疑に対し、執行部より「燃料価格の高騰と運転手不足のため事業者が賃上げしたことによるものである」との答弁がありました。

また、委員から「公共交通会議委員報酬の17万4,000円は、何回の会議を予定しているのか」との質疑に対し、執行部より「2回を予定している」との答弁がありました。

さらに、委員から「本市の公共交通の改善対策については、計画期間の5年間に合わせて行おうとしないで、急いで取り組まないと交通弱者の方々に様々な問題が起きるのではないかと思う。短期間で何らかの方向性を出すためには最初の年から詰めていく必要があるのでは、年2回の会議では足りないと思うが、見直す考えはないか」との質疑に対し、執行部より「当初予算では、通常会議を最低でも2回は開催するという事で計上したものである。これから交通計画を策定した後に、取組内容を精査し、交通会議のスケジュールを決定するので、改めて増額の補正を計上させていただきたい」との答弁がありました。

次に、同目のグリーンツーリズム推進事業については、委員から「きくちふるさと水源交流館の指定管理委託料だけが前年度より予算が減っているようだが、その理由は何か」との質疑に対し、執行部より「市と指定管理者とが令和6年度から令和8年度まで締結している協定に基づき、指定管理者から提出された3年間の事業計画において、自主財源により自走していくというような経営努力義務が掲げられている。よって、その計画に基づき、毎年、委託料を約70万円減額しているものである」との答弁がありました。

次に、同目のふるさと納税促進事業については、委員から「本市の納税額は、県下14市の中で11番目と聞いているが、人口等を踏まえると、まだまだ努力が足りないと思うが、トップとの金額の差は、どのくらいか」との質疑に対し、執行部より「直近の令和5年度では、天草市が21億1,000万円ほどでトップとなっており、本市との差額は、約16億円となっている」との答弁がありました。

次に、同目の域学連携地域づくり事業について、委員から「年々と事業が縮小されており、他事業との統合など今後の方向性は、どうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「令和7年度の補助金が最後の補助となっている」との答弁がありました。

次に、同目の企業版ふるさと納税促進事業について、委員から「具体的にどのような取組なのか」との質疑に対し、執行部より「毎年、約1,000社の企業にダイレクトメールを送っている。また関東、関西等の市外の大手企業には、直接、訪問してお願いしている」との答弁がありました。

また、委員から「個人による、ふるさと納税の計画については、毎年1億円ずつ増えてい

るが、企業版はどうか」との質疑に対し、執行部より「企業版については、経済状況の動向を踏まえながら取り組んでいきたい。また令和6年度の企業版の実績は、本年の1月末時点で2,320万円となっており、前年度の2倍近く増えている状況であるので、今後も少しでも増やしていきたい」との答弁がありました。

さらに、委員から「結果を分析するためには計画を立てる必要があると思うが、どうか」との質疑に対し、執行部より「地域再生計画という企業版ふるさと納税に関する大元の計画があるが、その中に具体定な取組を取り入れるかどうかは、検討させていただきたい」との答弁がありました。

次に、目、情報化推進費の電算管理費について、委員から「自治体情報システム標準化対応作業委託料の約8,000万円は、国全体で標準的なシステムを作ろうということで令和7年度に開始する予定であるが、上手く進んでいないように聞いている。本市の予定は、どうなっているのか。また令和8年度にずれ込んだ場合のことを想定しているのか」との質疑に対し、執行部より「情報システムの標準化については、法律で令和7年度中にシステムを切り替えて対応しなければならいように規定されているため、本市にある20個の業務システムが対象となるが、業者と打ち合わせた結果、ほとんどのシステムは、令和7年8月に切替えを済ませる予定である。ただし、戸籍業務システムは令和8年3月に、また生活保護業務システムは、令和7年度中の切替えは困難との結果から令和8年度にずれ込む予定となっている」との答弁がありました。

次に、給与費明細書について、委員から「時間外勤務手当が前年度より増える理由は何か」との質疑に対し、執行部より「市長選挙、災害対策等も考慮し計上しているが、給与改定に伴い単価が上がったことが主な理由である」との答弁がありました。

さらに、委員から「通勤手当が増える理由は、職員数が増えるからなのか」との質疑に対し、執行部より「通勤手当を計上した職員数は、前年度より1人増えるだけなので、公共交通機関の利用者が増えているのが影響していると思われる」との答弁がありました。

次に、目、一般管理費の区長会経費について、委員から「区長文書配付委託料について、詳しい説明をお願いします」との質疑に対し、執行部より「13班体制で本庁又は各支所から区長の自宅まで文書を配るものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「市の職員が区長文書を配付すれば、区長の自宅を覚えるとともに、途中の道路も覚えるという相乗効果があるという話を聞いた。特に支所の場合は、地元密着なので良い方法と思うが、どうか」との質疑に対し、執行部より「本庁であれば6班となるが、そのうち1班を新規採用の職員で編成して対応しているところである」との答弁がありました。

さらに、委員から「支所のほうでも、職員による配付ができないか検討をお願いします」との意見がありました。

次に、同目のいじめ防止対策事業について、委員から「調査委員会は、どのような場合に開かれるのか。」との質疑に対し、執行部より「調査委員会は、重大な事態が発生した際に開かれることになるが、合併してからこれまで開催実績はない」との答弁がありました。

次に、目、安全対策費の防犯対策事業について、委員から「防犯灯 LED 化補助金が前年度より減っているが、次年度以降も LED 化が進んでいくことで補助金が減っていくという考えでよいか」との質疑に対し、執行部より「毎年、各行政区から申請のあった LED 化補助金は、要望どおり交付してきており、その結果、防犯灯の LED 化率は、令和 3 年度の約 48% から令和 6 年度では 72.6% まで上がっていることから、順調に LED 化が進んでいるところである」との答弁がありました。

次に、目、常備消防費の常備消防費について、委員から「菊池広域連合への負担金について、前年度比 1,748 万 5,000 円の増額分の内訳は、どうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「主な増額分は、菊池広域連合での消防費の中で、常備消防費の 2,291 万 4,000 円と公債費の 2,606 万 4,000 円と起債の 8,400 万円と用地取得費の 908 万円となっている」との答弁がありました。

次に、目、防災管理費の防災管理費について、委員から「所管替えになる緊急離着陸場について、電気と水道の設置工事費はいくらか」との質疑に対し、執行部より「設置費用は、電気設備と水道設備にそれぞれ 20 万円程度を計上している」との答弁がありました。

次に、当初予算全体について、委員から「骨格予算である当初予算を計上するに当たり、予算書に計上されていない肉付け予算分の予算額は。また、どの事業が政策的経費になるのか」との質疑に対し、執行部より「中期財政試算では、当初予算に肉付け分を加えた総額は、306 億円程度と見込んでおり、当初予算との差額が肉付け予算となる。また、中期財政試算における政策的経費の事業については、菊池前進塾、まちなかデザイン会議、子育て世代移住補助、菊池温泉リブランディング事業、菊池一族のプロジェクト事業などがある」との答弁がありました。

次に、目、雑入について、委員から「菊池温泉リブランディング事業で植栽等が計画されているため尋ねるが、正観寺有料駐車場の場所は」との質疑に対し、執行部より「場所は、温泉街の宗教法人正観寺に入る左脇の駐車場となり、市道と駐車場が同じ筆となっており、所有者の正観寺と借地契約している。なお、維持管理は、東正観寺区が行っている」との答弁がありました。

次に、目、財産管理費の庁用車集中管理経費について、委員から「マイクロバス運転管理業務委託料が前年度より増額する理由は何か」との質疑に対し、執行部より「増額の主な理由は、運転手の人件費の見直しにより単価が高騰したためである」との答弁がありました。

次に、同目の公共施設等総合管理計画策定事業について、委員から「現在までの公共施設等総合管理計画における施設の削減実績の進捗状況は、どうなっているのか。また計画の最終目標値は」との質疑に対し、執行部より「令和５年度末の実績で、平成２６年度を基準年度とすると、まず、施設数は、当初が２８５施設で令和５年度末が２２４施設となり、６１施設を削減しており、延床面積の削減率は、平成２６年度を０とすると、令和５年度末で２９．４％となっている。また最終目標値は、計画の見直しを１０年ごとと定めているため、現行の計画では、令和８年度末の３９．７％となっている。なお、維持管理費は、当初が１１億８,９００万円だったものが令和５年度末では８億９,９００万円となり、約３億円を削減したこととなっている」との答弁がありました。

次に、目、事務局費の就学支援事業について、委員から「事業の対象となる外国人の児童生徒数は、何人いるのか」との質疑に対し、執行部より「外国にルーツを持つ児童生徒数となるが、令和６年度が５人で、令和７年度が５人の予定である」との答弁がありました。

さらに、委員から「それらの児童生徒数は、増えてはいないのか」との質疑に対し、執行部より「今のところ増えていない」との答弁がありました。

次に、同目の外国語指導事業について、委員から「直近の英検の実績は。また英検を受けない子もいると思うが、全員が受験する理由は何か」との質疑に対し、執行部より「令和６年度の中学生の英検３級以上の合格者数は、全生徒数４０６人に対し１３４人で、合格率が３３％となっている。また全生徒を受験させる理由については、英検を中学校全体で取り組むことを目標としており、授業中に受験することで効果を上げるためである」との答弁がありました。

また、委員から「ALT 派遣委託料が前年度より増えている理由は何か」との質疑に対し、執行部より「予算額は、見積額となっており、既にプロポーザル方式による入札が終わっていて、契約額は、３,０６５万４００円となっており、過去３年間と同額となっている」との答弁がありました。

また、委員から「行政視察で研修した奈良市では、ALT 派遣を廃止して、タブレットを活用した英語教育に変更することで、コストダウンを図りながらも成果が出ていると伺ったので、本市においても ALT 派遣を検証する時期が来ていると思うが、何か取り組んでいるのか」との質疑に対し、執行部より「令和７年度から３年間の ALT 派遣委託料の債務負担行為を議決いただき、契約済みなので、その間に調査研究したい」との答弁がありました。

次に、目、学校管理費の小学校営繕工事について、委員から「菊池北小学校法面改修工事の箇所は、具体的にどこか」との質疑に対し、執行部より「菊池北小学校グラウンドの入口付近から市道までの区間となっている」との答弁がありました。

さらに、委員から「菊池北小学校法面改修工事の予算は、いくらか」との質疑に対し、執行部より「５,０００万円を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、同目の学校 ICT 教育推進事業について、委員から「現在の Windows タブレットから ipad に変更する理由は」との質疑に対し、執行部より「現在の Windows タブレットは、授業中にアップデートが始まる不具合があったので、Windows タブレット、chrome ブック及び ipad の 3 つのタブレットを学校で試行してもらった結果も踏まえ、教育委員会においてアップデートをできる ipad を選定したものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「キーボードによる入力は考えていないのか」との質疑に対し、執行部より「キーボード付きの ipad ケースを導入する予定である」との答弁がありました。

さらに、委員から「先生が転勤により、タブレットの機種が変わると操作を覚えるのが大変と聞いたが、自治体がタブレットの機種を選定するのか」との質疑に対し、執行部より「今回の共同調達では、Windows タブレット、chrome ブック及び ipad の 3 つの中から各自治体を選定することになっている」との答弁がありました。

次に、同目の小学校及び中学校長寿命化改良事業について、委員から「学校施設耐力度調査委託料について、小学校、中学校それぞれの学校数と予算額は」との質疑に対し、執行部より「小学校が 2 校、1,751 万 8,000 万円で、中学校が 1 校、2,086 万 7,000 円である」との答弁がありました。

さらに、委員から「小学校と中学校で 1 校当たりの金額に大きな開きがある理由は。また見積りは同じ業者か」との質疑に対し、執行部より「耐力度調査委託料については、建物の棟数や延床面積、階数から算出されるが、七城中学校は、増築されていることから建物の棟数が上乗せされることで割高になっている。また見積り業者は、同じ業者である」との答弁がありました。

さらに、委員から「3 校の委託料が本当に適正なのかを再度、精査してほしい」との意見がありました。

次に、目、学校給食費の給食センター等経費について、委員から「負担金の支出先に全国オーガニック給食協議会とあるが、全ての自治体が加盟しているのか」との質疑に対し、執行部より「協議会への加盟は、任意となっているが、本市では、農政課がオーガニックビレッジ宣言を予定していることもあり、学校給食管理室では、当該協議会の先進的な取組等を共有するために加盟しているものである」との答弁がありました。

次に、目、文化施設費の市民会館費について、委員から「高圧電気設備の PCB 検査及び取替工事は、どの施設か」との質疑に対し、執行部より「文化会館の設備である」との答弁がありました。

さらに、委員から「PCB の処分期限は、令和 8 年度までと 1 年間猶予があるので、現状では交換は不要ではないか」との質疑に対し、執行部より「小ホール等もあり、電気設備は、継続して使用するものである。また全庁的計画に沿って交換するものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「文化会館は、特例となるので、1年遅らせて交換するよう検討をお願いする」との意見がありました。

また、委員から「文化会館の土地貸借契約の内容は、どうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「昭和53年から60年間の契約となっており、残り14年間で賃借料が1億4,000万円となっている」との答弁がありました。

次に、目、文化財保護費の文化財保護費について、委員から「人工しめじ茸生産施設を文化財収蔵庫として改修するための実施設計委託料について、設計内容を具体的に示してほしい」との質疑に対し、執行部より「鉄骨の耐震補強、壁材、屋根材の取替え、新たな棚や整理作業室の設置の設計を委託するものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「空調は、付けるのか」との質疑に対し、執行部より「空調についても積算するようにしている」との答弁がありました。

次に、目、社会教育総務費の社会教育振興経費について、委員から「子ども会補助金については、今回の補正予算の説明で、ほとんど使われなかったため減額するとのことだったので、当初予算は、前年度より減額すべきだったのでは」との質疑に対し、執行部より「子ども育成協議会から状況を聴取し、その結果、前年度と同額の予算を計上したものである」との答弁がありました。

次に、目、公民館費の公民館費について、委員から「公民館費の公民館支援コーディネーターと公民館施設管理経費の公民館支援コーディネーターは、何が違うのか」との質疑に対し、執行部より「公民館費の公民館支援コーディネーターは、公民館講座の中でも高度な講座となるキクロスカレッジの運営を担当し、また公民館施設管理経費の公民館支援コーディネーターは、公民館講座を運用するために必要なICT業務を担当する者である」との答弁がありました。

次に、目、保健体育総務費の保健体育総務費について、委員から「学校支援コーディネーターについて、どういった方を予定しているのか」との質疑に対し、執行部より「公募することになるので、中学校の部活動等に詳しい中学校の先生を退職した方が申し込んでいただければ、ありがたいと考えている」との答弁がありました。

また、委員から「新たな施設予約システムでは、オンラインによる支払いとなるので、施設使用料を前払いすることになると思うが、グラウンド等の屋外施設が雨天等により使えなかった場合はどうなるのか」との質疑に対し、執行部より「その場合の施設使用料については、基本的に返金にて対応したい」との答弁がありました。

次に、目、体育施設費の斑蛇口湖ボート管理費について、委員から「以前から要望していた艇庫のボート用リフトの整備費用が計上されていないが、どうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「ボート場の整備については、現在2つある地元住民による協議会が、

今年度中に統合され、その新たに発足した協議会の中で、ボート場に関することも議論されると伺っているので、そこでの意見を参考にしてボート場全体の整備計画を作成する予定である」との答弁がありました。

さらに、委員から「ボートの全国大会出場者は、各チームでオールを持ち込まれているが、近年、運搬費用が高騰していると聞いている。市で負担することはできないのか」との質疑に対し、執行部より「市民レガッタ大会委託料の範囲内で対応したい」との答弁がありました。

次に、歳入の固定資産税については、委員から「菊陽町や大津町では固定資産税の収入がTSMC の関係で上がっているとのことだが、本市においては上がっていないのか」との質疑に対し、執行部より「土地及び家屋については新築住宅が増加しているため上がっている。償却資産については、設備投資がないと基本的には徐々に減っていくことになる。今後、稼働予定の工場等のものは、3年の課税免除期間の後から反映していく」との答弁がありました。

次に、目、環境衛生総務費の小規模水道施設整備等事業については、委員から「水質検査に係る要綱の整備は今後行うということか」との質疑に対し、執行部より「現在作成中である」との答弁がありました。

さらに、委員から「先日の予算決算常任委員会で質疑があった、簡易水道や地区有の水道のように水源が1か所であれば、検査についても1か所とすることが適当ではないか」との質疑に対し、執行部より「共有水道等の団体の水源に係る検査については、水質基準の項目も多く、同一項目の検査は年1回とすることを念頭に要綱を制定する予定である」との答弁がありました。

次に、目、清掃総務費の産業廃棄物処分場監視経費については、委員から「水質検査はどのような検査を行っているのか」との質疑に対し、執行部より「水質汚濁防止法及び環境基本法等で定める各基準に基づき、産業廃棄物処分場周辺の河川水、放流水及び地下水について、市内10か所において検査している。主なものとして、谷川産廃施設取水地放流口は毎月実施し、監視井戸は、年4回実施している。その他8か所については、年2回検査を行っている」との答弁がありました。

次に、繰入金の環境整備基金繰入金については、委員から「1億1,300万円程度の繰り入れがされているが、基金の残高はいくらになるのか」との質疑に対し、執行部より「令和7年度で全額使用する考えである」との答弁がありました。

次に、目、民生費負担金の園児副食費負担金については、委員から「令和6年度の公定価格は4,800円だが、300円補助を行い、保護者負担は4,500円だったと思うが、令和7年度は保護者負担が4,800円なのか」との質疑に対し、執行部より「国からの補助が決定してい

ないので、公定価格の 4,800 円で徴収する予定である」との答弁がありました。

さらに、委員から「国の補助がまだ決定されていないと思うが、市独自で予算措置すべきである」との意見がありました。

次に、目、児童福祉総務費のファミリーサポート事業については、委員から「登録している会員数はどれくらいか」との質疑に対し、執行部より「令和 6 年 12 月末時点で、預かりをお願いする会員が 187 人、預かる協力をしていただける会員が 49 人、預けることも預かることも出来る両方会員が 83 人である」との答弁がありました。

さらに、委員から「この事業の実績はどれくらいか」との質疑に対し、執行部より「令和 3 年度が延べ 216 件、令和 4 年度が延べ 201 件、令和 5 年度が延べ 75 件、令和 6 年度が 12 月末時点で 45 件である」との答弁がありました。

次に、同目の児童育成クラブ経費については、委員から「希望する子どもの数に対して、受け皿は足りているのか」との質疑に対し、執行部より「現在待機児童はいない」との答弁がありました。

さらに、委員から「新規で開設を予定しているところはあるか」との質疑に対し、執行部より「新たに開設する児童育成クラブはない」との答弁がありました。

次に、同目の相談事業については、委員から「女性相談員支援員は、会計年度任用職員の予算を 1 人減らした理由は何か」との質疑に対し、執行部より「正規職員の社会福祉士の配置を行ったためである」との答弁がありました。

次に、目、高齢者福祉費の高齢者生活支援事業については、委員から「介護保険事業で行う住宅改修との違いは何か」との質疑に対し、執行部より「介護保険事業で行う住宅改修は上限が 20 万円であり、その金額を超えて、50 万円を上限として補助を行っている」との答弁がありました。

さらに、委員から「介護保険事業で行う住宅改修は、制度開始から 30 年以上経っているが、上限の 20 万円はずっと変わってない。住宅改造助成補助金についても、上限 50 万円とのことだが、物価高騰などにより、住宅改修を行う事業者から非常に厳しいという声を聞いている。それぞれ国、県と統一的な事業だと思うが、上限のアップの検討を行っていただきたい」との意見がありました。

次に、同目の生きがいづくり促進事業については、委員から「老人クラブの会員数は年々少なくなっている。会員を増やすのは、地域にとって大事なことである。老人クラブを存続するために、どのような手だてを行うのか、毎年同じような補助金の出し方も考え直す必要があるのではないか」との質疑に対し、執行部より「老人クラブ連合会事務局と会員を増やすにはどうすればよいか協議を行っている。その中で補助金についても有効な方法はないか話し合いを行っている。しかし、今年度から老人クラブ連合会では泗水支部がなくなり、現

在、七城支部と菊池支部で活動されている状況である」との答弁がありました。

次に、目、保険衛生費のがん患者 QOL 向上事業については、委員から「ウィッグや乳房補製具などに 2 分の 1 補助する事業のようだが、令和 7 年度から新規に始める事業なのか」との質疑に対し、執行部より「令和 7 年度から新設する事業で、がん患者の QOL 向上を目指す事業である」との答弁がありました。

さらに、委員から「対象となる方は多いので、とても助かるのではないかと思う」との意見がありました。

次に、目、予防費の健康づくり推進事業については、委員から「熊本連携中枢都市圏健康ポイント事業のアプリの利用者は増えているのか」との質疑に対し、執行部より「令和 5 年度と令和 6 年度に、企業版ふるさと納税制度で第一生命から職員を派遣いただき、アプリの専任として普及活動等を行った。結果、登録者数も協力店もかなり増加し、県内でも菊池市がトップクラスであると認識している」との答弁がありました。

次に、同目の予防一般事業については、委員から「本市に菊池養生園保健組合があることは、大きな意味があると思っている。お金をかければ病院等でもいろいろな検査が出来るが、そこに格差があってはならない。養生園保健組合においても、医師の増員など、利用しやすい経営努力をされているが、本市として養生園保健組合の意義をどのようにとらえているか」との質疑に対し、執行部より「公立の医療機関であり、健診の機関であるため、本市としても連携し、公立の強みというところをしっかりと出していきたいと定期的に議論を行っている」との答弁がありました。

次に、目、農業委員会費の農業委員会一般事務事業については、委員から「農業委員への報酬が昨年度に比べ大幅に減額している理由は。また、活動実績により支払うものではないのか」との質疑に対し、執行部より「年額の報酬に上乘せする活動実績に伴う農地利用最適化交付金の減額によるものである。また、活動実績により支払うものであるため、不足する場合は補正予算を計上したい」との答弁がありました。

次に、目、畜産業費の家畜導入事業については、委員から「何頭分を見込んでいるのか。また、予算が不足する場合はどうするのか」との質疑に対し、執行部より「240 頭分を見込んでいる。また、現時点では予算の範囲内での交付を考えている」との答弁がありました。

また、委員から「過疎対策事業債が充当されているが、従来から一般財源で対応していた事業にそのまま充当するのではなく、事業の拡充を検討してほしい」との意見がありました。

次に、目、農地費の農業競争力強化基盤整備事業については、委員から「七城北部地区と鍋倉地区の事業完了の予定は」との質疑に対し、執行部より「いずれも令和 10 年度までを予定している」との答弁がありました。

次に、目、林業総務費の予防伐採事業については、委員から「昨年指摘した要綱の整備は進んでいるか」との質疑に対し、執行部より「議会からの提言を踏まえ、予算は拡充し、要綱は改正している」との答弁がありました。

次に、目、林業振興費の林業振興事業については、委員から「林業・木材生産性強化対策事業補助金の対象となる事業は」との質疑に対し、執行部より「市内の林業事業体が、木材を積む重機を購入する際に事業費の2分の1を県が交付するものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「大型機械だけではなく、草刈機の購入に対し補助をする考えは」との質疑に対し、執行部より「森林環境譲与税の活用を含め、今後検討していきたい」との答弁がありました。

次に、目、商工業振興費の未来創造塾事業については、委員から「骨格予算として計上している理由は」との質疑に対し、執行部より「未来創造塾は、地域の課題解決を行う担い手の育成を、熊本大学及び金融機関などの産官学金で連携するものである。よって、準備期間を含め早期に事業に着手する必要があるため、当初予算に計上したものである」との答弁がありました。

次に、目、観光費の観光費については、委員から「モンベルフレンドタウン負担金のメリットは」との質疑に対し、執行部より「モンベルが発行する雑誌に市の情報を掲載できること及び市内の旅館等がフレンドショップに登録し広告できることによるメリットがある」との答弁がありました。

次に、同目の観光施設整備事業については、委員から「七城温泉ドームの修繕料が毎年高額であるが、どのように考えているか」との質疑に対し、執行部より「建設から約30年経過しており修繕料が増加している。今後七城温泉ドームのあり方について検討していきたい」との答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業については、委員から「古い橋においては、点検済であることなどを表示し安心して通行できることを周知していく考えはあるか」との質疑に対し、執行部より「市民の安心につながることであるため前向きに検討したい」との答弁がありました。

次に、目、河川維持費の国県所管河川除草作業委託事業については、委員から「七城地区の草刈りは、これまでと同様に随意契約を行う予定か」との質疑に対し、執行部より「国からは経費を除いた直接工事費分の歳入があるため、通常の入札は難しいと考えているが、今後検討したい」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後、コスモスの管理と除草作業については分けて考えて予算計上してほしい」との意見がありました。

次に、目、都市計画総務費の都市計画総務費については、委員から「都市計画マスタープラン策定の予算が昨年も計上されていたが、何年かけて策定するのか」との質疑に対し、執行部より「2か年かけて策定するものである」との答弁がありました。

次に、目、公園費の公園管理経費については、委員から「旭志地区の遊具を整備した広場の除草作業の経費は公園管理経費の中に含まれているのか」との質疑に対し、執行部より「旭志グラウンドと一体で除草作業の委託を行うため、社会体育課の予算で計上している」との答弁がありました。

さらに、委員から「年間で2回程度しか除草作業ができないと考えるが、都市整備課でも管理状況を見ながら増額も踏まえて適切に対応してほしい」との意見がありました。

次に、目、住宅管理費の住宅管理費については、委員から「市営住宅の戸数を徐々に減らしているが、現状の戸数と今後の計画は」との質疑に対し、執行部より「今年度、1,170戸から1,146戸に減らし、令和9年度までの目標戸数は986戸である」との答弁がありました。

また、委員から「民間の集合住宅を活用し家賃補助をする自治体もあるが、本市において実施する考えはないか」との質疑に対し、執行部より「現状では実施する考えはないが、将来的には検討が必要と考える」との答弁がありました。

次に、**議案第22号**の国民健康保険事業費納付金については、執行部より「税率改正時には、県への納付金を17億1,000万円と見込んでいたが、県から15億9,846万7,000円になるとの通知が来たため、1億1,153万3,000円の減額となった。そのため、約1億3,200万円の財源不足が見込まれる。増収した国保税9,400万円と、約2,100万円の財政調整基金繰入金を繰り入れ、残りの約1,700万円については国保財政調整繰入金として法定外繰入れを行うものである」との説明がありました。

委員から「税率改正時の説明では、不足する1億9,000万円の半分程度である約9,500万円については、税率の改正によって賄い、約5,000万円を財政調整基金繰入金、加えて法定外繰入れをした上で不足分を賄うということだったと思うが、不足する額が減ったということか」との質疑に対し、執行部より「県への納付金が、1億1,000万円ほど見込みより減ったため、税率改正時には、約1億9,000万円不足すると見込んでいたが、当初予算では、約1億3,200万円の不足と見込んでいる」との答弁がありました。

さらに、委員から「納付金が減ったということだが、要因は何か。また、予測は出来なかったのか」との質疑に対し、執行部より「納付金の算定については、県が国から係数などの提示を受けて算定し、市町村への納付金を決定する。昨年の11月に国からの提示に従い算出したところ、県全体で医療費が去年と比べ約40億円下がったため、各市町村の納付金が

減額となったことが要因である。県においても、国からの通知が来ないと算定出来ないため、11月頃の算定が精一杯で、数年先の見通しについても、県は示せない」との答弁がありました。

さらに委員から「財源不足の半分を改正した税収で賄うという国保運営協議会からの答申で、市は答申に基づき 9,500 万円を税収増で賄うということになっていたと記憶しているが、税率は上がったが、前提である不足分の半分を税収で賄うという説明からは、大きな齟齬があると思う。現在の試算であれば 6,600 万円を賄う税率改正で済んだのではないか。県への納付金が減ることを見込むのは難しいという事情は理解したが、大きな齟齬が出ていることについてはどう認識しているのか」との質疑に対し、執行部より「出来る限り被保険者に負担をかけないようにということで、本市においても最大限試算を行い、税率改正を検討してきた。県への納付金が 1 億 1,000 万円程度減額となったことを、安易に仕方がなかったとは考えていない。実際に不足する財源をどうするかというところが当面の課題であったため、どこかの時点で、判断し、見込みを立てて税率改正を行う必要があった。また、平成 20 年の税率改正から、約 17 年来の改正であり、納付書を送付する時期は 7 月になるが、新年度 4 月からの税率であり、市民への周知を行うため、12 月定例会へ上程したところである」との答弁がありました。

次に、**議案第 23 号**の歳入の後期高齢者医療保険料については、委員から「内訳で特別徴収が減って普通徴収が増えているのはなぜか」との質疑に対し、執行部より「後期高齢者医療広域連合から示された保険料の総額に、特別徴収と普通徴収の割合を用いて算出しているが、令和 6 年度は、過去の実績の平均で算出し、令和 7 年度は、直近の割合で算出しているため」との答弁がありました。

さらに、委員から「年金額が少なく特別徴収が出来ない人が増えたのか」との質疑に対し、執行部より「年金以外の収入があり、保険料が変わることで普通徴収となる場合がある。年金収入が少ないため普通徴収になる方が多くなったという認識はない」との答弁がありました。

次に、**議案第 24 号**の目、介護サービス等諸費の介護サービス等諸費については、委員から「訪問介護の単価が引き下げられ、訪問介護事業所が撤退した地域が 107 町村という実態があるようだが、本市に訪問介護事業所はどれくらいあるのか」との質疑に対し、執行部より「14 事業所である」との答弁がありました。

さらに、委員から「本市においても今後、訪問介護事業所が足りなくなることは、他人事ではないと考えるが、事業所の経営実態や状況について把握しているのか」との質疑に対し、執行部より「昨年 12 月から各事業所、施設等に人材不足や課題等についてのアンケート調査を行っている。今後、集計と確認を行い検討していきたい」との答弁がありました。

次に、介護給付費準備基金積立金については、委員から「令和 7 年度予算で 1,239 万 1,000 円計上されているが令和 6 年度での基金残高はいくらか」との質疑に対し、執行部より「約

6億350万円である」との答弁がありました。

次に、**議案第25号**については、委員から「工事請負費において、本定例会の会期内で判明した、職員による事務処理ミスと同等の積算はないか」との質疑に対し、執行部より「指摘のあった山砂及び週休2日工事の件については、適正に積算した上で、予算を計上している」との答弁がありました。

また、委員から「水道加入金を2,660万円計上してあるが、何戸程度の加入を見込んでいるのか」との質疑に対し、執行部より「過去3か年の実績の平均を計上しており、年間で800戸程度の見込みとなる」との答弁がありました。

また、委員から「水質検査の回数を増やす計画はあるか」との質疑に対し、執行部より「来年度については、国、県等と協議しながら検査回数を適宜判断していきたい。また、令和8年度からは年間4回程度の水質検査が義務付けられる予定である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「検査結果を市民に知らせる方法について、きくち防災・行政ナビで周知するなど、今後考えていただきたい。」との意見がありました。

次に、**議案第26号**については、委員から「本市における下水道事業の経費回収率はどのくらいを見込んでいるのか」との質疑に対し、執行部より「85%を切っている」との答弁がありました。

さらに、委員から「資金がなければ設備の更新も進まないため、今後使用料を上げていく必要があるのではないか」との意見がありました。

また、委員から「旭志地域において、市が維持管理する合併浄化槽へ切り替えていくように周知徹底をしてほしい。また、手続きの簡略化についてはどのように考えているか」との質疑に対し、執行部より「寄付採納申請については簡略化できていると考えるが、今後さらに周知し実施していきたい」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第15号**について「菊池一族まつり事業補助金については、実行委員会及び観光協会の連名で要望書を提出されており、今後、実行委員会において祭りを開催することは難しいとのことであるので、教育委員会と連携しキクロスにおいて延寿鍛冶展等を実施するなど別の方法で推進してほしい」との意見がありました。

次に、物価高騰対策事業について「以前、国の交付金を全額充てていたことにより、決算において減額した際に、国に交付金を返還することがあったが、今回は、一般財源を含めて予算化されており、改善されたことに対し評価をする」との意見がありました。

次に、**議案第21号**については、市民会館費について、「文化会館の高圧電気設備をPCBの検査後に交換するための工事請負費が計上されているが、PCBの処分期限は、令和8年度までと、1年間余裕があるので、文化会館の高圧電気設備の交換時期に関しては、今後の市民会館のあり方を考えながら、早急ではなく、もう少し精査していただきたい」との意見があ

りました。

次に、斑蛇口湖ボート場について「栈橋も、ボート用リフトも何年も整備が手付かずという状況である。今度の斑蛇口湖ボート場の活性化が菊池の温泉街への活性化に繋がっていくと思うが、見ていると、ほったらかしという感じがする。どちらを優先するのかは分からないが、早急に計画を立てて、何とか着手していただきたい」「竜門ダムの工業用水の未利用水を半導体関連に使うということも含めて、非常に竜門ダムの地名度は上がり、注目されていると思う。そういうことも生かしながら観光に結び付けるためにも、栈橋とボート用リフトの整備については、スピード感を持って対応していただきたい」との意見がありました。

次に、がん患者 QOL 向上事業について「がん患者に対するウィッグや乳房補装具などを補助する事業だと思うが、必要としているがん患者は多くいると考えている。今回は予算額が 10 万円との事だが、予算額を超える申請があった場合は増額補正を行い対応してほしい」との意見がありました。

次に、過疎対策事業債について「従来一般財源で対応していた事業へ充当するだけでなく、事業を拡充してほしい。また、過疎対策効果を最大限に活かせるソフト事業の新設を強く求めている」との意見がありました。

次に、観光施設整備事業について「七城温泉ドームの修繕料が毎年高額であるため、今後のあり方を検討してほしい」との意見がありました。

次に、所管する予算全般について「本来、市が実施するべきではないと考える事業がいくつか見受けられる。市民の生活に関わる予算を重視し、予算の無駄を見直す場が必要なのではないか」との意見がありました。

次に、**議案第 22 号**の国民健康保険事業納付金について「12 月定例会での税率改正に伴う説明時から、納付金において 1 億 1,000 万円を超える差額が出たとの説明があった。そうであれば、自治体として負担軽減に向けた取組を行っていただきたい。特に子育て世帯の負担は重く、軽減を行う必要があると考えている」との意見がありました。

次に、**議案第 24 号**の介護サービス等諸費について「介護の現場は、報酬改定及び人手不足によって、大変厳しい運営を迫られている。福祉厚生常任委員会との意見交換会を行った、特別養護老人ホームにおいて同様の実態がわかった。根本的な問題は、国の報酬改善等の制度改正が必要と考えるが、このまま改正を待っても、本市においても施設の廃業等が現実のものになるのではないかと懸念している。これは高齢者だけではなく、すべての世代の課題であると考えている。現在行っているアンケート調査を踏まえ、本市独自の施策を早急に行う必要がある」との意見がありました。

次に、**議案第 25 号**について「令和 7 年度当初予算においては、本定例会の会期内で判明した、職員による事務処理ミスと同等の積算がないことを執行部に対して確認した。しかしながら、今回の事務処理ミスについては、適正積算を求めた平成 26 年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨に照らしても、あってはならないことである。よって、執行部に対して、今後同様の事務処理ミスが発生しないように、分科会で総括提言として要望してほしい」との意見があり、経済建設分科会において総括提言することを決定しましたので、執行部に対し、総括提言通告書により通告を行いました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、経済建設分科会において総括提言がありましたので、執行部より「3つの総括提言の対応については、まず、1点目の『二重三重のチェックリストの作成等によって、再発防止に努めること』に対しては、事業計画から発注までのチェックシート、契約事務に関するチェックシート及び工事の開始から完了までのチェックシートの3つのチェックシートを作成し、複数名の職員で必ず再点検しながら業務を進めていく。さらに、受注者との協議等に関する書面におけるやりとりは、課共有のメールで実施し、業務を留保せずに進めているか確認体制の強化を図っていく。次に、2点目の『工事契約システム、水道工事積算システム等の電算システムについては、ヒューマンエラーが起らないように改修するよう努めること』に対しては、業務システムに、入力漏れや誤りをエラー表示により再考を促す仕様に改修できるようにシステム会社と協議を行っていく。最後に、3点目の『変更契約をはじめ、各種ガイドライン、週休2日工事実施要綱等の公共工事施工に関する契約事務については、発注者、受注者双方が正しく理解できるよう研修等を実施すること』に対しては、定期的に菊池市管工事組合との契約事務に関する協議及び研修の場を設けるとともに、それ以外の受注者には事前打合せにおいて、変更手順等の再確認を行い、双方が適正な事務手続きのもとに事業を進めていく。さらに、その中で疑義が生じた場合は、財政課にも確認しながら、発注者と受注者の双方が共通認識のもとに事業を進めていくよう努めていく」という総括提言に対する的確な対策を講じるとの答弁がありました。

なお、各分科会長報告に対する質疑は、ありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 15 号**から**議案第 20 号**まで、**議案第 25 号**及び**議案第 26 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、反対討論がありました**議案第 21 号**から**議案第 24 号**までについては、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和7年3月19日

予算決算常任委員会 委員長 工藤 圭一郎

付 録

令和7年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(2月19日・3月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第1号	菊池市公共交通会議条例の制定について	原案可決
議案第2号	菊池市中学校部活動地域展開検討協議会条例の制定について	原案可決
議案第3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	令和6年度菊池市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議案第14号	令和6年度菊池市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第15号	令和6年度菊池市一般会計補正予算（第11号）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第16号	令和6年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第17号	令和6年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第18号	令和6年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第19号	令和6年度菊池市水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第20号	令和6年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第21号	令和7年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第22号	令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第23号	令和7年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第24号	令和7年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	令和7年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第26号	令和7年度菊池市下水道事業会計予算	原案可決
議案第27号	第五次菊池市行政改革大綱の策定について	原案可決
議案第28号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第29号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市市民会館）	原案可決
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市総合体育館）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第32号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決
議案第34号	令和6年度菊池市一般会計補正予算（第12号）	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第1号	菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出 議案第2号	菊池市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出 議案第3号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議事		
議事第1号	菊池市議会副議長の選挙	1人選挙
議事第2号	菊池広域連合議会議員の選挙	1人選挙
報告		
報告第1号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第2号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告